会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」

平成27年3月

会 計 検 査 院

参議院決算委員会において、平成24年8月27日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月28日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、25年10月16日、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、除染に係る費用の見通しとその負担が不透明であることや、柏崎刈羽原子力発電所が25年9月末現在稼働していないなど、東京電力株式会社の業務運営が総合特別事業計画における見込みとは異なるものとなっていることなどのため、同計画の大幅な改定が見込まれるなどの状況を踏まえた上で、25年度以降に実施された支援等について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することとしたものに係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

目 次

第	$\hat{i}1$	検査の背景及び実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	検	き査の要請の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	28	5年報告の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	28	5年報告以降の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)	原子力災害からの福島復興を加速させるための閣議決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)	機構法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	(3)	原子力災害対策本部による避難指示区域の見直し15
4	検	き査の観点、着眼点、対象及び方法 ·····15
	(1)	検査の観点及び着眼点 ・・・・・・・・・・・・15
	(2)	検査の対象及び方法・・・・・・・・・・・16
第	\hat{i}^2	検査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・17
1	原	至子力損害の賠償に関する国の支援等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・17
	(1)	国による財政上の措置等の状況19
	ア	7 原賠法に基づく措置の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	イ	· 国から機構に対する財政上の措置の状況 ······20
	(2)	国による財政上の措置以外の支援等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ア	~ 審査会及びADRセンターによる支援の状況 ······25
	イ	アプログログログログログ アラス
	ウ	7 機構法附則の検討条項に係る進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・29
2	機	後構による資金援助業務の実施状況等3 3
	(1)	機構及び東京電力による特別事業計画の作成等の状況 ・・・・・・・・・・33
	ア	特別事業計画の作成及び変更の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・33
	イ	新・総特の作成等に係る業務の委託の状況 ······37
	(2)	資金援助業務の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
	ア	7 東京電力が発行する株式の引受け等の状況38
	イ	・ 交付国債の償還請求及び賠償資金の交付の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・45
	(3)	機構への負担金の納付及び機構からの国庫納付の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ア	・ 機構への負担金の納付の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	イ	・ 機構からの国庫納付の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
	ゥ	7 交付した資金の回収に係る試算 ······55

	(4) ‡	幾構の決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
	ア	23、24、25各年度の決算 ・・・・・・・・・・・・・・59
	イ	23年度決算の運営委員会での議決について60
3	東河	京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等62
	(1) J	原子力損害の賠償の状況 ······62
	ア	損害項目及び賠償基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
	イ	東京電力による賠償金の支払状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
	(2)	特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況90
	ア	経営の合理化のための諸方策の実施状況90
	イ	収支見通しの状況 ・・・・・・・116
	ウ	金融機関への協力要請等129
	(3) 1	1~4号機の廃炉に向けた取組等・・・・・・・・・・・・132
	ア	1~4号機の廃炉に向けた取組 · · · · · · · 132
	イ	汚染水問題への対策等141
	ウ	福島第一原発の廃炉・汚染水対策に係る東京電力の負担等158
	工	廃炉・汚染水対策に対する国の支援等166
	(4) 3	東京電力の決算の状況 ・・・・・・・・・・・178
	ア	23、24両年度の決算 ・・・・・・・・・・・・・・179
	イ	原子力損害賠償支援機構資金交付金の収益計上・・・・・・・180
	ウ	25年度決算 · · · · · · · · 180
第	3 検	査 の結果に対する所見182
1	検査	この結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
2	所見	L · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
別	表 ·	205

本文及び図表中の数値は、原則として、単位未満を切り捨てて表示している。上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事例一覧

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一)検査の対象

内閣府、文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構、東京電力株式 会社等

(二)検査の内容

東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に 関する次の各事項

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況
- ② 原子力損害賠償支援機構による資金援助業務の実施状況等
- ③ 東京電力株式会社による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

2 25年報告の概要

上記の要請により、会計検査院は、東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関して、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から検査を実施し、25年10月16日に、会計検査院長から参議院議長に対してその検査の結果を報告した(以下、この報告を「25年報告」という。)。

25年報告における検査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

国による原子力損害の賠償に関する様々な支援等は、一般会計、エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計の負担により実施されており、23、24両年度(一部は25年9月末まで)に国が負担等をした額は、計3兆3044億余円となっている。国は、原子力損害賠償支援機構(26年8月18日以降は原子力損害賠償・廃炉等支援機

構。以下「機構」という。)に対して原子力損害賠償支援機構国庫債券(以下、本報告書の「交付国債」は、この国債のことをいう。)5兆円を交付しており、機構の請求に応じて交付国債の償還を行うことにより財政上の負担をする一方で、機構の損益計算の結果生じた利益が国庫に納付されるという仕組みで、償還された資金が各原子力事業者が機構に納付する負担金により実質的に回収されることになっている。

このほか、原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)が文部科学省に設置され、審査会に設置された原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という。)が、原子力損害の賠償に関する紛争について、和解の仲介の手続を行っているが、25年6月末現在で、2,643件が未処理となっている。

(2) 機構による資金援助業務の実施状況等

機構は、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)から資金援助の申込みを 受け、東京電力と共同して、緊急特別事業計画(23年11月認定)、総合特別事業計画 (24年5月認定)をそれぞれ作成するなどして、主務大臣の認定を受けている。

資金援助業務の実施状況についてみると、機構は、東京電力に対する資金援助の一環として、24年7月に、東京電力の発行する株式を1兆円で引き受けている。また、機構は国から交付国債の償還を受けて、東京電力が原子力損害の賠償に充てるための資金を交付しており、25年9月末までの交付額は計3兆0483億円となっている。

機構への負担金の納付状況についてみると、原子力事業者11社は、23年度の一般負担金については計815億円を機構に納付しており、24年度の一般負担金については、25年6月28日までに計504億余円を機構に納付し、同年12月末までに計504億余円を機構に納付することとなっている。東京電力は、特別負担金を納付すべき原子力事業者に該当するが、機構は、23、24両年度については特別負担金を加算しないこととし、主務大臣もこれを承認している。

機構は、国から交付国債の償還を受けて東京電力に対して資金交付を行っているため、損益計算上の残余の額を国庫に納付しなければならない。機構は、23年度の当期純利益と同額の799億余円及び24年度の当期純利益の2分の1相当の486億余円、計1286億余円を25年7月末までに国庫に納付している。24年度分の残りの486億余円については、26年1月末までに国庫に納付する予定となっている。

会計検査院において、国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後、どのように実質的に国に回収されるかなどについて試算した結果、資金交付額を3兆7893億余

円(25年6月に変更認定された総合特別事業計画における見込額)とした場合、特別負担金の納付の有無によって、回収が終わるまでの期間は11年から23年となった。この場合、回収を終えるまでに国が支払うこととなる支払利息は約235億円から約474億円となり、追加の財政負担が必要となる試算結果となった。

(3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

原子力損害の賠償の状況についてみると、東京電力は、賠償を迅速かつ適切に進めるために大量一括処理を要する賠償対応業務を外部に委託している。当該業務を実施するに当たっては、仕様等を適時適切に見直すことなどにより、価格の競争性を求める余地のある契約にするなどしてその費用を低減させる必要がある。

賠償金の支払等の状況についてみると、23年4月から25年3月までの支払額は2兆042 7億余円となっており、23、24両年度を通じた本賠償金の1件当たりの平均支払額は、「個人」179万余円、「個人(自主的避難)」27万余円、「法人等」488万余円、「団体」3億4169万余円となっている。「個人」及び「法人等」に係る賠償金については、受付から支払までに1年以上の長期間を要した支払が見受けられたほか、「個人」に係る賠償金については、重複した支払が9件、計533万余円見受けられた。

総合特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況についてみると、経営の合理化のための諸方策の実施状況は、24年度のコスト削減目標額3518億円に対して、東京電力が算定して公表している実績額は4969億円となっている。しかし、この中には、東京電力の努力による削減額として算定することについて、今後留意する必要のある事態が見受けられた。また、24年度の設備投資の削減目標額821億円に対して、実績額は1870億円としているが、目標を超える削減額は、設備投資の後年度への繰延べなどの更なる計画の見直しによるものである。そして、不動産については、25年3月末までの売却額は2136億円(進捗率86%)となっているが、総合特別事業計画で売却の対象としていない不動産の中に変電所と一体不可分とはいえないことから今後の売却可能性を検討する必要がある不動産が見受けられた。さらに、子会社・関連会社については、25年3月末までの売却額は1225億円(同94%)となっているが、存続・合理化とされた会社のうち新興国において発電事業を行う事業会社への出資を行っている子会社においては、内部留保を有効に活用する必要がある事例が見受けられた。

財務基盤の強化についてみると、東京電力の借入金残高に占める金融機関からの資金調達の割合は、23年3月に発生した福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」と

いう。)の事故以降5割以上となっている。当該調達に際して東京電力等の経営成績、財務状態等に関して付された財務制限条項に抵触して資金調達が困難になった場合には、一般負担金や特別負担金の納付に影響を及ぼす事態も考えられる。また、機構は、24年7月31日に議決権付種類株式16億株を3200億円で、転換権付無議決権種類株式(以下「無議決権種類株式」という。)3億4000万株を6800億円でそれぞれ引き受けている。これにより、東京電力の自己資本比率は、3.5%(24年3月末)から8.1%(同年9月末)に改善したが、25年3月末は5.7%となっている。

福島第一原発に係る廃止措置の進捗状況についてみると、東京電力が24年度決算までに計上している廃止措置終了までの費用は9469億円となっている。このうち「燃料デブリ取出し費用等」2500億円は、昭和54年にアメリカ合衆国で発生したスリーマイル島原子力発電所2号機の事故における費用実績に基づき算出したものとされているが、同事故と異なり、福島第一原発は原子炉容器の気密性が失われるなどしていることから、この金額は今後変動する可能性がある。また、国が予算措置を講じている廃止措置に関連する研究開発のうち、経済産業省及び独立行政法人原子力安全基盤機構(平成26年3月1日に解散し、その資産及び債務は国が承継している。)が同一の財団法人に別々に発注した研究開発業務において、業務の内容が同様で同種の作業が業務に含まれているのに両者が互いの研究について関知していない事態等が見受けられた。

総合特別事業計画の作成後の状況の変化等についてみると、同計画において25年4月 以降順次稼働する予定としていた柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原発」とい う。)が稼働していないことから、会計検査院において、25、26両年度にコストがど の程度増加するかについて試算したところ、25年度は約2823億円から約4015億円、26 年度は約4864億円から約6904億円コストがそれぞれ増加することになる結果となった。

電気事業会計等についてみると、廃止が決定した原子力発電施設に係る資産除去債務には、廃止措置の過程でその都度追加的に生じている廃棄物の解体に要する費用が個別には見積もられていないため、その合理的な見積方法等を更に検討する必要があると考えられる。また、電気料金における事業報酬の算定式に用いられるβ(市場全体の株式価格が1%上昇する場合における一般電気事業を営む会社の株式の平均上昇率(感応度))は、過去の電力会社の株価等のサンプルデータから算定されるものであるが、その具体的な採録の間隔及び採録期間の選択方法等までは示されていない。このため、東京電力による過去の事業報酬の算定について、採録の間隔を変えて算定し

たり、採録期間から福島第一原発の事故直後の株価が乱高下した期間を除外して算定したりなどすると、事業報酬が下がることになる事例が見受けられた。

(4) 機構及び東京電力の決算の状況

23年度決算において、東京電力は、資金交付に係る資金援助の申込みを行った日に収益が実現したものとして、23年度中に援助の申込みを行った累計2兆4262億7100万円を特別利益に計上している。しかし、申込みを行った日に申込額をもって収益を認識し、計上を行うことは、原子力損害賠償支援機構法(平成23年法律第94号。26年8月18日以降は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法。以下「機構法」という。)において、機構が資金援助の決定をしようとする場合には機構と原子力事業者が共同で特別事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならないなどの手続を定めている趣旨と整合しないと考えられる。

そして、25年報告における検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

23年原発事故は、大規模かつ長期間にわたる未曽有の災害となり、事故の発生前に 我が国有数の大規模な企業であった東京電力においても、被害を受けた者に対する賠 償を単独で実施することは困難な状況となった。

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、このような状況の中で、我が国の原子力損害賠償制度について基本的な事項を定めている原賠法の枠組みの下で、新たに機構法を制定し、国民負担の極小化を図ることを基本として、機構が東京電力に対して出資したり、原子力損害の賠償のための資金を交付したりなどすることにより、多額の財政資金を投じて実施されている。

この支援に当たり、政府は、東京電力が、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること、福島第一原発の状態の安定化に全力を尽くすこと、電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること、最大限の経営合理化と経費削減を行うことなどを確認している。

会計検査院は、今回、内閣府、文部科学省、経済産業省及び機構による23年原発事故に係る原子力損害の賠償に関する支援並びに東京電力による特別事業計画の履行の うち、原則として24年度までに実施された支援等を対象に検査を実施した。

機構の出資により東京電力の財務体質は一定の改善が図られており、機構から東京電力に対しては、原子力損害の賠償に支障のないよう資金が交付されている。一方

で、文部科学省に設置された審査会から既に指針等が提示されている項目であって も、東京電力において合理性をもって確実に見込まれる額の算定ができないなどとし て賠償基準が定められておらず、賠償が進捗していない事態が見受けられたほか、損 害の項目によっては、今後、審査会から新たな指針等が提示される可能性もあり、こ れを受けて賠償が行われることとなれば、機構の資金交付にも影響する。

東京電力に対する機構の出資は、東京電力が社債市場において自律的に資金調達を実施していると判断されるなどした後の早期に回収することを目指すとされている。また、国から機構を通じて東京電力に交付された資金は、東京電力を含む原子力事業者から機構に納付される一般負担金及び東京電力から機構に納付される特別負担金により、機構の損益計算の結果生じた利益が国庫に納付されるという仕組みで実質的に回収されることになっている。そして、機構法の本来の仕組み、すなわち、原子力事業者から納付される一般負担金により機構に積立てを行い、原子力事故が発生した後の資金援助の財源にするという仕組みは、国から交付された資金の回収が完了して初めて機能することになり、機構の出資や国から交付された資金の回収が長期に及んだ場合には、国の財政負担を含めた国民負担が増こうする。このため、これらの資金等の回収は、できる限り早期に、かつ、確実に実施されることが肝要である。

したがって、今後、文部科学省は次の(1)アの点に、経済産業省は次の(1)イの点に それぞれ留意して原子力損害の賠償に関する支援等を実施し、機構は次の(2)の点に 留意して資金援助業務等を実施し、また、東京電力は次の(3)の点に留意して原子力 損害の賠償その他の特別事業計画を履行していく必要がある。

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

ア 文部科学省において、

- (ア) 審査会が指針等を定めると賠償が一定程度進捗するという現状を踏まえて、 東京電力が迅速かつ適切な賠償を実施するために、必要が生じた場合には審査 会が早期に指針等を定めることができるよう体制の維持及び整備に努める。
- (イ) 時効を中断するために和解の仲介の申立てが増加することも考えられること から、ADRセンターの体制整備に努める。

イ 経済産業省において、

(ア) 23年原発事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の対応等についての被害者の理解が更に深まるよう引き続き取り組む。また、東京電力が賠償基準を定める際には、迅速かつ適正な賠償が行われるよう必要な助言等を行う。

- (4) 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の認可に当たっては、国が機構を通じて交付した資金を確実に回収していくことが、機構法の本来の仕組みをできる限り早期に機能させることにつながるということにも十分に配慮する。
- (ウ) 廃炉費用に係る電気事業会計制度について必要な検討を行うとともに、一般 負担金等が電気料金の総原価に含まれることに鑑み、認可の対象とした電気料 金について関係者の理解を得るよう努める。
- (エ) 安全確保を前提として長期の実施が見込まれる福島第一原発の廃止措置に係る研究開発は、原子力事業者を規制する側と支援する側が緊張関係を保った上で、国の支援として効率的に実施する。
- (2) 機構による資金援助業務の実施状況等 機構において、
 - ア 東京電力におけるコスト削減等の経営合理化や原子力損害の賠償の実施に関するモニタリングを引き続き的確に実施するなどして、東京電力による特別事業計画の確実な履行を支援する。
 - イ 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の検討に当たっては、国から交付された資金を確実に回収していくことが、機構法の本来の仕組みをできる限り 早期に機能させることにつながるということにも十分に配慮する。
- (3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等東京電力において、
 - ア 賠償金支払の一部において、賠償の受付から支払までの期間が最長で1年を超 えている事例も見受けられるので、事務手続の改善等により迅速な賠償に努め る。また、賠償金が同一の被害者に重複して支払われていた事態が見受けられた ことなどに鑑み、同種事態の再発を防ぎ、適切な賠償の実施に努める。
 - イ 国から機構を通じて東京電力に交付した資金の一般負担金及び特別負担金による実質的な回収が長期化した場合、国の財政負担状態が長期化し、かつ、財政負担が増こうすることから、機構法の本来の仕組みをできる限り早期に機能させるためにも、早急に特別負担金の納付が可能となるよう財務状況の改善に努める。
 - ウ 総合特別事業計画の想定を超える費用の発生等により、東京電力の財務の健全 性や経営状況に影響が生ずること、ひいては特別負担金の納付を遅延させる要因

となることに鑑み、更なるコスト削減に努める。また、コスト削減の実績を算定 し、公表するに当たっては、自らの努力によるものと外的要因によるものとを的 確に区別し、利害関係者の理解が得られるよう努める。

- エ 国民負担の極小化に向けて、総合特別事業計画で売却の対象とされていない不 動産についても、保有の必要性を不断に見直し、売却を着実に進めるとともに、 海外事業については、東京電力の置かれた状況に鑑み、子会社の内部留保の活用 方法等についても十分に検討する。
- オ 原子力損害賠償支援機構資金交付金について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う。

23年原発事故に係る原子力損害については、25年9月27日までに計2兆9100億余円の 賠償金が被害者に支払われているものの、個々の事態に即して被害者との交渉を経て 金額が確定するという賠償の性格上、賠償金の総額についての十分な見通しはいまだ 得られておらず、また、除染に係る費用が本格的に賠償の対象として加わることになった場合には、賠償の規模は更に増大する。一方、原子力損害の賠償に関する国の支援は、今後とも継続することが見込まれ、機構を通じた資金交付の規模は更に増加することも予想される。このため、賠償の総額及び時期について確度の高い見通しをできるだけ早期に立てた上で、財政負担の規模と時期について的確な見通しを明らかにすることが、東京電力に対する国の支援について国民の理解を得る前提となる。そして、このような前提を整えることと併せて、23年原発事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の対応ばかりでなく、機構法の本来の仕組みについて関係者が十分な説明を行うことにより、東京電力に対する支援に係る国民負担について理解を得ていく必要がある。

3 25年報告以降の動向

(1) 原子力災害からの福島復興を加速させるための閣議決定

23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の際に、福島第一原発において、全ての交流電源が失われ、冷却機能を喪失するという重大な事故(以下「23年原発事故」という。)が発生し、これにより大量の放射性物質が放出される事態に至った。そして、放射線による健康影響等に関する不安に応える対策、賠償や帰還支援、廃炉や汚染水問題等多くの課題の解決に向けた取組が本格化する中で、政府は、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速させるために、政府としての大きな方向性を示すものとして、25年12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定している(以下、この閣議決定を「25年閣議決定」という。)。

25年閣議決定においては、原子力災害から一日も早く福島を再生させることは国の 責務であるとして、廃炉・汚染水対策、生活の再建、除染やインフラ整備・街づくり など、福島の再生のために必要な全ての課題に対して、国民の理解と協力を得ながら 取り組んでいく姿勢が明らかにされている。具体的には、①避難指示の解除と帰還に 向けた取組の拡充、②新たな生活の開始に向けた取組等の拡充、③事故収束(廃炉・ 汚染水対策)に万全を期すこと及び④除染・中間貯蔵施設費用等に関する具体的な対 応として国と東京電力の役割分担を明確化することが明記されている。

特に、国と東京電力の役割分担について、被災者等への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行うこと、実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設事業の費用は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「除染特措法」という。)に基づき、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償することという基本的枠組みが確認されている。そして、東京電力に賠償のための資金交付を行う機構に交付する国債の発行限度額を5兆円から9兆円に引き上げるとともに、国と東京電力の新たな負担の在り方として、機構が保有する東京電力の株式を中長期的に売却し、それにより生ずる利益の国庫納付により除染費用相当分(約2.5兆円)の回収を図ること、中間貯蔵施設費用相当分(約1.1兆円)については、事業期間(30年以内)にわたり、機構に対して、機構法第68条の規定に基づく資金交付を行うことなどが決定された(当該資金交付については、後掲第2の1(1)イ(り)(24ページ)参照)。

(2) 機構法の改正

25年閣議決定において、福島第一原発の事故収束(廃炉・汚染水対策)に万全を期すとして、廃炉を安全かつ着実に進め、特に汚染水問題については、国が前面に出て、必要な対策を実行していく方針が示され、終了まで30年から40年程度掛かると見込まれる福島第一原発の廃炉に向けた取組において、内外の専門人材を結集し、技術的観点から新たな支援体制を構築することとされた。その後、廃炉と賠償の関連性も考慮し、賠償円滑化のために東京電力に資金援助を行い、経営全体を監督している機構が、福島第一原発の事故炉に関する技術支援等を総合的に行うことが適切であるとの判断の下、26年5月に、機構に事故炉の廃炉関係業務を追加することなどを内容とする機構法の改正が行われ、別段の定めがあるものを除き同年8月18日から施行された。

この改正により、法律名が「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」となるとともに、機構の目的に、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図ることが追加された。また、廃炉等技術委員会の設置、機構による廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針の作成、廃炉等を実施する原子力事業者に対する資金援助等についても規定された。

これを受けた機構法改正後の機構の組織の概要を図で示すと、図表0-1のとおりとなっている。

廃炉等 運営委員会 技術委員会 委員(8人) 委員(8人) 海外特別委員 (うち委員長1人) 理 事 長 (1人) (4人) (うち委員長1人) (7人) 副 理 事 長 (1人) (3人) (注) 事 (5人) 理 (計15人) (計11人) 監事(非常勤) 計画 廃炉 総務グ 技術グ 玉 企画 連絡調整室 |際グ 償 滑 化グ ^総括グ ブ モニタリンググ Ħ ル ルー ル ル ル ル ル ルー

図表0-1 機構の組織図(平成26年8月18日現在)

(注) 機構法第22条の4第1項の規定に基づき、理事長が、副理事長1人及び理事2人を指名している。

機構法によれば、新たに設置された廃炉等技術委員会は、事故炉の廃炉対策に関する研究開発を中長期的な廃炉計画により整合的な形で実施できる体制を整備するために、廃炉等技術研究開発業務実施方針を作成するなど、廃炉等に関する各種の業務を(注1)担うこととされている。具体的には、①燃料デブリ取出しや廃棄物対策等の重要課題の戦略立案、②必要な研究開発の企画や進捗管理、③多核種除去設備の増設、凍土壁等の重要課題の進捗管理の支援、④適切な情報発信等を通じた国際連携の強化等を実施し、特に、戦略立案については、政府の「東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下「中長期ロードマップ」という。)に反映することを目的に、26年度内に「戦略プラン(仮称)」を策定する予定であるとしている。なお、廃炉等技術委員会の設置に伴い機構の26年度予算の変更認可等の措置が執られ、定員が50人から100人に拡充されるなどしている。

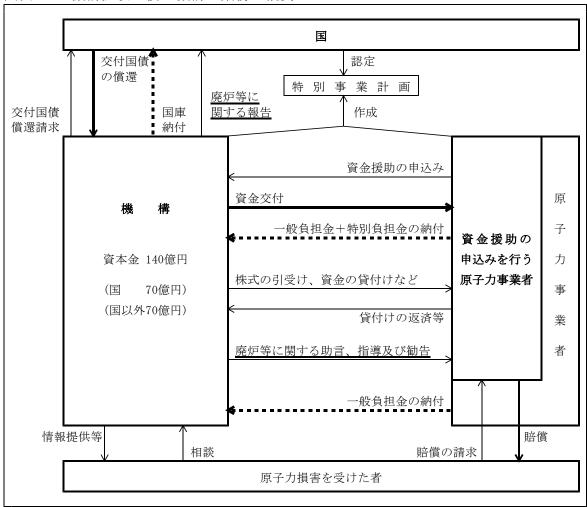
上記のとおり、廃炉等技術委員会の設置により機構が廃炉等に関する専門技術的な助言等を実施する体制を整えたことから、廃炉作業に対する中長期的な視点からの専門的、持続的な検討が進められることとなった。

従来の賠償支援等の業務に加えて、上記の廃炉等に関する業務を追加した機構の業

務の概要を図で示すと、図表0-2のとおりとなっている。

(注1) 燃料デブリ 炉心溶融が発生したため、原子炉内の構造物の一部を溶融した上で再度固化した状態になっている核燃料

図表0-2 機構法改正後の機構の業務の概要



(注) 機構法改正により追加された業務に下線を付している。

(3) 原子力災害対策本部による避難指示区域の見直し

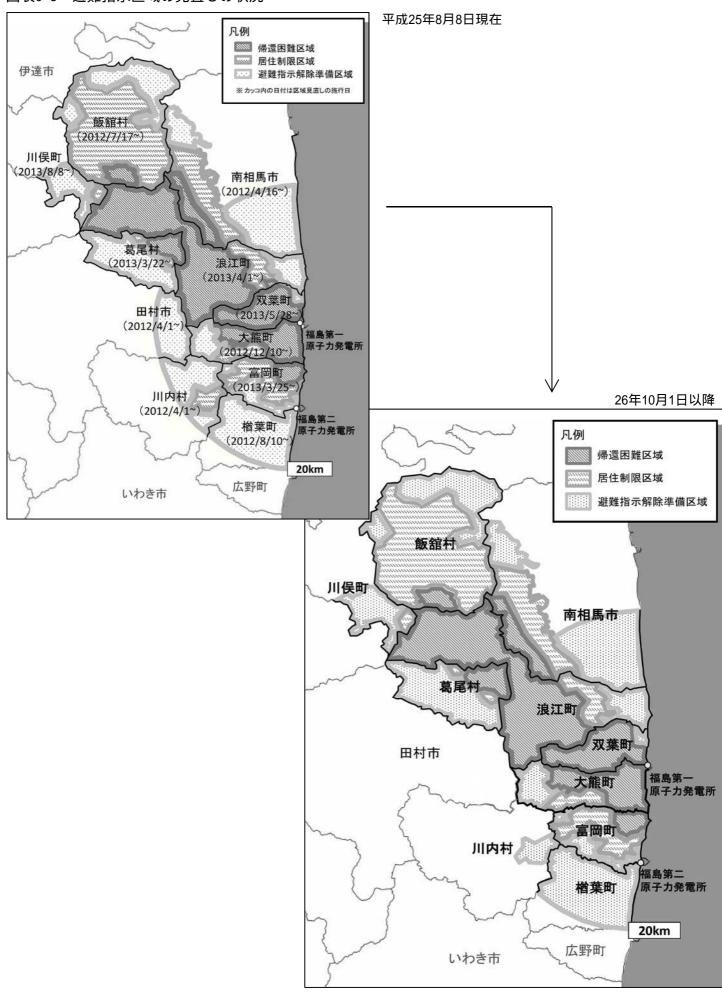
23年原発事故の発生日の23年3月11日に、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律 第156号)の規定に基づき、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発せられて、内閣 府に原子力災害対策本部が設置された。原子力緊急事態宣言以降、原子力災害対策本 部長である内閣総理大臣は、同法の規定に基づき、関係市町村長等に対して、必要な 指示を行っている。

原子力災害対策本部の政府・東京電力統合対策室は、23年12月16日に、福島第一原発の原子炉(1号機から4号機まで)について、同年4月17日に東京電力が公表した「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」の「ステップ2」における「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」という目標の達成を確認したことを明らかにした。これを受けて、原子力災害対策本部は、従前の避難指示区域(福島第一原発から半径20km圏内及び計画的避難区域を指す。以下同じ。)について、放射線量を基準として、福島県、関係市町村等と協議した上で、①避難指示解除準備(注2)区域(避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域)、②居住制限区域(避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域)及び③帰還困難区域(避難指示区域のうち、5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがあり、23年12月時点で年間積算線量が50ミリシーベルトをを下回らないおそれがあり、23年12月時点で年間積算線量が50ミリシーベルトを下回らないおそれがあり、23年12月時点で年間積算線量が50ミリシーベルトを下回らないおそれがあり、23年12月時点で年間積算線量が50ミリシーベルトを下回らないおそれがあり、23年12月時点で年間積算線量が50ミリシーベルトを下回らないおそれがあり、23年12月時点で年間積算線量が50ミリシーベルトを超える地域)の三つの区域に見直すこ(注3)とした。区域見直しの対象となったのは11市町村で、25年8月までに、国、福島県、市町村等による協議を経て上記三つの区域への見直しが行われた。

その後、図表0-3のとおり、26年4月1日に田村市都路地区における避難指示解除準備 区域の避難指示が解除され、同年10月1日に川内村における避難指示解除準備区域の避 難指示の解除及び居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しが行われた。

- (注2) シーベルト 人体の被ばくによる生物学的影響の大きさを表す単位
- (注3) 11市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣町、双葉郡楢葉、富岡、大 熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾両村、相馬郡飯舘村

図表0-3 避難指示区域の見直しの状況



4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、機構設立に先立つ23年5月1 3日の関係閣僚会合決定において、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第1 47号。以下「原賠法」という。)の枠組みの下で、「国民負担の極小化を図ることを 基本として」行うこととされている。

会計検査院は、25年報告において、除染に係る費用の見通しとその負担が不透明であることや、柏崎刈羽原発が25年9月末現在稼働していないなど、東京電力の業務運営が総合特別事業計画における見込みとは異なるものとなっていることなどのために、総合特別事業計画の大幅な改定が見込まれるなどの状況を踏まえた上で、25年度以降に実施された支援等について引き続き検査を実施して、検査の結果については取りまとめが出来次第報告することとした。

また、25年報告後に、25年閣議決定、機構法改正等において、福島の復興・再生を 一層加速させるために、廃炉・汚染水対策についてはその適正かつ着実な推進が図ら れるよう、国が前面に出て取り組む方針が示されている。

そこで、今回の検査においては、「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況」に関する各事項について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、それぞれ次の着眼点により検査を実施した。

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等はどのように実施されているか。特に、国の支援等に係る財政負担等はどのような状況になっているか、財政上の措置以外の国の支援等はどのような状況になっているか。
- ② 機構が行う東京電力への資金交付等の資金援助等の業務はどのように実施されているか。機構が東京電力等から納付を受ける負担金の水準はどのように設定されているか、機構が引き受けた東京電力が発行した株式の処分を含めて、機構を通じて東京電力に交付された資金の回収の見通しはどのようになっているか。機構の決算はどのような状況になっているか。
- ③ 原子力損害の賠償に関して、要賠償額の見通しはどのようになっているか、東京 電力による賠償は適正かつ迅速に行われているか、除染に係る費用の負担はどうな っているか。東京電力の事業運営に関して、経営の合理化のためのコスト削減、資 産売却等の方策や事業改革はどのように実施されているか、財務基盤の強化は図ら

れているか、特別事業計画の作成後の状況の変化に適切に対応しているか。廃炉・ 汚染水対策における国と東京電力の役割分担はどのようになっているか、対策の適 正かつ着実な推進が図られているか。東京電力の決算はどのような状況になってい るか。

(2) 検査の対象及び方法

本報告に係る検査に当たっては、内閣府、文部科学省、経済産業省及び機構による 23年原発事故に係る原子力損害の賠償の支援並びに東京電力による特別事業計画の履 行のうち、原則として26年9月末までに実施された支援等を対象とした。

検査の実施に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき 提出された計算証明書類、各機関から徴した関係資料、報告等により、専門家の意見 も踏まえつつ、在庁してこれらの分析等を行うとともに、内閣府、文部科学省、経済 産業省、機構、東京電力及び23年原発事故の処理等に関する事務を所掌している環境 省において、関係書類を基に説明を受け、また、東京電力については福島第一原発等 にも赴き、303人日を要して、会計実地検査を行った。

第2 検査の結果

1 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

国は、原子力損害の賠償に関する様々な支援等を行ってきている。これらの支援等に係る財政負担等の状況は、図表1-1のとおりであり、国が負担等をした額は、計4兆9002 億余円となっている。

これらのうち、「交付国債の交付」については、機構に交付された9兆円の国債のうち 5兆3014億3900万円を上限として償還を行うことにより国が財政上の負担をする一方で、 各原子力事業者が機構に納付する負担金等により、機構の損益計算の結果生じた利益が 国庫に納付されるという仕組みで、償還された資金が実質的に回収されることになって いる。

一方、交付国債の償還のための借入金等に係る利払いに充てるため原子力損害賠償支援資金(以下「原賠資金」という。)を取り崩す額や、「機構法第68条の規定に基づく機構への資金交付」(平成26年度予算350億円。後掲(1)イ(ウ)(24ページ)参照)のように、その額が今後も増加するものがある。

なお、前記の計4兆9002億余円のほか、国は、福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して計1892億余円の財政措置を講じている(後掲3(3)エ(ア)(166ページ)参照)。

図表1-1 原子力損害の賠償に関する支援等に係る国の財政負担等の状況 (単位:百万円)

番号	項目	金 額	会 計	記載箇	所ページ
1	原子力損害賠償補償契約に基づく福島第一原発に係 る補償金	120,000	一般会計	1 (1)ア(ア)	19
2	原子力損害賠償補償契約に基づく福島第二原発に係 る補償金	68,926	一般会計	1 (1)ア(1)	20
3	(交付国債の交付) <うち東京電力への交付を決定した額> うち平成26年12月末までに国から機構に償還済みの額	(9,000,000) <5,301,439> 4,533,700	エネ特原賠勘定	1 (1)イ(ア)	21
4	原賠資金のうち26年12月末までに利払いのために取 り崩した額	4,952	一般会計 エネ特 原賠勘定	1 (1)イ(ア) 別表3	22 209
5	機構法第68条の規定に基づく機構への資金交付	35,000	一般会計 エネ特 促進勘定	1 (1)イ(ウ)	24
6	審査会及びADRセンターの運営等に係る経費	4,471	23年度:一般会計 24年度:東日本大震災復 興特別会計 25年度:東日本大震災復 興特別会計	1 (2)ア(ウ)	28
7	補償金の支払に先立つ審査、調査等に係る委託費用	70	一般会計		21
8	東京電力の経営・財務の調査に係る委託費用	508	一般会計		25
9	機構への出資	7,000	一般会計 エネ特 原賠勘定		27
10	一般会計からエネルギー対策特別会計原子力損害賠 償支援勘定への繰入れ	1,052	一般会計	25年報告	32
11	仮払法に基づく仮払金の支払に係る委託費用	18	一般会計		35
12	仮払法に基づく原子力被害応急対策基金の設置費用	40,385	一般会計		36
13	福島県民健康管理基金の設置費用	84,162	23年度:一般会計 エネ特促進勘定 24年度:東日本大震災復 興特別会計		41 42
	計	4,900,249			
政府保証の限度額 (実際の保証額)		23年度 2,000,000 (-) 24年度 4,000,000 (1,000,000)	一般会計	1 (1)イ(1)	23
		25年度 4,000,000 (1,500,000) 26年度 4,000,000 (700,000)		2 (2) $\mathcal{P}(7)$	38 39

- 注(1) 本図表は、平成25年度末までの状況を示している。ただし、番号2は27年3月4日の支払額、番号3及び4は26年12月末までの状況、番号5は平成26年度予算の金額である。
- 注(2) 番号2の項目欄にある「福島第二原発」は、東京電力の福島第二原子力発電所を指す(以下、本報告書において同じ。)。
- 注(3) 番号3の会計欄にある「エネ特原賠勘定」は、エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定を指す。
- 注(4) 番号4及び9の会計欄にある「一般会計 エネ特原賠勘定」は、エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定が一般会計から資金を受け入れて当該項目に係る支出をしていることを指す。
- 注(5) 番号5及び13の会計欄にある「一般会計 エネ特促進勘定」は、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定が一般会計から資金を受け入れて当該項目に係る支出をすることを指す。
- 注(6) 番号10の項目欄にある「一般会計からエネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定への繰入れ」は、平成23年度に、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下、本報告書において「特別会計法」という。)第6条及び第91条の2の規定に基づき、同勘定における借入金の利子に要する経費等の支払に充てるために繰り入れられたものである。
- 注(7) 番号11及び12の項目欄にある「仮払法」は、「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」 (平成23年法律第91号)を指す。
- 注(8) 番号13の項目欄にある「福島県民健康管理基金」は、福島県が、23年原発事故による県内の放射能汚染を踏まえて、 県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進等を図ることを目的として、全県民を対象とした調査等の事業 等を行うこととして設置した基金であり、国から交付された資金のほか、東京電力から賠償金として支払われた250億 円を基金の原資としている。
- 注(9) 平成26年12月末時点の「政府保証」の保証残高は7000億円となっている。
- 注(10) 本図表には、国における事務に従事する職員の人件費は含まれていない。
- 注(11) 記載箇所欄に「25年報告」とあるもの(番号7から13まで)の金額は、平成24年度末以降変わっていない。

(1) 国による財政上の措置等の状況

ア 原賠法に基づく措置の状況

原賠法においては、原子力事業者は、原子炉の運転等をする際には、原子力損害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という。)を講ずることが義務付けられている。損害賠償措置は、原賠法第7条において、「原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託」であって、その措置を講ずることで、1工場、1事業所等当たり1200億円(政令で定める原子炉の運転等については、1200億円以内で政令で定める金額。以下「賠償措置額」という。)を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたものなどとされている。

上記のうち、原子力損害賠償責任保険契約(以下「責任保険契約」という。)は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合に、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とされている。一方、原子力損害賠償補償契約(以下「補償契約」という。)は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合に、責任保険契約等では対応できない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を政府に納付することを約する契約とされており、地震又は噴火によって生じた原子力損害等を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失は、補償契約に基づき政府から補償金が支払われることとなっている。また、供託は、原子力事業者の主たる事務所の最寄りの法務局等に金銭等により行うこととなっている。

(ア) 福島第一原発に係る補償契約の状況

23年原発事故の発生を受けて、国と東京電力との間で昭和45年1月に締結された福島第一原発に係る補償契約に基づき、平成23年11月に、国から東京電力に対して補償金1200億円が支払われ、福島第一原発に係る原子力損害賠償に充てることができる金額が0円となったことから、文部科学大臣はこれを24年1月16日までに賠償措置額である1200億円に回復するよう東京電力に命じた。

東京電力は、これを踏まえて、国と新たに補償契約を締結し、24年1月13日に賠償措置額を1200億円に回復させた。しかし、保険期間が同月15日に満了する責任

保険契約については、新たな責任保険契約の締結が困難な状況となっていた。このため、東京電力は、損害賠償措置として、責任保険契約及び補償契約の締結以外の方法として認められている「供託」を実施することとし、同月13日に1200億円を東京法務局に供託して損害賠償措置を講じた。

東京電力は、国と補償契約を締結し、かつ、責任保険契約を締結することで、現金で供託している1200億円の返還を受けることができるといった事情を踏まえて、引き続き、民間保険会社との責任保険契約の締結の可能性を探っているものの、いまだ契約の締結には至っておらず、供託が継続している状況となっている。なお、供託金には、供託法(明治32年法律第15号)等の規定により、1年につき0.024パーセントの利率による利息が付されることとなっている。当該供託金1200億円に関しては、24年2月から25年1月までの分、25年2月から26年1月までの分として、それぞれ2880万円の利息が付されており、東京電力は、25年2月27日及び26年2月19日に、それぞれ同額を受領している。

(イ) 福島第二原発に係る補償契約の状況

東京電力は、国との間で昭和55年11月に締結した福島第二原発に係る補償契約に基づき、平成26年10月3日に、補償金1200億円の支払を請求した。

これに対して、国は、27年3月4日に、689億2666万余円を支払った。

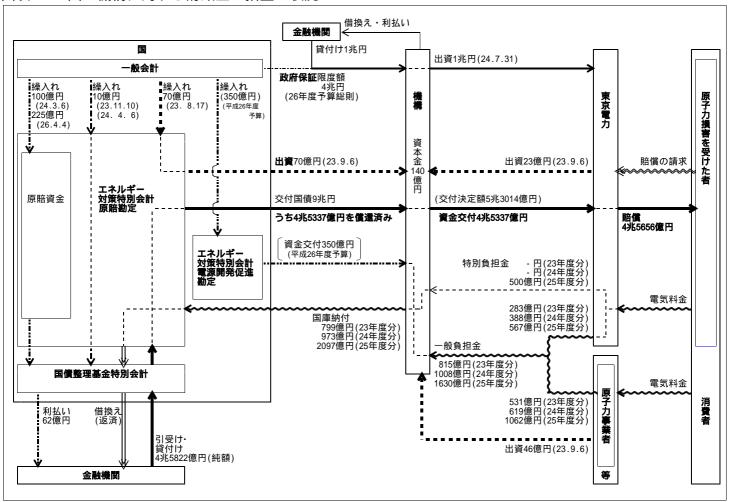
イ 国から機構に対する財政上の措置の状況

機構法において、国が機構に対して各種の財政上の措置(交付国債の交付等)を講ずる仕組みが設けられた。

これを受けて、機構に対する財政援助に係る資金管理を行い、交付国債の償還財源の調達を区分経理することにより、その経理を明確化する必要があることなどから、23年8月に特別会計法が改正され、エネルギー対策特別会計に新たに原子力損害賠償支援勘定(以下「原賠勘定」という。)が設けられ、交付国債の償還のための借入金等を区分経理することとされた。

国の機構に対する財政上の措置の状況は、図表1-2のとおりとなっており、出資、交付国債の交付、政府保証等の様々な措置が講じられている。25年報告の時点と比較すると、26年度に、交付国債の交付額が5兆円から9兆円に増額されたり、原賠勘定に設置された原賠資金が225億円積み増しされたりなどしている。

図表1-2 国の機構に対する財政上の措置の状況



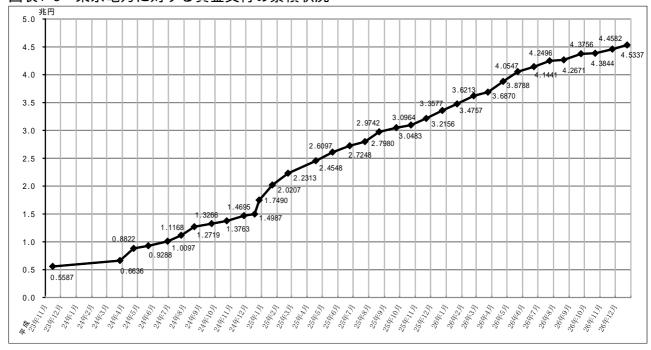
- 注(1) 各金額は、平成26年度予算又は26年12月末までの実績に基づくものである。
- 注(2) 一般会計からの繰入れ350億円は、電源開発促進税の税収相当額の中から、電源立地対策として、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定(以下、本報告書において「促進勘定」という。)へ繰り入れる1491億余円の一部である
- (以下、本報告書において「促進勘定」という。)へ繰り入れる1491億余円の一部である。 注(3) 東京電力から原子力損害を受けた者に対する「賠償4兆5656億円」には、補償契約に基づく福島第一原発に係る補償金1200億円を原資とした分が含まれている。
- 注(4) 機構に対して出資した「原子力事業者等」には、原子力事業者ではないため一般負担金を納付していない電源開発株式会社が含まれている。
- 注(5) 一般負担金は、消費者から直接電気料金を受領していない日本原子力発電株式会社及び日本原燃株式会社も納付することとされている。

そして、国の機構に対する主な財政上の措置を措置別にみると、その状況は次の とおりとなっている。

(ア) 交付国債の交付及び償還

交付国債を発行することができる金額の限度は、特別会計予算総則において定められている。その金額は、25年度までは5兆円となっていたが、平成26年度予算において4兆円を増額することとされ、26年4月18日に同額の交付国債が機構に交付されたことから、計9兆円となっている。

機構は、東京電力からの賠償のための資金交付に係る要望に応じて、23年11月 8日から26年11月末までの間に35回、計4兆5337億円の交付国債について国に償還 請求を行っている。そして、機構は、図表1-3のとおり、国から交付国債の償還を 受け、26年12月末までに同額の資金を東京電力に対して交付している(交付国債の償還請求等の状況については、別表1参照)。



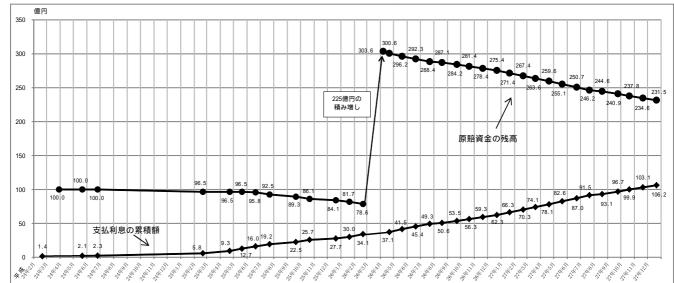
図表1-3 東京電力に対する資金交付の累積状況

国は、交付国債の償還に当たり、原賠勘定の負担に属する借入金の借入れ等を行っている。ただし、借入金の借入れ等に係る事務は、特別会計法第16条の規定により財務大臣が行うこととなっており、具体的には、財務省理財局が入札を実施して、短期の借入れを行うことなどにより金融機関から資金を調達している。

26年12月末までに借り入れるなどした借入金等(借換えに係る金額を控除した 純額)は計4兆5822億余円となっており、これに係る支払利息は、今後、償還期限 が到来するものも含めて計106億2301万余円となっている(借入金の借入れ等に係 る支払利息等の状況については、別表2参照)。

一方、原賠勘定には、交付国債の償還のために借り入れるなどした資金に係る利払費用に充てるために、23年度に一般会計から繰り入れられた100億円を原資として原賠資金が設置されている。26年度には、一般会計から225億円が更に繰り入れられていて、26年12月末における原賠資金の残高は275億4707万余円となっている。

そして、27年1月以降に償還期限が到来する借入金に係る支払予定利息は、26年 12月末現在で判明しているだけでも26年度分計11億8100万円、27年度分計32億09 82万余円、合計43億9082万余円となっており、これらについては原賠資金の取崩 しにより支払われる予定となっている。 したがって、原賠資金の残高は、図表1-4のとおり、27年12月末までに231億56 25万余円にまで減少する見込みである(原賠資金の残高の状況については、別表 3参照)。



図表1-4 借入金等に係る支払利息の累積額と原賠資金の残高の状況

(イ) 政府保証

政府は、機構法第61条の規定に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が行う金融機関等からの借入れ(借換えを含む。)又は原子力損害賠償支援機構債(26年8月18日以降は原子力損害賠償・廃炉等支援機構債。以下「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)に係る債務の保証を行うことができることとなっている。

これを受けて、一般会計予算総則において政府保証の限度額が定められており、 その金額は、平成23年度第2次補正予算で2兆円、平成24年度予算で4兆円、平成2 5年度予算で4兆円、平成26年度予算で4兆円となっている。

機構は、23年度においては、金融機関等からの借入れ及び機構債の発行を行わなかったが、24年度においては、金融機関から1兆円の借入れを行い、25年度及び26年度においては、当該1兆円に係る借換えを行っている。そして、政府は、この1兆円の借入れ及び借換えについて保証している。なお、この借入れにより調達した1兆円の資金は、東京電力が発行する株式の引受けに充てられている(後掲2(2)ア(ア)(38ページ)参照)。

(ウ) 機構法第68条の規定に基づく機構への資金交付

機構法第68条の規定によれば、政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができることとされている。

これは、賠償額が巨額となり、これに応じた交付国債を償還することとなった場合に、事故を起こした原子力事業者を含む原子力事業者が負担する負担金の額が著しく増大したり、負担金を納付する期間が著しく長期化したりすることにより、電気の利用者の負担が増大するなどの事態を回避するために、機構に対する資金交付を可能にした規定であるとされている。

そして、25年閣議決定においては、中間貯蔵施設費用相当分(約1.1兆円)について、事業期間(30年以内)にわたり、機構に対して、同条に基づく資金交付を行うこととされているが、これは、除染費用(約2.5兆円)及び中間貯蔵施設費用の見込額が環境省の試算等に基づき明らかとなり、これらを含めた賠償額に係る機構の資金援助の実質的な回収を東京電力を含む原子力事業者の負担金のみで行うこととした場合には、負担金を納付する期間が著しく長期化する見通しとなったことから、同条に規定する要件に該当するとされたことによるものである。また、25年閣議決定においては、このための財源について、エネルギー政策の中で追加的、安定的に確保し、復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えないこととし、また、エネルギー関係の歳入歳出予算全体を編成する中で捻出し、以後の年度においても同様に対応することとして、毎年度必要額を計上することとなっている。

約1.1兆円と見込まれている中間貯蔵施設の建設、管理運営等の費用を上記の事業期間の上限30年で除して計算すると、単年度当たりの必要額は約366億円(1.1兆円/30年)となる。促進勘定の平成26年度予算において、350億円が計上されており、促進勘定においては、27年度以降も、機構への資金交付に充てるための歳出予算を長期間にわたり計上することが見込まれる。

このように、除染特措法に基づき環境省から東京電力に求償するという枠組みを基本としつつ、機構法第68条の規定に基づき国が機構に資金交付することにより、中間貯蔵施設費用相当分については、国がその全額を負担することとなっている。

- (2) 国による財政上の措置以外の支援等の状況
 - ア 審査会及びADRセンターによる支援の状況
 - (ア) 審査会による各種指針の策定の状況

審査会は、原賠法第18条第1項及び「原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する 政令」(平成23年政令第99号)の規定に基づき文部科学省に設置された機関であ り、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行ったり、原子力損害 の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の 当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めたりなどすることとなっ ている。

そして、原賠法第18条第2項第2号の規定に基づき、23年4月28日から25年12月26日までの間に、図表1-5のとおり、指針を策定して公表している。このうち、23年8月5日策定の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という。)は、後に東京電力が策定することとなる賠償基準の基となる考え方を示したものとなっている。

図表1-5 審査会が策定した原子力損害の範囲の判定等に関する指針

公表年月日	指針の名称	備考
平成23年 4月28日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故に よる原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針	政府指示等に伴う損害の範囲等を明示
5月31日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故に よる原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針	避難生活等に伴う精神的損害、いわゆ る風評被害による損害等の範囲等を明 示
6月20日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故に よる原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追 補	避難生活等に伴う精神的損害の損害額 の算定方法等を明示
8月 5日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故に よる原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	公表済みの指針の内容も含めて、賠償 すべき損害と認められる一定の範囲の 損害類型を明示
12月 6日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補 (自主的避難等に係る損害について)	中間指針の対象となった避難指示等に 係る損害以外の損害である、自主的避 難等に係る損害について、その範囲等 を明示
24年 3月16日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)	政府の避難区域等の見直しなどを踏ま えて、中間指針等の対象となった損害 等に関し今後の検討事項とされていた ことなどについて、当該時点で可能な 範囲で考え方を明示
25年 1月30日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)	農林漁業及び食品産業の風評被害について、中間指針に加えて、当該時点で可能な範囲で、損害の範囲等を明示
12月26日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)	避難指示解除後に避難費用及び精神的 損害が賠償の対象となる相当期間の具 体的な期間、新たな住居の確保のため に要する費用のうち賠償の対象となる 範囲及び避難指示が長期化した場合に 賠償の対象となる範囲等を明示

(注) 以下、本報告書において、平成24年3月16日に策定された指針を「中間指針第二次追補」、25年12月 26日に策定された指針を「中間指針第四次追補」という。

また、25年報告後の25年12月26日に公表された中間指針第四次追補においては、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域における精神的損害について、長期間にわたる帰還不能で当該区域での生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等を一括して賠償すること、 住居確保損害について、移住等に伴う新たな住居取得等のために事故前の財物価値を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償すること、 避難指示解除後に精神的損害等が賠償の対象となる「相当期間」について、1年間を当面の目安とすることなどが示された。

このように、審査会は、状況の変化に伴い必要に応じて、中間指針等に示されていない損害等に係る指針を策定している。

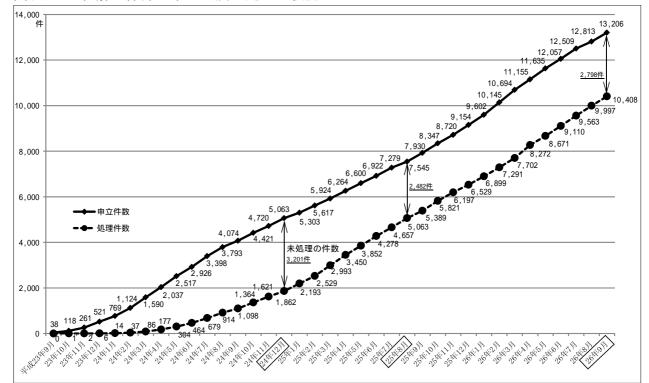
指針の策定等に係る審査会の会議は、原則として公開して行われており、23年 4月に第1回が開催されてから、23年度は26回、24年度は5回、25年度は8回、26年 度(27年1月末まで)は1回、計40回の会議が開催されている。

(イ) ADRセンターによる和解の仲介の申立てに係る取扱実績

審査会は、原賠法の規定等に基づき、円滑、迅速かつ公正に原子力損害の賠償に関する紛争を解決することを目的として、23年8月29日に、総括委員会、パネル(和解の仲介を行う仲介委員又はその合議体)及び和解仲介室から構成されるADRセンターを設置した。

ADRセンターにおける23年9月から26年9月末までの和解の仲介の申立てに係る取扱実績は、図表1-6のとおり、申立件数は13,206件、処理件数は10,408件となっていて、26年9月末現在で2,798件が未処理となっている。

未処理件数は、24年12月に3,201件という最大値を示したが、その後、仲介委員、仲介委員を補佐する調査官等が増員されたことなどにより、25年8月には2,482件にまで減少した。そして、同年9月以降、月間の申立件数が、それまでの300件前後から430件前後にまで増加していることなどから、未処理件数が2,500件から3,000件程度で推移しており、未処理件数が大幅に減少するには、なお時間を要すると考えられる。



図表1-6 和解の仲介の申立て及び処理の状況

(注) 審査会の精査により25年報告とは異なる計数になっているものがある。

(ウ) 審査会及びADRセンターに係る国の支出

審査会及びADRセンターの運営等に係る経費については、23年度は一般会計、 24年度以降は東日本大震災復興特別会計の歳出予算により賄われており、25年度 の支出額は、図表1-7のとおり、計26億0923万余円となっている。

図表1-7 審査会及びADRセンターの運営等に係る支出額(平成25年度)

(単位:千円)

項目	支出額	
委員手当	263,791	
非常勤職員手当	1,361,572	
原子力損害賠償業務謝金	10,734	
原子力損害賠償業務庁費	928,780	

	(十四・11)
項目	支出額
原子力損害賠償業務旅費	8,530
原子力損害賠償業務委員等旅費	9,304
原子力損害賠償仲介調査等委託費	26,515
計	2,609,230

そして、25年度末までの審査会及びADRセンターの運営等に係る経費の累計額は、44億7163万余円となっている。

イ 原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例

ADRセンターを活用した和解の仲介の途中で民法(明治29年法律第89号)に定める消滅時効の期間(損害及び加害者を知ってから3年間)等が経過しても裁判での解決が図られるよう、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」(平成25年法律第32号)が25年6月に公布され施行されたところであるが、その後、23年原発事故に係る原子力損害に係る賠償請求権について消滅時効等の特例が設けられている。

すなわち、23年原発事故の被災者が不自由な避難生活を余儀なくされ、損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在することなどにより損害賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることなどに鑑み、25年12月11日に、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」(平成25年法律第97号。以下「原子力損害賠償時効特例法」という。)が公布されて、同日施行された。

原子力損害賠償時効特例法において、東日本大震災に係る原子力損害賠償請求に係る消滅時効について損害等を知ってから10年間とするなどの民法の特例規定等が定められ、これにより、被災者が損害賠償請求を行うことができる期間が延長されている。

ウ 機構法附則の検討条項に係る進捗状況

機構法附則においては、政府に対して、次のとおり、各種の検討及び当該検討結果に基づく必要な措置の実施を求めている。

(ア) 機構法の施行後できるだけ早期に検討すべきとされている事項

機構法附則第6条第1項の規定によれば、政府は、機構法の施行後できるだけ早期に、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加えて、これらの結果に基づき、原賠法の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずることとされている。

そして、原子力損害賠償支援機構法案に対する23年7月の衆議院東日本大震災復興特別委員会の附帯決議及び同年8月の参議院東日本大震災復興特別委員会の附帯決議において、同項に規定する「できるだけ早期に」は、1年を目途とすると認識することとされている。

(イ) 機構法の施行後早期に検討すべきとされている事項

機構法附則第6条第2項の規定によれば、政府は、機構法の施行後早期に、23年原発事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、機構法の施行状況について検討を加えて、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされている。

そして、前記の参議院東日本大震災復興特別委員会の附帯決議において、同項 に規定する「早期に」は、2年を目途とすると認識することとされている。

(ウ) その他検討すべきとされている事項

機構法附則第6条第3項の規定によれば、政府は、国民生活の安定向上及び国民 経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギー に関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責 任の在り方等について検討を加えて、その結果に基づき、原子力に関する法律の 抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずることとされている。

また、(ア)及び(イ)への対応については、機構法の改正に係る26年4月の衆議院経済産業委員会の附帯決議及び同年5月の参議院経済産業委員会の附帯決議において、「制定時の附帯決議の趣旨に鑑み、早急に結論を得るよう更に検討を進めること」とされている。

これらの規定に係る政府における検討等の進捗状況についてみると、(ア)については、「原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方」に関して、25年閣議決定及びそれを受けた機構法の改正により、国が前面に立って廃炉・汚染水対策を進めていく方針が示されるなど、事故収束における国の責任の在り方の検討については一定の進捗がみられた。しかし、「原子力損害の賠償制度に係る国の責任の在り方」に関して、原賠法の改正等の抜本的な見直しは必ずしも進捗していない。

すなわち、エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に基づくエネルギー基 本計画が26年4月に閣議決定されたが、同基本計画において、「原子力損害賠償制度 の見直しについては、本計画で決定する原子力の位置付け等を含めたエネルギー政 策を勘案しつつ、現在進行中の福島の賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進め る」とされた。これを受けて、政府においては内閣官房副長官を議長とする「原子 力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」を開催することとし、27年1月末ま でに4回の会合が行われた。そして、この会議の中で、当面の課題として越境損害を 含めた原子力損害に対する賠償に関する国際ルールを定めた3系統の条約の一つで ある「原子力損害の補完的な補償に関する条約」(Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage)及び関連法案について国会に提出することが了 承され、26年11月に当該条約の承認、関連する法律の改正等が行われた(当該条約 は27年4月15日発効予定)。一方、当該条約以外の原子力損害賠償制度の見直しに関 する課題については、上記の会議において、有識者会議を設置して専門的かつ総合 的な観点から検討を行うことが必要であるなどとされたことを踏まえ、内閣府に設 置されている原子力委員会に今後の議論を委ねていくことなどが確認された。その 後、同委員会において、原子力損害賠償制度の見直しに関する課題について議論を 進めていく方向で検討を進めていくことが了解されている。

- (イ)については、25年閣議決定において、交付国債の発行限度額が5兆円から9兆円に引き上げられた一方で、機構が保有する東京電力株式の売却益を除染費用及び中間貯蔵施設費用相当分として充当することが示されるなどしており、国、東京電力その他の原子力事業者、東京電力の株主等との間の負担の在り方に関して、検討が一定程度進捗し、その結果に基づく措置が講じられている。
- (り)については、前記のエネルギー基本計画において、原子力について、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であることなどが確認され、また、エネルギーミックスについて、各エネルギー源の位置付けを踏まえて、原子力発電所の再稼働の状況等を見極めて速やかに示すとされている。しかし、原子力政策における国の責任の在り方等についての検討及びその結果に基づく原子力に関する法律の抜本的な見直しなどの措置が講じられるまでには至っていない。

(注4) 国際ルールを定めた3系統の条約 原子力損害賠償制度については、 各国の国内法に加えて、国境を越えた原子力損害の処理等に適切 かつ迅速に対応するために、国際的に共通な原子力損害賠償制度 の共通ルールを定めた国際条約が存在する。原子力損害賠償に関 する国際条約には、パリ条約、ウィーン条約、原子力損害の補完 的な補償に関する条約の3系統がある。

- 2 機構による資金援助業務の実施状況等
 - (1) 機構及び東京電力による特別事業計画の作成等の状況

ア 特別事業計画の作成及び変更の状況

機構は、機構法の規定に基づき、東京電力と共同して、これまで数次にわたり交付国債による資金交付の前提となる特別事業計画を作成又は変更し、主務大臣である内閣総理大臣及び経済産業大臣に対して認定の申請を行い、両大臣の認定を受けている。

26年12月までにその作成又は変更について主務大臣の認定を受けた特別事業計画は、

緊急特別事業計画(23年11月に認定を受けたもの)

緊急特別事業計画(24年2月に の変更について認定を受けたもの)

総合特別事業計画(24年5月に認定を受けたもの)

総合特別事業計画(25年2月に の変更について認定を受けたもの。以下「第2 次総特」という。)

総合特別事業計画(25年6月に の変更について認定を受けたもの。以下「第3 次総特」という。)

新・総合特別事業計画(26年1月に認定を受けたもの)

新・総合特別事業計画(26年8月に の変更について認定を受けたもの。以下「第2次新・総特」という。)

である(以下、 、 及び を総称して「総特」、 及び を総称して「新・総特」という。)。

上記のうち、 の新・総合特別事業計画は、東京電力を取り巻く事業環境の変化や、25年閣議決定において、原子力災害からの福島復興の加速を図るために、国と東京電力との役割分担を明確にするとされたことなどを踏まえて、総特の内容を大幅に見直したものである。総特及び新・総特の主な内容は、図表2-1のとおりとなっている。

図表2-1 総特及び新・総特の主な内容

図表2-1 総行及び制・総行の工な内台 総合特別事業計画(平成24年度~33年度)				
<24年5月認定、	<24年5月認定、 <u>25年2月変更認定(第2次総特)</u> 及び <u>6月変更認定(第3次総特)</u> >			
主要な項目	主な内容			
原子力損害の状況	・基本は緊急特別事業計画と同じ ・中間指針第二次追補による財物損害、避難費用、精神的損害等について の賠償 ・廃止措置関連費用として合理的な見積りが可能な範囲において9002億円 を計上。高線量下での4基同時処理となり、新規の技術開発が必要。ま た、プラント内部の実態把握が進んでおらず、廃棄物の処分方法等によ り作業内容及び期間が変動するため、各工程の費用の積上げによる総額 の見積りは困難			
要賠償額の見通し及び損害賠 償の迅速かつ適切な実施のた めの方策	・2兆5462億7100万円。計画変更で3兆2430億7900万円、 <u>再変更で3兆9093億3400万円</u> ・財物、避難費用、精神的損害等について増額又は項目の追加・農林漁業及び食品産業の風評被害に係る損害について賠償対象の拡大・賠償組織体制の強化(賠償業務全体で社員3,400人含む10,800人体制、法務部門との連携強化等)・迅速な支払の強化(合意書返送後1週間めど、自主的避難に係る賠償については請求受付後3週間以内等)、和解仲介案の尊重(ADRセンター申立て事案での争点整理協力、和解結果の基準活用)等・復興推進策の実行(地元経済の再生や雇用の拡大、早期帰還等の支援及び生活再建の促進や避難生活の負担軽減)・機構の専門家チームによる巡回相談の実施、賠償金支払の「モニタリング」の実施等			
事業及び収支に関する中期的 な計画	・事業運営は、賠償、廃止措置等の責任を全うすること、情報発信や公平 ・透明性の確保、エネルギーサービスの変革等を主題とすること ・25年3月期~27年3月期の収支計画を策定。原子力発電所の1年後稼働ケー スを前提(25年4月以降、柏崎刈羽原発の各号機が順次稼働)。26年3月 期には営業利益1715億円を計上見込み、27年3月期には営業利益3478億 円、純資産1兆7478億円を計上見込み			
原子力事業者の経営の合理化 のための方策	・外部専門家を活用したデュー・デリジェンスを実施済み ・第 フェーズ(経常的な合理化)、第 フェーズ(構造的な合理化)、第 フェーズ(戦略的な合理化)と時期ごとに合理化のための検討を実施。 緊急特別事業計画から6565億円目標を上積みし、10年間で3兆3650億円の コスト削減を実施			
原子力事業者による関係者に 対する協力の要請その他の方 策	・対金融機関:社債市場への復帰等自律的な資金調達力が回復するまでの 間の借換えなどによる与信維持、新規融資等の実行や短期の融資枠の設 定等による約1兆円の追加与信 ・対株主:無配継続			
原子力事業者の資産及び収支 の状況に係る評価に関する事 項	・資産については、政府の委員会報告における評価結果を経営合理化の基 礎データとして使用。収支についても、同委員会の評価結果の精査及び 評価を行い計画に反映			
原子力事業者の経営責任の明 確化のための方策	・取締役及び監査役の全員退任(24年6月) ・役員退職慰労金の受取辞退等			
原子力事業者に対する資金援 助の内容及び額	・要賠償額から国の補償金1200億円を控除した2兆4262億7100万円 <u>計画変更で3兆1230億7900万円、再変更で3兆7893億3400万円</u> ・機構による東京電力株式の引受け(払込金額総額1兆円)			
交付を希望する国債の額その 他資金援助に要する費用の財 源に関する事項	・5兆円の交付国債を受領済み			

(注) _____は第2次総特において変更があったもの、_____は第3次総特において変更があったものを示す。

新・総合特別事業計画 (平成25年度~34年度) < 26年1月認定、 <u>26年8月変更認定(第2次新・総特)</u> >			
 主要な項目	主な内容		
原子力損害の状況	・25年12月に公表された中間指針第四次追補に従い、今後更なる賠償項目 を追加		
要賠償額の見通し及び損害賠 償の迅速かつ適切な実施のた めの方策	・4兆9088億4400万円。 <u>計画変更で5兆4214億3900万円</u> ・財物賠償の強化(田畑の賠償開始等) ・中間指針第四次追補の策定に伴う賠償の強化 ・最後の一人まで賠償貫徹、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、和解仲介 案の尊重という「3つの誓い」 ・除染等費用の支払の円滑化		
事業及び収支に関する中期的な計画	 ・事業運営は「責任と競争」の両立を基本に、グループ全体として賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うし、電力の安定供給、電力システム改革を先取りしたサービス提供、企業価値の向上への取組 ・ガバナンスについては、国・機構による直接的なガバナンスから、市場からの評価を通じたガバナンスへと段階的に移行(28年度に経営評価を実施後、原則として3年ごとに経営評価を実施。「責任」と「競争」を両立するとの経営姿勢の進展等に関する評価を踏まえ、機構の保有する株式の議決権比率を順次低減し、2030年代前半に機構保有株式を全部売却) ・28年4月を目途にHDカンパニー制を導入 ・2020年代初頭までに、原子力発電所の稼働等による年間1兆円程度の料金値下げ余力の確保及び年間1000億円規模の利益創出 ・2030年代前半までに年間3000億円規模の料金値下げ原資確保、年間3000億円規模の利益創出及び4.5兆円を上回る規模の株式価値の実現 ・平成27年3月期までの収支計画を策定。柏崎刈羽原発1、5、6、7各号機の稼働を仮定し、27年3月期には、営業利益2507億円、純資産1兆6648億円を計上見込み。28年3月期から35年3月期までの収支計画(参考。柏崎刈羽原発2、3、4各号機稼働の有無で場合分け) 		
原子力事業者の経営の合理化 のための方策	 ・10年間で4兆8215億円のコスト削減を実現(総合特別事業計画比で1兆419 4億円の深掘り) ・資材調達における競争調達比率を25年度に30%以上へ拡大(総合特別事業計画の1年前倒し)、27年度に同比率60%以上の実現等 ・社内カンパニー制導入と併せた管理会計の導入によるコスト意識改革 ・子会社・関連会社について、25年度から34年度までの10年間累計で3517億円のコスト削減の実現等 ・50歳以上の社員を対象にした1,000人規模の希望退職の実施、震災時に50歳以上だったベテラン管理職を対象にした福島専任化等の人事改革 		
原子力事業者による関係者に 対する協力の要請その他の方 策	 ・対金融機関:全ての取引金融機関による借換え等による与信維持、一般 担保による与信総量が毎年度継続的に減少していく運用、今後の新規融 資についてできるだけ早期に私募債形式によらないこととするため真摯 な協議の実施、中長期的に戦略的な経営合理化等に要すると見込まれる 2兆円規模の資金需要に係る必要な新規与信の実施 ・対株主:当面の間の無配の継続要請、機構保有優先株式の普通株式への 転換及び売却に伴う市場流通普通株式の一層の希釈化の容認等 		
原子力事業者の資産及び収支 の状況に係る評価に関する事 項	・新・総特の策定に当たって、総合特別事業計画の策定時点の状況を基礎 としつつ、資産売却等の状況を踏まえ精査・再評価を行い、25年度から3 4年度までの10年間の収支見通しに反映		
原子力事業者の経営責任の明 確化のための方策	・経営体制を委員会設置会社に変更し、経営と執行を分離し経営責任を明 確化(24年6月)		
原子力事業者に対する資金援助の内容及び額	・要賠償額の見通し4兆9088億4400万円から国の補償金1200億円を控除した 4兆7888億4400万円。計画変更で5兆3014億3900万円		
交付を希望する国債の額その 他資金援助に要する費用の財 源に関する事項	・交付国債9兆円 ・政府保証枠4兆円		

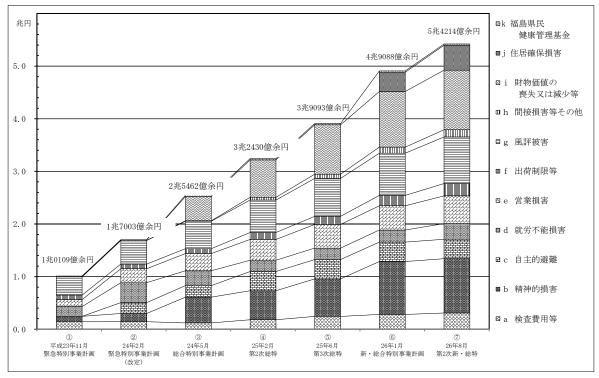
(注) ____は第2次新・総特において変更があったものを示す。

各計画における要賠償額の見通し(賠償見積額)は、賠償基準上の損害項目の追加、賠償金の包括請求方式(将来分を含めた一定期間に発生する損害項目に係る賠償金を包括して受け取ることができる方式をいう。)の導入、賠償の対象となる期間の見直し(延長)等の状況変化を受けて、図表2-2のとおり、総額での増加が続いている。

図表2-2 主な損害項目の区分別の要賠償額の見通し

(単位:	白力円)

主力	特別事業計画 な 害項目の区分	① 緊急特別 事業計画	② 緊急特別 事業計画 (改定)	③ 総合特別 事業計画	④ 第2次総特	⑤ 第3次総特	⑥ 新・総合 特別事業 計画	⑦ 第2次 新・総特
	a 検査費用等	141, 527	143, 117	120, 615	180, 337	243, 547	281, 203	309, 938
個	b 精神的損害	104, 081	156, 659	489, 474	551, 638	712, 705	1, 006, 251	1, 031, 838
人	c 自主的避難	_	204, 831	217, 828	364, 021	367, 389	367, 773	367, 849
	d 就労不能損害	185, 932	379, 692	282, 207	215, 018	217, 245	229, 146	298, 028
3/ 1 -	e 営業損害	131, 382	265, 612	328, 709	396, 102	449, 572	461, 766	527, 686
法	f 出荷制限等	86, 200	87, 945	91, 160	130, 957	155, 498	196, 953	234, 235
人等	g 風評被害	348, 686	449, 366	523, 398	616, 543	720, 639	801, 723	884, 739
寺	h 間接損害等 その他			8, 497	52, 218	79, 867	115, 289	136, 923
共通	i 財物価値の喪 失又は減少等	13, 100	13, 100	459, 379	711, 239	937, 867	1, 056, 637	1, 132, 017
・その	j 住居確保損害	_	_	-	_	-	367, 099	473, 183
他	k 福島県民健康 管理基金	_	_	25, 000	25, 000	25, 000	25, 000	25,000
	計	1, 010, 908	1, 700, 322	2, 546, 271	3, 243, 079	3, 909, 334	4, 908, 844	5, 421, 439



注(1) 「a 検査費用等」には、検査費用(人-健康診断)、検査費用(人-被ばく検査)、検査費用(物)、避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、その他(個人)及び早期帰還賠償が含まれている。

注(2) 「主な損害項目の区分」については、図表3-1 (63ページ) 参照

特に、新・総合特別事業計画における要賠償額の見通しは、前記のとおり、中間 指針第四次追補において、移住を余儀なくされたことによる精神的損害、住居確保 損害等に係る賠償の考え方が示されたことなどを踏まえて、第3次総特から約9995億 円増加し、その後、第2次新・総特において、更に約5125億円増加している。この結 果、第2次新・総特における資金交付額は、要賠償額の見通し5兆4214億3900万円か ら補償契約に基づき支払われた1200億円を控除した5兆3014億3900万円となった。

また、「個人」については、「b 精神的損害」及び「d 就労不能損害」は賠償の対象期間の延長に伴い賠償見積額が増加しており、「法人等」についても、同様の状況が見受けられる。

さらに、「共通・その他」についても、賠償の進捗に伴い、賠償見積額が増加していくことが見込まれ、特に、除染費用への対応も含む「i 財物価値の喪失又は減少等」は大幅な増額が見込まれる。

すなわち、除染特措法に基づく除染等については、25年閣議決定において環境省が試算した除染費用等の額として約3.6兆円が示されているものの、東京電力は、合理性をもって確実に見込まれる額の算定ができる状況にないとして、環境省等から求償を受けるなどして26年7月末までに実際に支払った額の計550億余円のみを第2次新・総特における賠償見積額に含めている(同年10月末までの支払額は環境省に対して828億余円、内閣府に対して102億余円)。そして、今後、除染作業の進捗に伴い東京電力に対する求償が行われることとなるため、現時点で本格的な求償の行われていない中間貯蔵施設に係る費用と合わせて、作業の進捗に対応して賠償額が増額していくことが見込まれる。

イ 新・総特の作成等に係る業務の委託の状況

機構は、25年度に、新・総特の作成に係る支援業務や、認定を受けた特別事業計画の履行状況の確認等に係る業務を委託しており、18件で計2億6260万余円を支出している。24年度までは、1件当たりの支出額が1億円以上の契約があったが、25年度における18件は、1件当たりの支出額がいずれも1億円未満の契約となっている。

また、これらの委託について、23、24両年度においては、東京電力に対する国の 支援の決定に当たり東京電力の経営財務の実態調査を行う第三者委員会として内閣 官房に設置された「東京電力に関する経営・財務調査委員会」による調査に係る業 務の委託を受けた者との随意契約が大半を占めていたが、25年度においては、18件 中6件が企画競争又は指名競争となっており、その支払額は計5555万余円となってい る。

(2) 資金援助業務の実施状況

ア 東京電力が発行する株式の引受け等の状況

(ア) 機構における株式の引受けに係る業務の状況

機構は、機構法に基づく東京電力に対する資金援助の一環として、24年7月31日 に東京電力が発行する株式を1兆円で引き受けている。

機構は、引受けに当たって、政府保証の限度額4兆円の範囲内で、金融機関から 金利競争による入札により、借入期間を1年間とする借入金を5000億円ずつ2回に 分けて計1兆円借り入れている。

そして、機構は、25年度上期に、上記の24年度に借り入れた計1兆円の借換えを、 平成25年度一般会計予算総則で規定する政府保証限度額4兆円の範囲内で、24年度 と同様に5000億円ずつ2回に分けて金利競争による借入れにより行っている。その 状況は、図表2-3のとおりとなっていて、これらの借入れに係る支払利息は計8億 1636万余円となっている。

図表2-3 平成25年度上期に行った借換えの状況

項目	平成25年度第1回 借入金	25年度第2回 借入金
入札実施日	25年 5月20日	25年 6月13日
借入実行日	6月 5日	6月28日
借入期間	6カュ月	1年
応募総額	1兆3715億円	1兆4040億円
調達額	5000億円	5000億円
落札平均金利	0.110%	0. 108%
支払利息	2億7735万2783円	5億3900万9195円

計8億1636万1978円

また、機構は、25年度上期(6月5日)に借り入れた借入期間を6か月とする500 0億円の借入金について、同年度下期に、図表2-4のとおり、2000億円の借入れ (借入期間1年)及び計3000億円の機構債の発行(2年債として1500億円、4年債と して1500億円)により更に借り換えており、これらの借入れ及び機構債に係る支 払予定利息は計13億3125万余円となっている。

図表2-4 平成25年度下期に行った借換えの状況

項目	平成25年度第3回 借入金	項目	第1回 機構債	第2回 機構債
入札実施日	25年11月22日	入札実施日	25年10月25日	25年11月12日
借入実行日	12月 5日	発行日	11月 6日	11月19日
借入期間	1年	償還期間	2年	4年
応募総額	8750億円	応募総額	6930億円	4620億円
調達額	2000億円	発行額(額面総額)	1500億円	1500億円
落札平均金利	0.099%	表面利率	0.076%	0. 151%
支払利息	1億9849万0000円	支払予定利息	2億2799万9999円	9億0476万2294円

計13億3125万2293円

計12億7899万0007円

さらに、機構は、26年度(26年12月末まで)に、前記の25年度上期(6月28日) に借り入れた借入期間を1年とする5000億円の借入金及び25年度下期(12月5日) に借り入れた2000億円の借入金、計7000億円の借換えを、平成26年度一般会計予 算総則で規定する政府保証限度額4兆円の範囲内で、金利競争による借入れの実施 や機構債の発行により行っている。

その状況は、図表2-5のとおりとなっていて、これらの借入れ及び機構債に係る支払予定利息は計12億7899万余円となっている。

図表2-5 平成26年度 (26年12月末まで) に行った借換えの状況 (平成25年度第2回借入金5000億円の借換え)

項目	26年度第1回 借入金	項目	第3回 機構債	第4回 機構債
入札実施日	26年 6月16日	入札実施日	26年 5月16日	26年 6月 4日
借入実行日	6月27日	発行日	5月23日	6月11日
借入期間	1年	償還期間	4年	2年
応募総額	9725億円	応募総額	4170億円	5000億円
調達額	2000億円	発行額(額面総額)	1500億円	1500億円
落札平均金利	0.078%	表面利率	0.117%	0. 075%
支払予定利息	1億5557万2599円	支払予定利息	7億0200万0000円	2億2470万7822円

(25年度第3回借入金2000億円の借換え) 項目 26年度第2回 借入金 26年11月21日 入札実施日 借入実行日 12月 5日 借入期間 1年 応募総額 6505億円 2000億円 調達額 落札平均金利 0.098% 支払予定利息 1億9670万9586円

(イ) 機構による株式の引受け及び売却について

前記のとおり、機構は、24年7月31日に、東京電力が発行する株式を払込金額 総額1兆円で引き受けている。その内訳は、議決権付種類株式16億株3200億円(1 株当たり発行価格(払込金額)200円)及び無議決権種類株式3億4000万株6800億円(同2,000円)となっている。

議決権付種類株式の1株当たりの発行価格200円は、23年原発事故後における東京電力の普通株式の株価等を参考に決められており、また、無議決権種類株式は、 議決権付種類株式に1対10で転換することなどができることとなっている。

また、東京電力の有価証券報告書等によれば、上記の両種類株式を普通株式に 転換する請求があった場合に交付される株式の数については、当該請求に係る種 類株式の数に、1株当たりの払込金額相当額(200円又は2,000円)を乗じて得られ る額を取得価額で除して得られる数とするなどとされている。そして、この取得 価額については、原則として、東京電力の普通株式に係る請求日直前の5連続取引 日の終値の平均値に90%を乗じた額で、上限は300円、下限は30円とすることとさ れている。

これは、東京電力の23年度末の発行済株式数約16億株に対して、全ての無議決権種類株式を議決権付種類株式に転換した場合のほか、前記の両種類株式全てを普通株式に転換した場合にも、機構において普通株式を約33.3億株(1兆円÷300円/株)以上、すなわち議決権ベースで東京電力における総議決権の3分の2以上を確保し、単独で定款変更等の重要事項の決議を行うことができるだけの株式数を取得するようにするとともに、株式売却時の売却価額の値下がりリスクについても一定程度織り込んだものである。

総特においては、機構が引き受ける東京電力の発行株式について、東京電力が 社債市場において自律的な資金調達を実施していると機構が判断した段階で保有 議決権を2分の1未満に低減させ、東京電力による機構保有株式の取得等によって 早期の出資金回収を目指すとした上で、社債市場への復帰については、「2010年 代半ば以降のできるだけ早い時期」を目標として掲げ、出資金の回収時期につい てある程度の見通しを示すにとどまっていた。

その後、新・総特においては、①2020年代初頭の経営評価を踏まえて、東京電力による自己株式消却等を開始し、2020年代半ばに、一定の株価を前提に、保有

株式の市場売却を開始すること、②2030年代の前半に、特別負担金の納付終了が 見通される場合には、その時点までに、保有する全ての株式を売却することなど としており、株式の売却による出資金の回収について、ある程度具体的な見通し が示されている。

そして、25年閣議決定においては、株式の売却により生じた利益について、① 機構が保有する東京電力の株式を売却することにより得られる利益の国庫納付により、除染費用相当分(約2.5兆円)の回収を図ること、②売却益に余剰が生じた場合は、中間貯蔵施設費用相当分(約1.1兆円)の回収に用いること、③不足が生じた場合は、東京電力等が除染費用の負担によって電力の安定供給に支障が生じることがないよう、「負担金の円滑な返済の在り方」について検討することが示されている。

このように、25年閣議決定においては、国民負担の増大を抑制し、電力の安定 供給に支障を生じさせないようにする観点から、機構が保有する東京電力の株式 の売却により生ずる利益を、東京電力とその他の原子力事業者が一般負担金や特 別負担金によって実質的に負担することとなっていた除染費用相当分に充てるこ となどとされた。このため、機構が引き受けた東京電力株式の売却により、東京 電力を含めた原子力事業者の一般負担金及び東京電力の特別負担金が、結果とし て軽減されることになる。

なお、今後、東京電力の株式の売却益は除染費用相当分等の回収に充てられる こととなったが、機構による東京電力の株式取得のために借入れに係る支払利息 その他の出資に要した費用が発生していることから、当該費用の回収のためには、 売却益に更に十分な余剰が必要となる。

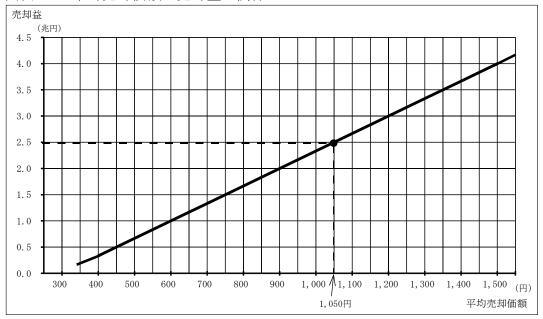
(ウ) 機構が引き受けた株式の売却等の価額と売却益の関係

機構が引き受けた東京電力の種類株式を全て普通株式に転換して売却等する場合、転換により交付される普通株式の数は、前記のとおり、少なくとも約33.3億株となる。そして、東京電力が24年5月21日付けで公表した「第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」において、「機構は(中略)株式市場の動向等を考慮しながら、当社の経営改革及び株式市場に悪影響を与えない範囲で、適切な時期に(中略)普通株式への転換による株式市場への売却等」を行うこととされていること、当該売却益により除染費用相当分(約2.5兆円)の回収を図るとされ

ていることなどから、機構は、普通株式に転換する際の取得価額の上限である30 0円で交付を受けた株式(上記の33.3億株)を順次売却等していくことが基本にな ると考えられる。

これらのことからすると、東京電力の株式を全て売却等するまでの間に機構が得ることになる対価の額は、売却等の開始時から終了時までの1株当たりの平均価額(以下「平均売却価額」という。)に約33.3億株を乗じて得られる額となる。

そこで、平均売却価額と、上記の考え方に基づいて機械的に試算した売却益の 関係を示すと、図表2-6のとおりであり、除染費用相当分(約2.5兆円)を株式の 売却益で回収するには、平均売却価額が1,050円となることが必要となる。



図表2-6 平均売却価額と売却益の関係

- 注(1) 東京電力の平成24年度(第89期)有価証券報告書等を参考にして作成した。
- 注(2) 本図表は、平均売却価額と売却益の関係を示したものであり、実際の売却価額の水準等に対して何ら示唆を与えるものではない。

新・総特においては、各種の前提条件を設定した上で、2020年代からの段階的な株式の売却等を想定している。その中で、株式売却益の多寡は、どの程度の額を除染費用等に充当することができるかに影響を与えることになり、それにより、国民負担の増大がどの程度抑制されるか、また、結果として東京電力が支払うことになる特別負担金の総額がどの程度軽減されるかについても影響を与えることになる。

また、機構が引き受けた東京電力の株式を、新・総特にあるように、東京電力が自己株式消却の形で処理するなどのためには、東京電力の財務基盤の回復、すなわち内部留保の蓄積が必要となる。そして、内部留保を蓄積するためには、東京電力は各期において相応の当期純利益を計上することが必要になるが、これは、後掲(3)ア(ウ)(46ページ)のとおり、機構に納付する特別負担金の水準に影響を及ぼすことになる。

イ 交付国債の償還請求及び賠償資金の交付の状況

前記のとおり、機構は、東京電力からの要望に応じて交付国債の償還請求を行い、 償還された分について東京電力が原子力損害の賠償に充てるための資金として交付 しており、26年12月末までの交付額は、35回、計4兆5337億円となっている(機構か ら東京電力への資金交付の状況については、別表1参照)。

(3) 機構への負担金の納付及び機構からの国庫納付の状況

ア 機構への負担金の納付の状況

(ア) 一般負担金年度総額の算定の状況

原子炉の運転等をしている原子力事業者は、機構法の規定により、機構の事業 年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるために、機構に対して、一般負担 金を納付しなければならないこととなっている。

そして、機構の事業年度ごとに原子力事業者から納付を受けるべき負担金の額として定められる一般負担金年度総額については、機構法第39条第2項において、①機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること、②各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであることが要件とされている。

また、負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容 その他の事情を勘案して定める基準に従って定められることとなっているほか、 機構が一般負担金年度総額及び負担金率を定めたり、変更したりするときは、主 務大臣の認可を受けなければならないこととなっている。

23、24両年度における一般負担金年度総額は、図表2-7のとおり、それぞれ815 億円及び1008億0465万円であったが、25年度分の一般負担金年度総額は1630億円 となっている。 23年度の一般負担金年度総額が815億円と算定されたのは、各原子力事業者(非上場の日本原子力発電株式会社及び日本原燃株式会社を除く。)の過去10期分

(13年度から22年度まで)の経常利益の平均額を参考に、過去10期の平均配当総額と同等の配当ができるだけの利益を留保することとすれば、原子力事業者の円滑な事業運営にも支障を来さず、かつ、電気事業の利用者にも著しい負担を及ぼすことにはならないとの考えに基づいたものである。計算上、一般負担金を賦課されたとしても過去10期の平均配当総額と同等の額の配当ができるだけの利益を確保できる額を1630億円と算出した上で、23年度は機構設立が23年9月であることを踏まえて半期分の815億円とされた。

また、24年度の一般負担金年度総額が1008億0465万円と算定されたのは、一般 負担金を電気料金の原価等を算定する基礎となる営業費に算入することが可能と なったものの、電気料金の値上げを申請した場合の審査及び認可に要する期間を 考慮する必要があることなどから、上記の1630億円を一部減額するとの考えに基 づいたものである。

そして、25年度分については、23年度分の一般負担金年度総額を通期分とした 1630億円とされている。

図表2-7 一般負担金年度総額等の状況

E 7 L + 16 + 16	平成	23年度	24年度		25年度	
原子力事業者名	負担金率 (%)	一般負担金 の額 (千円)	負担金率 (%)	一般負担金 の額 (千円)	負担金率 (%)	一般負担金 の額(千円)
北海道電力	4. 00	3, 260, 000	3.77	3, 803, 330	4.00	6, 520, 000
東北電力	6. 57	5, 354, 550	6. 20	6, 246, 980	6. 57	10, 709, 100
東京電力	34. 81	28, 370, 150	38. 51	38, 819, 820	34. 81	56, 740, 300
中部電力	7. 62	6, 210, 300	7. 19	7, 245, 350	7.62	12, 420, 600
北陸電力	3. 72	3, 031, 800	3. 51	3, 537, 100	3.72	6, 063, 600
関西電力	19. 34	15, 762, 100	18. 24	18, 389, 120	19. 34	31, 524, 200
中国電力	2. 57	2, 094, 550	2. 42	2, 443, 640	2.57	4, 189, 100
四国電力	4. 00	3, 260, 000	3. 77	3, 803, 330	4.00	6, 520, 000
九州電力	10. 38	8, 459, 700	9. 79	9, 869, 650	10.38	16, 919, 400
日本原子力発電	5. 23	4, 262, 450	4. 93	4, 972, 860	5. 23	8, 524, 900
日本原燃	1. 76	1, 434, 400	1.66	1, 673, 470	1.76	2, 868, 800
一般負担金年度総額		81, 500, 000		100, 804, 650		163, 000, 000

(注) 原子力事業者の名称中、「株式会社」は省略した。

一般負担金は、一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第 105号。以下「算定規則」という。)が23年10月に改正等されたことにより、電気料金の原価等を算定する基礎となる営業費に算入することが認められている。26 年12月末までに、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力、中部電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社の7原子力事業者が、電気料金の値上げの申請を行い、一般負担金を原価等を算定する基礎となる営業費に算入することが認められている。一方、北陸電力株式会社及び中国電力株式会社の2原子力事業者は、同月末までに一般負担金を納付しているが、電気料金の値上げの申請を行っていないことから、これを電気料金算定上の原価に算入していない。

上記の電力会社の中には、原子力発電所の停止に伴う燃料費の増大等の影響により、複数年にわたり経常収支が赤字となっているものがある。そして、事故を起こした東京電力のほか、北海道電力、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力各株式会社は、25年度決算に係る配当を行っていない。

前記のとおり、機構法においては、各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来さないものであることが一般負担金年度総額を設定する際の要件の一つとされている。そして、機構が一般負担金年度総額を定めるに当たり考慮したのは、過去10期の平均配当総額と同等の額の配当ができるだけの利益を確保できる額ということであったが、実際は配当ができない状態となっている原子力事業者が多数を占めている。

したがって、各電力会社(原子力事業者)の収支が改善されないなどの場合は、25年度分の一般負担金年度総額1630億円と同程度の金額を今後も維持することができるかについて注視する必要がある。また、負担金率については、原子力事業者が保有する原子炉の熱出力等を勘案して設定されているが、今後、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)で定める原則40年の運転期間経過等による廃炉決定がなされた場合に、各原子力事業者に対する負担金率がどのようになっていくのか、また、その場合、一般負担金年度総額にどのような影響を及ぼすことになるのかについても注視する必要がある。

(イ) 一般負担金の納付状況

各原子力事業者は、機構法第38条第2項の規定により、機構の事業年度終了後3か月以内に一般負担金及び特別負担金を機構に納付しなければならないこととなっている。ただし、当該負担金の額の2分の1に相当する金額については、機構の事業年度終了の日の翌日以降6か月を経過した日から3か月以内に納付することができることとなっている。

25年度の一般負担金年度総額1630億円について、各原子力事業者は、その2分の 1に相当する額である815億円を26年6月末までに機構に納付し、残る815億円につ いても同年12月末までに納付している。

(ウ) 特別負担金の水準及び納付状況

機構法第52条の規定により、特別事業計画について主務大臣の認定を受けた原子力事業者には、一般負担金の額に追加的に負担させることが相当な額として機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定める特別負担金額が加算されることとなっている。そして、その額は、上記の主務大臣の認定を受けた原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額の負担を求めるものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならないこととなっている。

具体的には、上記の主務省令として定められた「原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令」(平成23年内閣府・経済産業省令第1号。26年8月18日以降は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務運営に関する命令)第8条において、①当該原子力事業者による「電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること」、②「収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額の負担をするものであること」という基準が示されている。なお、特別負担金については、一般負担金と異なり、算定規則等において、原価等を算定する基礎となる営業費に算入することが認められていない。

東京電力は、特別事業計画について主務大臣の認定を受けていることから特別 負担金を納付すべき原子力事業者に該当するが、機構は、23、24両年度分につい ては、東京電力が当期純損失を計上すると見込まれたことから特別負担金を加算 しないこととし、主務大臣もこれを認可していた。 25年度分の特別負担金については、東京電力の25年度決算に係る経常利益の見込みを踏まえて、機構は、26年3月20日の運営委員会で271億円と議決し、主務大臣は同月28日に、これを認可した。

その後、東京電力の25年度決算に係る経常利益が見込みよりも大幅に上振れしたことから、機構の運営委員会は、26年4月21日に、特別負担金の額を500億円に変更する議決をし、主務大臣は同月30日に、これを認可した。そして、機構及び資源エネルギー庁は、それぞれのホームページにおいて、特別負担金に係る認可の事実のみを公表している。

上記に関連して、東京電力の25年度に係る損益計算書をみると、経常利益のほかにも、特別利益として固定資産売却益1019億余円、有価証券売却益185億余円、計1205億余円が計上されるなどしている。

固定資産売却益及び有価証券売却益は、総特等で掲げる「経営の合理化のための方策」の一環として、東京電力が保有する土地、建物、有価証券等を売却したことなどにより得られた利益であるが、当該利益が、25年度分の特別負担金の議決及び認可に当たってどのように取り扱われたのかについては、必ずしも明らかではない。

そして、「できるだけ高額の負担」という要件に鑑みれば、前記の固定資産売 却益等計1205億余円について、特別負担金の額の算定に当たり考慮することが考 えられる。

また、東京電力が26年度からの3年間に重点的に取り組む事項を取りまとめた「2014年度東京電力グループアクション・プラン」(以下「アクション・プラン」という。)において、28年度末における自己資本比率を16%程度と目標設定していることを踏まえ、会計検査院において機械的に試算したところ、「電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金」としてどの程度の資金を確保するかにより、特別負担金の額として500億円を超える額が算定される結果となった(後掲3(2)イ(ウ)(127ページ)参照)。

一方、内部留保の蓄積が進捗しなかったり、必要なキャッシュ・フローを確保できなかったりなどした場合には、東京電力の自己資本比率は改善せずに機構が保有する東京電力株式の自己株式消却が困難になったり、相応の売却益を見込んでの市場における売却を実施することなどが困難になったりすると見込まれる。

したがって、特別負担金の多寡が国民負担に影響を及ぼすものであることなどに鑑みると、機構は、東京電力に対する国の支援の検討時における「国民負担の極小化を図ることを基本とする」という考え方を踏まえつつ、特別負担金の額が東京電力に対して「経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額の負担」を求めたものであることについて、各年度の額の算定に係る具体的な考え方を、東京電力の財務諸表上の計数等、検討に際して考慮した諸要素を適宜用いるなどして、国民に対して十分に説明する必要がある。また、資源エネルギー庁は、機構が特別負担金の額を主務省令で定める基準に従って定めたことについて国民に対して十分に説明していくよう、内閣府と共に機構を監督していく必要がある。

なお、東京電力は、25年度分の特別負担金500億円について、機構法第38条第2項の規定により、26年6月30日に、その2分の1の額である250億円を前記の一般負担金と合わせて機構に納付しており、残る250億円についても同様に同年12月末までに納付している。

イ 機構からの国庫納付の状況

機構は、機構法第59条の規定により、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は積立金として整理しなければならないこととなっている。

しかし、主務大臣の認定を受けた特別事業計画に基づく資金交付を行った場合には、当該残余の額を積立金として整理するのではなく、当該資金交付を行うために 交付国債の償還を受けた額の合計額に至るまで国庫に納付しなければならないこと となっている。

このように、交付国債の償還により国から機構を通じて東京電力に交付された資金については、機構の損益計算の結果生じた利益が国庫に納付されるという仕組みで、消費者からの電気料金を原資として各原子力事業者から納付される負担金により実質的に回収されることになっている。

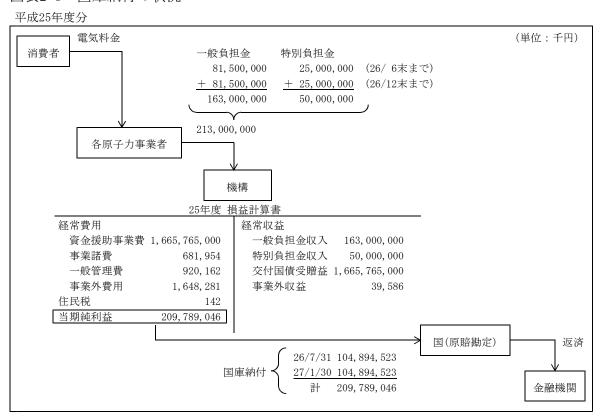
そして、機構は、原子力損害賠償支援機構法施行令(平成23年政令第257号。26年 8月18日以降は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令。以下「機構法施行令」 という。)第2条の規定により、当該事業年度の損益計算の結果納付しなければなら ない額の2分の1に相当する金額を翌事業年度の7月31日までに、残りの2分の1に相当 する金額を1月31日までにそれぞれ国庫に納付しなければならないこととなっており、 納付された資金は、機構法施行令第3条の規定により、エネルギー対策特別会計の原 賠勘定に帰属することとなっている。

納付を受けた原賠勘定では、当該資金を交付国債の償還請求に応じるための借入 金等に係る元本の返済に充てるなどしている(借入れに係る利息については、前記 のとおり、一般会計からの繰入金により造成された原賠資金の取崩しなどにより支 払われている。)。

図表2-8のとおり、機構の25年度の損益計算においては、当期純利益は2097億890 4万余円となっており、前事業年度からの繰越損失はなく、残余の額は当期純利益と 同額となっている。

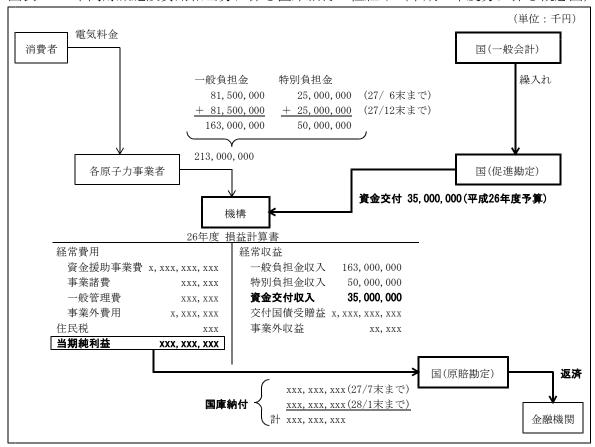
そして、機構は東京電力に対して交付国債を財源とする資金交付を行っており、 その額は、これまでに国庫に納付した計1773億1490万余円に25年度の当期純利益の 額2097億8904万余円を加えた額である合計3871億0395万余円を上回っている。この ため、機構は25年度の当期純利益の全額に相当する額2097億8904万余円について、 その2分の1に相当する額である1048億9452万余円を26年7月31日に国庫に納付してお り、残る1048億9452万余円についても27年1月30日に国庫に納付している。

図表2-8 国庫納付の状況



前記のとおり、国は、25年閣議決定により、中間貯蔵施設費用相当分(約1.1兆円)について、事業期間(30年以内)にわたり、機構に対して、機構法第68条の規定に基づく資金交付を行うこととなっている。

この資金交付は、図表2-9のとおり、機構の収益を上積みして、専ら機構の損益計算を通じた国庫への納付額を増加させる効果をもたらすことになり、この仕組みにより、この資金交付がない場合と比較して、東京電力に特別負担金が課される期間が短縮され、また、その総額が減少することになる。



図表2-9 中間貯蔵施設費用相当分に係る国庫納付の仕組み (平成26年度分に係る概念図)

(注) 一般負担金及び特別負担金の額は、平成25年度分の額を仮置きしたものであり、機構の運営委員会の 議決及び主務大臣の認可を受けた額ではない。

また、この資金交付は機構が行う事務又は事業の財源とすることを目的としたものではなく、機構の収益を上積みするものであることから、機構へは年度末までに支出されれば足り、国庫金の運用上もそのような取扱いが適切と考えられる(26年度の予算額としては350億円であるが、27年2月末現在で、資金交付は行われていない。)。

ウ 交付した資金の回収に係る試算

25年報告において、国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後、どのように実質的に国に回収されるかなどについて、一定の条件を仮定して機械的に試算したところ、資金交付額を5兆円(25年報告の時点で機構が交付を受けた国債の額)とした場合は、回収が終わるまでの期間及び時期は14年後の平成39年度から31年後の平成56年度までとなった。この場合、回収を終えるまでに国が負担することとなる支払利息は、約374億円から約794億円までとなり、追加の資金投入等が必要となる試算結果となった(25年報告68~75ページ参照)。

そして、前記のとおり、原子力損害の賠償のための交付国債の交付額は、平成26年度予算で4兆円増額されたことにより、累計で9兆円となっている。そして、その償還額は、26年12月末現在で、4兆5337億円と多額に上っており、第2次新・総特においては、資金交付額が5兆3014億3900万円になるとされている。

国は、前記のとおり、原賠勘定において借入れを行うなどして資金を調達し、これを機構への償還を通じて東京電力に交付している。そして、機構は、損益計算の結果生じた利益を交付国債の償還を受けた額の合計額に至るまで国庫に納付することとなっている。このため、国が機構を通じて東京電力に交付した資金は、①東京電力を含む各原子力事業者が機構に納付することとなる一般負担金、②東京電力が納付することとなる特別負担金、③国が機構法第68条の規定に基づき機構に交付する資金(26年度の場合350億円)、④将来、機構が保有する東京電力の株式1兆円を売却することにより得られる売却益によって実質的に回収されることになっている。

しかし、各年度の負担金や機構が保有する東京電力の株式に係る売却益等の水準によっては、交付した資金の実質的な回収が長期化することにより、交付資金の原資である原賠勘定における借入金等に係る支払利息等の国の負担が増大することになる。

そこで、会計検査院において、国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後、どのように実質的に国に回収されるかなどについて、資金交付額が交付国債の額である9兆円になるとして、また、特別負担金の額を(ア)新・総特における仮置きの額である500億円とした場合と、(イ)経常利益(特別負担金控除前)の2分の1とした場合とに分けて、図表2-10に示す一定の条件を仮定して、次のとおり機械的に試算した。

図表2-10 試算に当たって仮定した条件

【負担金等による国庫納付について】

ア 固定条件

① 平成23、24、25各年度分の国庫納付額

上記各年度分の国庫納付額は実績額とする。具体的には、23年度分799億9280万余円(全額一般負担金由来)、24年度分973億2209万余円(全額一般負担金由来)、25年度分2097億8904万余円(うち一般負担金由来1605億4279万余円、特別負担金由来492億4625万余円)

② 26年度分以降、各期の一般負担金に係る国庫納付額

各期の一般負担金年度総額を1630億円、各期の機構の業務運営に要する費用を30億円とした上で、機構が毎期に国庫に納付する額を次の式により得られる額と仮定

$$1630$$
億円 $-$ (30 億円 \times $\frac{1630$ 億円 1630 億円 $\frac{1630$ 億円 $+$ 特別負担金額 $+$ 350 億円

③ 26年度分以降、各期の機構法第68条の規定に基づく機構への資金交付に係る国庫納付額 各期の機構法第68条の規定に基づく機構への資金交付額を350億円、各期の機構の業務運営に要 する費用を30億円とした上で、機構が毎期に国庫に納付する額を次の式により得られる額と仮定

④ 26年度以降、各期の東京電力の一般負担金=567億4030万円

②で設定した条件である一般負担金年度総額1630億円に対して、負担金率34.81% (25年度の実績値) を乗じた金額である567億4030万円を機構に納付すると仮定

なお、国庫納付に係る東京電力の負担分は、②により算出された額に、34.81%を乗じたと仮定

⑤ 26年度以降、各期の特別負担金に係る国庫納付額

各期の機構の業務運営に要する費用を30億円とした上で、機構が毎期に国庫に納付する額を次の式により得られる額と仮定

イ 変動条件

機構が保有する東京電力の株式に係る売却益

新・総特において、「資本市場復帰(2020年代初頭)」(自己株式消却開始)、「保有株式売却開始(2020年代半ば)」、「機構保有株式の全部売却(2030年代前半)」と記載されていることなどから、平成32年度(2020年度)から平成46年度(2034年度)までの間に、機構が保有する東京電力株式を売却した際に得られると見込まれる利益の額を次のとおりとした上で、同額を機構が国庫に納付すると仮定。なお、特別負担金の増額に伴う資金流出が当該利益の額の実現可能性に与える影響は、試算に当たり考慮していない。

変動条件	機構が保有する東京電力株式1兆円を売却した際に得られると見込まれる利益
1)	3兆5000億円 新・総特において、「4.5兆円を上回る規模の株式価値を実現していく」とされていることから設定した額(4.5兆円-1兆円(簿価)) なお、この場合の平均売却価額は1,350円/株
2	2兆5000億円 25年閣議決定において、機構が保有する東京電力株式を売却し、それにより生ず る利益の国庫納付により、除染費用相当分(約2.5兆円)の回収を図るとされている ことから設定した額 なお、この場合の平均売却価額は1,050円/株
3	1兆5000億円 25年閣議決定において、機構が保有する東京電力株式を売却し、それにより生ずる利益の国庫納付により、除染費用相当分(約2.5兆円)の回収を図るとされている一方、不足が生じた場合も考慮していることを踏まえ、売却益を②の条件よりも保守的に捉えることとして設定した額(②-1兆円)なお、この場合の平均売却価額は750円/株

- 注(1) 変動条件①に関して、25年閣議決定では、機構が保有する東京電力の株式の売却益について、除染費用相当分(約2.5兆円)の回収を図るとされているが、「売却益に余剰が生じた場合」には、「中間貯蔵施設費用相当分の回収に用いる」とされている。この場合、機構法第68条の規定に基づく機構への資金交付が減額されることなどが想定されるが、どの時点で売却益に余剰が生ずることになるかは不明であるため、本試算では、全ての株式の売却が終了すると設定した年度(平成46年度)まで機構法第68条の規定に基づく資金交付が継続するものとして試算している。
- 注(2) 変動条件②及び③に関して、25年閣議決定では、中間貯蔵施設費用相当分(約1.1兆円)について、「事業期間(30年以内)にわたり、機構に対し、機構法第68条に基づく資金交付を行う」とされているが、本試算では、前記①から⑤までの固定条件により、実質的に国に回収される額が9兆円に達するまでの期間を機械的に試算しているため、機構法第68条の規定に基づく資金交付の期間は21年から30年までとなり、また、その合計額が1.1兆円に満たない(7350億円~1兆0500億円)結果となっている。
- 注(3) 変動条件③に関して、25年閣議決定では、機構が保有する東京電力の株式の売却益について、除染費用相当分(約2.5兆円)の回収を図るとされているが、売却益に「不足が生じた場合」には、「東京電力等が、除染費用の負担によって電力の安定供給に支障が生じることがないよう、負担金の円滑な返済の在り方について検討する」とされている。この場合、株式の売却益で回収できなかった除染費用相当分について、負担金でどのように回収するのかなどは必ずしも明らかでないが、本試算では、不足が生じたことが確定した後も、引き続き、同程度の負担金を原資とした国庫への納付が継続するものとして試算している。

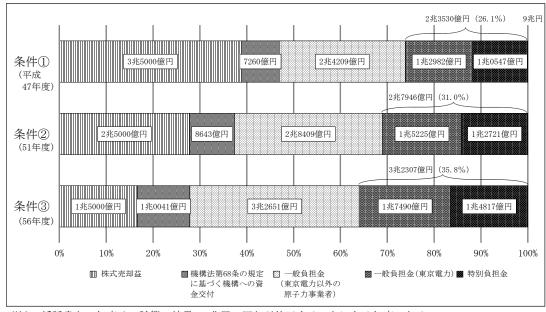
【交付国債の償還に係る国の借入金について】

- ① これまでの借入(借換)実績と同程度の借入れ(借換え)を進めていき、9兆円から、31年度末までに前記の【負担金等による国庫納付について】により試算された国庫納付額の累計額を控除した額を借り入れると仮定
- ② 借入(借換)利率=0.1% 完済までの間、1年ごと(借換えの償還期限日が土曜日、日曜日、国民の祝日等のいかんを問わず単純に1年ごと)に借り換えると仮定
- ③ 借り入れた資金に余裕が生じた場合の運用による利息収入等は、試算に含めない。

(ア) 特別負担金の額を500億円とした場合

東京電力に対する各期の特別負担金の額を、新・総特に関連する参考資料に記載の26年3月期から34年3月期までの収支見通しで仮置きしている500億円と仮定し、さらに、機構が保有する東京電力の株式に係る売却益を上記の変動条件①、②、③の各条件と仮定して、9兆円を回収するのにどの程度の期間を要するかについて試算したところ、①、②、③の各条件において、それぞれ21年後の平成47年度、25年後の平成51年度、30年後の平成56年度となった(試算の詳細は、別表4を参照)。

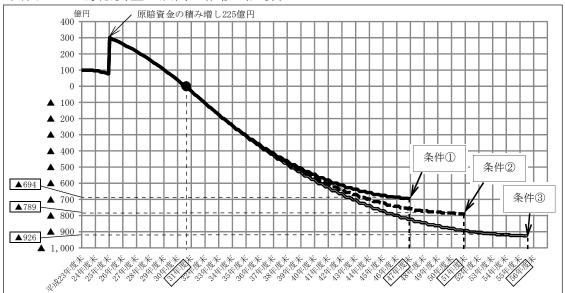
そして、機構を通じて交付された資金の回収額のうち、東京電力が機構に納付する負担金に係る分は、図表2-11のとおり、条件①の場合は約2兆3530億円(資金交付額9兆円に対する割合26.1%)、条件②の場合は約2兆7946億円(同31.0%)、条件③の場合は約3兆2307億円(同35.8%)となった。



図表2-11 交付された資金の回収額のうち東京電力の負担(試算)

(注) 括弧書きの年度は、試算の結果、9兆円の回収が終了することになる年度である。

また、回収を終えるまでに国が負担することとなる借入れ(借換え)等に係る 支払利息については、前記のとおり、原賠勘定に設置された原賠資金から支払わ れることとされているが、その総額は、条件①の場合で約1032億円、条件②の場 合で約1127億円、条件③の場合で約1264億円になる試算結果となった。 原賠資金は、前記のとおり、一般会計から繰り入れられた100億円を原資として設置され、26年度に225億円が積み増しされている。しかし、図表2-12のとおり、条件①、②、③のいずれの場合も、原賠資金は31年度中にその全額が取り崩され、条件①の場合は約694億円、条件②の場合は約789億円、条件③の場合は約926億円の追加的な資金投入等が必要になる試算結果となった。



図表2-12 原賠資金の残高の推移(試算)

(4) 特別負担金の額を経常利益(特別負担金控除前)の2分の1とした場合

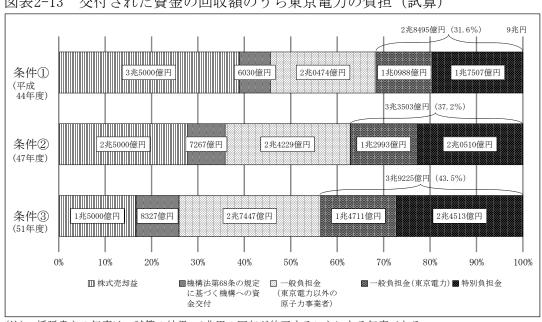
東京電力に対する特別負担金の額を、新・総特に関連する参考資料に記載の26年3月期から34年3月期までの「収支見通し【柏崎刈羽原子力発電所2~4号機を織り込まない場合】」で計上している各期の経常利益に500億円を加算して「経常利益(特別負担金控除前)」を算出し、当該額に2分の1を乗じた額と仮定し、更に機構が保有する東京電力の株式に係る売却益を前記の変動条件①、②、③の各条件と仮定して、9兆円を回収するのにどの程度の期間を要するのかについて試算したところ、①、②、③の各条件において、それぞれ18年後の平成44年度、21年後の平成47年度、25年後の平成51年度となった(試算の詳細は、別表4を参照)。

そして、機構を通じて交付された資金の回収額のうち、東京電力が機構に納付する負担金に係る分は、図表2-13のとおり、条件①の場合は約2兆8495億円(資金交付額9兆円に対する割合31.6%)、条件②の場合は約3兆3503億円(同37.2%)、条件③の場合は約3兆9225億円(同43.5%)となった。

注(1) 残高のマイナスは、原賠資金への追加的な資金投入等が必要なことを示す。

注(2) 借入れ等に係る支払利息については、原賠資金のほか平成23年度に一般会計から繰り入れられた資金や余裕金等の運用により生じた受取利息収入が充てられているため、原賠資金の残高(追加的な資金投入等を含む。)と支払利息額の総額は一致しない。

(注5) 当該額に2分の1を乗じた額 具体的には、平成26年度1088億円、 27年度1064億円、28年度951億円、29年度1032億円、30年度744 億円、31年度1018億円、32年度1286億円、33年度1018億円、34 年度898億円。35年度以降の各年度は、これら9か年度の平均で ある1011億円

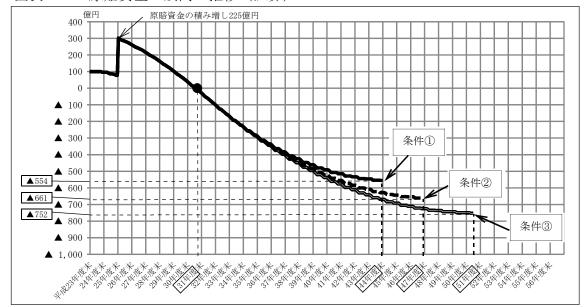


図表2-13 交付された資金の回収額のうち東京電力の負担(試算)

(注) 括弧書きの年度は、試算の結果、9兆円の回収が終了することになる年度である。

また、回収を終えるまでに国が負担することとなる借入れ(借換え)等に係る 支払利息の総額は、条件①の場合で約892億円、条件②の場合で約999億円、条件 ③の場合で約1090億円になる試算結果となった。そして、図表2-14のとおり、条 件①、②、③のいずれの場合も、原賠資金は31年度中にその全額が取り崩され、 条件①の場合は約554億円、条件②の場合は約661億円、条件③の場合は約752億円 の追加的な資金投入等が必要になる試算結果となった。

ただし、以上の試算結果は、特別負担金の増額に伴う資金流出が条件①、②、 ③で仮定した利益の額の実現可能性に与える影響を試算に当たり考慮していない ため、(ア)の試算結果と単純に比較することはできない。



図表2-14 原賠資金の残高の推移(試算)

注(1) 残高のマイナスは、原賠資金への追加的な資金投入等が必要なことを示す。

注(2) 借入れ等に係る支払利息については、原賠資金のほか平成23年度に一般会計から繰り入れられた資金や余裕金等の運用により生じた受取利息収入が充てられているため、原賠資金の残高(追加的な資金投入等を含む。)と支払利息額の総額は一致しない。

(ア)及び(イ)の試算結果によれば、国が機構を通じて9兆円の資金交付を行った場合、その回収に要する期間は18年から30年となった。そして、資金交付を受けた東京電力は、9兆円の3割から4割程度を機構を通じて国庫に納付することになり、残る分については、東京電力以外の原子力事業者が納付する一般負担金、機構法第68条の規定による資金交付、機構が保有する東京電力の株式の売却益等が原資となり、国庫に納付されることになった(ただし、機構が保有する東京電力の株式について東京電力が自己株式消却を行った場合には、その分だけ東京電力の負担は増加する。)。

このように、特別負担金の水準及び機構が保有する東京電力の株式に係る売却益の多寡により、資金回収に要する年数は大きな差異が生ずることになり、回収期間が長期に及べば支払利息等の国の負担も大きく変動することになる。また、試算では、借入れ(借換え)に係る金利を0.1%と仮定しているが、今後、長期間に及ぶ回収の中で、金利が上昇した場合には支払利息が増加し、試算結果を超える原賠資金への追加的な資金投入等の新たな財政負担が必要となる。

一方、東京電力において内部留保の蓄積が進捗しなかったり、必要なキャッシュ・フローを確保できなかったりなどした場合には、機構が保有する東京電力の株式を相応の利益を見込んで売却することなどが困難になると見込まれる。

したがって、毎年度の特別負担金の額を機構が検討し、又は主務大臣(内閣総理 大臣及び経済産業大臣)が認可するに当たっては、東京電力に対する国の支援の検 討時における「国民負担の極小化を図ることを基本とする」という考え方を踏まえ て、資金の確実な回収と東京電力の企業価値の向上の双方に十分に配慮することが 求められる。

(4) 機構の決算の状況

機構は、「原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令」(平成23年内閣府・文部科学省・経済産業省令第1号。26年8月18日以降は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務方法書並びに財務及び会計に関する命令)第22条の規定に基づき会計規程を定めて、23年10月に主務大臣の承認を受けている。そして、機構は、同規程により財務諸表を作成している。

23、24、25各年度の財務諸表のうち、貸借対照表の要旨及び損益計算書の要旨は図表2-15及び図表2-16のとおりである。

図表2-15 機構の貸借対照表の要旨

(単位:百万円)

○ 図表2-19 機構の負債利用	22-13			
	平成23年度	24年度	25年度	
(資産の部)	1 190,20 1 150	$\frac{\omega_1 + \omega_2}{\omega_1 + \omega_2}$	<u>20 /X</u>	
流動資産				
	0.700	0.000	F FF0	
現金及び預金	2,766	3,826	5,550	
有価証券	9,998	8,003	6,010	
未収金	998,483	992,604	1,314,856	
その他	7	19	15	
固定資産				
資金援助事業資産				
交付国債	3,419,678	1,876,921	211,156	
原子力事業者株式	-	1,000,000	1,000,000	
有形固定資産	56	54	54	
その他	6	6	6	
- ,—				
資産合計	4,430,997	3,881,437	2,537,650	
(負債の部)				
流動負債				
短期借入金	_	1,000,000	700,000	
未払金	917,221	891,922	1,102,022	
(うち資金交付金の未払額)	(916,722)	(891,779)	(1,101,844)	
未払国庫納付金	79,992	97,322	209,789	
その他	104	1,258	666	
固定負債	101	1,200		
交付国債見返	3,419,678	1,876,921	211,156	
機構債	0,410,010	1,010,321	300,000	
その他	1	19	15	
- ·	4,416,997	13		
負債合計	4,416,997	3,867,437	2,523,650	
(純資産の部)				
資本金				
政府出資金	7,000	7,000	7,000	
民間出資金	7,000	7,000	7,000	
純資産合計	14,000	14,000	14,000	
負債及び純資産合計	4,430,997	3,881,437	2,537,650	

図表2-16 機構の損益計算書の要旨

	平成23年度	<u>24年度</u>	<u>25年度</u>
資金援助事業収入 一般負担金収入 特別負担金収入 交付国債受贈益 その他 経常収益合計	81,500 — 1,580,322 ———————————————————————————————————	100,804 - 1,542,757 141 1,643,702	163,000 50,000 1,665,765 39 1,878,804
資金援助事業費 資金交付費 事業諸費 その他 経常費用合計 当期経常利益	1,580,322 1,213 559 1,582,095 79,992	1,542,757 1,300 2,323 1,546,380 97,322	1,665,765 681 2,568 1,669,015 209,789
税引前当期純利益 法人税等 当期純利益	79,992 0 79,992	97,322 0 97,322	209,789 0 209,789

ア 23、24、25各年度の決算

(ア) 23、24両年度の決算

国から機構に交付された国債5兆円に関して、貸借対照表及び損益計算書への計上の状況をみると、23、24両年度に決定された資金交付の額(23年度1兆5803億2 200万円、24年度1兆5427億5700万円)については、損益計算書の交付国債受贈益及び資金交付費に計上され、5兆円から各年度までに決定された資金交付の額を控除した残額(23年度3兆4196億7800万円、24年度1兆8769億2100万円)については、貸借対照表の資金援助事業資産及び交付国債見返に両建てで計上されている。また、貸借対照表の未払金には、各年度までに決定された資金交付の額のうち当該年度までに東京電力に支払われた額を控除した額(23年度9167億2200万円、24年度8917億7900万円)が計上されている。

また、24年度の貸借対照表から、同年度に機構が引き受けた東京電力の株式1兆 円が原子力事業者株式として計上されている。

(4) 25年度決算

国から機構に交付された国債5兆円に関して、貸借対照表及び損益計算書への計上の状況をみると、25年度に決定された資金交付の額1兆6657億6500万円については、損益計算書の交付国債受贈益及び資金交付費に計上され、5兆円から同年度までに決定された資金交付の額を控除した残額2111億5600万円については、貸借対

照表の資金援助事業資産及び交付国債見返に両建てで計上されている。また、貸借対照表の未払金には、25年度までに決定された資金交付の額のうち同年度までに東京電力に支払われた額を控除した額1兆1018億4400万円が計上されている。

また、損益計算書の特別負担金収入に東京電力の特別負担金500億円が計上されている。

25年度分の特別負担金については、機構は26年3月20日の運営委員会で271億円 と議決し、主務大臣は同月28日にこれを認可した。

その後、東京電力の25年度決算が見込みよりも大幅に上振れしたことから、機構の運営委員会は26年4月21日に特別負担金額を500億円に変更する議決を行い、主務大臣は同月30日にこれを認可した。

イ 23年度決算の運営委員会での議決について

会計検査院は、25年報告において、機構の資金交付に係る会計方針が東京電力の会計方針と異なっていることから、機構の会計方針の妥当性について十分な説明を行う必要があると記述したところである。この点について引き続き検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構の決算については、機構法により、運営委員会の議決を経なければならない とされている。

機構は、24年6月19日に開催された運営委員会において23年度決算を議決しており、 議決された財務諸表では、損益計算書の交付国債受贈益及び資金交付費に計上され ている額は、23年度に決定された資金交付の額1兆5803億2200万円ではなく、同年度 に東京電力から資金交付に係る資金援助の申込みを受けた額2兆4262億7100万円となっていた。そして、機構は、23年度の財務諸表を24年6月26日に主務大臣に提出し同 月29日に承認されたが、承認を受けた財務諸表の損益計算書の交付国債受贈益及び 資金交付費に計上されている額は、図表2-16のとおり、23年度に決定された資金交 付の額1兆5803億2200万円となっている。これは、機構が運営委員会で議決された決 算の会計処理を修正した財務諸表を主務大臣に提出したためであるが、機構は修正 した財務諸表について運営委員会の議決を改めて経ていなかった。

しかし、機構は、主たる業務である資金交付に係る会計処理を修正した決算について、機構法で定める運営委員会の議決を改めて経る必要があったと認められる。 これについて、機構は、主務大臣への承認申請に関する内閣府との事前協議にお いて、資金交付費について、「国が資金援助を決定した日に費用計上するよう」指摘があったことから決算を修正することになり、このような経緯から運営委員会の 決議を改めて経なかったものの、今後同様の事態が生じた場合には、運営委員会の 議決を求めている機構法にのっとった手続をとるとしている。

3 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

(1) 原子力損害の賠償の状況

ア 損害項目及び賠償基準

東京電力は、23年8月30日に、同月5日に公表された中間指針で示された損害項目の一部について賠償基準を定めて、同年10月に、当該基準に基づく賠償金の支払を開始した。賠償基準には、損害項目ごとに賠償対象者、賠償金額及びその内容、賠償を受けるために必要な書類の例等が示されている。東京電力は、その後も、中間指針等や、原子力災害対策本部が同年12月26日に公表した国の避難指示区域等の見直しの方針を受けて24年7月20日に経済産業省が公表した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」等の内容や趣旨を踏まえて、新たな賠償基準の策定や既存の賠償基準の見直しを行うなどして、順次、賠償金の支払を進めている。

そして、前記のとおり、25年12月26日に中間指針第四次追補が策定され、固定資産税評価額を基にするなどして算定した従前の財物賠償の考え方では対応できない「新たな住居の確保のために要する費用」等に係る賠償の考え方が示されたことから、これに係る賠償基準の見直しを行うなどして、賠償金の支払を進めている。

東京電力が賠償基準において設定している主な損害項目は、図表3-1のとおり、「個人」の区分では「検査費用等」、「精神的損害」、「自主的避難」及び「就労不能損害」、「法人等」の区分では「営業損害、出荷制限等」及び「風評被害」、「共通・その他」の区分では「財物価値の喪失又は減少等」、「住居確保損害」となっている。

図表3-1 主な損害項目の概要

□ 3.0 1				
主	な損害項目	主な賠償対象者	主な基準の概要 (賠償金額、賠償の内容等)	
	検査費用 等	・避難等対象者のうち、23年原発事故が生じたことにより、健康診断費用、放射線検査費用等を負担した者	 ・交通費:個別、定額(1回当たり1人5,000円を基本とする。)等 ・宿泊費:実費(8,000円を基本とする。) ・健康診断費用:定額(1回当たり8,000円を基本とする。) ・放射線検査費用:定額(1回限り15,000円(人)、17,000円(物)を基本とする。) ・早期帰還賠償:定額(事故後4年以内に避難指示が解除された区域の住民1人当たり90万円) 	
個人	精神的損害	·避難等対象者	・定額(1月当たり1人100,000円を基本とし、要介護者等は介護の状況に応じて増額する。支払の対象期間は地域等により異なる。)・一定期間分の一括払も可能(対象期間:平成24年6月1日から)・移住を余儀なくされた帰還困難区域に係る住民1人当たり1000万円(既に受けた一括払の将来分相当を控除するため、避難区域の見直しが24年6月である地区の住民は、追加支給額が700万円)	
	自主的避 難	・23年原発事故発生時に所定の区域内に生活 の本拠としての住居があった者	・定額(対象地域、対象者の性別や年齢等により 異なる。)	
	就労不能 損害	・所定の区域に居住していたり勤務していたりした者のうち、避難等により就労が困難となり減収等を生じた者及び23年3月11日時点で就職・復職を予定していたが避難等により就労困難となり減収等を生じた者	・従前の平均収入から現在の実収入を差し引いた額に、通勤交通費の増加分等を加算・一定期間分の一括払も可能(対象期間:24年6月1日から)	
法	営業損 害、出荷 制限等	・23年3月11日現在、事業を営んでいて、政府の 避難指示等により損害を受けた法人等 ・23年3月11日現在、事業を営んでいて、政府の 出荷制限指示等により損害を受けた法人等	・避難指示等又は出荷制限指示等に伴う減収分に 追加的費用を加算 ・一定期間ごとの実損害額 ・一定期間分の一括払も可能(対象期間:24年7月 1日から)	
人等	風評被害	・所定の区域に所在するなどし、23年原発事故に伴う買控え、取引の停止、解約等により損害を受けた下記の業を営む者 *農林漁業 *農林水産物の加工業、食品製造業及び流通業 *観光業 *輸出業	・買控え、解約等に伴う減収分に追加的費用を加算 ・輸出先国の要求等による検査費用に追加的費用 を加算	
共通・み	財物価値 の喪失 は減少等	・所定の区域にあり、かつ、23年原発事故に 関して価値が喪失又は減少した財物の所有 者	・宅地:固定資産税評価額を基にした事故前の時価相当額 ・建物:①固定資産税評価額又は②建築着工統計による平均新築単価のいずれかを基にした事故前の時価相当額、(①、②が適用不可の場合)③個別評価 ・家財:定額(家族構成に応じて算定) ・車両:第三者機関による算定額に取得に係る登録費用相当額を加算 ・田畑:不動産鑑定による単価を用いて算定した市場価値の避難指示期間中における減少分	
その他	<u>住居確保</u> <u>損害</u>	・所定の区域内にある持家に居住していた者のうち、帰還に当たり管理不能に起因する建て替え・修繕が必要である者・所定の区域内にある持家に居住していた者のうち、移住する者	・帰還時の建て替え・修繕や移住時の購入に要した 実費が「財物価値の喪失又は減少等」に係る賠 償金額を超える場合の超過分で、下記の範囲内 の額 宅地:従前の宅地面積×38,000円/㎡ - 従前の宅地価格 建物:(従前の建物の新築時点の価格 - 従前の建物の時価相当額)×0.75	
		・ <u>所定の区域内にある借家に居住していた者</u> のうち、帰還又は移住する者	・新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額の 8年分及び新たな借家に係る礼金等	

⁽注) 下線を付した項目は、中間指針第四次追補に伴う賠償基準の見直し等により、25年報告以降新たに追加されたものである。

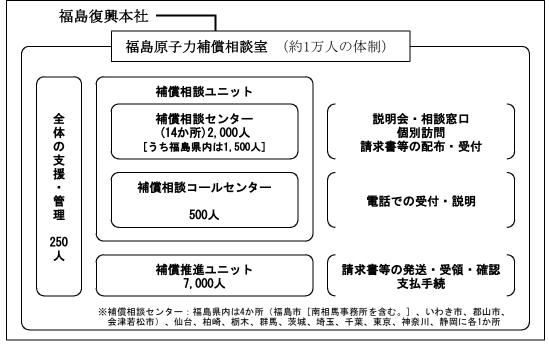
イ 東京電力による賠償金の支払状況等

(ア) 賠償金の支払に係る体制の状況

東京電力は、現在、福島復興本社に設置された福島原子力補償相談室が中心となって、被害者に対する賠償対応業務を実施している。

東京電力が公表している資料によれば、福島原子力補償相談室の体制は、図表 3-2のとおりであり、約1万人の体制(うち福島県内は1,500人)で賠償対応業務を 実施しているとされている。

図表3-2 福島原子力補償相談室の体制 (平成26年7月1日現在)



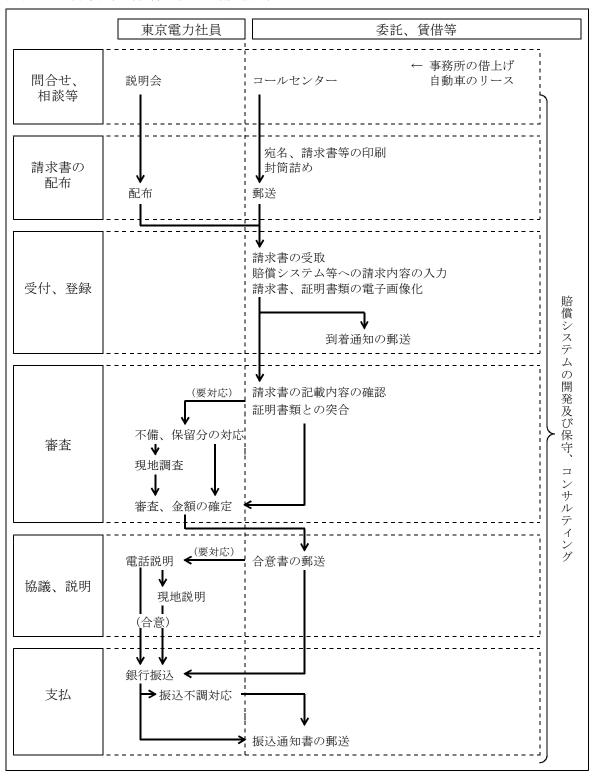
(注) 東京電力が公表した「福島復興本社における賠償・除染・復興推進に関する取り組み状況」(平成26年7月30日付け福島復興本社代表定例会見配布資料)を基に作成した。

ただし、「約1万人」としている体制には、東京電力が契約している委託先の職員や派遣職員等が含まれており、東京電力の社員のみの体制は、26年9月末現在で約2,660人(うち福島県内で業務に従事している者約1,100人)となっている。

また、新・総特で掲げられた「震災時に50歳以上であったベテラン管理職(500人規模)を対象とする役職定年の実施と福島専任化」については、東京電力において、避難指示解除の動きなどを見据え、帰還の加速に直結する賠償及び除染の分野を中心に計217人(26年7月1日現在)が配置され、賠償請求に係る相談業務等の対応に当たっている。

そして、東京電力は、賠償対応業務を図表3-3のような流れで実施しており、賠償を迅速かつ適切に進めるために、賠償対応に関する専門的な知識を必要とする業務や一定期間に大量一括処理を必要とする業務について、外部に委託している。

図表3-3 賠償対応業務の流れ(概念図)



東京電力が24年5月29日に公表した「賠償対応費用について」をみると、賠償対応業務に係る費用の24年度から26年度までの3か年の見通しが示されており、その額は図表3-4のとおり、24年度は計439億円、25年度は計254億円、26年度は計143億円となっている。

図表3-4 賠償対応業務に係る費用の見通し

(単位:億円)

(十)							
	費目	平成 24年度	25年度	26年度	24年度~ 26年度 平均	業務概要	
委託費		372	206	108	229		
	請求書の受付・審査	182	81	41	101	請求書の受取・仕分、請求内容のシス テム登録、請求書の電子画像化等	
	コンサルティング業務	131	87	44	87	賠償対応に係る全体計画修正、進捗・ 課題管理、システム導入支援等	
	電話受付	20	14	7	14	請求書送付の申込受付、電話での説明 対応等	
	請求書確認	9	6	3	6	請求書記載内容の不備項目の電話確認 等	
	その他	30	18	13	21	事務所共益費等	
賃借料		22	15	14	17		
通信運搬費		16	11	5	11		
7	この他(旅費、消耗品、雑費等)	29	22	15	22		
計		439	254	143	278		

注(1) 賠償対応業務に係る東京電力社員の人件費を除く。

これらの費用について、東京電力は、電気料金の原価に算入する営業費用として整理しており、24年の電気料金値上げの申請に係る国の認可において、例えば25年度分については254億円と申請し、審査、査定等の結果、236億円を電気料金の原価に算入することが認められている。

一方、これらの費用の決算額は、24年度計617億円(消費税及び地方消費税抜き)、25年度計593億円(同)となっており、前記の見通し額24年度計439億円、25年度計254億円に対してそれぞれ40%増、133%増の規模となっている(図表3-5、25年報告87ページ参照)。

注(2) 金額は、消費税及び地方消費税抜きの額である。

図表3-5 賠償対応業務に係る費用の見通し額と決算額との比較 (単位:億円)
--

費目		7	平成24年度		25年度		
		見通し額 (a)	決算額 (b)	(%) (b/a)	見通し額 (c)	決算額 (d)	(%) (d/c)
委託費		372	555	149	206	542	263
	請求書の受付・審査	182	305	167	81	307	379
	コンサルティング業務	131	128	97	87	148	170
	電話受付	20	61	305	14	31	221
	請求書確認	9	17	188	6	13	216
	その他	30	43	143	18	41	227
賃借料		22	23	104	15	21	140
通信運搬費		16	13	81	11	6	54
その他(旅費、消耗品、雑費等)		29	25	86	22	22	100
計		439	617	140	254	593	233

⁽注) 金額は、消費税及び地方消費税抜きの額である。

このような状況となっているのは、24年5月に示した見通しにおいては、一定の 初期費用を要するものについては順次費用が低減していくこと、請求書の受付に ついても徐々に収束していくことなどを見込んでいたものの、中間指針やその追 補等を受けての新たな賠償項目に係る請求書の配布、受付や審査体制を維持する ための費用が継続して発生していることのほか、これらを受けてのコンサルティ ング費用等が発生していることによると考えられる。

これらの賠償対応業務に係る費用の見通しに対する決算額の増大は、実際の賠償対応業務の作業量等の増加に起因するものであるが、実際に要した25年度の費用は前記のとおり593億円であったことから、前記の認可された額との差額357億円が同年度の利益を圧縮する結果となっている。

そして、26年度の賠償対応業務に係る費用の見通しは、前記のとおり、計143億円となっているが、賠償対応業務に係る同年度の第2四半期の決算額(26年4月1日から9月30日までのもの)は約312億円とその約2.1倍の規模となっており、引き続き、見通し額と決算額とのかい離及びこれに伴う利益の圧縮が生ずると見込まれる。

なお、東京電力は、例えば25年度の「電話受付」について、体制の見直しなどにより、前年度と比べて約50%減の31億円まで費用を低減させるなどして、賠償対応業務に要する費用の低減を図っている。

(イ) 仮払補償金の精算等の状況

東京電力は、23年原発事故発生後に避難のための立ち退き、屋内への退避等の指示の対象となった3市7町3村の約16万人に対して、個人向けの仮払補償金として、初回受付分(23年4月受付開始)は1世帯当たり100万円(単身世帯の場合75万円)を、追加受付分(同年7月受付開始)は1人ごとに各人の避難等の期間と状況に応じて10万円、20万円又は30万円を支払った。このうち、本賠償金が未請求となっている者の状況についてみると、図表3-6のとおり、25年報告で取りまとめた25年5月末の11,214人からは減少したものの、26年12月末現在で3,501人がその後の本賠償金の支払請求を行うまでに至っていない状況であり、これらの者に対する仮払補償金の支払額は計20億余円となっている。

東京電力は、これらの本賠償未請求者に対して、仮払補償金の精算を行うべく ダイレクトメールの送付等により賠償請求を働きかけているが、賠償未請求者の 割合は引き続き一定規模で推移しており、未精算状態の早期の解消が望まれる。

図表3-6 仮払補償金の支払を受けた者(個人)の状況(平成26年12月末現在)

(単位:人)

市町村名	仮払補償金の支払 を受けた者の数 (a)	本賠償金の支払請 求者数	仮払補償金の支払 を受けた者のうち 本賠償金の未請求 者数 (b)	(b∕a) (%)
南相馬市	71,221	69,412	1,809	2.5
浪江町	21,802	21,389	413	1.8
富岡町	16,378	16,135	243	1.4
大熊町	11,949	11,739	210	1.7
楢葉町	8,084	7,917	167	2.0
双葉町	7,180	7,031	149	2.0
飯舘村	6,498	6,450	48	0.7
いわき市	6,198	5,935	263	4.2
広野町	5,483	5,360	123	2.2
田村市	4,512	4,486	26	0.5
川内村	2,914	2,870	44	1.5
	1,568	1,566	2	0.1
川俣町	1,254	1,250	4	0.3
計	165,041	161,540	3,501	2.1

⁽注) (a)欄は、東京電力において未請求者の母数から新生児等の本賠償を請求する意向の有無を確認できない未請求者を除外したことなどにより、25年報告の図表3-10とは異なる数になっている。

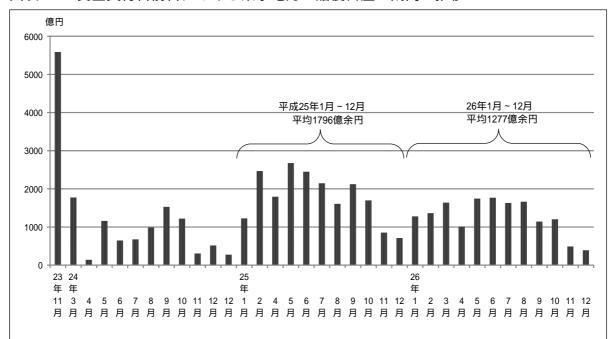
(ウ) 賠償金の支払等の状況

東京電力は、機構からの交付金等の入金や賠償金等の出金を管理するための専用の銀行口座(以下「賠償口座」という。)を開設し、23年11月15日から利用している。賠償口座には、同日に機構から1回目の入金(5587億円)があり、26年12月31日までの入金額の累計は4兆5337億円となっている。一方、賠償口座からは、23年11月16日から、土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除きほぼ毎日、支払対象者の口座へ賠償金(仮払補償金を含む。)の出金(振込み)があり、26年12月31日までの振込額は計4兆4088億余円となっている。また、機構から1回目の入金があった23年11月15日までに支払われていた仮払補償金及び本賠償金の総額は1567億余円であり、東京電力は賠償口座ではない既存の口座から手元資金により支払を行っていた。これらの合計額の4兆5656億余円が、23年4月から26年12月までの東京電力の賠償金の支払額である。

a 賠償口座の残高の状況

東京電力は原子力損害の賠償に充てるための資金として、機構に資金交付の要望を行っており、機構は、前記のとおり、その都度、国に対して交付国債の 償還請求を行い、償還された資金を東京電力に交付している。

東京電力が資金交付を要望する額については、翌月の賠償金の支払見込額を基に、機構と協議を行い決定することになっている。そして、26年12月末までに東京電力に資金交付された額の各資金交付日前日の賠償口座の残高は図表3-7のとおりとなっており、各資金交付日前日の残高の平均は、25年において1796億余円であったが、支払見込額を算定する精度を向上させることに努めたこともあり、26年において1277億余円に減少している。しかし、国が機構に交付国債の償還を行うに当たっては、前記のとおり借入金の借入れにより資金を調達しており、かつ、当該借入金に係る支払利息は一般会計から原賠勘定に繰り入れて造成した原賠資金により賄われていることから、東京電力においては、国の財政負担を軽減するためにも、更にその精度を向上させて賠償口座の残高を抑える取組を継続することが望まれる。



図表3-7 資金交付日前日における東京電力の賠償口座の残高の推移

- 注(1) 賠償口座を開設した平成23年11月については、資金交付当日の残高を示している。
- 注(2) 平成23年12月、24年1月、同年2月及び25年3月については、資金交付が実施されていない。
- 注(3) 平成24年12月は18日と27日の2回資金交付が実施されている。

b 支払相手方別の状況

東京電力は、賠償金の支払について、支払の相手方別に「個人」、「個人 (自主的避難)」、「法人等」及び「団体」の4区分で管理している。その状況 をみると、図表3-8のとおり、26年12月末までの本賠償金及び仮払補償金の支払 額の合計は、前記の4兆5656億余円となっている。

25年度以降の本賠償金に占める割合を支払件数についてみると、23、24両年度とも最多であった「個人(自主的避難)」が大きく減少する一方、「個人」の割合が全体の7割程度まで増加している。支払額についても「個人」が最大となり、23、24両年度とも最大であった「法人等」を大きく超えて全体の6割程度まで増加している。これは、個人の家財、宅地、建築物等を対象とした「財物価値の喪失又は減少等」に係る損害の請求受付が25年3月から開始され、また、同年12月に示された中間指針第四次追補を受けて、26年1月以降、避難指示の長期化に伴う「精神的損害」や「就労不能損害」の取扱いが見直されたことなどが影響していると考えられる。

4か年度を通じた本賠償金の1件当たりの平均支払額は「個人」325万余円、

「個人(自主的避難)」27万余円、「法人等」562万余円、「団体」1億9441万余円となっている。年度ごとの推移をみると、「団体」については減少しているが、この要因としては、農林漁業者等の風評被害に係る賠償の支払請求について、品目や産地を類型化して東京電力が請求書を直接受け付ける取扱いを25年3月から開始したことにより、組合等の団体を通じた請求が減少する傾向になったことが考えられる。

図表3-8 賠償金の支払の状況

支払件数 (単位:件)

<u> </u>	,,					(1 12 + 11 /
区分 年度	個人	個人(自主的 避難)	法人等	団体	本賠償金計	仮払補償金
平成 23年度	45,358 (20.7)	144,052 (65.8)	29,137 (13.3)	180 (0.0)	218,727 (100)	154,434
24年度	254,942 (17.5)	1,095,627 (75.2)	105,324 (7.2)	849 (0.0)	1,456,742 (100)	161
25年度	198,196 (61.5)	46,929 (14.5)	75,887 (23.5)	1,026 (0.3)	322,038 (100)	23
26年度	121,713 (69.7)	1,821 (1.0)	50,119 (28.7)	932 (0.5)	174,585 (100)	9
計	620,209 (28.5)	1,288,429 (59.3)	260,467 (11.9)	2,987 (0.1)	2,172,092 (100)	154,627

支払額 (単位:百万円)

<u>~ 34 HX</u>						()	H . H/3/13/
区分 年度	個人	個人(自主的 避難)	法人等	団体	本賠償金計	仮払補償金	合計
平成 23年度	69,305 (16.3)	62,253 (14.6)	183,873 (43.3)	108,687 (25.6)	424,119 (100)	142,144	566,264
24年度	468,294 (31.8)	284,824 (19.3)	473,208 (32.2)	242,920 (16.5)	1,469,247 (100)	7,222	1,476,469
25年度	921,253 (58.6)	5,768 (0.3)	479,310 (30.5)	164,185 (10.4)	1,570,518 (100)	825	1,571,344
26年度	557,200 (58.5)	216 (0.0)	328,808 (34.5)	64,921 (6.8)	951,146 (100)	428	951,575
計	2,016,052 (45.6)	353,063 (7.9)	1,465,201 (33.1)	580,714 (13.1)	4,415,032 (100)	150,620	4,565,653

1件当たりの平均支払額 (単位:万円)

区分 年度	個人	個人(自主的 避難)	法人等	団体
平成 23年度	152	43	631	6億0381
24年度	183	25	449	2億8612
25年度	464	12	631	1億6002
26年度	457	11	656	6965
4か年度 の平均	325	27	562	1億9441

- 注(1) ()内は、本賠償金計に占める当該件数又は金額の比率(%)を示す。
- 注(2) 平成26年度は12月末までの分を集計している。

c ADRセンターの仲介による和解等の成立に伴う支払の状況 ADRセンターの仲介による和解の成立に伴う支払の状況は、図表3-9のとお

りであり、26年12月末までの支払額は1468億余円となっている。

そして、ADRセンターの仲介による和解の成立に伴い、26年12月末までに 賠償金の支払に至った件数についてみると、支払件数の総計に占める割合は、 「個人」(「個人(自主的避難)」を含む。以下、本項 c において同じ。)0. 5%、「法人等」1.4%となっている。同様に支払額についてみると、「個人」 2.5%、「法人等」5.8%となっている。これらの値は、25年報告において取り まとめた24年度末現在の値(支払件数「個人」0.1%、「法人等」0.6%。支払 額「個人」0.8%、「法人等」2.4%。25年報告図表3-12参照)と比べると0.4ポイントから3.4ポイントまでの間でそれぞれ上昇しているが、直接東京電力に請求することによりその支払が行われる案件が大半を占めている状況は24年度末 現在と同様である。

図表3-9 ADRセンターの仲介による和解の成立に伴う支払の状況

(単位:件、百万円)

											(参考)	П(П/Л)
区分	平成2	3年度	244	丰度	25 [£]	丰度	26 [£]	丰度	Ī	計	「個人」又は 総計	「法人等」の
	支払件数	支払額	支払件数	支払額	支払件数	支払額	支払件数	支払額	支払件数	支払額	支払件数	支払額
個人	25	48	2,071	7,863	4,149	24,642	3,482	27,924	9,727 (0.5)	60,478 (2.5)	1,908,638	2,369,116
法人等	16	344	868	15,443	1,710	43,425	1,273	27,155	3,867 (1.4)	86,369 (5.8)	260,467	1,465,201
計	41	393	2,939	23,306	5,859	68,068	4,755	55,079	13,594	146,847		

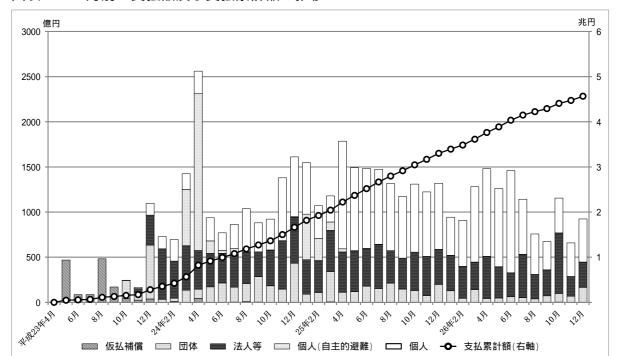
注(1) 計欄の()内は、「個人」又は「法人等」の支払件数又は支払金額の総計に占める当該支払件数 又は支払金額の比率(%)を示す。

d 月別の状況

23年4月から26年12月までの月別の支払額等は、図表3-10のとおりであり、本 賠償金の支払が開始された23年10月から26年12月までの平均支払月額は1137億 余円となっている。支払累計額についてみると、25年3月に2兆円を超えた後に、 同年10月に3兆円、26年6月に4兆円を超えている。

注(2) 裁判所における和解等の成立に伴う賠償金の支払額に係る割合は、個人、法人等とも上記の割合 (2.5%及び5.8%)を更に下回る規模となっている。

注(3) 平成26年度は12月末までの分を集計している。



図表3-10 月別の支払額及び支払累計額の推移

そして、支払の相手方別の賠償金の支払の推移は、次のとおりとなっている。 (a) 個人

「個人」に係る賠償金(個人に対する賠償金のうち、自主的避難に係る分を除いたもの)の支払の推移をみると、図表3-11のとおり、支払件数については、24年8月及び11月に3万件を超える支払があったが、その後増減を繰り返しながら若干減少傾向にあり、26年1月、2月及び9月の支払件数は1万件未満となっている。また、支払額については、25年4月に1191億余円、26年6月に1132億余円となっており、26年以降も1か月当たり1000億円を超える支払がある。26年1月以降に支払額が増加しているのは、前記のとおり、25年12月に示された中間指針第四次追補を受けて「精神的損害」等の取扱いが見直されたことなどが影響していると考えられる。

件 35,000 1400 1191億余円 1132億余円 1200 30,000 25,000 1000 20,000 800 600 15,000 400 10,000 200 5.000

図表3-11 個人に対する賠償金の支払の推移

(b) 個人(自主的避難)

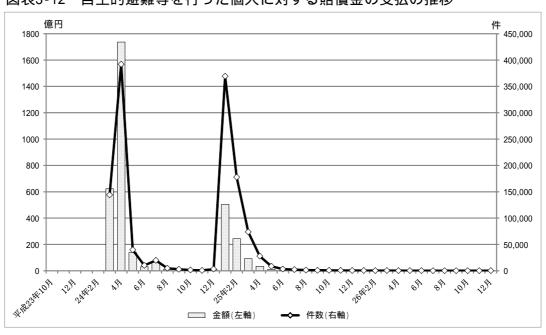
2h

「個人(自主的避難)」に係る賠償金は、自主的避難による生活費の増加費用、移動費用、精神的苦痛等による損害を対象として定額で支払われるものであり、23年3月から同年12月までの間の損害を対象とした支払が24年3月から、24年1月から同年8月までの間の損害を対象とした支払が25年1月から、それぞれ開始されている。その後は対象期間の見直しが行われていないため、図表3-12のとおり、賠償金の支払に大きな伸びはなく、低位で推移する傾向となっている。

件数(右軸)

10th

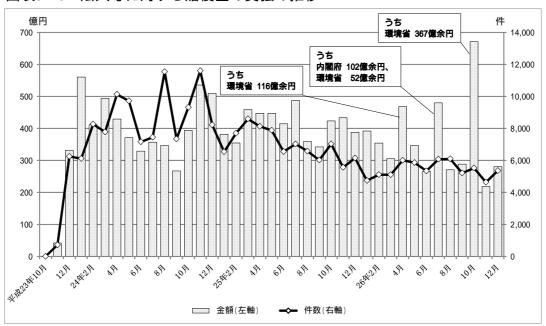
6



図表3-12 自主的避難等を行った個人に対する賠償金の支払の推移

(c) 法人等

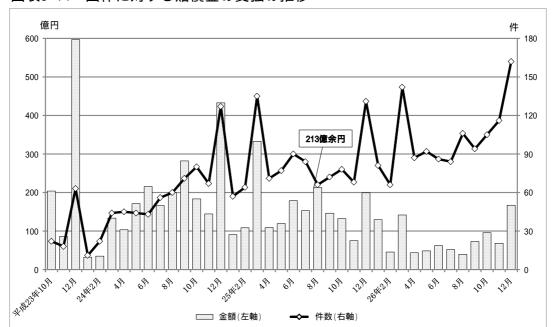
「法人等」に係る賠償金の支払の推移をみると、図表3-13のとおり、件数 はやや減少傾向が見受けられるが、支払額については必ずしも件数に連動し ておらず、また、支払額が突出した月が見受けられる。このように支払額が 突出した月があるのは、1件当たりの金額が大きい支払が含まれているためで あり、特に、26年4月は環境省へ116億余円、同年7月は内閣府へ102億余円及 び環境省へ52億余円、同年10月は環境省へ367億余円と、それぞれ除染に要し た費用に係る多額の支払があったことがその一因となっている。



図表3-13 法人等に対する賠償金の支払の推移

(d) 団体

「団体」に係る賠償についてみると、図表3-14のとおり、件数は増減を繰り返しているが、支払額については、25年度以降では25年8月の213億余円が最大となっており、26年度以降はほとんどの月で100億円未満の支払が続いている。これは、前記のとおり、農林漁業者等の風評被害に係る賠償の支払請求について、25年3月から東京電力が農林漁業者等からの請求書を直接受け付ける取扱いを行っていることが影響していると考えられる。



図表3-14 団体に対する賠償金の支払の推移

(I) 支払対象別の賠償金の支払の状況

25年報告においては、賠償口座における支払対象の4区分のうち、賠償システムを利用して賠償金の請求受付から支払の合意に至るまでの進捗を管理している「個人」、「個人(自主的避難)」及び「法人等」の3区分を対象として分析を行った。

今回の検査では、26年9月までの支払に係る賠償システムのデータに基づき、賠償の実態の把握に資するよう、25年報告との継続性を図り、「個人」については損害項目別に、「個人(自主的避難)」及び「法人等」については請求書類の種類別に、件数、金額等を集計するなどして分析した。また、「個人」及び「法人等」に係る損害項目のうち、25年報告の時点において支払が本格化していなかったため分析の対象外とした「財物価値の喪失又は減少等」に対する賠償についても、支払が進捗している現状を踏まえて分析の対象とした。

さらに、賠償システムによる進捗管理が行われていない「団体」についても、 東京電力が事務の進捗管理を行うために用いている帳票類を用いるなどして検査 し、団体の種類や請求の対象となっている損害の内容等について分析を行った。

a 個人

「個人」は、個人が被った種々の損害に係る損害項目を取り扱う区分である。 「個人」に係る賠償のレコード数(賠償システム上では、個人1人又は法人等1 者が複数の損害項目について賠償金の支払を請求している場合は、各損害項目 をそれぞれ1レコードと数える取扱いとされている。)は約318万件であり、各 レコードの損害項目等について東京電力が自社の賠償基準に照らした審査の結 果支払うことを決定した金額(以下「審査結果金額」という。)の合計は、2兆 0030億余円となっている(図表3-15参照)。

図表3-15 「個人」に係る賠償の状況(避難前住所別) (単位:億円)

避難前住所	審査結果金額計	3	主な内訳(損害項目)
浪江町	4301 (21.4)	精神的損害(1467) 宅地(420)	建築物(813) 就労不能損害(426) 家財(331)
南相馬市	4072 (20.3)	精神的損害(1632) 宅地(240)	就労不能損害(610) 建築物(525) その他(209)
富岡町	3358 (16.7)	精神的損害(1224) 就労不能損害(287)	建築物(639) 宅地(358) 家財(275)
大熊町	3147 (15.7)	精神的損害(1454) 家財(232)	建築物(524) 宅地(242) 就労不能損害(230)
双葉町	1804 (9.0)	精神的損害(827) 宅地(128)	建築物(294) 家財(128) 就労不能損害(119)
飯舘村	1003 (5.0)	精神的損害(333) その他(66)	建築物(234) 家財(87) 構築物・庭木(53)
楢葉町	946 (4.7)	精神的損害(354) 建築物(114)	就労不能損害(117) 家財(116) その他(51)
広野町	201 (1.0)	精神的損害(94) 実費(10)	就労不能損害(46) その他(17) 通院交通費等の生活費の増加分(9)
田村市	175 (0.8)	精神的損害(89) 実費(9)	就労不能損害(24) 建築物(10) 通院交通費等の生活費の増加分(7)
いわき市	152 (0.7)	就労不能損害(73) 建築物(8)	精神的損害(35) その他(10) 宅地(7)
10市町村計	1兆9165 (95.6)		
その他	864 (4.3)	_	
合計	2兆0030 (100)		

- 注(1) 審査結果金額計欄の()内は、審査結果金額の合計に占める比率(%)を示す。
- 注(2) 主な内訳(損害項目)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。
- 注(3) 主な内訳(損害項目)欄の「その他」は、他の損害項目に含まれない損害に対する賠償に幅広く対応 するために設けられた損害項目である(以下、本項aの図表において同じ。)。

また、損害項目についてみると、上位5項目の審査結果金額の計が合計の80. 5%に当たる1兆6135億余円となっている(図表3-16参照)。

このうち「精神的損害」は7733億余円で、25年報告において取りまとめた24年度末現在(25年報告図表3-19参照)と同様に最も多くなっているが、その割

合は54.4%から38.6%へと減少している。これは、「家財」、「宅地」、「建築物」等、個人を対象とした「財物価値の喪失又は減少等」に係る支払請求の受付が25年3月に開始され、これらの損害項目に係る賠償金の支払が増えたことにより相対的に減少したことなどによると考えられる。

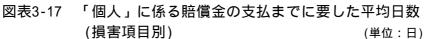
図表3-16 「個人」に係る賠償の状況(損害項目別) (単位:億円)

損害項目	審査結果金額計	主な内訳(避難前住所)			
精神的損害	7733 (38.6)	南相馬市(1632) 富岡町(1224)	浪江町(1467) 双葉町(827)	大熊町(1454)	
建築物	3334 (16.6)	浪江町(813) 大熊町(524)	富岡町(639) 双葉町(294)	南相馬市(525)	
就労不能損害	2102 (10.4)	南相馬市(610) 大熊町(230)	浪江町(426) 双葉町(119)	富岡町(287)	
宅地	1556 (7.7)	浪江町(420) 南相馬市(240)	富岡町(358) 双葉町(128)	大熊町(242)	
家財	1408 (7.0)	浪江町(331) 南相馬市(181)	富岡町(275) 双葉町(128)	大熊町(232)	
合計	1兆6135 (80.5)				

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、「個人」に係る審査結果金額の合計(2兆0030億余円)に占める比率(%)を示す。

また、損害項目別に「個人」に係る賠償金の請求受付から支払までに要した 平均日数をみると、図表3-17のとおり、各損害項目で30日から58日程度、全て の損害項目の平均日数は40.1日となっており、24年度末現在(25年報告図表3-20参照)の平均日数(35.1日)と比較すると5.0日増加している。なお、この日 数には、請求者が東京電力から賠償金の支払に係る合意書案を受領してからそ の内容を承認して合意書を返送するまでの日数や、審査の際に証ひょう類が不 足していた場合に請求者が当該証ひょう類を準備するために要した日数等が含 まれている(c(d)の「法人等」に係る賠償金の請求受付から支払までに要した 日数についても同様である。)。

注(2) 主な内訳(避難前住所)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。





そして、賠償金の支払までに特に長期間を要した請求は、図表3-18のとおりであり、最長のものは980日に達している。

図表3-18 支払までに特に長期間を要した請求(上位5件) (単位:千円、日)

請求者	損害項目	審査結果金額計	請求受付から支払まで に要した日数
Α	精神的損害、その他等	7,040	980
В	その他、精神的損害	240	889
С	精神的被害、生命・身体的損害等	564	867
D	就労不能損害	2,047	860
Е	車両本体の価格等	388	855

(注) 「個人」に係る賠償金の支払は世帯単位で行われるため、本図表には、複数の者における複数の損害項目に対する審査結果金額が計上されている。

このように長期間を要する支払については、請求者において相続が必要となったり、一旦合意していた内容に不備があったりして再度請求を行うものなどがあり、東京電力は、経年に伴いこれらの対応に相応の時間を要する案件の件数が増える傾向にあるとしている。

また、会計検査院が、25年報告に係る検査において「個人」に係る賠償金が 重複して支払われていた事例(25年報告103ページ参照)があったことを踏まえ て、新たに提出を受けた支払に係るデータを対象として請求者名、損害項目区 分等が同一の請求者に係る支払を抽出するなどして検査したところ、4件、計1 09万余円の重複が見受けられた。

<事例1>「個人」に係る賠償金が重複して支払われていた事例

東京電力は、被災者1人に対して、平成25年10月に、23年3月から同年11月までの期間における精神的損害に係る賠償金として70万円を支払っていた。

しかし、当該期間における精神的損害に係る賠償金は、24年10月に支払済みであり、当該賠償金70万円は重複して支払われたものとなっていた。

東京電力は、今後、過払となっている70万円について返還を求めるとしている。

東京電力は、賠償金の支払が迅速かつ適切になされているか確認することを目的とした機構のモニタリングを受けるとともに、賠償システムにおける支払の重複を検知する機能や審査チェックリストを活用することにより、従来、賠償金の適正な支払の確認に取り組んでいるとしているが、今回判明した重複の中には25年報告に記述した重複の事例の発覚後に支払が行われたものもあることから、賠償金の支払の適正性を確認する従来の体制や方法を改めることも視野に入れて、引き続き適切な賠償を実施するための取組に努める必要がある。

b 個人(自主的避難)

「個人(自主的避難)」は、23年原発事故発生時に、 後に自主的避難等対象区域に指定された福島県の23市町村、 福島県の県南地域の9市町村又は 宮城県伊具郡丸森町のいずれかに生活の本拠としての住居があった者を対象とした賠償の管理区分である。

賠償システムでは、23年3月から同年12月までの間に生じた損害(第1期分) と24年1月から同年8月までの間に生じた損害(第2期分)とに分けて管理されて おり、両区分の審査結果金額計は、第1期分が2633億余円、第2期分が896億余円 となっている(図表3-19参照)。

図表3-19 「個人(自主的避難)」のレコード数及び審査結果金額計 (単位:千件、億円)

		(+12 + 111 + 18/13 /
区分	レコード数	審査結果金額計
第1期分	1,544	2633
第2期分	1,681	896

(注)「個人(自主的避難)」について、賠償システムでは、振込完了日(東京電力が請求者の口座に支払った後に、請求者に支払を行った旨を通知した日。以下同じ。)で支払の最終状況を管理しており、レコード数は振込完了日が平成26年10月1日までの分である。

第1期分及び第2期分について、賠償金の請求受付から振込完了までに要した 平均日数をみると、それぞれ24.7日、27.0日となっている。なお、振込完了日 は、東京電力が賠償口座から実際に支払を行った後に、その事実を請求者に通 知した日であることから、実際の審査等に要した日数は上記の平均日数より少ないと考えられる。

c 法人等

「法人等」は、賠償システムでは、「法人(定型書式)」、「法人(非定型書式)」及び「公共」の3区分により管理されている。「法人(定型書式)」が定型的な請求書類による通常の区分であり、「法人(非定型書式)」は定型的な請求書類では対応が困難な請求案件の区分、「公共」は地方公共団体又はこれに準ずる法人等を対象とした区分となっている。なお、内閣府及び環境省が行う除染に係る請求案件は、賠償口座における支払対象の区分として「法人等」に含まれるが、支払に係る事務が個別に管理され、賠償システムの対象とはなっていないため、上記の3区分に含まれていない。

各区分の審査結果金額の合計は、1兆2797億余円となっている(図表3-20参照)。

図表3-20 「法人等」3区分のレコード数及び審査結果金額計 (単位:千件、億円)

区分	レコード数	審査結果金額計
法人(定型書式)	488	9758 (76.2)
法人(非定型書式)	43	2635 (20.5)
公共	14	404 (3.1)
合計	546	1兆2797 (100)

(注) 審査結果金額計欄の()内は、審査結果金額の合計に占める比率(%)を示す。

「法人等」の各区分に係る賠償の状況及び「法人等」全体を通じた賠償金の 請求受付から支払までに要した日数についてみると、次のとおりとなっている。 (a) 法人(定型書式)

「法人(定型書式)」に係る賠償の状況を請求書類送付先の所在県等別に みると図表3-21のとおりとなっており、上位5都県は順位に一部変動があるも のの25年報告で取りまとめた24年度末現在(25年報告図表3-24参照)と同じ 都県であり、主な内訳についてもおおむね同様となっている。審査結果金額 計は、最も多い福島県が次順位の東京都の6倍以上の規模となっている。

図表3-21 「法人(定型書式)」に係る賠償の状況(請求書類送付先の所在県等別)

(単位:億円)

請求書類送付 先の所在県等	審査結果金額計	主な内訳(請求書類の種類)
福島県	5981 (61.3)	法人等(2346) サービス等(1765) 製造(537) 観光 A (424) 加工・流通(風評被害)(243)
東京都	895 (9.1)	法人等(313) 観光 A (208) 観光 B (87) サービス等(84) 加工・流通(風評被害)(68)
茨城県	753 (7.7)	観光 A (281) 加工・流通(風評被害)(200) 農業(避難等対象区域外)(156) 法人等(81) 製造(10)
千葉県	452 (4.6)	観光 A (226) 加工・流通(風評被害)(111) 農業(避難等対象区域外)(46) 法人等(41) 観光 B (8)
栃木県	450 (4.6)	観光 A (363) 法人等(25) 加工・流通(風評被害)(19) 製造(15) 農業(避難等対象区域外)(13)
上記以外の 所在県等	1224 (12.5)	
合計	9758 (100)	

- 注(1) 審査結果金額計欄の()内は、「法人(定型書式)」に係る審査結果金額の合計に占める比率(%)を示す。
- 注(2) 主な内訳(請求書類の種類)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。
- 注(3) 「法人等」は、避難等対象区域内において事業を行う法人又は個人事業主が受けた逸失利益や追加的費用等の営業損害に対する賠償の請求時に利用される請求書類である(以下、本項cの図表における区分において同じ。)。
- 注(4) 「観光A」は、東北地方及び関東地方の10県(8県は全域、2県は一部の市町村を除く。)に観光業を営む事業所を有する法人等が受けた、風評に基づく観光客の解約や予約控えによる減収等の損害に対する賠償の請求時に利用される請求書類である。
- 注(5) 「観光 B」は、「観光 A」に該当する県以外の都道府県に観光業を営む事業所を有する法人等が受けた 外国人観光客に係る上記の減収等の損害に対する賠償の請求時に利用される請求書類である。

また、請求書類の種類別に審査結果金額計が200億円を超えるものの内訳をみると、図表3-22のとおりとなっており、24年度末現在(25年報告図表3-25参照)の順位と比較すると、「サービス等」が「観光A」と入れ替わって上位となったほか、「財物(償却・棚卸資産)」が「観光B」に代わって新たに加わっている。

図表3-22 「法人(定型書式)」に係る賠償の状況(請求書類の種類別) (単位:億円)

				•		
請求書類の種類	審査結果金額計	主な内訳(主な内訳(請求書類送付先所在県等)			
法人等	3280 (33.6)	福島県(2346) 埼玉県(99)	東京都(313) 神奈川県(93)	宮城県(110)		
サービス等	1936 (19.8)	福島県(1765) 埼玉県(12)	東京都(84) 茨城県(9)	宮城県(27)		
観光A	1763 (18.0)	福島県(424) 千葉県(226)	栃木県(363) 東京都(208)	茨城県(281)		
加工・流通(風評被害)	773 (7.9)	福島県(243) 東京都(68)	茨城県(200) 宮城県(27)	千葉県(111)		
製造	664 (6.8)	福島県(537) 神奈川県(14)	東京都(59) 埼玉県(11)	栃木県(15)		
農業(避難等対象区域外)	356 (3.6)	茨城県(156) 栃木県(13)	福島県(113) 東京都(7)	千葉県(46)		
財物(償却・棚卸資産)	318 (3.2)	福島県(198) 宮城県(12)	埼玉県(37) 神奈川県(9)	東京都(31)		
合計	9093 (93.1)					
<u> </u>	·	·	·	·		

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、「法人(定型書式)」に係る審査結果金額の合計(9758億余円) に占める比率(%)を示す。

注(2) 主な内訳(請求書類送付先所在県等)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果 金額の計を示す。

(b) 法人(非定型書式)

「法人(非定型書式)」に係る賠償の状況を請求書類送付先の所在県等別にみると図表3-23のとおりとなっており、24年度末現在(25年報告図表3-26参照)の順位と比較すると栃木県に代わって宮城県が上位5都県に入っている。

図表3-23 「法人(非定型書式)」に係る賠償の状況(請求書類送付先の所在県等別)

				(単位:億円)
請求書類送付 先の所在県等	審査結果金額計	主	な内訳(請求書類の	D種類)
東京都	835 (31.7)	その他(680) 製造(9)	法人等(81) 観光 A (5)	間接損害(47)
福島県	703 (26.6)	その他(611) 製造(13)	間接損害(34) 農業(避難等対	法人等(23) 象区域内)(8)
茨城県	263 (10.0)	その他 (122) 観光 A (3)	法人等(99) 農業(避難等対	間接損害(33) 象区域外)(3)
千葉県	162 (6.1)	その他(145) 観光 A (0.6)	間接損害(8) 輸出(0.5)	法人等(6)
宮城県	121 (4.6)	その他(114) 加工・流通(風 農業(避難等対	法人等(3) 評被害)(1) 象区域外)(0.1)	間接損害(2)
上記以外の 所在県等	548 (20.8)			
合計	2635 (100)			

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、「法人(非定型書式)」に係る審査結果金額の合計に占める比率 (%)を示す。

また、請求書類の種類別に主なものをみると図表3-24のとおりであり、24年度末現在(25年報告図表3-27参照)と同様に、他の請求書類による手続では請求が困難な賠償の請求書類である「その他」が大部分を占めている。

図表3-24 「法人(非定型書式)」に係る賠償の状況(請求書類の種類別) (単位:億円)

請求書類の種類	審査結果金額計	主な内訳(請求書類送付先所在県等)				
その他	2136 (81.0)	東京都(680)	福島県(611)	千葉県(145)		
法人等	235 (8.9)	茨城県(99)	東京都(81)	福島県(23)		
間接損害	167 (6.3)	東京都(47)	福島県(34)	茨城県(33)		
製造	24 (0.9)	福島県(13)	東京都(9)	新潟県(0.9)		
観光A	15 (0.6)	東京都(5)	茨城県(3)	栃木県(2)		
合計	2580 (97.8)					

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、「法人(非定型書式)」に係る審査結果金額の合計(2635億余円)に占める比率(%)を示す。

注(2) 主な内訳(請求書類の種類)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計 を示す。

注(2) 主な内訳(請求書類送付先所在県等)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

(c) 公共

「公共」の区分に該当する賠償請求を行った地方公共団体等は、請求書類の送付先データによれば、20都県に所在しており、その所在県等別に審査結果金額計をみると、図表3-25のとおり、各県及び当該県管内の市町村等による賠償請求は、主に上下水道や廃棄物処理に係る損害等について行われている。

図表3-25 「公共」に係る賠償の状況(請求書類送付先の所在県等別)

(単位:億円)

			(11=110113)			
請求書類送付 先の所在県等	審査結果金額計	主な内訳(請求書類の内容)				
福島県	125 (30.9)	下水道・集落排水(63) 上水道・工業用水道(10)	代理負担費用(39)			
千葉県	56 (14.0)	廃棄物処理(29) 上水道・工業用水道(9)	下水道・集落排水(11)			
岩手県	42 (10.3)	代理負担費用(40) 農畜産(0.5)	下水道・集落排水(0.5)			
埼玉県	35 (8.8)	下水道・集落排水(15) 上水道・工業用水道(6)	廃棄物処理(11)			
東京都	33 (8.1)	下水道・集落排水(15) 上水道・工業用水道(5)	廃棄物処理(6)			
上記以外の 所在県等	111 (27.6)					
合計	404 (100)					

- 注(1) 審査結果金額計欄の()内は、審査結果金額の合計に占める比率(%)を示す。
- 注(2) 主な内訳(請求書類の内容)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

また、請求書類の主な内容別にみると、図表3-26のとおり、「下水道・集落排水」が合計の40%以上を占めているほか、被災した住民が受けた損害を補塡する目的で地方公共団体等が提供した物品の購入費用等に係る請求に対する賠償である「代理負担費用」が合計の20%近くを占めている。

図表3-26 「公共」に係る賠償の状況(請求書類の主な内容別) (単位:億円)

請求書類の主な内容	審査結果金額計	主な内訳(請求書類送付先所在県等)						
下水道・集落排水	165 (40.9)	福島県(63)	神奈川県(18)	東京都(15)				
代理負担費用	80 (19.9)	岩手県(40)	福島県(39)	茨城県(0.5)				
廃棄物処理	58 (14.5)	千葉県(29)	埼玉県(11)	東京都(6)				
合計	305 (75.4)							

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、「公共」に係る審査結果金額の合計(404億余円)に占める比率 (%)を示す。

(d) 賠償金の請求受付から支払までに要した日数

「法人等」の3区分に係る賠償金の請求受付から支払までに要した平均日数

注(2) 主な内訳(請求書類送付先所在県等)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果 金額の計を示す。

をみると、図表3-27のとおり、「法人(定型書式)」37.2日、「法人(非定型書式)」63.4日、「公共」81.8日となっている。24年度末現在(25年報告図表3-30参照)の平均日数と比較すると、「法人(非定型書式)」が10日以上長期化した一方、「公共」については、申請書類の書式等が定型化されたことにより、5日程度短縮されている。

図表3-27 「法人等」に係る賠償金の支払までに要した平均日数

(単位:日)

	区分	平均日数
`+ 1	財物(償却・棚卸資産)	68.2
法人	観光B	51.4
(定型書式)	法人等	34.4
	農業(避難等対象区域外)	32.7
	サービス等	27.7
	観光A	27.2
	平均	37.2
÷ 1	法人等	99.5
法人	農業(避難等対象区域外)	88.5
(非定型書式)	その他	65.8
	輸出	61.7
	間接損害	41.4
	平均	63.4
公共	上水道・工業用水道	100.4
公共	農畜産	79.7
	下水道・集落排水	75.0
	廃棄物処理	64.7
	食品検査	55.1
	平均	81.8

そして、賠償金の支払までに特に長期間を要した請求は、図表3-28のとおりであり、最長のものは951日に達している。

図表3-28 支払までに特に長期間を要した請求(上位5件) (単位:千円、日)

請求者	損害項目	審査結果金額計	請求受付から支払まで に要した日数
A (観 光 業)	観光B	10,495	951
B (流 通 業)	加工・流通(風評被害)	2,490	951
C (観 光 業)	観光A	58	914
D (卸 売 業)	間接損害	13,394	902
E (レンタル業)	その他	412	881

「法人等」に係る賠償請求で長期間を要する支払が生ずる要因について、 東京電力は、請求を受け付けた後、証ひょう類の追加等に時間を要している 間に請求者の事業実態が変化したため請求内容を変更する必要が生ずるなど して手続が増え、合意までの時間が更に長期化する場合があることなどによ るとしている。

d 団体

「団体」に係る賠償金の支払請求は、農業協同組合、漁業協同組合等の団体が個々の構成員の請求を取りまとめて団体単位で一括することにより行われている。その請求内容は、損害項目では「風評被害」や「出荷制限」が主なものであるが、請求の対象とする品目等が多岐にわたり、定型的な請求書類では対応が困難であるため、東京電力は各団体と調整して請求内容に応じた書類を個別に設定しており、その支払事務は賠償システムの対象とはなっていない。そこで、東京電力が支払事務を管理するために用いている帳票類を基に、団体に対する支払事務を開始した23年10月以降の支払額を集計すると、26年9月末現在では5476億余円となっている。

(a) 団体の種類

団体の種類別にみた支払状況は図表3-29のとおりであり、農業関係の生産者が構成する組合等に対する支払が大多数を占めている。

図表3-29 団体に対する賠償金の支払状況(団体種類別・年度別)

(単位:件、百万円)

F	団体の種類	平成	23年度	24	年度	25年度		26年度		計		
	当体の発表	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	比率
農	組合等	62	88,943	594	187,063	781	126,495	373	19,151	1,810	421,653	76.9
業	うち協議会	42	63,067	488	176,392	725	121,653	340	18,326	1,595	379,440	69.2
関係	会社	1	139	46	1,330	46	564	47	337	140	2,372	0.4
157	その他	14	6,182	58	25,726	88	11,364	48	1,887	208	45,160	8.2
漁	組合等	27	13,404	127	28,798	131	25,761	91	10,477	376	78,441	14.3
業関	うち協議会	0	-	4	192	14	391	6	56	24	640	0.1
係	その他	3	18	1	0	1	0	0	-	5	18	0.0
	計	107	108,687	826	242,920	1,047	164,185	559	31,853	2,539	547,646	100

注(1)「協議会」は、農業協同組合中央会又は漁業協同組合中央会が23年原発事故の損害賠償に係る手続等を迅速かつ適切に行うことを目的として農業又は漁業の関係団体とともに構成する組織で都道府県単位に設置されたものをいう。

(b) 請求対象品目

団体の支払請求の対象とされている品目別にみた支払状況は図表3-30のと おりであり、牛や水産物に係る賠償金の支払が多くなっている。

注(2) 「比率」は支払額の計に占める比率(%)を示す。

注(3) 平成26年度については9月末までの分を集計している。

図表3-30 団体に対する賠償金の支払状況(品目別・年度別)

(単位:件、百万円)

/ <u>+</u> - - - - - - - - - - - - -											
品目	平成	23年度	24	年度	25	年度	26	年度		計	
叩目	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	比率
複数品目	6	4,266	97	59,454	121	55,735	37	7,049	261	126,505	23.0
非区分	27	75,514	112	33,244	125	15,256	66	2,298	330	126,313	23.0
牛	18	6,930	202	71,980	239	22,665	99	3,262	558	104,839	19.1
水産物	30	13,422	128	28,799	132	25,761	91	10,477	381	78,460	14.3
茶	5	1,863	30	13,331	22	10,141	3	159	60	25,495	4.6
米	2	771	41	9,004	107	8,825	90	2,770	240	21,371	3.9
牧草·飼料	4	53	25	6,642	82	9,966	51	3,431	162	20,093	3.6
きのこ類	1	24	29	2,495	91	6,491	58	1,048	179	10,060	1.8
野菜	0	-	28	2,773	38	5,797	14	597	80	9,168	1.6
食肉	5	3,848	66	4,706	3	49	1	18	75	8,623	1.5
上記以外の品目	9	1,992	68	10,487	87	3,496	49	740	213	16,716	3.0
計	107	108,687	826	242,920	1,047	164,185	559	31,853	2,539	547,646	100

注(1) 「複数品目」は1件の支払で複数の品目について支払っているもの、また、「非区分」は農畜産物に係る検査費用等、特定の品目に係る支払として区分することが困難なものである(以下、本報告書において同じ。)。

(c) 所在県等

賠償金の支払を受けた団体は、図表3-31のとおり、全国単位のもの、都道県や地域単位のものなど様々であり、このうち都道県や地域単位の団体は、24都道県に所在している。

図表3-31 所在県等別の団体数

									7:団体)	
公大田		見	農業関係	系			漁業	関係		
所在県 等名	組合等	うち 協議会	会社	その他	計	組合等	うち 協議会	その他	計	合計
全国	8	0	3	2	13	2	0	0	2	15
北海道	7	1	0	2	9	2	0	0	2	11
青森県	1	1	0	1	2	9	0	0	9	11
岩手県	2	1	1	2	5	1	1	0	1	6
宮城県	2	1	0	6	8	4	0	0	4	12
秋田県	2	1	1	1	4	0	0	0	0	4
山形県	3	1	4	0	7	0	0	0	0	7
福島県	8	1	49	34	91	2	0	3	5	96
茨城県	9	1	1	2	12	2	0	0	2	14
栃木県	1	1	1	5	7	0	0	0	0	7
群馬県	1	1	5	0	6	0	0	0	0	6
埼玉県	1	1	2	1	4	0	0	0	0	4
千葉県	4	1	0	2	6	1	0	0	1	7
東京都	2	1	0	0	2	0	0	0	0	2
神奈川県	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1
新潟県	1	1	1	0	2	0	0	0	0	2
長野県	7	1	0	0	7	0	0	0	0	7
岐阜県	2	1	1	. 0	3	0	0	. 0	0	3
静岡県	2	1	0	0	2	0	0	0	0	2
愛知県	1	0	1	0	2	0	0	0	0	2
三重県	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1
島根県	2	1	0	0	2	0	0	0	0	2
香川県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
愛媛県	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1
鹿児島県	1	0	1	0	2	0	0	0	0	2
計	70	20	72	58	200	23	1	3	26	226

⁽注) 所在県等名欄の「全国」は、全国単位の団体であり、その本部が 所在する都道県別に振り分けず、単独の区分を設けたものである。

注(2) 「比率」は支払額の計に占める比率(%)を示す。

注(3) 平成26年度については9月末までの分を集計している。

団体の所在県等別にみた支払状況は図表3-32のとおりであり、「複数品 目」及び「非区分」を除くと、各地域の特産と関連した品目に係る支払請求 が多く見受けられる。

図表3-32 団体に対する賠償金の支払状況(所在県等別)

図表3-32 団体にメ	19 る賠負金の	文払状况(所任!	宗寺別)	(単位:億円)
団体の所在県等	支払額計	Ξ	上な内訳(品目別))
福島県	1807 (33.0)	複数品目(687) 米(159)	非区分(453) 牧草・飼料(51)	水産物(296)
茨城県	611 (11.1)	水産物(270) 野菜(27)	非区分(207) 牛(17)	複数品目(68)
静岡県	475 (8.6)	茶(227) 牛(5)	複数品目(210) きのこ類(2)	非区分(28)
混合	391 (7.1)	非区分(391)		
北海道	343 (6.2)	牛(273) 牧草・飼料(17)	水産物(31) 食肉(3)	非区分(17)
岩手県	297 (5.4)	複数品目(105) きのこ類(27)	牛(81) 非区分(17)	牧草・飼料(57)
上記以外の所在県等	1549 (28.2)			
合計	5476 (100)			

注(1) 「混合」は、1件の支払が複数の団体に対して一括して行われ、所在県等別の区分を行うことが困難 なものである(図表3-33においても同じ。)。

また、支払額が100億円を超える品目について、品目別にみた支払状況は、 図表3-33のとおりであり、所在県等別の支払状況と同様に、各地域の特産と の関連性が見受けられる。

図表3-33 団体に対する賠償金の支払状況(品目別)

(単位:億円)

品目	支払額計	主な内	訳(団体の所在県	具等別)
複数品目	1265 (23.0)	福島県(687) 茨城県(68)	静岡県(210) 宮城県(53)	岩手県(105)
非区分	1263 (23.0)	福島県(453) 群馬県(56)	混合(391) 宮城県(36)	茨城県(207)
牛	1048 (19.1)	北海道(273) 岩手県(81)	栃木県(168) 群馬県(81)	宮城県(88)
水産物	784 (14.3)	福島県(296) 宮城県(43)	茨城県(270) 北海道(31)	千葉県(115)
茶	254 (4.6)	静岡県(227) 東京都(1)	埼玉県(24)	神奈川県(1)
*	213 (3.9)	福島県(159)	全国(53)	宮城県(0.1)
牧草・飼料	200 (3.6)	岩手県(57) 栃木県(20)	福島県(51) 北海道(17)	宮城県(44)
きのこ類	100 (1.8)	群馬県(29) 福島県(11)	岩手県(27) 宮城県(4)	栃木県(23)
合計	5131 (93.6)			

注(1) 支払額計欄の()内は、団体に係る賠償の支払額の合計(5476億余円)に占める比率(%)を示す。

注(2) 支払額計欄の()内は、支払額の合計に占める比率(%)を示す。 注(3) 主な内訳(品目別)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した支払額の計を示す。

注(2) 主な内訳(団体の所在県等別)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した支払額の計を示す。

(d) 請求回数

各団体は個々の構成員の請求内容を一定の期間ごとなどで取りまとめた上で東京電力への支払請求を行っていることから、同様の請求内容で定期的に複数回の請求が行われることが多い。前掲図表3-31の計226団体について、団体ごとの請求回数をみたところ、団体の支払請求の受付を開始した23年10月以降の3年間における1団体当たりの平均の請求回数は11.1回となっていた。

(e) 支払請求の受付から支払までに要した日数

東京電力において団体に対する支払事務の記録方法が統一されていないことなどから、支払請求の受付から支払までに要した日数について、全ての支払請求を対象とした確認はできなかった。なお、当該日数について確認できた24年度支払分の158件については、当該日数の平均が48.1日となっていた。

(2) 特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況

ア 経営の合理化のための諸方策の実施状況

- (ア) コスト削減の状況
 - a コスト削減の目標額と25年度の実績

東京電力は、総特において、24年度から33年度までの「10年間で3兆3650億円を超えるコスト削減を実現する」としており、機構は、東京電力が取り組むコスト削減を支援しつつ、「その進捗をモニタリングする体制」を執ることで、コスト削減の確実な履行を確保することとしている。そして、24年度の目標額3518億円に対して、東京電力が算定して公表している実績額は4969億円となっていた。

その後、新・総特においては、25年度から34年度までの10年間のコスト削減 目標を4兆8215億円としている(図表3-34参照)。これは、総特の削減目標額を 25年度から34年度までに期間補正した(補正後の削減目標額3兆4021億円)上で、 1兆4194億円を上乗せした額である。

新・総特においては、総特で掲げた26の施策を更に進めること並びに施策No. 27の人件費における「料金査定を踏まえた対応」及び施策No.28の設備投資における「火力合理化投資による費用減」を追加することでコスト削減を実現するとされており、25年度のコスト削減についてみると、図表3-34のとおり、目標額7862億円に対して、東京電力が算定して公表している実績額は8188億円となっている(別表5参照)。

図表3-34 コスト削減施策の全体像及び平成25年度の実績

(単位:億円)

施	ate our en	平成25年度~	25年度	25年度	41)
策 No.	施策名	34年度の 削減目標額	目標額(a)	実績額(b)	(b-a)
資材	・役務調達に係る費用				
1	設備投資削減による償却費減	3264	127	127	ı
2	工事・点検の中止、実施時期の見直し	3358	1573	1709	136
3	関係会社取引:競争的発注方法の拡大	2269	286	355	69
4	関係会社取引:工事効率の向上	734	52	46	6
5	外部取引先との取引構造・発注方法の見直し	1492	117	186	69
6	機器仕様の標準化(スマートメーター)	782		-	-
7	電力会社を横断した設計・仕様の統一<長期的検討課題>	-	-	-	-
買電	・燃料調達に係る費用				
8	燃料価格(単価)の低減	1440	620	428	192
9	経済性に優れる電源の活用	4116	2022	1971	51
10	電力購入料金の削減	2008	423	444	21
11	卸電力取引所の活用	59	28	24	4
12	燃料費の中長期的視点による削減 < 長期的検討課題 >	-	-	-	-
人件	費				
13	人員削減	4127	156	156	-
14	給与・賞与の削減	6438	643	643	-
15	退職給付制度の見直し	276	26	26	-
16	福利厚生制度の見直し	500	50	50	-
17	各施策の深堀り	1024	94	181	87
27	料金査定を踏まえた対応	595	47	47	-
その	他経費				
18	システム委託等の中止	3099	454	579	125
19	諸費(寄付金等)の削減	940	145	148	3
20	厚生施設の削減、執務スペースの効率化	690	138	151	13
21	普及開発関係費の削減	2187	230	230	-
22	テーマ研究の中止	2317	279	310	31
23	研修の縮小	490	64	65	1
24	消耗品費の削減	791	164	173	9
25	その他の諸経費の削減	417	61	78	17
設備	投資に関連する費用				
26	中長期にわたる投資計画の抜本的な見直し	3163	64	64	-
28	火力合理化投資による費用減	1641	-	-	
	計	4兆8215	7862	8188	326

- 注(1) 施策No.6「機器仕様の標準化(スマートメーター)」及び施策No.28「火力合理化投資による費用減」について、 平成25年度の目標額の欄が「-」となっているのは、スマートメーターの導入及び火力合理化投資が26年度からと なっているためである。
- 注(2) 施策No.7「電力会社を横断した設計・仕様の統一 < 長期的検討課題 > 」及び施策No.12「燃料費の中長期的視点による削減 < 長期的検討課題 > 」について、平成25年度から34年度までの削減目標額の欄が「-」となっているのは、これらの施策が長期的検討課題であるため計画策定時点では削減額が算定できないとしていることによる。
- 注(3) 施策No.1「設備投資削減による償却費減」及びNo.26「中長期にわたる投資計画の抜本的な見直し」は設備投資の中止又は繰延べを、施策No.21「普及開発関係費の削減」は広告等の廃止等を計画どおり実施したことから、目標額と実績額が等しくなっている。また、施策No.13「人員削減」からNo.16「福利厚生制度の見直し」まで及びNo.27「料金査定を踏まえた対応」は目標額を超えたコスト削減額を施策No.17「各施策の深掘り」に計上している。
- 注(4) 単位未満を四捨五入しているため、各項目に記載の金額を集計しても計とは一致しない。

(a) 目標に達しなかった施策

25年度に、東京電力が策定した目標額を実績額が下回ったのは、施策No.4 「関係会社取引:工事効率の向上」、施策No.8「燃料価格(単価)の低減」、施策No.9「経済性に優れる電源の活用」及び施策No.11「卸電力取引所の活用」であり、東京電力は、それぞれ次のような理由により目標が達成できなかったとしている。

施策No.4「関係会社取引:工事効率の向上」

この施策は、配電等の関連工事において、関係会社や、資本関係がない ものの取引額が大きく人的関係が深い、いわゆる「ゼロ連結会社」と称さ れる外部工事業者との間で生産性向上等を検討し、工事効率を向上させる ことで工事単価を低減しコスト削減を実現するものである。

東京電力は、新・総特において、25、26両年度に「柏崎刈羽原子力発電 所の再稼働が見通せないことに対応するため、一時的な設備リスクの見直 しなどまで踏み込み、2年累計6000億円規模の東電グループの総力を挙げた 緊急コストカットを実施する」としており、この緊急コストカットの結果、 当初予定していた工事数量が減少し、工事単価の低減によるコスト削減の 目標を実現するだけの工事数量に達しなかったため、目標を達成できなか ったとしている。

施策No.8「燃料価格(単価)の低減」

この施策は、売主との価格改定交渉による燃料価格の引下げ、スポット 契約による割安なLNGの調達、助燃用軽油のA重油への転換等により燃料費を削減するものである。

25年度において、上記のような取組を行ったものの、我が国及び大韓民国における原子力発電所の不稼働や中華人民共和国におけるガスの供給不足の懸念等からアジア市場のLNG需給がひっ迫したことや、大西洋市場においても欧州の低気温等により12月半ば頃からLNGのスポット需要が急増してスポット価格が上昇したことなどにより目標を達成できなかったとしている。

なお、本施策におけるコスト削減額は、為替レートの変動による影響を 排除するために、新・総特における収支見込みの前提となっている為替レ ート100円/米ドルに補正して算定しているとしている。

施策No.9「経済性に優れる電源の活用」

この施策は、石油火力発電所の稼働を抑え、石油に比べて経済性に優れるLNG火力発電所の稼働を増加させることにより燃料費を削減するものである。

前記のとおり、25年度において、アジア市場のLNG需給のひっ迫、大西洋市場におけるLNG需要の急増等により、全世界的にLNGが供給不足となったことから東京電力で十分なLNGを調達することができず、LNG火力発電所の稼働率が目標を下回ったことなどにより目標を達成できなかったとしている。

施策No.11「卸電力取引所の活用」

この施策は、卸電力取引所から、自社で発電するよりも安価な電力購入を行うことでコスト削減を実施するものである。

25年度において、卸電力取引所における電力の市場価格が上昇し、安価 に調達することができなくなったため、卸電力取引所からの購入電力量が 減少したことにより目標を達成できなかったとしている。

(b) コスト削減実績額の算定及び公表について今後留意する必要のある事態会計検査院は、25年報告の検査の結果に対する所見において、東京電力は「コスト削減の実績を算定し、公表するに当たっては、自らの努力によるものと外的要因によるものとを的確に区別し、利害関係者の理解が得られるよう努める」必要があると記述しているところである。

東京電力のコスト削減施策には、設備投資、修繕工事、保守点検等の繰延 べによるコスト削減が含まれているが、25年度のコスト削減実績額の中には、 上記の繰延べが外的要因によると認められるなど、算定及び公表について今 後留意する必要のある事態が引き続き次のとおり見受けられた。

施策No.2「工事・点検の中止、実施時期の見直し」

東京電力は、設備診断等による補修・取替工事の実施範囲や実施時期の 見直しなどにより、25年度に修繕費及び除却費1709億円を削減したとして いる。この削減額には、スマートメーターの導入時期を見直したことによ る削減額105億円が含まれている。 東京電力は、自社の独自仕様のスマートメーターを25年度から導入することを予定していたが、23年末に機構からスマートメーターの調達について国内外の企業に広く開かれた透明な入札を行うことを要請されたことや、国からスマートメーター導入に関して、仕様を公開した上で入札により調達すべきといった旨の指導があったことから、スマートメーターの仕様に対する内外からの幅広い意見募集と、国内外企業を対象とした競争入札を実施することとした。その後、スマートメーターの仕様の提案募集を経て国際標準化機関により定められた規格を採用した新仕様を決定し24年10月に公開したが、参入事業者の新仕様への対応に一定の期間が必要となったため導入開始を25年度から26年度に見直した。

東京電力は、スマートメーターの仕様を国際標準化した目的は、海外を含めた新規参入の促進による単価低減であり、導入時期の遅延に伴う検針員の人件費等のコスト削減効果の遅延と国際標準化によるコスト削減効果の両者を比較検討した上で、導入時期を繰り延べたコスト削減策であるとしている。また、緊急特別事業計画におけるスマートメーターの標準化の一環として、仕様の国際化に東京電力が主体的に取り組んだとしている。

しかし、導入時期の見直しは、東京電力が自らコスト削減を目的として 実施したものではなく、新規参入の促進による単価低減に係るコスト削減 は26年度以降その効果が発現するものである。

施策No.8「燃料価格(単価)の低減」

東京電力は、前記のような施策を実施することにより428億円の燃料費を 削減したとしている。

このうち、助燃用軽油のA重油への転換は、軽油引取税の課税免除期間が23年度末までとなっていたことから、助燃用燃料として使用していた軽油を同様に軽油引取税が課税されないA重油に変更することでコスト削減を図ることとしていたものである。

しかし、24年度税制改正により軽油引取税の課税免除期間が26年度末まで延長されることとなったため、東京電力は、助燃用燃料として従来どおり軽油を使用することとした。このように、当初予定していた計画とは異なり、使用する燃料は変わっていないものの、東京電力は、課税免除期間

の延長に向けて当局へ働きかけたことや、将来的には使用燃料をA重油に変更すべく発電所での試験を実施するなどのコスト削減のための努力をしていることを理由に、機構の了解の下、課税免除期間の延長により免除された軽油引取税13億円についてもコスト削減額に含めて算定している。

施策No.19「諸費(寄付金等)の削減」

東京電力は、寄付金の廃止、旅費・通信運搬費の抑制、渉外雑費の予算 化廃止、ソフトウェアの更新繰延べなどにより、25年度に148億円を削減し たとしている。

この中には、26年4月にサポートが終了したパソコンのオペレーティングシステム(以下「OS」という。)を登載したパソコンについて、メーカーによるサポート終了後も使用することとして、サポート終了までに予定していたOSの更新時期を29年度まで繰り延べたことによる削減額36億円も含まれている(24年度は23億円)。東京電力は、OSによらないセキュリティー対策を実施することにより、更新時期をサポート終了後まで繰り延べることは可能と判断したとしている。

しかし、東京電力は、25年10月、同年12月及び26年4月の3回にわたり内閣官房情報セキュリティセンターが重要インフラ事業者向けに送付したOSのサポート終了に係る注意喚起の文書を受け取り、その後、サイバー攻撃の高度化や他社のOS使用継続に伴うセキュリティー事故事例等の状況を鑑み、OSの使用を続けることのリスク再評価を行い、同年5月に更新時期を27年上半期に前倒しすることを決定した。その後も更新に係る作業時間等を考慮した上で更なる前倒しに向けた調整を行い、26年8月に26年度内更新完了を決定している。

この計画変更により、当初は29年度に繰り延べられていたOSの更新費用が前倒しで発生することになるが、OSの更新は緊急に実施しなければならないものであり、セキュリティー上のリスクを考慮すれば更新時期を繰り延べるべきではない。

したがって、東京電力は、このような点にも留意して今後のコスト削減 計画を策定する必要があると考えられる。

b 調達委員会及び生産性倍増委員会によるコスト削減

(a) 調達委員会で議論されたコスト削減策の実施状況

新・総特においては、「外部人材を活用して規模の大きい投資・費用を個別に審査する「調達改革」を推進する」として、24年11月に設置した調達委員会による審査を25年度以降も引き続き実施することで、調達構造及び慣行を抜本的に見直しコスト削減を更に進めることとされている。

調達委員会は、25年度に20の調達分野を個別に審査し、東京電力は、その 審査結果を調達活動に反映したことによるコスト削減額を26年3月末時点で6 7億円と算定している。

(b) 生産性倍増委員会

生産性倍増委員会の設置

東京電力は、新・総特で前提とした26年7月からの柏崎刈羽原発の「再稼働の見通しがつかないことから、経営目標の見直しが急務」となり、「短期的には緊急的な繰延べも含めたコスト削減をさらに徹底する」ことが必要となったとしている。さらに、「中長期的には緊急的な繰り延べのリバウンド(後年度負担)を抑制するとともに完全自由化を踏まえた競争力確保のため、さらなる生産性向上へ取り組む必要」があるとして、取締役会長の発案により同年9月4日に生産性倍増委員会が設置された。

生産性倍増委員会は、主宰の取締役会長を始め、代表執行役社長以下12 名の執行役等及び調達委員会委員3名から構成され、資源エネルギー庁及び 機構がオブザーバーとなっている。

調達委員会との関係

調達委員会は、調達取引について外部の視点から厳しく審査し、従来の 調達構造・調達慣行を抜本的に見直すことを目的としている。一方、生産 性倍増委員会は、調達取引に限らず、緊急的な繰延べも含めたコスト削減 を徹底する方策や、緊急的な繰延べの反動で後年度負担が増加することを 抑制する方策について議論している。このようにコスト削減に関して、生 産性倍増委員会における議論は調達委員会の議論を包含する形となってい る。

開催状況

第1回生産性倍増委員会は26年9月4日に開催され、同委員会設置の背景、目的等について確認するとともに今後のスケジュールが示されるなどしている。第2回は同年10月30日に開催され、「生産性倍増委員会合理化レポート(前編)」の取りまとめが行われている。同レポートによると、生産性倍増委員会の下に、外部有識者も参画した作業部会を設置し、「25年度のコストについて、主要な費目の"金額の妥当性""コスト削減の内容"を「コスト総点検の視点」から総点検」を行うとともに、各カンパニー(後掲(オ)(111ページ)参照)等に対するヒアリングを通じて今後の課題を整理したとしている。具体的には作業部会を計6回開催するとともに、各カンパニー等に対するヒアリングを同年10月9日から23日までの間に計19回行っている。

そして、第3回が同年12月16日に開催され、同委員会の最終報告として「コスト総点検」のまとめと今後の方向性が示されている。同報告においては、26年度のコスト削減についても依然として緊急避難的な繰延べが約2割程度含まれているため、恒常的なコスト削減の比率を高める取組が必要であるとして、「生産性倍増に向けた10のチャレンジ」に中長期的に取り組んでいくとしている。

会計検査院としては、「生産性倍増委員会合理化レポート」やコスト削減を 含む経営改善に向けた東京電力の取組状況について引き続き検査していくこと とする。

c コスト削減を実現させるための競争的発注方法の実施状況

新・総特においては、「資材調達における競争調達比率について、総特において掲げた目標「3年以内(2014年度まで)に30%以上へ拡大」について、1年前倒しし2013年度に実現する」とされている。

そして、東京電力は、25年度における競争的発注方法(見積りを複数の者から入手した上で発注することをいい、一般に公開して見積り依頼しても、見積りを提出した者が1者である場合は、競争的発注方法に該当しない。)による契約の実績は、件数で43.1%、金額で31.8%であり、新・総特の目標を達成したとしている。25年度の競争的発注方法による契約の金額及びその比率を費目区

分別でみると、図表3-35のとおり、修繕費で819億円、34.6%、委託費で410億円、29.1%、設備投資で1162億円、29.2%及びその他で225億円、46.8%となっている。

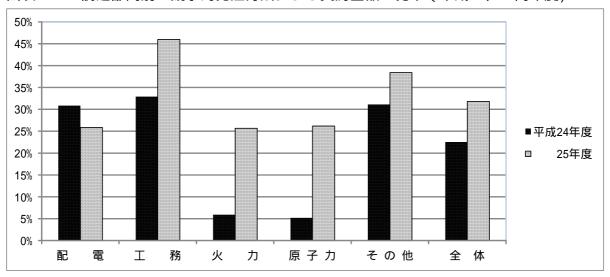
図表3-35 平成25年度における競争的発注方法による契約の金額及び比率 (費目別) (単位:億円、%)

区分	競争的 発注方法 (a)	随意契約	計 (b)	競争的発注方法 の比率(a/b) [平成24年度]	
修 繕 費	819	1546	2365	34.6 [23.2]	
委 託 費	410	998	1408	29.1 [6.2]	
設備投資	1162	2805	3967	29.2 [27.1]	
その他	225	255	480	46.8 [21.8]	
計	2616	5605	8220	31.8 [22.5]	

(注) 本図表の金額については単位未満を四捨五入しているため、各項目に記載の金額を集計しても 計とは一致しない。

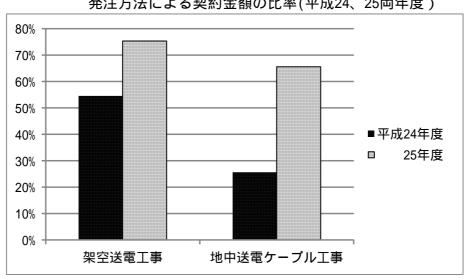
また、25年度の競争的発注方法による契約金額の比率を調達部門別にみると、配電で25.8%、工務で45.9%、火力で25.6%、原子力で26.1%及びその他で38.4%となっており、図表3-36のとおり、24年度と比較すると、配電を除き全ての部門で上昇している。

図表3-36 調達部門別の競争的発注方法による契約金額の比率(平成24、25両年度)



配電部門は、25年度は24年度と比較して競争的発注方法による契約の比率が 5ポイント程度低下している。これは同部門において、「低圧単独計器失効替工 事」等の発注に当たり、24年度は同工事の受注業者である2社から価格条件の提 案を受け、従来の価格より安価な金額で契約を締結していたことから、これら を競争的発注方法による契約としていたが、年度全体の評価の中で「競争効果不十分」として、25年度はこれらを競争的発注方法による契約としなかったことによるものである。

また、競争的発注方法による契約の比率が最も高い工務部門においては、架空送電工事及び地中送電ケーブル工事を発注している。両工事について、競争的発注方法による契約金額の比率をみると図表3-37のとおりであり、25年度にいずれも比率が上昇し60%を超えている。



図表3-37 架空送電工事及び地中送電ケーブル工事における競争的 発注方法による契約金額の比率(平成24、25両年度)

しかし、これらの工事については、工事を受注した主要業者が談合を行っていたとして、25年12月に公正取引委員会が排除措置命令を行うなどしている。そして、公正取引委員会は、東京電力による発注方法及び東京電力の一部社員の行為が談合行為等を誘発し、助長していたことを踏まえて、発注制度の競争性を改善してその効果を検証することなどを東京電力に対して申し入れている。

公正取引委員会の調査によれば、24年度に発注した工事における競争的発注 方法による契約の比率は、架空送電工事で54.5%、地中送電ケーブル工事で25. 6%となっている。架空送電工事で見かけ上の競争的発注方法による契約の比率 は高くなっているものの、談合が行われていた結果、両工事は共に割高な発注 となっていたことが明らかとなっており、東京電力は契約額の5%前後の損害を 被ったとして、談合に関与した42社に対して損害賠償請求を行い、26年12月末 までに請求額の71%について納付を受けている。また、会計検査院は、談合等 の抑止及び談合等が発生した場合の損害の早期かつ確実な回復を目的として、 契約書に違約金条項を導入する必要がある旨を指摘し、これに対して東京電力 が改善の処置を執ったことを平成25年度決算検査報告に「本院の指摘に基づき 当局において改善の処置を講じた事項」として掲記した。

上記のように、談合が行われているなどの場合には、見かけ上の競争的発注 方法による契約の比率の高さが、必ずしも経済的な調達を意味しないこととなる。調達委員会において、架空送電工事及び地中送電ケーブル工事の競争的発注による発注価格の低減効果の分析及びその対策の検討が行われており、その資料では、24年度発注工事については、各社が提出した見積りの価格差は平均1%にとどまっているなどしていて、実質的な競争が十分行われていないとしている。そして、その要因として、工事の規模、種類、地域によって競争に参加できる業者の区分けを行っていたことなどが考えられるとして、25年度以降の発注ではこの区分けを廃止し、新規取引先を含めた全ての工事業者が競争に参加可能となるよう発注方法を改めている。このように実質的な競争を促すことなどにより、架空送電工事において対前年度比約6%、地中送電ケーブル工事において同約14%のコスト削減を実施したとしている。

(イ) 設備投資計画の見直し

a 見直し内容

総特においては、設備投資について、緊急特別事業計画の策定時と比較して 24年度から33年度までの10年間で9349億円を超える投資削減を行うこととなっていた。新・総特においては、25年度から34年度までの10年間で、総特策定時 と比べて更に1兆8900億円の設備投資を削減することとされ、この結果、25年度 から34年度までの設備投資額は総特における投資規模6兆5700億円から4兆6800 億円に減少した。

そして、東京電力は、上記の設備投資削減額1兆8900億円を原資に福島第一原発の安定化対策に7400億円、柏崎刈羽原発の安全確保のための追加投資やスマートメーター導入時期の前倒しなどに4000億円の再配分を行い、残りの7500億円を戦略投資として、既存火力ガスタービンの設備更新等の合理化投資や外部アライアンスパートナーとの火力電源リプレースに4500億円、燃料上流事業や海外発電事業に2300億円、エネルギーサービス事業や部門横断でのガス事業拡

大といった国内周辺事業に700億円を充てるとしている。

このような設備投資の削減並びに投資の再配分及び戦略投資により、新・総特の投資規模は総特の投資規模と同水準になる見込みである。

b 25年度の実績

東京電力は、25年度から34年度までの10年間の設備投資削減目標のうち25年度の投資削減目標額を1313億円としていたが、主に電源投資や料金査定を踏まえた投資削減、緊急コストカットによる削減額の増加により、削減実績額は目標額を241億円上回る1554億円になったとしている。

一方、設備投資削減額を原資とする投資の再配分については、福島第一原発の安定化対策のための設備の運転に伴い発生する廃棄物の保管容器の取得数量が、同設備の運転再開遅延により減少したことによる再配分投資額の減少や、柏崎刈羽原発の活断層連動評価が未解決のため原子炉等に係る新たな規制基準(後掲イ(イ)(122ページ)参照)に適合するための工事が繰延べとなったことなどにより、当初の計画額を大幅に下回る結果となったとしている。

(ウ) 資産売却・グループ会社合理化等

a 資産売却

総特においては、23年度から25年度までの3年間で資産売却を実施することとなっており、25年度は売却目標額の達成に向けた最終年度となった。新・総特によれば、総特は、「東京電力福島第一原子力発電所事故にかかる巨額費用負担への対応により危機に瀕した東電の「資金繰り対策」を主軸」として経営改革等を行うとされていた。これを踏まえて、資産売却については、図表3-38のとおり、23年度から25年度までに「不動産、有価証券及び子会社・関連会社7074億円の売却」を目標としており、これに対して、実績額は8122億円となっていて、東京電力は目標を達成したとしている。

図表3-38 資産売却の状況

区分	平成25年度実績額	23年度~25年度にお ける累計売却実績額 (a)	23年度~25年度にお ける売却目標額 (b)	達成率 (a / b)
不動産	1240	3377	2472	136.6
有価証券	39	3288	3301	99.6
子会社・関連会社	232	1457	1301	111.9
計	1512	8122	7074	114.8

(注)本図表の金額については単位未満を四捨五入しているため、各項目に記載の金額を集計しても計とは一致しない。

総特における目標は区分ごとの売却額のみとなっており、金額でみると有価証券以外は全て目標を達成している。しかし、目標額の設定に当たっては個別の物件を積み上げて集計していることから、これらの積上げを行った個々の資産に着目すると、25年度末現在で未売却となっている物件等も見受けられる。また、総特の策定以降、売却対象の追加等も行われている。東京電力は、これらの未売却物件について、今後とも引き続き売却を行っていくとしている。そして、新・総特においては「資産売却については、今後も、新・総特に掲げた成長戦略等を踏まえつつ、最効率の事業運営に向けて引き続き最大限取り組んでいく」とされている。

(a) 不動産の売却状況

25年度の売却実績

25年度に売却した不動産について、売却金額の上位5件を示すと図表3-3 9のとおりであり、1件当たり100億円を超える高額物件の売却が上位を占め ているのは、高額物件を前倒しして売却したことなどによるものである。

図表3-39 平成25年度不動産売却実績の上位5件

(単位:千円)

(単位:億円、%)

番号	資 産	売却額	帳簿価額	契約方式	用途区分
1	土地	23,473,500	30,190	競争契約(入札)	本社、支社、営業センター、研究所、 コンピュータセンター
2	土地、建物	11,290,000	4,869,142	競争契約(入札)	賃貸マンション、賃貸オフィス、データセンター
3	土地、建物	10,048,742	2,030,986	競争契約(入札)	研修施設、PR施設、病院
4	土地	9,312,722	444,440	競争契約(入札)	遊休、駐車場、貸付土地
5	土地、建物	9,047,504	2,801,666	競争契約(入札)	遊休、駐車場、貸付土地

- 注(1) 用途区分欄は総特の「不動産売却の処分方針」における七つの区分に基づく分類である。
- 注(2) 番号1は銀座支社本館の売却に係るもので、建物地下に設備が併設されているため土地を先行して売却し、建物は平成28年3月に引き渡す予定となっている(引渡しまでの間の賃借料は総額十数億円)。また、別途、設備の撤去等のための費用十数億円が見込まれている。
- 注(3) 番号3は東京電力病院及び信濃町寮の売却に係るものである。

このうち「東京電力病院」については、総特において「継続保有」とされていたが、毎年数十億円規模の赤字経営となっていた同病院の厳しい経営環境や、病院としての在り方に関して社会的批判があったことなどを踏まえて、東京電力は方針を変更して、24年10月に売却を発表し、売却先の選定作業を経て26年3月に引渡しとなったものである。なお、本物件の売却に伴い同病院勤務の職員の半数近くが退職した結果、25年度下期及び26年度上期に、計5.8億円の退職金を支払ったが、26年度以降年間で6.7億円の人件費が削減されるとしている。

総特において示されている「不動産売却の処分方針」によると、東京電力は、保有する全ての不動産を電気事業用と非電気事業用に分類し、非電気事業用の不動産のうち、変電所が併設されていない不動産については原則売却し、変電所が併設されている不動産についても可能なものは賃貸化するなどして、有効活用することとしている。このような方針に基づき売却とされた不動産については、売却目標を達成した後においても国民負担の極小化の観点から引き続き売却を行っていく必要があるが、これらの売却対象とされた物件で未売却となっているものは、25年度末現在で293件(簿価89億余円。総特時点における評価額507億余円)、26年9月末現在では280件(簿価87億余円(26年3月末)。総特時点における評価額490億余円)となっている。

売却可能性について検討を行う必要があるとした不動産のその後の状況 について

会計検査院は、25年報告において、変電所が併設された不動産6件及び資源エネルギー庁の特別監査により不使用資産とされた166件について売却可能性の検討を行う必要があるとした(25年報告129~131ページ参照)。これらの物件のその後の状況について検査を行った結果は、次のとおりである。

東京電力は、上記の変電所併設物件6件及び不使用資産とされた166件、計172件のうち16件については26年9月までに売却を行っていた。そして、それ以外の物件については、25年10月から26年3月までの間に、各物件の資料を収集し、土地の現況や利用状況について現地調査を行うなどして確認

し、今後の利用計画の有無や売却に際しての課題等を調査し、整理して、 売却候補となる91件を選定していた。さらに、同年4月から、選定した候補 物件について信託銀行等を通じて市場性調査を実施するなどした結果「市 場性あり」とされた13件について、順次土地分筆等の条件整備を行って、 競争入札に付することとしているが、変電所等の設備に隣接している物件 が多く、整備に時間を要することが想定されるとしている。

会計検査院としては、東京電力による不動産の売却に向けた取組状況について引き続き検査していくこととする。

(b) 有価証券の売却状況

25年度に売却した有価証券について、売却等の金額の上位5件を示すと図表 3-40のとおりであり、5件中4件が非上場株式であり、5件中3件が相対取引に よる売却となっている。

図表3-40 平成25年度有価証券売却等実績の上位5件

(単位:千円)

区分	売却状況	売却方法	帳簿価額(a)	売却額(b)	売却損益(b-a)
非上場株式 A	売却済	発行会社と直接売買	150,000	1,080,000	930,000
出資金・出資証券	分配金受入等	分配金受入等	769,027	529,190	239,836
非上場株式 B	売却済	相対取引	500,000	500,000	-
非上場株式C	一部売却	相対取引	7,000	247,800	240,800
非上場株式 D	一部売却	相対取引	48,000	186,000	138,000

有価証券の売却実績は目標額の99.6%となっている。総特における目標額の設定に当たり売却対象とされたもののうち、25年度末現在で未売却となっている銘柄は103件(簿価83億余円)、26年9月末現在では97件(簿価79億余円(26年3月末))となっている。これらはほとんどが非上場株式であり、譲渡制限が付されているものが多く、売却に向けて交渉等を行っているものの、それぞれ発行会社から売却についての同意が得られないなど、何らかの問題を抱えており、今後の売却については困難が予想される。

(c) 子会社・関連会社の売却状況

東京電力は、総特において、電気事業との関連性(不可欠性)及び自社保 有の必然性(代替可能性)の二つの観点に将来の成長性を加味して売却対象 とされた子会社・関連会社の個別評価額の合計1301億円を売却目標としてお り、東京電力及び機構の双方で売却対象資産を精査した上での26年3月末まで の売却実績額は1457億円となっていて目標を達成したとしている。なお、売却実績額には、清算対象とされて評価額がゼロとされていた子会社・関連会社の残余財産分配収入132億円を含んでいる。

子会社・関連会社の売却によって東京電力の有価証券報告書に掲げられている連結キャッシュ・フロー計算書に与えた影響についてみると、それぞれの子会社が手持ち資金を保有したままで売却されているため、連結の範囲の変更を伴う子会社・関連会社株式の売却による収入の純額は、上記の1457億円から、売却した連結子会社が保有していた現金及び現金同等物393億円を差し引いた1064億円となっていた。この影響額のうち、350億余円は23年度及び24年度の連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記に記載されているが、25年度については金額的重要性が乏しいため注記を省略したとしている。

総特における目標額の設定に当たり売却対象とされた子会社・関連会社は 45社となっており、このうち26年9月末現在で25社の売却が完了し、20社については未売却となっている。そして、未売却となっている理由については、 売却手続に着手しているものの交渉が不調となっているものが9社、事業戦略 上の検討を要するものが3社、福島復興支援に取り組んでいるなどの理由により売却保留中としているものが4社、係争中のため売却保留中となっているものが3社、29年度以降に売却予定となっているものが1社となっている。

子会社・関連会社に係る25年度中の売却等の実績は、7件であり、このうち 2件は総特において存続とされていたが方針を変更して売却され、1件は総特 で売却とされていたが事業継続が困難であることなどから清算することとさ れた(図表3-41参照)。

図表3-41 平成25年度における子会社・関連会社の売却等実績

(単位:千円)

区分	取得原価	帳簿価額	売却額 (清算額)	契約方式
売却 / 株式会社テプコシステムズ等3社及び東京 電力病院(注)	392,300	627,304	20,535,219	入札及び相対
清算 / 株式会社テプコケーブルテレビ等3社	9,783,373	2,966,436	2,671,995	-

(注) 東京電力病院は子会社・関連会社ではないが、不動産を除く事業資産の売却額を含めて計上している。

会計検査院が、子会社・関連会社の売却のうち企業再編を伴うものについて、売却に伴う各種の措置が東京電力のコスト削減に寄与するものとなっているかに着眼して検査したところ、次のとおり、売却に当たり、東京電力が

売却した子会社に一定期間継続して事務を委託することを約束していて、コスト削減に資するかどうか引き続き注視する必要のある事例が見受けられた。

<事例2>子会社の売却に当たりアウトソーシング契約を締結した事例

東京電力は、子会社×社の営む役務提供事業のうち発電、送配電、小売及び会計に関わる領域の事業を×社に残し、それ以外の役務提供事業を営む新会社を Y 社として、会社分割により平成25年度に設立した。その後、東京電力は、 Y 社持分の過半を Z 社等の企業グループに売却し、 Y 社は東京電力の子会社ではなくなった。また、これと同時に、 Y 社との間で、 Y 社から5年間にわたり役務提供を受けることを内容とするアウトソーシング(外部委託)基本契約を締結した。アウトソーシング基本契約は、26年度から30年度までの5年間における発注目標額を明示した上で、東京電力が第三者に発注することを制限するとともに、業務が、中止・打切りとなった場合の東京電力の損害賠償義務を定めており、この契約条件は売却時の事業価値を増加させる要因になっている。そして、発注目標額には各年度のコスト削減額が織り込まれ、5年間の累計コスト削減額は25年度比で15億円となっている。東京電力は、各年度のコスト削減額を最低限達成すべき額として定めており、毎年度締結する個別契約においては、アウトソーシング基本契約で定めた各年度の削減額を下回らない範囲で改めて見積りを徴し、審査し、査定した上で契約金額を決定するとしている。

東京電力は、子会社・関連会社の売却を今後も継続するとしていることから、会計検査院としては、これらの売却が適切に行われているか引き続き検査していくこととする。

- b 子会社のコスト削減等の状況
 - (a) 子会社のコスト削減の状況

総特においては、電気事業に不可欠であるなどとして存続と判断された65 社のうち、海外子会社又は売上規模の小さい子会社を除く20社(以下「経営 管理サイクル会社」という。)について、24年度から33年度までの10年間で 計2478億円のコスト削減を行うこととなっている。さらに、新・総特におい ては、25年度から34年度までの10年間で計3517億円のコスト削減を行うこと となっている。経営管理サイクル会社におけるコスト削減について、25年度 の実績値と計画値を示すと図表3-42のとおりであり、計画値の410億円を上回 る509億円のコスト削減を実施したとしている。

		3// 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1	(十四・1811)
番	会 社 名	平成25	5年度
号	<u> </u>	実 績	計 画
1	テプコカスタマーサービス株式会社	27	25
2	東電タウンプランニング株式会社	48	42
3	東京パワーテクノロジー株式会社	149	101
4	東電設計株式会社	34	23
5	東電不動産株式会社	5	4
6	東京発電株式会社	7	3
7	株式会社テプコシステムズ	70	64
8	東京電設サービス株式会社	30	27
9	東電用地株式会社	34	33
10	東電フュエル株式会社	20	10
11	東電リース株式会社	9	9
12	東電物流株式会社	12	11
13	リサイクル燃料貯蔵株式会社	-	2
14	TEPCO光ネットワークエンジニアリング株式会社	9	8
15	東京レコードマネジメント株式会社	6	5
16	東京計器工業株式会社	7	6
17	東電工業株式会社 注(1)	17	14
18	尾瀬林業株式会社 注(1)	1	0
19	東電広告株式会社 注(1)	7	8
20	株式会社東電ホームサービス 注(1)	14	14
	計	509	410

注(1) 事業再編の結果、平成25年度中に廃止されている。

そして、アクション・プランの中で、グループ会社の競争力強化の一環として、経営管理サイクル会社におけるコスト削減について、震災前の計画に比べて、26年度1年間で367億円、26年度からの3年間累計で1052億円のコスト削減を実現するとしている。

(b) テプコインターナショナル社の内部留保について

会計検査院は、25年報告において、新興国において発電事業を行う事業会 社への出資に関して、内部留保を有効に活用する必要がある事例として、東 京電力の海外子会社であるテプコインターナショナル社について取り上げた (25年報告136ページ)が、その後の状況について検査した結果は、次のとお りである。

東京電力は、100%子会社のテプコインターナショナル社の利益剰余金が2 4年度に2億米ドルに及んでいたことなどから、25年度に1.7億米ドルの配当を

注(2) 単位未満を四捨五入しているため、各項目に記載の金額を集計しても計とは一致しない。

行わせることにより資金回収を行うこととして、総特及び新・総特における収支計画上も同額を計画値として見込んでいた。しかし、東京電力は、その後方針を変更して資金回収を見送ることとした。これは、新・総特を策定する際に海外事業へ戦略投資を行うことに関する議論があったことを踏まえて、テプコインターナショナル社の内部留保を海外発電事業等の新たな投資の原資として活用することも選択肢として検討することとしたことによるものである。東京電力がこのような判断を行った背景には、東京電力における経営の軸足が現金の確保から、収支、損益及び財務の改善へと変化していることがあると考えられる。この結果、25年度決算において、営業外収益が新・総特における収支見通しの見込値と比べて167億円減少している。これらの状況について、機構は、東京電力から説明を受けたが、目標収支との関連で特段の問題はないとの認識であるとしている。

c 固定資産に計上されている核燃料

「東京電力に関する経営・財務調査委員会」(前掲2(1)イ(37ページ)参照)は、国民負担を最小化する観点から東京電力の保有資産全体について評価を行い、不動産、有価証券、事業・関係会社の三つのグループに分けて資産売却の方針を検討した。そして、これを受けて策定された総特においても、不動産、有価証券、子会社・関連会社を資産売却の対象とし、この方針は新・総特においても引き継がれている。

一方、核燃料は、貸借対照表上、これらの売却対象資産と同様に固定資産に 計上されているが、その性質上、総特及び新・総特のいずれにおいても売却対 象とされていない。

そして、東京電力は、福島第一原発の全号機の廃炉を決定し、新・総特における25年度から34年度までの収支計画においても福島第二原発の稼働を見込んでおらず、さらに、柏崎刈羽原発の稼働も依然不透明な状況にある。

そこで、東京電力が保有する核燃料がどのような状況になっているか検査した。

(a) 東京電力が保有している核燃料の過去5年間の推移

電力会社が保有する核燃料は、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき制定された電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)に基づき、

貸借対照表上、固定資産である装荷核燃料又は加工中等核燃料として計上されている。

そして、東京電力が保有している核燃料の過去5年間の貸借対照表における 計上額は、図表3-43のとおりとなっており、25年度末で7856億余円に上って いる。

図表3-43 核燃料の過去5年間の貸借対照表における計上額の推移

(単位:百万円)

区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
装荷核燃料	148,433	134,186	131,696	141,957	123,541
加工中等核燃料	755,073	736,264	714,058	665,681	662,065
計	903,507	870,450	845,754	807,639	785,606

装荷核燃料は、原子炉の炉内に装荷している核燃料である。また、加工中等核燃料は、装荷核燃料以外の核燃料で、 加工中核燃料(ウラン精鉱、ウラン濃縮代、ウラン燃料の成型加工代等)、 完成核燃料(炉心に装荷可能な状態で使用済燃料プールに保管している完成核燃料及び一部照射済みの核燃料)、 再処理核燃料等であり、その期末残高には濃縮代、成型加工代、使用済燃料再処理等費の前払額等も含まれている。

(b) 福島第一原発に保管されている核燃料の評価

東京電力は、23年原発事故により福島第一原発の1号機から3号機までの装荷核燃料(4号機の原子炉内には定期点検中であったため核燃料は装荷されていなかった。)について、22年度決算で装荷核燃料に係る帳簿価額の全額を損失処理している。また、福島第一原発の1号機から4号機までの使用済燃料プールに保管されていた核燃料は、加工中等核燃料として計上されていたが、東京電力は、このうちいまだ照射されたことのない核燃料(以下「新燃料」という。)については使用済燃料と同じ1体につき1,000円の備忘価額を残して同年度決算で損失処理している。これらによる核燃料に係る損失額は448億5516万余円であり、同額は損益計算書の災害特別損失に含めて計上されている。

また、福島第一原発の5号機及び6号機(以下「5、6号機」という。)は、 震災発生時に定期点検中で稼働停止中であったことから事故には至らなかっ たものの、東京電力は、25年12月18日の取締役会において廃炉とすることを 決定した。これに伴い、25年度第3四半期決算では、5、6号機に係る装荷核燃 料及び加工中等核燃料の評価損失153億7009万余円が、損益計算書の福島第一 5・6号機廃止損失に含めて計上されている。

(c) 貸付中の核燃料

貸借対照表に計上されている上記の核燃料とは別に、東京電力がウラン精鉱ローン契約によりウラン採掘事業者等に貸し付けている核燃料があり、この核燃料の25年度末の帳簿価額40億余円は貸借対照表の長期投資に計上されている。

同年度末時点で東京電力が締結しているウラン精鉱ローン契約には、17年 に締結した契約のほか、23年原発事故後の24年4月に締結した契約も含まれて いる。これは、23年原発事故の結果当面のウラン精鉱の必要量が減少したこ となどから、新たな貸付先からの申出に応じて締結したものである。

(d) 核燃料保有量の増加

東京電力は、23年原発事故の後に、締結済みの長期のウラン精鉱購入契約により購入することとなっていたウラン精鉱について、購入先との間で受取の繰延べや購入量の縮減等の交渉を行っている。しかし、繰延期限が経過したり、購入量の縮減ができなかったりしたウラン精鉱を受け取るなどしたことにより、核燃料の保有量は増加している(前掲図表3-43のとおり、核燃料の貸借対照表計上額は減少しているが、これは、福島第一原発の廃炉に伴う評価損等の特殊要因や日本原燃株式会社に対する使用済燃料再処理等費の前払金の減少によるもので、核燃料の保有量は増加している。)。

さらに、新・総特においては少なくとも34年まで福島第二原発の稼働を見 込んでいないため、柏崎刈羽原発が再稼働するまでは、東京電力の核燃料保 有量は増加していくことになる。

(I) 希望退職による人員削減、組織フラット化等の人事改革

東京電力は、総特において、人員削減の目標を23年度から25年度までの3年間で連結で約7,400人、単体で約3,600人としていたが、25年度末までの実績は連結で8,356人、単体で3,906人となっており、目標を達成したとしている。

a 希望退職による人員削減

新・総特においては、26年度に50歳以上の社員を対象に1,000人規模の希望退職を募ることにより、同年度末の単体の人員は34,200人となり、総特策定時に

33年度までの10年間で34,500人まで削減するとしていた目標を7年前倒しで達成するとされている。

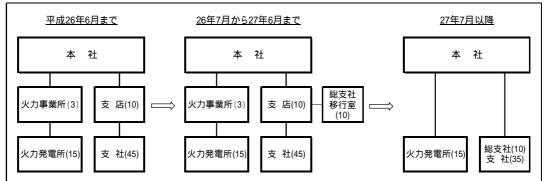
東京電力が26年5月12日から同月23日まで希望退職者を募集したところ、1,1 00人を超える応募者があり、全員が希望退職制度の適用対象となりほぼ全員が同年6月に退職した。これによる26年度(26年7月から27年3月まで)の人件費削減額は85億円と見込まれている。また、これによる割増退職金及び再就職支援費用は71億円と見込まれるが、この費用は既に総特に織り込まれており、東京電力は、26年度のコスト削減額の算定に影響を与えないとしている。

b 組織フラット化

新・総特においては、社内カンパニー制及び管理会計の導入を踏まえて、26、27両年度に業務の集中化や見直しを行うことにより、新・総特策定時点に置かれていた10支店及び3火力事業所の店所組織を廃止することで、約1,700人分の業務量削減効果を見込む「組織フラット化」を実施するとされている。

東京電力は、組織フラット化の準備段階として26年7月に10支店にそれぞれ総 支社移行室を設けて、従来の支店機能を本社、総支社、支社に移行するための 具体的な検討を始めており、27年7月に支店を完全に廃止して総支社にするとし ている。これにより、従来の10支店及び45支社体制は10総支社及び35支社体制 となる。

また、3火力事業所については同月に廃止し、火力事業所の下部組織であった15火力発電所が本社直轄の組織となる(図表3-44参照)。



図表3-44 組織フラット化の流れ

(オ) HDカンパニー制導入に向けた社内カンパニーの戦略実施状況

東京電力は、電力システム改革に対応するために、28年4月を目途に、福島復興本社と廃炉を含む原子力事業、グループ本社機能を持つ持株会社の下に、火力発

電、送配電、小売の各事業子会社を設置するHDカンパニー制に移行することとしている。そして、これに対応することに加え、各事業部門がコスト意識を高め、自発的に収益拡大に取り組むことで競争力を高めていくことを目的に、25年4月から社内カンパニー制を導入(図表3-45参照)するとともに、コスト管理を徹底するための仕組みとして、これまでに制度化されていなかった管理会計を導入している。管理会計については、各カンパニーから、支社・発電所レベルの細分化された組織単位まで、あらゆる組織における収益・費用構造の見える化を図り、組織単位ごとに責任者と目標(KPI: Key Performance Indicator)を明確化し、その上でコスト削減目標を設定して、実績値を月次で管理し、達成度合いを横並びで評価できるよう、社内で公開している。

2013年4月~ 2016年度~ 社内カンパニー制 HDカンパニ一制 東電ホールディングスとして事故責任を貫徹 持株会社 コーポレート コーポレート 復興本社 共通サービス 復興本社 原子力発電 共通サービス 経営補佐 原子力発電 (仮)廃炉カンパニー 復興支援 経営補佐 復興支援 賠償 管理会計を導入し、コスト管理を徹底 賠償 シェアード 3つのカンパニーを分社化 サービス 会社 般管理部門の カスタマーサービス・ 部分社化を検討 カンパニー カンパニー カンパニーパワーグリッド・ 送配電事業会社 発電事業会社 小売事業会社 各社がライセンス を取得 (小売) (火力発電) (送配電) (火力発電) (送配電) (小売)

図表3-45 HDカンパニー制移行イメージ

(注)新・総特から抜粋

a フュエル&パワー・カンパニー

フュエル&パワー・カンパニーは「火力発電」部門に該当している。柏崎刈羽原発が稼働していない現状においては、火力発電所が東京電力の発電電力量の95%以上を担っており、その発電原価の9割を占める燃料費を削減することが重要な経営課題となっている。

新・総特においては、燃料費を低位で安定させるために、 燃料価格そのものの単価低減、 燃料の消費量の削減及び 市況価格に左右されない燃料価格

の安定化が重要であるとされ、それぞれ具体的な取組が次のように定められている。

単価低減:年2000万 t 程度の現在のガス調達規模を3500万 t から4000万 t 規模まで拡大することによって、競争力を高め、ガス単価を20%低減する。

消費量の削減:既存のガスタービン発電所の高効率化等により10年後には 燃料費を1500億円削減する。

燃料価格の安定化:欧米天然ガス価格連動LNG等の燃料価格へッジ手段や、燃料の種類を超えた火力発電所群の最適運用等によりサプライチェーンの最適化を図るために、26年度中に最適化・トレーディング事業の体制整備に着手する。

東京電力は、上記の各取組を他事業者との包括的アライアンス(業務提携)を通じて行うこととしており、26年3月に包括的アライアンスパートナーの優先交渉先の選定に係る提案を募集し、同年5月までに複数の提案を受領した。同提案に基づき複数の候補者と協議を行い、選定作業を行った結果、同年10月に中部電力株式会社を優先交渉先として選定し、基本合意書を締結した。そして、両社は、27年2月に燃料調達とそれに関わる事業(上流事業、輸送事業及びトレーディング事業)、国内外の発電所に関する新規開発・リプレース事業を統合して実施する新会社を同年4月中に共同で設立することなどを内容とする合弁契約を締結した。

b パワーグリッド・カンパニー

パワーグリッド・カンパニーは、「送・配電」部門に該当し、送配電ネット ワークという社会インフラサービスを提供することを主な役割としている。

新・総特においては、電力供給の信頼度を確保した上で、国際的にも遜色のない低廉な託送料金水準を念頭に徹底的なコスト削減に取り組むとともに、送配電ネットワーク運用の最効率化を図るなどとされている。

東京電力は、多様な料金メニューの提供、電力情報の見える化及びデマンド サイドマネジメントの実現による省エネルギーの推進を可能にし、料金精算を 迅速にすることなどを目的として、総特においてスマートメーターを遅くとも 35年までに管内全ての顧客に設置するとしていた(約2700万台)。新・総特に おいては、これを3年前倒しし、32年までに設置するとされている。また、早期 に設置を希望する顧客には速やかに対応することで、特に首都圏を中心に、更に1年程度の前倒しを目指すとされている。

そして、26年4月から東京都小平市の一部地域において、約1,000台のスマートメーターを設置して技術検証を開始し、同年7月から東京都全域で設置を開始した。そして、同年10月から東京電力のサービス区域全域で順次設置を開始し、26年度の設置台数は上期で約30万台、下期で約160万台、計約190万台と見込んでいる。

上記スマートメーターの設置に至るまでの一時的対策として東京電力が実施 した新料金プランの設定等に伴うメーターの調達について検査したところ、次 のような事例が見受けられた。

<事例3>ピークシフトプラン用のメーターの在庫が過剰となっている事例

東京電力は、電力需要が最大になるピーク時の需要を抑制して設備投資を削減するために、新料金メニューのピークシフトプランを平成24年6月に設定した。しかし、このメニューは従量電灯50アンペア以上で使用量が月平均600キロワット時以上という電気使用量の多い契約者でなければ利点を享受できない契約内容となっていたため、同プランへの契約変更件数は想定を大きく下回った。そこで、東京電力は、より多くの契約者が利点を享受できるように、朝得プラン、夜得プラン、半日お得プラン及び土日お得プラン(以下、これらの4プランを合わせて「四つの新料金プラン」という。)を25年5月に設定した。

ピークシフトプランによる契約に変更した顧客には、従来のメーターに代えて専用のメーターを設置する必要があるため、東京電力はピークシフトプラン用のメーターを当初の需要想定に基づき約17万台(約15.6億円)購入した。上記のとおり、同プランへの契約変更件数は想定を大きく下回ったため、東京電力は、四つの新料金プランの設定に際して、四つの新料金プラン用のメーターを新たに購入するのではなく、ピークシフトプラン用のメーターを加工することで対応することとした。

しかし、ピークシフトプランの需要想定が過大であったため、ピークシフトプラン用として購入したメーターは、26年9月末現在で、四つの新料金プラン用に加工したものも含めて約8.5万台(約7.7億円)が在庫として残っている。そして、26年度下期からスマートメーターの導入が本格的に開始され、27年7月からスマートメーターの運用管理システムの運用が開始される予定である。

東京電力は、スマートメーターの運用管理システムの運用開始前の同年6月までは当該メーターのピークシフトプラン以外の料金メニューへの転用により、また、同年7月以降も何らかの方法による有効活用を検討しているものの、最終的に使用見込みがなくなったと判断した場合は、不用品として評価替えを行うことになり、今後数億円規模の評価損が計上される可能性がある。

25年報告に係る検査において、東京電力は、ピークシフトプランの主な対象

となる家庭における電気の使用はそれぞれの生活様式に応じて様々で、加入者数の予測は難しいことから、契約変更件数の想定をしていないとしていた(25年報告119ページ参照)。その趣旨は、メーターの通常の更新時期に合わせた更新需要の想定と同様の想定はしていないということであり、東京電力は次のような検討を行った上で調達数量を決定していたことが本報告書に係る検査の過程において判明した。すなわち、東京電力は、ピークシフトプランに契約変更を希望する契約者への対応を遅滞させないことを最優先し、契約変更することにより電気料金が一定の割合を超えて節約できる契約者数を見込んだ上で、メーカーの製造能力等も考慮し、その時点で調達可能と判断したメーター約17万台を調達していた。しかし、上記のように、大量の過剰在庫が発生して、今後多額の評価損が計上される可能性が高くなっている事態があったことは、今後の資材等の調達に当たり留意していく必要がある。

c カスタマーサービス・カンパニー

カスタマーサービス・カンパニーは「小売」部門に該当する。電力自由化の流れを踏まえて事業領域を日本全国に拡大し、更に電力だけでなく、電力及びガスを組み合わせて販売するなど、エネルギー事業会社としての事業展開を計画しており、10年後に7700億円の売上拡大を目指すとしている。ただし、これには電力自由化ばかりでなく、ガス会社の既存導管網周辺に、新規参入者が新たに導管網を整備することを禁ずる二重導管規制等のガス事業固有の規制が緩和されることが前提とされている。

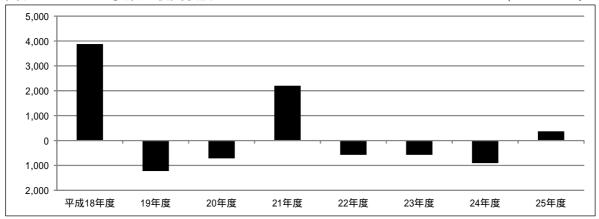
同カンパニーが、電力とガスを組み合わせて販売するとしていることから、 東京電力のガス事業についてみたところ、次のような状況となっていた。

東京電力は、25年度に131万 t のガス販売を行っており、このうち123万 t は L N G を気化したまま熱量を調整していないガスを販売するいわゆる直送販売の態様での販売である。この直送販売は、既存の L N G 基地やガス導管を利用することにより、新規の設備投資を抑えた事業であり、販売コストの割安さが特徴となっている。そして、燃料費の変動分を価格に転嫁する際に収益の期ずれが発生するなどの問題があるが、実質的に黒字化が見込めるため、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」において存続事業とされ、総特においては、この決定を受けて、コスト削減及び収益向上を図ることとされている。

ガス事業の収支の状況は、図表3-46のとおり、これまで赤字となる期が多く、東京電力はこの要因について燃料費の変動分を価格に転嫁するまでの時間のずれに起因するいわゆる期ずれ損によるものとしていたが、近年の原発稼働停止による調達数量増に伴う需給ひっ迫等による燃料価格の高騰等により、料金の基準とされている日本着のCIF価格(運賃及び保険料込みの価格)の平均価格と東京電力による実際の調達価格の差額に起因する含み損が拡大していた。直近の25年度においては含み損解消のための料金値上げにより、21年度以来4期ぶりに黒字に転換となった。

図表3-46 ガス事業の収支状況

(単位:百万円)



しかし、同事業の収支が東京電力の燃料の調達実績額に大きく依存するという事業の仕組みそのものに変わりはなく、事業規模の拡大に伴い収支が悪化した場合の影響が大きくなるなど、リスクが増大することにもつながることに留意する必要がある。

イ 収支見通しの状況

(ア) 収支の状況

a 総特の収支見通しから新・総特の収支見通しへの見直し内容 総特においては、24年度から33年度までの10年分の収支見通しが示されてい たが、新・総特においても、図表3-47のとおり、25年度から34年度までの10年 分の収支見通しが示されている。

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	(見込)	(計画)	(参考)							
営業収益	64,340	66,289	63,515	62,587	62,998	63,097	63,269	62,306	61,264	61,164
電気事業営業収益	62,991	65,031	62,176	60,839	61,126	61,226	61,398	60,435	59,393	59,293
電灯電力料	59,260	61,056	58,133	56,660	56,892	56,918	56,977	55,699	54,175	54,051
その他	3,732	3,975	4,043	4,179	4,235	4,307	4,421	4,736	5,218	5,242
附帯事業営業収益	1,349	1,258	1,340	1,748	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871
営業費用	63,343	63,783	61,175	60,530	60,714	61,381	60,929	59,350	58,705	58,682
電気事業営業費用	62,041	62,623	59,917	58,892	58,966	59,632	59,176	57,596	56,950	56,928
人件費	3,366	3,300	3,323	3,307	3,273	3,225	3,180	3,144	3,122	3,016
燃料費	29,238	27,588	25,044	23,900	24,438	25,880	25,387	24,267	23,634	22,636
修繕費	2,859	4,423	4,352	4,483	4,261	3,927	3,798	3,766	3,552	3,569
減価償却費	6,255	6,289	6,242	6,248	6,128	5,915	5,758	5,524	5,336	5,150
購入電力料	9,698	8,864	8,405	8,311	8,198	7,992	8,433	8,747	9,369	10,634
その他	10,626	12,159	12,552	12,643	12,669	12,692	12,619	12,148	11,937	11,923
附帯事業営業費用	1,301	1,160	1,257	1,638	1,748	1,749	1,753	1,754	1,755	1,754
営業利益	997	2,507	2,341	2,057	2,284	1,716	2,341	2,957	2,559	2,482
営業外収益	534	320	298	362	336	318	324	321	311	316
営業外費用	1,260	1,150	1,009	1,017	1,056	1,045	1,127	1,205	1,334	1,502
経常利益	271	1,677	1,629	1,403	1,564	989	1,537	2,073	1,536	1,296
特別法上の引当繰入	5	10	10	13	12	15	14	11	96	116
特別損益	6,392	7	280	-	-	-	-	-	-	
税引前当期純利益	6,658	1,673	1,899	1,390	1,552	974	1,523	2,061	1,440	1,181
法人税等	1	3	62	3	63	50	79	110	79	248
当期純利益	6,658	1,670	1,838	1,387	1,489	924	1,444	1,951	1,360	933
·										

- 注(1) 本図表は、新・総特における収支見通しを転記したもので、金額単位は新・総特と同じ億円とし単位未満を四捨五入している。そのため、各項目に記載の金額を加減しても合計等となる金額とは一致しない。
- 注(2) 新・総特における収支見通しは、貿易における運賃及び保険料込の原油価格(CIF)が110米ドル/バレル、 為替レートが100円/米ドルの前提で策定されている。また、特別負担金は、平成25年度は経常利益(特別負担金 控除前)の2分の1の額を、それ以降は500億円を仮置きしており、各年度とも電気事業営業費用の「その他」に含 まれている

なお、総特における収支見通しは、原油価格(СІF)が110米ドル/バレル、為替レートが80円/米ドルの前提で策定されていた。また、特別負担金は、各年度の税引前当期純利益(特別負担金控除前)の2分の1の額を仮置きしており、各年度とも電気事業営業費用の「その他」に含まれていた。

注(3) 新・総特の収支見通しにおいては、柏崎刈羽原発の2、3、4各号機の再稼働時期は不透明であることから、2、3、4各号機の再稼働を織り込まない場合と織り込む場合の2通りの試算が示されているが、平成26年7月から順次再稼働する見通しであったその他の号機も現時点で再稼働に至っていないことから、ここでは、2、3、4各号機の再稼働を織り込まない場合の収支見通しを採用している。

総特と新・総特は、収支見通し作成の前提が異なっていることから、図表3-48のとおり、同一の期間(25年度から33年度まで)の収支見通しであっても異なった内容となっている。

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	(見込)	(計画)	(参考)						
営業収益	2,789	4,187	8,111	6,673	6,554	8,724	8,442	7,244	5,845
電気事業営業収益	2,458	4,029	7,855	6,028	5,785	7,956	7,673	6,476	5,077
電灯電力料	1,545	2,587	6,539	4,557	4,283	6,398	5,993	4,384	2,477
その他	914	1,441	1,316	1,471	1,503	1,557	1,681	2,092	2,600
附带事業営業収益	331	159	257	645	768	768	768	768	768
営業費用	3,507	5,160	7,723	6,927	7,112	8,775	7,986	6,545	5,778
電気事業営業費用	3,160	5,018	7,475	6,317	6,392	8,054	7,261	5,819	5,051
人件費	274	172	133	115	117	128	137	122	95
燃料費	4,838	5,776	6,024	4,897	5,102	6,289	5,519	4,623	4,062
修繕費	1,506	83	47	304	269	149	293	317	534
減価償却費	157	136	93	131	175	170	73	24	51
購入電力料	1,525	1,171	1,193	1,187	1,239	937	1,100	972	1,075
その他	1,264	1,704	251	87	275	935	999	687	492
附带事業営業費用	345	142	247	610	720	721	725	726	727
営業利益	718	971	390	254	558	51	456	700	67
営業外収益	33	115	45	85	79	66	55	70	79
営業外費用	40	145	131	195	227	290	291	265	237
経常利益	645	942	475	143	410	173	690	895	225
特別法上の引当繰入	6	2	3	9	71	51	52	66	26
特別損益	6,229	114	41						
税引前当期純利益	5,590	1,056	513	151	340	225	743	960	252
法人税等	0	74	18	59	29	12	26	40	2
当期純利益	5,591	981	496	93	311	213	717	921	249

注(1) 本図表は、単位未満を四捨五入した億円単位の新・総特の収支見通しの各項目の金額から総特の収支見通しの各項目の金額を控除して作成している。そのため、各項目に記載の金額を加減しても合計等となる金額とは一致しない。

そして、収支見通しは、総特、新・総特のいずれにおいても27年度以降は参考とされていることから、図表3-48の収支見通しの増減のうち、収支見通しが見込又は計画とされている25、26両年度について主な増減科目及び増減理由を検査したところ図表3-49のとおりとなっている。

新・総特においては、総特と比べて為替レートが20円/米ドルの円安となることを加味した上で、25年度は営業収益が3900億円(電灯電力料3800億円、その他100億円)、営業費用が6200億円(燃料費5200億円、購入電力料1000億円)、26年度は営業収益が6200億円(電灯電力料6000億円、その他200億円)、営業費用が6000億円(燃料費5200億円、購入電力料800億円)それぞれ増加している。

また、営業収益は、想定される販売電力量(需要)の減少により25年度1900億円、26年度2600億円、総特策定後に実施された東京電力の料金値上申請に対する料金査定で値上率が抑えられたことにより25年度800億円、26年度900億円減少している。営業費用は、総特と比較して更にコスト削減を行うとして東京電力が主な増減理由に挙げている金額だけで25年度に5100億円(燃料費2500億円、

となる金額とは一致しない。 注(2) 「(見込)」、「(計画)」及び「(参考)」は、新・総特における収支見通しの位置づけである。また、総特においては、25、26両年度はいずれも計画となっている。

修繕費1200億円、減価償却費100億円、購入電力料300億円、その他1000億円)、 26年度に2900億円(人件費100億円、燃料費1200億円、修繕費100億円、減価償 却費200億円、購入電力料200億円、その他1100億円)減少している。

さらに、特別負担金の仮置き額は、25年度で796億円、26年度で2229億円減少しており、これにより、25、26両年度ともに営業費用が同額減少している。このように、特別負担金の仮置き額が減少している要因には、収支の増減に伴う税引前当期純利益の増減と、仮置き額の設定の変更、すなわち、総特においては税引前当期純利益(特別負担金控除前)の2分の1としていたものを、新・総特において25年度は経常利益の2分の1、26年度以降は毎期500億円の一定額としたことがあると考えられる。

図表3-49 総特から新・総特への主な増減科目及び増減理由

【平成25年度】			立:億円)	
総特からの増減額 営業収益		主な増減科目	3/	主な増減理由
電気事業営業収益 電灯電力料	1,545	電灯料電力料	745 800	(電灯電力料) 為替 + 3800億円 、料金査定で値上率が抑えられたことによるもの 800億円、販売電力量(需要)の減 1900億円
その他	914	地帯間販売電力料 他社販売電力料 雑収益	45 408 379	(その他) <u>800億円</u> 、再エネ特措法交付金 + 400億円
附帯事業営業収益 営業費用 電気事業営業費用	331	ガス供給事業営業収益	319	
人件費	274	退職給与金 給与手当	209 48	(人件費) 年金資産の運用実績が期待運用収益を上回ったことによるも の 200億円
燃料費	4,838	ガス費 燃料油費	6,012 1,200	為替 + 5200億円 、コスト削減の深掘り 2500億円
修繕費	1,506			(修繕費) コスト削減の深掘り 1200億円
減価償却費	157	普通償却費 試運転償却費	251	(減価償却費) コスト削減の深掘り 100億円
購入電力料	1,525		347	
その他	1,264	特別負担金 固定資産除却費	796 312	(その他) コスト削減の深掘り 1000億円
附帯事業営業費用	345		330	TATELOUS TO SERVICE TO
【26年度】		(単位:	:億円)	
が作わり の特定数				
総特からの増減額		主な増減科目		主な増減理由
総特か5の増減額 営業収益 電気事業営業収益		<u>主な増減科目</u>		主な増減理由
営業収益	2,587		1,151 1,437	(電灯電力料) 為替+6000億円 、料金査定で値上率が抑えられたことによ
営業収益 電気事業営業収益	2,587 1,441	電灯料 電力料 地帯間販売電力料 他社販売電力料	1,437 286 719	(電灯電力料)
営業収益 電気事業営業収益 電灯電力料 その他 附帯事業営業収益 営業費用	•	電灯料電力料 地帯間販売電力料	1,437 286	(電灯電力料) 為替+6000億円 、料金査定で値上率が抑えられたことによるもの 900億円、販売電力量(需要)の減 2600億円 (その他)
営業収益 電気事業営業収益 電灯電力料 その他 附帯事業営業収益	1,441	電灯料電力料 地帯間販売電力料 他社販売電力料 雑収益	1,437 286 719 373	(電灯電力料) 為替+6000億円 、料金査定で値上率が抑えられたことによるもの 900億円、販売電力量(需要)の減 2600億円 (その他) 為替+200億円 、再エネ特措法交付金+300億円 (人件費) 年金資産の運用実績が期待運用収益を上回ったことによるも
営業収益 電気事業営業収益 電灯電力料 その他 附帯事業営業収益 営業費用 電気事業営業費用	1,441	電灯料電力料 地帯間販売電力料 他社販売電力料 雑収益 ガス供給事業営業収益 退職給与金 給与手当	1,437 286 719 373 146 51 77 5,371	(電灯電力料) 為替+6000億円 、料金査定で値上率が抑えられたことによるもの 900億円、販売電力量(需要)の減 2600億円 (その他) 為替+200億円 、再エネ特措法交付金+300億円 (人件費) 年金資産の運用実績が期待運用収益を上回ったことによるもの 100億円、コスト削減の深掘り 100億円
営業収益 電気事業営業収益 電灯電力料 その他 附帯事業営業収益 営業費用 電気事業営業費用 人件費	1,441 159 172	電灯料電力料 地帯間販売電力料 他社販売電力料 雑収益 ガス供給事業営業収益 退職給与金 給与手当	1,437 286 719 373 146 51 77	(電灯電力料) 為替+6000億円、料金査定で値上率が抑えられたことによるもの 900億円、販売電力量(需要)の減 2600億円 (その他) 為替+200億円、再エネ特措法交付金+300億円 (人件費) 年金資産の運用実績が期待運用収益を上回ったことによるもの 100億円、コスト削減の深掘り 100億円 (燃料費) 為替+5200億円、コスト削減の深掘り 1200億円 (修繕費)
営業収益 電気事業営業収益 電灯電力料 その他 所帯事業営業収益 営業費用 電気事業営業費用 人件費 燃料費	1,441 159 172 5,776	電灯料電力料 地帯間販売電力料 他社販売電力料 雑収益 ガス供給事業営業収益 退職給与金 給与手 ガス費 燃料油費	1,437 286 719 373 146 51 77 5,371 478	(電灯電力料) 為替+6000億円、料金査定で値上率が抑えられたことによるもの 900億円、販売電力量(需要)の減 2600億円 (その他) 為替+200億円、 再エネ特措法交付金+300億円 (人件費) 年金資産の運用実績が期待運用収益を上回ったことによるもの 100億円、コスト削減の深掘り 100億円 (燃料費) 為替+5200億円、コスト削減の深掘り 1200億円 (修繕費) 安定化+200億円、コスト削減の深掘り 100億円 (減価償却費)
営業収益 電気事業営業収益 電気事で電力料 その他 所帯事業営業収益 営業費用 電大件費 燃料費 修繕費	1,441 159 172 5,776 83	電灯料電力料地帯間販売電力料他社販売電力料機収益がス供給事業営業収益退職給与金給与手当が入費機料油費	1,437 286 719 373 146 51 77 5,371 478	(電灯電力料) 為替+6000億円、料金査定で値上率が抑えられたことによるもの 900億円、販売電力量(需要)の減 2600億円 (その他) 為替+200億円、再エネ特措法交付金+300億円 (人件費) 年金資産の運用実績が期待運用収益を上回ったことによるもの 100億円、コスト削減の深掘り 100億円 (燃料費) 為替+5200億円、コスト削減の深掘り 1200億円 (修繕費) 安定化+200億円、コスト削減の深掘り 100億円
営業収益 電気事業営業収益 電気事電力料 その他 所帯事業営業収益 営業費用 人件費 燃料費 修繕費 減価償却費	1,441 159 172 5,776 83 136	電灯料電力料 地帯間販売電力料 他社販売電力料 能収益 ガス供給事業営業収益 退職給与金 給与当 ガス費 燃料油費 普通償却費 計運転間購入電力料	1,437 286 719 373 146 51 77 5,371 478 142 6 338	(電灯電力料) 為替+6000億円、料金査定で値上率が抑えられたことによるもの 900億円、販売電力量(需要)の減 2600億円 (その他) 為替+200億円、再エネ特措法交付金+300億円 (人件費) 年金資産の運用実績が期待運用収益を上回ったことによるもの 100億円、コスト削減の深掘り 100億円 (燃料費) 為替+5200億円、コスト削減の深掘り 1200億円 (修繕費) 安定化+200億円、コスト削減の深掘り 100億円 (修繕費) コスト削減の深掘り 200億円 (減価償却費) コスト削減の深掘り 200億円 (購入電力料) 為替+800億円、 再エネ特措法に基づく買取り+500億円、

注(1) 本図表は、総特及び新・総特における収支見通しを基に作成している。また、総特及び新・総特の表示と合わせて金額単位を億円とし単位未満を四捨五入している。そのため、各項目に記載の金額を加減しても合計等となる金額とは一致しない。

注(2) 「主な増減理由」のうち、 は、為替レートの影響(円安による燃料費の増加と、それに伴う燃料費調整制度による電気料金の値上げなど)によるもの、 は総特と比較した更なるコスト削減によるものを示す。

そして、この仮置き額の設定の変更は、図表3-50のとおり、仮置き額を総特のまま税引前当期純利益の2分の1とした場合、25年度以降各年度の資金流出額が「仮置き額の設定の変更によるもの」に記載している額だけ増加することになり、25年度から33年度までの累計で7452億円の追加の資金流出が発生することになることなどから行われたものと考えられる。

図表3-50 総特から新・総特への特別負担金の増減額及び増減理由

(単位:億円)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
総特									
税引前当期純利益(特別負担金控除前)	2,136	5,458	2,772	3,082	3,784	1,498	1,560	2,202	2,376
特別負担金	1,068	2,729	1,386	1,541	1,892	749	780	1,101	1,188
新·総特									
税引前当期純利益(特別負担金控除前)	6,929	2,173	2,399	1,890	2,052	1,474	2,023	2,561	1,940
特別負担金	271	500	500	500	500	500	500	500	500
総特から新・総特への増減額	797	2,229	886	1,041	1,392	249	280	601	688
税引前当期純利益の増減によるもの	2,397	1,643	187	596	866	12	232	180	218
仮置き額の設定の変更によるもの	3,194	587	700	445	526	237	512	781	470
					_	仮置き額の設定	≧の変更による	ものの累計	7,452

注(1) 本図表は、単位未満を四捨五入した億円単位の総特及び新・総特の収支見通しから、各収支見通しに記載されているとおりに特別負担金の仮置き額を算定し、増減理由別の増減額を分析したものである。

b 新・総特の収支見通しと25年度決算との比較

新・総特に添付されている収支見通しと東京電力の25年度決算を比較すると、 図表3-51のとおり、経常利益は決算額が見通しを上回っているものの、税引前 当期純利益は決算額が見通しを下回っている。

経常利益は見通しを161億円上回り、432億円となっている。これは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)に基づく交付金が見通しを上回ったことなどにより営業収益が159億円増加し、コスト削減の深掘りの徹底等により営業費用が364億円見通しを下回ったことで、営業利益は522億円見通しを上回ったものの、子会社からの配当見送り及び希望退職者に対する割増退職金の増加等で営業外損益が見通しを362億円下回ったことによる。

また、税引前当期純利益は見込みを2668億円下回り3990億円となっているが、これは、主務大臣に対する新・総特への変更申請以降の原子力損害賠償費2937億円の追加的発生等により特別損益が見通しを下回ったことによる。

注(2) 平成25年度の総特から新・総特への増減額は 797億円となっており、東京電力の回答に基づく図表3-49の特別 負担金 796億円とは差異がある。これは、収支見通しのみから知り得る億円単位の金額を基に算定した金額と、 単位未満も考慮して算定した東京電力の回答金額の差によるものである。

図表3-51 新・総特における収支見通しと平成25年度決算の比較

凶表3-51 新・	総特にの	三つり	文見进し	ノム平成2	5年度決算の比較
	【損 益 計	算書】		(単位:億円)	
	_	<u>見通し</u>	<u>実績</u>	差額	<u>差 額 の 主 な 要 因</u>
営業収益		64,340	64,499	159	
電気事業営業収益		62,991	63,156	164	
電灯電力料		59,260	59,197	63	販売電力量の減(12億kWh)による減 267億円、販 売単価の上昇(+0.08円/kWh)による増+204億円
その他		3,732	3,959	227	<u>再エネ特措法交付金 + 131億円等</u>
附带事業営業収益	_	1,349	1,343	5	ガス供給事業の販売数量減等
営業費用		63,343	62,979	364	
電気事業営業費用		62,041	61,689	353	
人件費		3,366	3,560	194	退職給付引当金に係る数理計算上の差異の増加等
燃料費		29,238	29,153	85	計画に対して、産業用需要が減少したことなどによる火力発電の減少(21億kWh)269億円、発電単価の安い石炭発電割合の増加等177億円、CIF・為替レートの変動による影響+360億円等
修繕費		2,859	2,639	220	<u>コスト削減の深掘りなど</u>
減価償却費		6,255	6,256	2	
購入電力料		9,698	9,454	244	石炭価格の下落等
その他		10,626	10,627	1	
附帯事業営業費用		1,301	1,291	11	ガス供給事業の販売数量減等
営業利益		997	1,520	522	
営業外収益		534	401	133	100%海外子会社のテプコインターナショナル社からの配当見 送りによる減 167億円等
営業外費用	_	1,260	1,489	229	希望退職に伴う割増退職金の計上 + 71億円等
経常利益		271	432	161	
特別法上の引当金繰入		5	4	1	
特別損益		6,392	3,561	2,831	原子力損害賠償費の増加 + 2937億円等
税引前当期純利益		6,658	3,990	2,668	
法人税等	_	1	1	0	
当期純利益	_	6,658	3,989	2,669	
【参考】純資産		14,978	12,300	2,678	

⁽注) 本図表は、新・総特における収支見通し及び平成25年度決算を基に作成している。また、新・総特の表示と合わせて金額単位を億円とし単位未満を四捨五入している。そのため、各項目に記載の金額を加減しても合計等となる金額とは一致しない。

(イ) 柏崎刈羽原発の状況と収支への影響

a 新規制基準に適合するための工事の進捗状況等

東京電力は、新・総特において、中長期にわたる賠償や廃炉に継続的に取り組むために、持続的な経営基盤を構築することとしている。そのような状況の中で、柏崎刈羽原発の再稼働は、東京電力の収支に大きく影響を与える要因となっている。

東京電力は、柏崎刈羽原発を再稼働させるために、原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)が25年6月に新たに制定し、同年7月から施行された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第5号)等(以下、同月に施行された原子

力発電所の規制に係る規則、告示等を合わせて「新規制基準」という。)に適 合するよう各種の安全対策を進めている。

新規制基準と従来の規制基準とを比較すると、重大事故 (シビアアクシデン ト)を防止するための設計基準が強化されるとともに、万が一、重大事故やテ 口が発生した場合に対処するための基準が新設されている(図表3-52参照)。 なお、重大事故等対策のうち、意図的な航空機衝突事故のテロ等が発生した場 合において、放射性物質の外部への放出を抑制する対応を執るための「特定重 大事故等対処施設」の設置については、経過措置として、30年7月7日までに新 規制基準に適合すればよいこととされている。

図表3-52 新規制基準と従来の規制基準との比較 重大事故 (シビアアクシデント)を防止するための設計基準を強化するとともに、 万が一、重大事故やテロが発生した場合に対処するための基準を新設 ・意図的な航空機衝突事故への対応 ・放射性物質の拡散抑制対策 · 格納容器破損防止対策 重大事故等対策を新設 炉心損傷防止対策 (複数の機器の故障を想定) 重大事故(シビアアクシデン ト)を防止するための基準 ・内部溢水に対する考慮(新設) ・自然現象に対する考慮 ・自然現象に対する考慮 (火山・竜巻・森林火災を新設) ・火災に対する考慮 設計基準の強化又は新設 ・火山に対する考慮 ・電源の信頼性 ・電源の信頼性 ・その他の設備の性能 ・その他の設備の性能 ・耐震、耐津波性能 地震、津波に関する設計基準の強化 ·耐震、耐津波性能

(注)規制委員会が公表している資料を基に作成した。

東京電力は、柏崎刈羽原発において各種の対策を実施しており、23年度から 26年度までの支出額(支出予定額を含む。)は、計1240億余円となっている。

柏崎刈羽原発が新規制基準に適合するために必要となる各種の対策として、 東京電力が23年4月から26年12月までに支出した1件当たりの契約金額が1億円以 上の契約に係る支出額を集計したところ、23年度計109億5284万余円、24年度計 273億2261万余円、25年度計210億5934万余円、26年度(4月から12月まで)計8 6億6480万余円、合計679億9962万余円となっている。

個別の対策工事としては、想定浸水高を15mとして発電所敷地内への津波浸

入回避を目的とする防潮堤を設計し、「荒浜側防潮堤新設工事および同関連除却工事」(契約金額167億余円)、「大湊側防潮堤新設工事並びに同関連除却工事他1件」(同33億余円)等を実施している。この想定浸水高15mは、福島第一原発で想定を超える15mの浸水が発生したことを踏まえて、柏崎刈羽原発の取水口前面に到達する想定最大津波を3.3mから6mに変更し、遡上最大高さを8.5mとした上で想定した想定浸水高である。

上記のほか、津波の襲来時に建屋内部への浸水を防止するための水密扉を設置する工事として「KK津波対策に伴う1号機原子炉建屋他水密扉設置工事並びに関連除却工事」(同17億余円)等を実施したり、原子炉の冷却が実施できないために原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)内の圧力が上昇した際、圧力を逃がすためにベントを実施しても放射性物質が拡散しないようにするための工事として「KK-7号機原子炉格納容器フィルタベント設備基礎他設置工事」(同6億余円)を実施したり、非常時に原子炉を冷却するための淡水確保のための工事として「柏崎刈羽原子力発電所津波対策のうち貯水池設置工事並びに同関連除却他1件工事」(同6億余円)等を実施したりしている。

また、新・総特の収支計画は、柏崎刈羽原発の6号機及び7号機(以下「6、7号機」という。)が26年7月から再稼働することを前提としていることから、東京電力は、他の号機に先行して6、7号機について、新規制基準へ適合するための対策工事を実施している。

そして、東京電力は、6、7号機について新規制基準に対する適合審査を受けるために、25年9月に原子炉設置変更許可、工事計画認可及び原子炉施設保安規定変更認可を規制委員会に対して申請し、規制委員会の審査を受けている。

しかし、27年1月末現在で、いまだ前記工事の一部が完了しておらず、再稼働 のための規制委員会による審査は終わっていない。

27年1月末現在で対策が完了していない主な事項及び当該各事項に対する対応 策の進捗状況等は、図表3-53のとおりである。

図表3-53 新規制基準に適合するための対応策の進捗状況等

<新規制基準の要求> 対応策の例	対応策の進捗状況等
< 内部溢水により安全性が損なわれないこと > 溢水防止対策(水密扉化、 壁貫通部の止水処置等)	工事を実施中。ただし、施工箇所が多数あるため全ての対策が完了するまでに時間を要するとしている。
< 内部火災により安全性が損なわれないこと > 耐火障壁の設置等	ポンプ等には油種が使用されているため、火災時には煙が発生することから、人力による消火は不可とされ、ハロゲン等の設備による消火が必要となる。さらに、その消火設備そのものにも耐震性が要求されたことから、いまだ対応には至っていない。
<原子炉圧力低圧時の原子炉注水 > 原子炉建屋外部における接続口設置による原子炉注水手段の整備(消防車からの注水のための接続について、より簡易かつ信頼性の高い接続方法を整備する。)	基本設計は終了しており、詳細設計と部材の調 達を実施中としている。

また、東京電力は、26年12月15日に、新規制基準で要求されている特定重大 事故等対処施設について、柏崎刈羽原発1号機及び6、7号機の原子炉設置変更許 可を規制委員会に申請した。東京電力は、30年7月の特定重大事故等対処施設の 完成に向けて着実に工事を進め、発電所の安全性向上に努めるとしている。

b 再稼働の遅延による収支への影響

東京電力は、6、7号機が26年7月から再稼働することを前提として新・総特の 収支見通しを作成している。

しかし、前記のとおり、6、7号機の再稼働は新・総特の収支の見通しのとおりとなっていないため、火力発電への代替により燃料費の増加等が見込まれる。新・総特の収支見通しの作成に当たって、東京電力は、25年度の原油価格(CIF:110.00米ドル/バレル)及び為替レート(100.17円/米ドル)を前提として、出力各135.6万キロワットの6、7号機のうち1基の再稼働が1か月遅延するごとに、燃料費は120億円から180億円程度増加すると想定している。これを前提とすれば、6、7号機がいずれも再稼働しなかった場合の1年分の発電量を火力発電で代替した場合、営業費用への影響は2880億円から4320億円程度になる。

c 柏崎刈羽原発の2、3、4各号機の稼働を織り込むか否かによる収支見通しの違い

新・総特においては、柏崎刈羽原発の「2、3、4号機については、再稼働までに相応に時間を要し、より不透明であることから、再稼働の時期は未定とした。したがって、10年間の収支については、2、3、4号機の再稼働を織り込まない場合と、織り込む場合を試算している」とされている。そこで、両試算の結果を比較してみると、図表3-54のとおり、営業費用については27年度から、営業収益については28年度から違いが生じている。

このような違いが生じているのは、新・総特においては2、3、4各号機の再稼働の時期は未定としているものの、「織り込む場合」の試算は27年度から2、3、4各号機が順次再稼働していくことを前提にしていること、他方、「織り込まない場合」の試算は28年度以降電気料金の水準に差が生ずることを前提にしていることによる。

すなわち、28年度以降の電灯電力料の算定において、2、3、4各号機が順次再稼働していく場合には、燃料費の減少に伴う電気料金の値下げを考慮できるのに対して、2、3、4各号機が再稼働しない場合には、そのような電気料金の値下げを考慮できないため、前記のような違いが生じている。

図表3-54 2、3、4各号機の稼働を織り込むか否かによる収支見通しの違い (単位:億円)

	平成25年度 (見込)	26年度	27年度 (参考)	28年度 (参考)	29年度 (参考)	30年度 (参考)	31年度 (参考)	32年度 (参考)	33年度 (参考)	34年度 (参考)
営業収益	0	0	0	1,979	3,447	3,664	3,681	3,611	3,284	3,287
電気事業営業収益	0	0	0	1,979	3,447	3,664	3,682	3,611	3,284	3,288
電灯電力料	0	0	0	1,979	3,447	3,663	3,681	3,611	3,284	3,287
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
附带事業営業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業費用	0	0	113	1,919	3,449	3,757	3,655	3,490	3,322	3,204
電気事業営業費用	0	0	112	1,920	3,449	3,758	3,655	3,490	3,322	3,204
人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃料費	0	0	132	2,125	3,758	4,074	3,966	3,804	3,656	3,542
修繕費	0	0	10	90	90	90	90	80	100	100
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
購入電力料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	9	115	218	227	222	234	234	237
附带事業営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業利益	0	0	112	59	2	94	28	122	39	83
営業外収益	0	0	0	0	2	5	8	12	14	19
営業外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常利益	0	0	113	60	4	99	19	110	53	64
特別法上の引当繰入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
税引前当期純利益	0	0	113	60	4	99	19	110	53	65
法人税等	0	0	5	0	3	3	3	10	1	93
当期純利益	0	0	106	60	7	96	16	100	53	28

(注) 本図表は、単位未満を四捨五入した億円単位の新・総特の2、3、4各号機の再稼働を織り込まない場合の収支見通しの各項目の金額から2、3、4各号機の再稼働を織り込む場合の収支見通しの各項目の金額を控除して作成している。「0」となっているのは、両収支見通しの金額が同じであった項目で、「-」となっているのは、両収支見通しの当該項目が共に「-」となっている項目である。

(ウ) 財政状態及びキャッシュ・フローの状況と特別負担金

東京電力は、アクション・プランにおいて、社債市場への復帰を可能とする財務体質とするために、24年度末に5.7%であった自己資本比率を28年度末に16%程度とするなどの目標を設定している。また、新・総特において、数値目標は設定していないものの、2020年(平成32年)代初頭に、資本市場復帰のために配当の復活又は自己株式消却を開始することとされており、その原資に充てるために自己資本を充実することが必要となる。一方、特別負担金の額は、前記のとおり機構法等において、当該原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、当該原子力事業者に対し、経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額の負担を求めるものとされているが、特別負担金は、営業費用として支出されるため、自己資本及びキャッシュ・フローの減少要因となる。

新・総特においては、26年度以降の特別負担金を500億円と仮置きして収支見通しが作成されているが、26年度以降の特別負担金を(a)経常利益(特別負担金控除前)の2分の1とした場合及び(b)28年度末に自己資本比率が16.0%になるように毎期均等額(700億円)にした場合について自己資本比率等を機械的に計算してキャッシュ・フローの状況を示すと、図表3-55のとおり、(a)の場合には、28年度末の自己資本比率が15.3%と目標値を0.7ポイント下回り、また、キャッシュ・フローの観点からは、(参考)に掲げた新・総特の収支見通しの手元流動性比率と比較すると、現金及び現金同等物の期末残高が30年度420億円、31年度631億円、32年度231億円と手元流動性比率が0.1月以下となる状況が継続することから追加の資金調達の検討が必要になることも考えられる。一方、(b)の場合には、28年度に自己資本比率16%に達し、現金及び現金同等物の期末残高は最も少なくなる30年度で1755億円となる。

図表3-55 新・総特の収支見通しを参考とした自己資本比率とキャッシュ・フローの状況

(単位:億円)

(a) 特別負担金の額を経常利益 (特別負担金控除前)の2分の1とした場合 31年度 32年度 33年度 34年度 30年度 平成25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 営業収益 64,340 66,289 63,515 62,587 62,998 63,097 63,269 62,306 61,264 61,164 当期純利益 6.658 1.082 1.274 936 957 680 926 1,165 842 535 純資産 14,978 16,060 17,334 18,270 19,227 19,907 20,833 21,998 22,840 23,375 119,594 142 611 124.377 121 343 118 693 116.683 116.618 115.853 120,694 総資産 124.224 自己資本比率 10.5% 12.9% 14.3% 15.3% 16.2% 17.9% 19.0% 18.9% 18.8% 17.1% 有利子負債 76.000 69.935 66.059 65.296 63.803 61.302 59.793 57.810 62.526 65.745 有利子負債比率 507.4% 435.4% 381.0% 357.3% 331.8% 307.9% 287.0% 262.7% 273.7% 281.2% 11,824 2,542 1,400 631 231 5,743 現金及び現金同等物 5.141 1.279 420 9.738 手元流動性比率 2.2 月 0.9 月 0.4 月 0.2 月 0.2 月 0.0 月 0.1 月 0.0 月 1.1 月 1.9 月 特別負担金 271 1,088 1,064 951 1,032 744 1.018 1.286 1,018 898 (b) 特別負担金の額を28年度末の自己資本比率が16.0%となるように定めた場合(毎期700億円) 32年度 33年度 34年度 平成25年度 29年度 **学型**IV 禁 64,340 66.289 63.515 62.587 62,998 63 097 61 164 63.269 62.306 61 264 当期純利益 6,658 1.470 1.638 1.187 1.289 724 1.244 1.751 1.160 733 純資産 16.448 18.086 19,273 20,562 21,286 22,530 24,281 25.441 14.978 26.174 142,611 124,377 121,731 120,346 119,696 118,018 117,997 117,550 122,977 126,825 総資産 10.5% 13.2% 14.9% 16.0% 17.2% 18.0% 19.1% 20.7% 20.7% 20.6% 自己資本比率 有利子負債 76,000 69,935 66,059 65.296 63.803 61,302 59.793 57,810 62.526 65.745 有利子負債比率 507.4% 425.1% 365.2% 338.7% 310.2% 287.9% 265.3% 238.0% 245.7% 251.1% 1,755 現金及び現金同等物 11.824 5.141 2.930 2.031 2.403 2.010 1.928 8.026 12.339 手元流動性比率 2.2 月 0.9 月 0.5 月 0.3 月 0.4 月 0.3 月 0.3 月 0.3 月 1.5 月 2.4 月 特別負担金 271 700 700 700 700 700 700 700 700 700 (参考) 新・総特の収支見通し 31年度 34年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 32年度 33年度 平成25年度 営業収益 64,340 66,289 63,515 62,587 62,998 63,097 62,306 61,264 61,164 63,269 当期純利益 6,658 1,670 1,489 924 1,951 1,360 1.838 1.387 1.444 933 純資産 14,978 16,648 18,486 19,873 21,362 22,286 23,730 25,681 27,041 27,974 総資産 142,611 124,377 121,931 120,746 120,296 118,818 118,997 118,750 124,377 128,425 自己資本比率 10.5% 13.4% 15.2% 16.5% 17.8% 18.8% 19.9% 21.6% 21.7% 21.8% 有利子負債 76,000 69,935 66,059 65,296 63,803 61,302 59,793 57,810 62,526 65,745 有利子負債比率 507.4% 420.0% 357.3% 328.5% 298.6% 275.0% 251.9% 225.1% 231.2% 235.0% 現金及び現金同等物 11.824 5.141 3.130 2.431 3.003 2.555 3.010 3.128 9.426 13.939 手元流動性比率 2.2 月 0.9 月 0.5 月 0.4 月 0.5 月 0.4 月 0.5 月 0.6 月 1.8 月 2.7 月 特別負担金 500 500 500 500 500 500

注(1) 本図表の(参考)の営業収益、当期純利益、純資産、総資産、自己資本比率、有利子負債、現金及び現金同等物の期末残高は、新・総特における収支見通しを転記したものである。また、(a)及び(b)においては特別負担金の計上額が(参考)と異なることによる影響額の調整を行った上で再計算している。

注(2) 本図表における自己資本比率及び有利子負債比率は、各年度の期末残高を用いて計算し、自己資本比率は(参考)新・総特の収支見通しに合わせるため小数点第二位を四捨五入している。また、手元流動性比率は、現金及び現金同等物の期末残高を、新・総特における営業収益の12分の1で除して計算している。

ウ 金融機関への協力要請等

(ア) 23年原発事故から新・総合特別事業計画の認定までの資金調達の状況

東京電力が発行する社債及び株式会社日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)からの借入金には、電気事業法等の規定により、損害賠償債務等の他の債務に優先して弁済される一般担保が付されている。

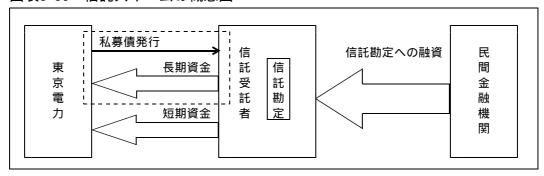
23年原発事故発生時における東京電力の資金調達額は、政投銀を除く金融機関 (以下「民間金融機関」という。)からの借入金1兆6152億余円、政投銀からの借 入金3612億余円、公募社債5兆0740億余円等となっていた。

23年原発事故に伴い、東京電力は、増加する燃料費、社債償還、被災した設備の復旧費用等に充てるために、23年3月及び4月に金融機関から計1兆9650億円の融資を受け、同年10月から11月までに、取引のある全ての金融機関に対して総合特別事業計画の認定までの間における借入金残高の維持等の与信維持等を要請し、協力を得た。

そして、東京電力は、24年5月の総合特別事業計画の認定を受け、取引のある全 ての金融機関に対して、社債市場への復帰までの間における与信維持、新規融資 の実行等を要請し、協力を得た。

従来、民間金融機関の東京電力に対する融資は無担保で実施されていたが、23年原発事故後、東京電力の信用力が低下していることから、東京電力は、上記の融資を受けるに当たり、金融機関との協議の結果、東京電力が信託受託者に金銭を信託することにより信託勘定を設定した上で、図表3-56のとおり、民間金融機関が信託受託者の信託勘定への融資を行い、次に信託受託者が当該融資を基にして東京電力に資金を供給する信託スキームを利用することとした。そして、長期資金については、信託受託者が東京電力の発行する社債を引き受ける(以下、この社債を「私募債」という。)形式を採り、民間金融機関の融資に実質的に一般担保が付されることになった。一方、短期資金については、信託受託者が私募債を引き受けずに委託者向けローンとして東京電力に貸し付ける形式を採るため、一般担保は付されないことになっている。

図表3-56 信託スキームの概念図



(イ) 新・総合特別事業計画の認定後の資金調達の状況

東京電力は、新・総合特別事業計画において、取引のある全ての金融機関に対して、次の事項等について協力を要請している。

引き続き借換えなどにより与信を維持すること

一般担保による与信の総量が、23年原発事故発生時における範囲を超えないようにするとともに、毎年度継続的に減少していく運用とすること

債務の履行に特段の支障がないことを前提に今後新規に契約される融資について、できるだけ早期に私募債形式によらないこととするよう、機構と東京電力との間で真摯に協議すること。特に、主要な民間金融機関においては、この目的の達成のために特段の配慮をすること

また、私募債形式に関しては、26年4月16日の「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」の衆議院経済産業委員会における採決の際の附帯決議において、政府は「平成25年10月の会計検査院報告を踏まえ、私募債を利用する東京電力の資金調達形態に関しては、利害関係者の責任の明確化の観点から、新・総合特別事業計画で示された方針に沿って、可能な限り早期にこの形態によらないこととするよう指導・監督すること」などとなっている。

について、協力要請を受けた金融機関は、当該要請に応じて与信を維持して おり、26年9月末の借入金等の残高は、25年3月末の4兆1858億余円に、総合特別事 業計画の協力要請に基づく25年12月の新規融資を加えるなどした4兆4854億余円と なっている(図表3-57参照)。

図表3-57 東京電力の借入金等の推移

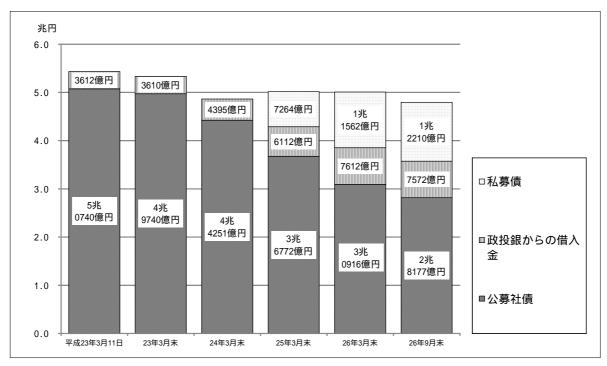
(単位:億円)

	区分			平成23年 3月11日	23年3月末	24年3月末	25年3月末	26年3月末	26年9月末
金融				1兆6152 (1兆2457)	3½5145 (3½1225)	3½83763 (3½8354)	2¾£8386 (2¾£5697)	2½5598 (2½4042)	2½4137 (2½3172)
機関	(うち主要 な民間金	信託ス キーム	委託者向けローン				95 (-)	84 (-)	933 (825)
	融機関)		私募債				7264 (6128)	1½£1562 (9283)	1兆2210 (9328)
	政投銀	借入金		3612	3610	4395	6112	7612	7572
		計		1兆9765	3岁18756	3월£8158	4兆1858	4兆4858	4兆4854
	公里	募社債		5岁长0740	4岁と9740	4兆4251	3兆6772	3兆0916	2兆8177
	7	の他		535	543	363	289	225	230
	Î	合計		7兆1042	8岁长9040	8兆2773	7兆8920	7兆6000	7⅓£3261

注(1) 「民間金融機関」の「借入金」は信託スキーム導入以前の既存の借入金であり、返済期限 到来による借換えの際に、金融機関は、信託スキームにおいて短期の委託者向けローン又は 長期の私募債を選択している。

また、 について、一般担保による与信の総量は、23年原発事故発生時の5兆4 353億余円(政投銀からの借入金3612億余円、公募社債5兆0740億余円)に対して、26年9月末が4兆7960億余円(私募債1兆2210億余円、政投銀からの借入金7572億余円、公募社債2兆8177億余円)となっており、図表3-58のとおり、23年原発事故発生時における範囲を超えておらず、新・総合特別事業計画による要請後の26年3月末以降減少してきている。

図表3-58 東京電力の一般担保による与信の総量の推移



注(2) 「その他」は関係会社等からの借入金である。

さらに、 の協力要請について、特段の配慮をすることとされた主要な民間金融機関は、機構及び東京電力と協議した上で、26年4月以降、原則として、返済期限が到来した借入金の借換えの際に短期の委託者向けローンを選択し、私募債形式によらない融資を行っている。当該融資の残高は、同年9月末で7金融機関計825億円(同年10月末で7金融機関計1351億余円)となっている。

なお、民間金融機関の中には、総合特別事業計画の要請に応じた当初から短期 の委託者向けローンを選択するなど、新・総合特別事業計画の要請の前から短期 の委託者向けローンを選択しているところがある。

(ウ) 財務制限条項の状況

(イ)の民間金融機関が実質的に引き受けた私募債及び政投銀からの借入金の一部には、東京電力及び東京電力グループの損益、純資産等の項目の実績値が2四半期連続して新・総合特別事業計画における計画値を一定程度以上下回らないようにしなければならないといった財務制限条項が付されており、東京電力が財務制限条項を遵守できなかった場合には、金融機関からの請求により期限の利益を失うこととなっている。ただし、財務制限条項の判定に当たっては、原子力損害の賠償、原子炉の廃止及び電気の安定供給に支障を来すことがないよう、東京電力の自助努力が及ばない費用等の増加分の一部については、損益から控除することとなっている(以下、財務制限条項の判定に使用する一部の損益を控除した後の値を「判定値」という。)。

26年9月末において、財務制限条項が付されているのは、私募債1兆2210億余円、借入金3217億余円、計1兆5428億余円となっている。そして、特別損失の原子力損害賠償費とそれに対応する特別利益の原子力損害賠償支援機構資金交付金の計上時期が異なることなどにより、一時的に、損益又は純資産において、判定値が計画値を下回ったことがあったものの、同月末までに2四半期連続して計画値を下回ったことはなく財務制限条項には抵触していない。

(3) 1~4号機の廃炉に向けた取組等

ア 1~4号機の廃炉に向けた取組

(ア) 廃炉に向けた中長期的な取組等

原子炉等規制法等によれば、発電用の原子炉を設置している者は、発電用原子 炉を廃止しようとするときには、「当該発電用原子炉施設の解体、その保有する 核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染された物の廃棄」等の措置(以下「法定廃止措置」という。)を講じなければならないこととされている。そして、法定廃止措置を講じようとするときは、法定廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)を定め、使用済燃料を発電用の原子炉の炉心から既に取り出していることを明らかにする資料等を添付して、規制委員会の認可を受けなければならないこととされている。

27年1月末現在で、廃止措置計画の認可を受けて、法定廃止措置の段階にある発電用の原子炉は、日本原子力発電株式会社の東海発電所、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)の原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)並びに中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機及び2号機に所在する計4炉である。使用済燃料の搬出から法定廃止措置完了までの標準的な工程は、図表3-59のとおりとなっており、その期間は25年から30年程度が見込まれている。

使 系 安 解 用 廃棄物の処理処分 済 統 全 体 燃 料 貯 除 撤 跡地利用のための作業 搬 出 染 蔵 去

図表3-59 法定廃止措置等の標準工程

- 注(1) 使用済燃料搬出とは、使用済燃料や未使用の燃料等を、再処理工場や貯蔵施設等に搬出することである。この使用済燃料搬出の完了後に法定廃止措置が開始される。
- 注(2) 系統除染とは、後の解体撤去等を行いやすくするために、施設の配管や容器内に残存する 放射性物質を可能な限り除去することである。
- 注(3) 安全貯蔵とは、原子炉施設に応じた期間(5年から10年程度)にわたり、当該原子炉施設を 安全に貯蔵し、放射能の減衰を待ち、後の解体撤去等を行いやすくすることである。
- 注(4) 解体撤去とは、建屋内部の配管や容器等を解体撤去し、建屋内の床や壁面等の放射性物質の除去作業を行い、その後、建屋の解体作業を行うことである。

一方、東京電力は、23年5月の取締役会において、福島第一原発の1号機から4号機まで(以下「1~4号機」という。)の原子炉を廃止することとしたものの、廃止措置計画の認可を申請していない。これは、1~4号機が、原子炉建屋内の水素爆発や火災発生による大規模な損傷、原子炉圧力容器(以下「圧力容器」という。)内の燃料の炉心溶融等により、原子炉からの使用済燃料の取出しが終了し

ていないなど、廃止措置計画を申請できる段階に至っていないためである(図表3-60参照)。

図表3-60 1~4号機の損傷等の状況

区分	1号機	2号機	3号機	4号機
炉内の燃料	炉心溶融	炉心溶融	炉心溶融	-
原子炉建屋内	水素爆発	-	水素爆発	水素爆発

1~4号機のうち、1、2、3各号機の原子炉では、炉心溶融により生じた燃料デブリが圧力容器の下部に存在し、その一部は圧力容器の底を抜けて、格納容器内にも存在していると考えられている(図表3-61参照)。

圧力容器 燃料デブリ 注水

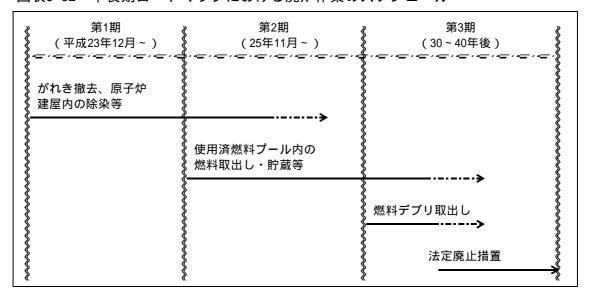
図表3-61 炉心溶融の状況(1号機の原子炉)

(注) 東京電力が公表している「福島第一原子力発電所1~3号機 の炉心状態について」等を基に作成した。

また、1、3、4各号機の原子炉では、水素爆発により原子炉建屋や建屋内の設備が破損し、原子炉建屋内外に放射性物質の付着したがれきが散乱した。そして、放射性物質の飛散により、原子炉建屋内等には放射線量が高くなっている場所が存在し、人が容易に近づけない状況になっている。

さらに、燃料を冷却するために炉心に注入した冷却水が、放射性物質で汚染され、格納容器から漏えいし、原子炉建屋地下、建屋海側の配管等が通る地下トンネル(以下「トレンチ」という。)等に高濃度汚染水となって滞留している。

このような状況の中で、東京電力は、1~4号機を廃炉にするために、法定廃止措置ばかりでなく、それに先立って燃料デブリの取出し、がれきの撤去、原子炉建屋内の除染、汚染水対策等の作業を進めていく必要がある(以下、燃料デブリの取出しなどの作業を含めた1~4号機の法定廃止措置を完了させるために必要な作業を「廃炉作業」という。)。そして、中長期ロードマップによれば、廃炉作業は、これまでに経験したことのない技術的困難性を伴うものであるとされており、廃炉作業に要する期間は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」(平成23年4月17日東京電力取りまとめ)の「ステップ2」(放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている状態)を達成したと判断された23年12月を起点として、30年から40年という長期にわたるとされている(図表3-62参照)。



図表3-62 中長期ロードマップにおける廃炉作業のスケジュール

(イ) 1~4号機の廃炉に向けた取組に係る関係機関の役割

中長期ロードマップにおいては、1~4号機の廃炉に向けた取組に関して「中長期の取組の実施に向けた基本原則」が定められており、当該原則の一つに政府と東京電力の役割等が示されている。

23年12月に原子力災害対策本部において決定された中長期ロードマップの初版

においては、政府と東京電力の役割等について、図表3-63のとおり、「連携を図った取組を進めていく」こととなっていた。

その後、それまでの進捗状況等を踏まえて25年6月に決定された中長期ロードマップの改訂版において、政府が前面に立って1~4号機の廃炉に向けた取組を進めていくことが初めて明確に示された。

図表3-63 中長期ロードマップの基本原則における政府と東京電力の役割

改訂版(平成25年6月決定)	初版(23年12月決定)	
本ロードマップに示す目標達成に向け、東京電力と政府は、各々の役割に基づき、連携を図った取組を進めていく。政府は、前面に立ち、安全かつ着実に廃止措置等に向けた中長期の取組を進めていく。	本ロードマップに示す目標達成に向け、東京電力、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院は、各々の役割に基づき、連携を図った取組を進めていく。	

a 国等の役割

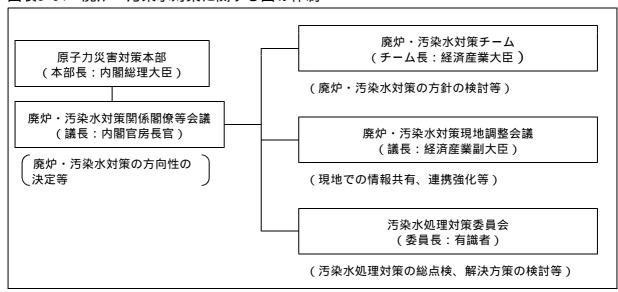
(a) 原子力災害対策本部、機構等の役割

政府は、汚染水漏えいの事故等を受けて深刻化する汚染水問題を根本的に解決していくために、25年9月に原子力災害対策本部において「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を決定し、その中で、汚染水問題についても、「東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく」こととした。

そして、政府は、廃炉・汚染水対策に総力を挙げて取り組むために、図表3-64のとおり、原子力災害対策本部の下に内閣官房長官を議長とする廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を設置し、同会議の下に経済産業大臣をチーム長とする廃炉・汚染水対策チーム及び経済産業副大臣を議長とする廃炉・汚染水対策現地調整会議を設置した。

また、汚染水処理問題を根本的に解決する方策や汚染水漏えい事故への対処を検討するために汚染水処理対策委員会が設置されており、その下には、陸側遮水壁タスクフォース、高性能多核種除去設備タスクフォース及びトリチウム水タスクフォースが設置され、各分野の専門家が参画して、概念設計等の評価、進捗管理等を行っている。

図表3-64 廃炉・汚染水対策に関する国の体制



さらに、前記のとおり、26年8月に機構の業務に廃炉等支援業務等が追加され、機構は、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適切かつ着実な実施の確保を図っていくこととなった。

(b) 規制委員会の役割

福島第一原発については、23年原発事故後、平常時における原子炉等規制 法の規定を全て遵守することが困難な状況になっており、東京電力は原子炉 等規制法の規定による「応急の措置」を講じてきた。

規制委員会は、「応急の措置」に基づく安全規制を行うことや原子炉等規制法の規定を遵守できていない状況が長期間継続することは適当でないと判断し、24年11月に、原子炉等規制法第64条の2第1項の規定に基づき、福島第一原発を保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設(特定原子力施設)に指定した。そして、東京電力に対して、「措置を講ずべき事項」を示すとともに、「特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画」(以下「実施計画」という。)を提出するよう求めた。東京電力は同年12月に実施計画を提出し、規制委員会は、特定原子力施設監視・評価検討会においてその内容を審査し、25年8月にこれを認可した。

実施計画認可後、規制委員会は、福島第一原発に係る施設の保安又は特定

核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかについて、 原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づいて検査を実施している。

b 東京電力の役割

東京電力は、廃炉作業の実施主体として、中長期ロードマップ等に基づき、 廃炉作業を安全かつ着実に実施していくこととなっている。

政府は、25年閣議決定において、東京電力について、廃炉・汚染水問題に優 先的に取り組む上で適切な意思決定がなされる社内体制を確保するために、廃 炉・汚染水対策に係る組織の社内分社化を実施することが望ましいとした。

これらを受けて、東京電力は、26年4月に、図表3-65のとおり、同対策に係る 組織を社内分社化した「福島第一廃炉推進カンパニー」を設置した。福島第一 廃炉推進カンパニーの設置は、国のガバナンスの下で同対策を国家的プロジェ クトとして完遂できるように、福島第一原発における同対策に関する責任体制 を明確化し、集中して取り組むことを目的としている。

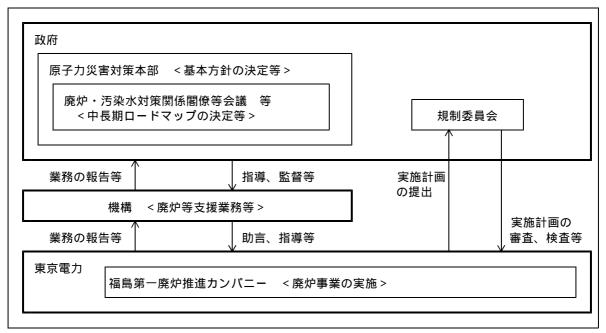
そして、福島第一廃炉推進カンパニーの責任者であるカンパニープレジデン トは、現場で発生する様々な課題に柔軟かつ迅速に対応できるようにCDO (廃炉・汚染水対策の最高責任者。Chief Decommissioning Officer)と位置 付けられており、当該カンパニープレジデントの下、運営総括部、プロジェク ト計画部及び福島第一原発の三つの組織が置かれている。

東京電力 執行役社長 福島第一廃炉推進カンパニー カンパニープレジデント 福島復興本社 支援等 < C D O > 原子力・立地本部(東京)等 運営総括部 <全体総括等> プロジェクト計画部(東京) <解決方針・計画策定> 福島第一原発 <解決・実行>

図表3-65 福島第一廃炉推進カンパニーの組織図

a及びbのとおり、政府、東京電力等は、1~4号機の廃炉に向けて、中長期ロードマップ等(特に、汚染水問題については基本方針等)に基づき、必要な対策を実施しており、これらの関係は、図表3-66のとおりである。

図表3-66 廃炉・汚染水対策に関する政府、東京電力等の関係図



(注) 廃炉・汚染水対策チームが公表している「福島第一原発の廃炉・汚染水対策について」等を基に作成した。

(ウ) 廃炉作業の進捗状況

東京電力は、上記のとおり中長期ロードマップ等に基づき廃炉作業を進めており、その進捗状況は、号機ごとに次のとおりとなっている(図表3-67参照。1~4号機の配置については、後掲の図表3-78(157ページ)参照)。

a 1号機

1号機の原子炉建屋は水素爆発により建屋上部が破損したため、東京電力は、放射性物質の飛散抑制を目的として、23年10月に建屋カバーを設置した。

1号機の使用済燃料プールからの燃料取出しが中長期ロードマップにおいて2 9年度に開始する予定となっていることから、建屋カバーを解体し、内部のがれ きを撤去した上で新たに燃料取出し建屋を設置していく計画となっている。

b 2号機

2号機の原子炉建屋は、水素爆発による損傷はないものの、建屋内の放射線量が非常に高い状況となっている。

東京電力は、ロボット等を使用し、原子炉建屋内の放射線量等の状況を調査している。

c 3号機

3号機の原子炉建屋は、水素爆発により建屋上部が破損し、建屋上部にがれきが散乱した。

そこで、東京電力は、使用済燃料プールからの燃料取出しに向けて建屋上部のがれき撤去作業を進め、25年10月に完了した。そして、同月から燃料取出し用カバー及び燃料取扱設備設置のための線量低減対策を開始した。

なお、3号機では、26年8月に、使用済燃料プール内のがれき撤去作業中に、撤去する予定であった燃料交換機の操作卓等が使用済燃料プール内に落下する事故が発生した。同事故について、東京電力は、当該事故による使用済燃料の損傷はないと評価し、その後、発生した事故の原因を調査し、再発防止対策を検討して、同年10月に公表した。

d 4号機

4号機の原子炉建屋は、水素爆発により建屋上部が破損したが、放射線量は他の号機に比べて低かった。

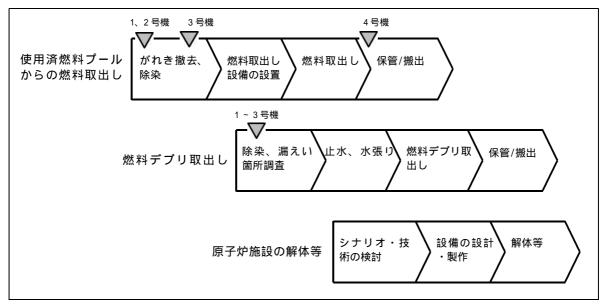
東京電力は、がれき撤去を完了し、燃料取出し用カバーを設置した上で、25年11月に使用済燃料プールからの燃料取出しを開始した。

4号機の使用済燃料プールには、23年原発事故発生時、使用済燃料1,331体、新燃料204体、計1,535体が保管されていた。東京電力は、26年12月に、全ての燃料の共用プール等への移送作業を完了している。

また、移動先の共用プールには、保管可能容量6,840体に対して使用済燃料6,375体が保管されており、4号機の使用済燃料プールの燃料受入れを行うために、東京電力は、既に共用プールに保管していた使用済燃料を、地上で保管可能な乾式貯蔵キャスク及び輸送貯蔵兼用キャスクに詰め替えて、福島第一原発敷地内に造成した仮保管エリアに移動し、当該キャスクをボックスカルバート状のコンクリート製容器に保管している。

なお、中長期ロードマップは、機構による「戦略プラン(仮称)」の策定等を 踏まえて、27年春頃を目途に改訂されることとなっている。

図表3-67 廃炉作業の進捗状況



(注) 廃炉・汚染水対策チーム会合 / 事務局会議が公表している「廃炉・汚染水対策の概要」等を基に作成した。

イ 汚染水問題への対策等

(ア) 汚染水問題に関する方針等

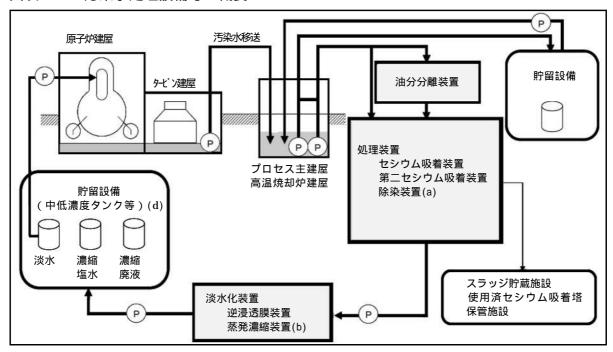
a 汚染水問題の根本原因

福島第一原発では、23年原発事故により原子炉建屋周辺の井戸(以下「サブドレン」という。)から地下水をくみ上げる装置が故障したため、周辺地下水位が上昇し、大量の地下水が建屋内に流入している。そして、これらの地下水が、建屋地下等に滞留している高濃度汚染水に接触することにより新たな汚染水となって、建屋地下等にたまり続けている。

b 汚染水処理設備の状況等

東京電力は、23年原発事故後、図表3-68のとおり、汚染水を安全な箇所に移送すること、汚染水に含まれるセシウム等の主要な放射性物質を除去し環境中に移行し難い性状とすること、除去した放射性物質を一時的に貯蔵すること及び汚染水の発生量を抑制するために塩分を除去し原子炉への注水に再利用する循環冷却を構築することを目的として、汚染水処理設備、貯留設備及び関連設備(以下、これらを合わせて「汚染水処理設備等」という。)を設置した。

図表3-68 汚染水処理設備等の概要



- 注(1) 実施計画等を基に作成した。
- 注(2) 本図表のうち、油分分離装置、処理装置及び淡水化装置が汚染水処理設備である。
- 注(3) 本図表のうち、除染装置、蒸発濃縮装置及び中低濃度タンクについては、それぞれ、(a)、(b)及び(d)に関連する記述がある。
- 注(4) 貯留設備は、中低濃度タンク、地下貯水槽等であるが、このうち、地下貯水槽は(c)に後述するとおり汚染水が漏えいしたことから、現在は原則として使用しないこととなっている。
- 注(5) 「 P 」は、ポンプを表している。

実施計画によれば、1~4号機のタービン建屋等の汚染水は、プロセス主建屋 や高温焼却炉建屋へ移送された後に、必要に応じて油分分離装置で油分が除去 され、処理装置(セシウム吸着装置、第二セシウム吸着装置及び除染装置)及 び淡水化装置(逆浸透膜装置及び蒸発濃縮装置)によってセシウム等の核種や 塩分が除去される。また、処理済水等を保管するための中低濃度タンクが設置 されている。

しかし、汚染水処理は、技術的難易度が高く、汚染水処理設備等を構成する 装置等の中には、次のとおり、短期間で運転や使用を停止した装置等もあった。

(a) 除染装置

除染装置は、汚染水に薬品を注入して、汚染水に含まれるセシウム等の核種を沈殿させて除去する装置である。そして、核種を除去することにより、 高濃度の放射性汚泥(以下「スラッジ」という。)が発生し、スラッジはスラッジ貯蔵タンクで保管されて管理される。 東京電力は、23年4月から順次AREVANC、日揮株式会社、三菱重工業株式会社等6者と除染装置の購入、据付工事、スラッジ貯蔵タンクの設置等に係る契約を契約額計321億余円で締結している。

東京電力は、同年6月17日に除染装置とセシウム吸着装置を直列して汚染水処理を開始したが、同年9月15日に除染装置の運転を停止し、その後は運転しないまま待機状態としていた。東京電力は、除染装置の運転を停止した理由について、同年8月に第二セシウム吸着装置が単独で処理を開始したこと及び汚染水の濃度低下によりセシウム吸着装置の単独運転も可能となったことによるとしている。

そして、東京電力は、26年8月に、除染装置の維持に係る作業員の被ばく量が大きいことなどから、除染装置の廃止計画を決定した。

廃止までの除染装置による汚染水の処理量は、運転期間が短期間であることから77,037㎡にとどまっており、セシウム吸着装置252,100㎡及び第二セシウム吸着装置895,650㎡(いずれも27年1月29日現在)に比べて少なくなっていた。また、汚染物質を取り除く能力について、除染処理前の放射能濃度を除染処理後の放射能濃度で除した除染係数をみると、除染装置の除染係数は(注6)10°程度であり、セシウム吸着装置の同10°から10°程度及び第二セシウム吸着装置の同10°から10°程度に比べると低くなっていた。さらに、汚染水処理に伴い発生する放射性廃棄物の保管及び管理に要する費用についてみると、除染装置に係る費用は、セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置に係る費用に比べて非常に多額になっていた。

これらのことから、汚染水処理が喫緊の課題であった中で除染装置を導入 する必要性はあったと認められるものの、セシウム吸着装置及び第二セシウ ム吸着装置と比較すると、その効果は低くなっていた。

(注6) 除染係数が10³程度の場合、放射能濃度が1000分の1程度になることを意味する。

(b) 蒸発濃縮装置

蒸発濃縮装置は、汚染水を原子炉への注水に再利用するために、汚染水に含まれる塩分を除去する淡水化装置の一つであり、同じく淡水化装置である逆浸透膜装置により塩分が濃縮された廃水から、蒸気により更に塩分を除去

する装置である。

東京電力は、23年3月から11月までの間に、日立GEニュークリア・エナジー株式会社、AREVA NC及び株式会社東芝と蒸発濃縮装置の設置等に係る契約を契約額計184億余円で締結している。東京電力は、図表3-69のとおり、同年8月7日から順次蒸発濃縮装置の運転を開始したが、原子炉への注水量等を考慮したり、汚染水漏れが相次いで発生したりしたことから、短期間で運転を停止し、26年9月末現在で、同装置は運転を停止したままとなっている。

図表3-69 蒸発濃縮装置の運転開始年月日等

系列等	運転開始年月日	運転停止年月日	運転期間	運転停止理由
(1A~1C)	平成23年 8月31日	23年 9月 4日	5日間	原子炉への注水量
(2A、2B)	23年 8月 7日	23年 9月 4日	29日間	等を考慮して運転 停止
(3A~3C)	23年10月31日	23年12月13日	44日間	3A及び3Cの汚染 水漏れにより運転 停止

このように、蒸発濃縮装置は、運転開始後に最短のもので5日間と短期間で停止しており、その効果は低くなっていた。なお、東京電力は、3A及び3Cの汚染水漏れについて、同装置の設置工事における瑕疵はないとしている。

(c) 地下貯水槽

東京電力は、24年3月に、前田建設工業株式会社と処理装置を通した中低濃度汚染水を貯蔵するために地下貯水槽7基の設置に係る契約を契約額21億余円で締結している。地下貯水槽の設置は、25年1月にしゅん工し、東京電力は、同年2月に中低濃度汚染水の受入れを開始した。

しかし、同年4月に地下貯水槽3基から汚染水が漏えいしたことから、東京電力は、7基全でについて使用を停止し、雨水を一時貯留する以外は原則として使用を停止したままとしている。

なお、地下貯水槽の一部において、周辺地下水位の上昇に伴う浮力増加により浮き上がりが発生したことから、東京電力は、同社と、同年8月及び10月に、地下貯水槽の上部に砕石を盛土する対策に係る契約を契約額計1億余円で締結して工事を行い、浮き上がりは収束した。

このように、地下貯水槽は設置後間もなく使用を停止しており、上記のとおり、追加工事を必要とする事態も生じているため、東京電力は、汚染水の漏えいの原因を究明した結果、設置工事における瑕疵が判明した場合には、契約相手方に所要の措置を求めることなどを検討する必要がある。

(d) フランジボルト締めタイプの中低濃度タンク

東京電力は、23年4月に、大成建設株式会社、清水建設株式会社及び株式会社間組から成る共同企業体と中低濃度汚染水及び淡水を貯蔵するためのフランジボルト締めタイプの鋼製円筒型タンクの設置等に係る契約を契約額160億円で締結したが、同年10月に使用を開始した1基(容量1,000㎡)において、約300㎡の汚染水が漏えいする事故が25年8月に発生した。

このため、東京電力は、汚染水の漏えいがあったタンクと同じフランジボルト締めタイプのタンクから溶接型タンクへの置換えを促進することとした。また、事故前までは1日2回行っていたタンクのパトロールを1日4回行うこととしている。

このように、フランジボルト締めタイプのタンクは、設置後比較的短期間で溶接型タンクへの置換えを進めることになった。東京電力は、当該タンクからの汚染水の漏えいの原因について、タンク底板のフランジ部のパッキンが、気温変動や水圧等の複合的要因により経時的にずれたものであり、設置工事における瑕疵はないとしている。

汚染水処理は、今後、長期にわたって行われることが見込まれていることから、東京電力は、上記事態の発生原因を分析して、同種の事態が発生しないように留意するとともに、契約相手方に瑕疵がある場合には、契約に基づき、必要な措置を講ずることなどを求める必要がある。

なお、東京電力は、前記の各装置等について、後掲ウ(イ)の電気事業会計規則 の改正前の規定に基づき災害損失引当金を計上していたことから、各装置を設 置した際に、備忘価額1円(資産に計上)を除いた額を災害損失引当金から取り 崩している。

c 汚染水問題に関する方針等

東京電力は、23年原発事故後、汚染水問題への対策を継続して実施してきたが、地下貯水槽からの汚染水の漏えい(25年4月)、汚染水の発電所港湾への流

出(同年7月)、フランジボルト締めタイプのタンクからの汚染水の漏えい(同年8月)などの汚染水に関する事故が発生した。

そこで、政府は、前記のとおり、25年9月に基本方針を決定し、「今後は、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく」とし、汚染水問題の根本的な解決に向けて、 汚染源を「取り除く」、 汚染源に水を「近づけない」、 汚染水を「漏らさない」という三つの方針の下、既に実施しているものも含めて各種対策を講じていくこととした。そして、「技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要があるものについて、財政措置を進めていくこととし、凍土方式の陸側遮水壁の構築及びより高性能な多核種除去設備の実現について、事業費全体を国が措置する」とした(以下、凍土方式の陸側遮水壁を「凍土壁」、多核種除去設備(Advanced Liquid Processing System)を「ALPS」という。)。

また、政府は、汚染水処理対策委員会による潜在的なリスクの洗い出しを受けて、同年12月に、福島第一原発の廃炉・汚染水問題について、予防的かつ重層的な対策を追加した「東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」(以下「追加対策」という。)を取りまとめた。東京電力は、新・総特において、23年原発事故を起こした当事者として、その責任を深く自覚し、福島復興の加速を最優先に、「賠償・廃炉・除染」に全力を挙げて取り組むとしている。また、基本方針に関して、東京電力は、国から補助を受けて行う凍土壁の構築及びより高性能なALPSの整備実証等を着実に行い、追加対策において取りまとめられた予防的かつ重層的な対策についても着実に実行していくこととしている。

(イ) 汚染源を「取り除く」ための対策

東京電力は、汚染源を「取り除く」ための各種対策工事等に計951億余円(汚染源を「取り除く」ための対策、汚染源に水を「近づけない」ための対策及び汚染水を「漏らさない」ための対策の各金額には重複しているものがある。)を要すると見込んでおり、このうち150億余円分(高性能なALPSの設置)については経済産業省の汚染水処理対策事業費補助金により実施されることとなっている。

汚染源を「取り除く」ための主な対策には、「トレンチ内に滞留する高濃度汚染水の除去」及び「ALPSによる中低濃度汚染水の浄化」がある。なお、当該

対策に係る多くの契約については、最終契約金額が未決定となっている。

a トレンチ内に滞留する高濃度汚染水の除去

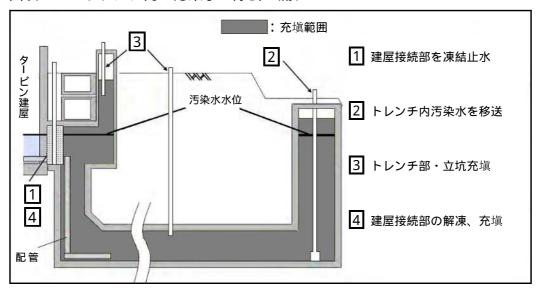
1~4号機の各タービン建屋から海側に向かって、プラントの運転に必要な冷却水(海水)を供給するトレンチが複数本設置されている。そのトレンチのうち、2号機及び3号機の海水配管トレンチ内に、タービン建屋から流れ出た放射性物質を大量に含む高濃度汚染水が滞留している。

規制委員会等は、海洋流出等のリスクを未然に防止するために、トレンチ内に滞留する高濃度汚染水の除去を早期に行うべきであるとした。また、凍土壁を施工する際にトレンチ付近に凍結管を設置するための掘削作業が行われることなどから、トレンチ内の高濃度汚染水が海洋流出するリスクが高まるため、凍土壁の施工前にトレンチ内の高濃度汚染水を除去することが必要であるとした(凍土壁については、後掲(ウ) b において記述している(154ページ参照)。)。

一方、2号機及び3号機のトレンチは、タービン建屋とトレンチとの接続部がタービン建屋内の汚染水の水位よりも低いため、トレンチ内に滞留する汚染水を回収しても、継続的にタービン建屋から汚染水が流入するといった問題がある。

そこで、東京電力は、図表3-70のとおり、タービン建屋とトレンチとの接続部を凍結によって止水し、トレンチ内の汚染水を移送して水抜きした上で内部を充塡する工法を計画した。

図表3-70 トレンチ内の汚染水の除去の流れ



(注) 東京電力が公表している「2、3号機海水配管トレンチ建屋接続部止水工事の概要について」等を基に作成した。

この工法は、本来、地盤中の間隙水を凍結させることにより止水壁を造成する工法であり、直接水を凍結させた実績がなかったり、トレンチ内に敷設された配管等が凍結時の支障となったりすることが課題であったため、東京電力は、止水が成立することをあらかじめ実証試験により確認した上で、工事を実施することとした。

実証試験は、26年3月に、東京電力が子会社である東京パワーテクノロジー株式会社と契約金額1億余円で委託契約を締結し、施工箇所における配管等の支障物を模擬した凍結模型によって行われた。水の流速が高い場合には凍結しにくくなることから、東京電力は、セメント等を充塡したパッカー(ナイロン製の袋)内の間隙水を凍結させることにより水の対流を抑制させ、その周囲も凍結させることにより、止水が成立することを確認した。

一方、東京電力は、25年10月に鹿島建設株式会社と請負契約を締結し、同年 12月から凍結管の設置に着手しており、上記実証試験の結果を踏まえて、26年 4月に2号機の1か所及び同年6月に他の1か所で凍結を開始した。

しかし、実証試験においては温度差により対流する水の流速について想定していたものの、実際には、建屋側の水位変動に伴い、建屋とトレンチ間の配管 貫通部で汚染水が流出入し、パッカーのない箇所等に実証試験では想定していなかった水流が発生したため、止水ができない状況となった。そして、同年7月 から8月までに、ドライアイスを累計10 t 以上、氷を累計500 t 以上投入し、水 温を更に下げることにより凍結の促進を試みたものの、ある程度の氷の成長が 確認できたが、止水するまでには至らなかった。

トレンチの止水の遅れは、補助金が交付されている凍土壁を始め他の対策に も影響が出るため、東京電力は、同年11月に、当初の工法を変更し、トレンチ 内に流動性が高く、水中で分離しない特殊なコンクリートを流し込んで充塡し ながら、トレンチ内の汚染水を移送する工事を開始した。

廃炉・汚染水対策は、凍土壁等のように実証試験を経て初めて実用化されていくものも多いことから、東京電力においては、実証試験と実際の工事の結果が異なった場合にはその原因を十分に分析し、検討して、今後の実証試験での条件設定等に役立てていく必要がある。

b ALPSによる中低濃度汚染水の浄化

ALPSは、取り除くことが技術的に困難なトリチウム以外の62種類の放射性物質を除去する設備であり、タンクに貯蔵されている中低濃度汚染水等の浄化に使用されている。

東京電力は、図表3-71のとおり、最初に設置したALPSにおいて25年3月に汚染水処理設備で処理した廃液を用いた試験(以下「ホット試験」という。)を開始し、その後、汚染水浄化を早期に完了させるために、ALPSを増設したり、より高性能なALPSを設置したりした(以下、最初に設置したALPSを「既存ALPS」、増設したALPSを「増設ALPS」、より高性能なALPSを「高性能ALPS」という。)。既存ALPS及び増設ALPSの設置費用は東京電力が負担したが、高性能ALPSは経済産業省の汚染水処理対策事業費補助金により設置された。

ALPSは、核種の吸着を阻害する物質を除去する前処理設備と核種を除去する多核種除去装置から構成されている。各ALPSの前処理方式についてみると、既存ALPS及び増設ALPSは、薬剤により核種の吸着を阻害する物質を凝縮させ、沈殿させて除去する凝縮沈殿方式であるのに対して、高性能ALPSはフィルタ方式となっている。高性能ALPSは、前処理方式を変えることなどにより、汚染水浄化により発生する放射性廃棄物の発生量を既存ALPSより8割以上削減することを目指している。

図表3-71 ALPSのホット試験開始日等の状況

種類	ホット試験開始日	前処理 方式	1系列当たり の最大処理量	系列数	1日当たりの 最大処理量
既存ALPS	平成25年 3月30日	凝縮沈 殿方式	250 m³	3系列	750 m³
増設ALPS	26年 9月17日	凝縮沈 殿方式	250㎡以上	3系列	750㎡以上
高性能ALPS	26年10月18日	フィル タ方式	500㎡以上	1系列	500㎡以上

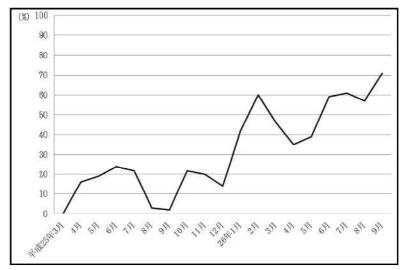
(a) 既存ALPS

東京電力は、24年2月に株式会社東芝と契約を締結し、既存ALPSを福島第一原発に設置した。既存ALPSはA系、B系及びC系の3系列となっており、25年3月30日にA系でホット試験を開始し、既存ALPSによる実質的な汚染水浄化が開始された。その後、同年6月13日にB系で、9月27日にC系で、順次ホット試験が開始された(図表3-72参照)。

図表3-72 既存ALPSの概念図 A系統 炭酸塩沈 汚染水 鉄共沈 殿処理設 処理設備 → タンクへ 前処理設備 14塔(吸着材交換式) 2 塔 (カラム式) 吸着塔 スラッジ 吸着材 -次保管施設へ 保管容器 B系統 C系統

- 注(1) 東京電力が公表している「多核種除去設備について」等を基に作成した。
- 注(2) 鉄共沈処理設備において、フィルタ等により吸着を阻害する要因となる有機物を除去する。
- 注(3) 炭酸塩沈殿処理設備において、吸着塔でのストロンチウム吸着を阻害する物質を除去する。
- 注(4) 吸着塔(処理カラムを含む。)において、除去する放射性物質に応じた吸着材により、放射性物質を除去する。

既存ALPSの稼働率は、図表3-73のとおり、上昇してきているものの、 安定していない状態となっている。



図表3-73 既存ALPSの稼働率の推移

- 注(1) 稼働率は、「各月のALPS処理量 ÷ ALPSの1日当たりの最 大処理量750㎡ ÷ 日数×100」で算定している。
- 注(2) 平成25年3月の稼働率は、3月30日から31日までの値である。
- 注(3) 平成26年9月の稼働率は、9月1日から15日までの値である。

また、既存ALPSでは、62種の核種のうち4種の核種を十分に除去することができないなどのためホット試験が長期にわたっているが、その後、東京電力は、上記の4核種についても十分に除去できるめどが立ったとして、今後できるだけ早期に規制委員会の検査を受けて、本格運転に移行するとしている。

(b) 增設ALPS

東京電力は、25年11月に株式会社東芝と契約を締結し、増設ALPSを福島第一原発に設置することとした。

増設ALPSは、既存ALPSのホット試験における知見等を反映し、次の2点について仕様が変更されている。

前処理設備を炭酸塩沈殿処理設備のみに変更

吸着塔の数を16塔から18塔に増塔

東京電力は、26年9月に増設ALPSのホット試験を開始しており、今後で きるだけ早期に規制委員会の検査を受けて、本格運転に移行するとしている。

(c) 高性能ALPS

高性能ALPSの設置等は、経済産業省の汚染水処理対策事業費補助金により、高性能多核種除去設備整備実証事業として実施されている。

同省は、25年9月に高性能多核種除去設備整備実証事業の補助事業者を公募 し、同年10月に14件の応募の中から東京電力、株式会社東芝及び日立GEニュークリア・エナジー株式会社(共同提案)を補助事業者に決定した。なお、東京電力は、同事業の実施に責任を負う幹事会社となっており、同事業は27年3月末までに完了する予定となっている。

補助金の交付決定額150億余円の内訳は、図表3-74のとおりであり、東京電力の事業監理、工事監理及び施設設置に対する補助金の額は20億円となっている。

図表3-74 高性能ALPSの設置に係る補助事業の概要

(単位:百万円)

補助事業者等	実施内容	補助事業 に要する 経費	補助対象 経費	補助金額
東京電力(幹事会社)	事業監理、工事監理、施 設設置	2,000	2,000	2,000
株式会社東芝	概念設計、個別試験、基 本設計・詳細設計、機器 製作	1,626	1,626	1,626
日立GEニュークリア ・エナジー株式会社	概念設計、個別試験、基 本設計・詳細設計、機器 製作	11,419	11,419	11,419
計		15,045	15,045	15,045

東京電力は、高性能ALPSについて、26年10月にホット試験を開始し、 今後できるだけ早期に規制委員会の検査を受けて、本格運転に移行するとし ている。なお、補助事業の期間中及び27年4月以降における高性能ALPSの 維持管理費は東京電力が負担することとなっている。

東京電力は、既存ALPS、増設ALPS及び高性能ALPSに加えて、他の可搬型の除去設備等を追加的に設置し、稼働させることで、26年度中における中低濃度汚染水全量の浄化完了を目指していたものの、ALPSの稼働率が想定を下回ったことなどにより、同年度内には完了しない見通しであるとしている。

(ウ) 汚染源に水を「近づけない」ための対策

東京電力は、汚染源に水を「近づけない」ための各種対策工事等に計742億余円を要すると見込んでおり、このうち凍土壁の構築に係る319億余円分については、 経済産業省の汚染水処理対策事業費補助金により実施されることとなっている。

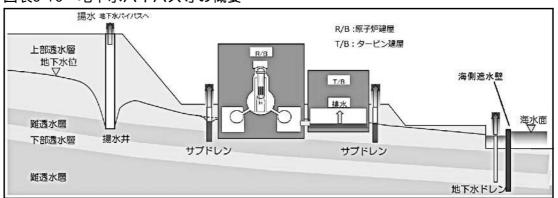
汚染源に水を「近づけない」ための主な対策には、原子炉建屋に流入する前に 地下水をくみ上げる「地下水バイパスの構築」及び原子炉建屋の周りを囲む「凍 土壁の構築」がある。

a 地下水バイパスの構築等

東京電力は、26年5月に、地下水バイパスによる地下水のくみ上げに係る取組を開始した。地下水バイパスは、図表3-75のとおり、地下水が原子炉建屋に流入して汚染源と接触する前に原子炉建屋の山側でくみ上げ、水質検査により運用目標を満たしていることを確認した上で海洋に排水するものである。

東京電力は、1日当たり300㎡から350㎡の地下水をくみ上げており、原子炉建屋への地下水流入量は、従前(24年1月から26年1月まで)と比較して1日当たり100㎡から130㎡程度減少した。東京電力は、高温焼却炉建屋の止水工事による効果50㎡程度を除いた1日当たり50㎡から80㎡程度が地下水バイパスの効果であると評価している。

また、東京電力は、サブドレンから地下水をくみ上げ、放射性物質を除去し、関係省庁、漁業関係者等の理解を得た上で港湾内に排出する計画を立てており、26年10月末現在で、当該計画について、漁業関係者等に対して説明を行っている。



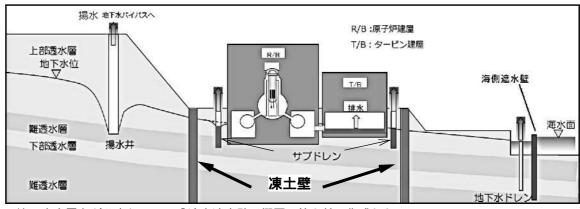
図表3-75 地下水バイパス等の概要

(注)東京電力が公表している「サブドレン他水処理施設の概要について」等を基に作成した。

b 凍土壁の構築

汚染水処理対策委員会は、25年5月に福島第一原発の汚染水問題の対策をまとめた「地下水の流入抑制のための対策」において、福島第一原発における地下水の流入を抑制するための抜本策の柱として、プラント全体を取り囲む陸側遮水壁を設置すべきであるとし、凍土方式、粘土壁方式及びグラベル連壁方式(砕石による透水性の壁)の施工方法の中から遮水効果、施工性等に優れる凍土方式が適切であると判断した。凍土方式は、鹿島建設株式会社が提案したもので、地盤中に所定の間隔で凍結管を埋設し、これに冷媒を循環させて土中の間隙水を凍結させることにより、凍土による壁を造成するものである(図表3-76参照)。

同委員会は、凍土壁を今回ほど大規模かつ長期(6年程度)にわたって運用した前例は世界になく、多くの技術的課題もあることから、「事業者任せにするのではなく政府としても一歩前に出て、研究開発への支援やその他の制度措置を含めて検討し、その実現を支援すべきである」などとしている。



図表3-76 凍土壁の概念図

(注)東京電力が公表している「凍土遮水壁の概要」等を基に作成した。

これを受けて、経済産業省は、25年8月に、小規模の凍土壁構築等を通じて凍土方式による遮水技術の成立性の検証を行うために、鹿島建設株式会社に対して、「平成25年度発電用原子炉等廃炉・安全技術基盤整備事業(地下水の流入抑制のための凍土方式による遮水技術に関するフィージビリティ・スタディ事業)」の実施を委託費12億余円で委託した。

同事業は、凍土壁の実証試験として位置付けられ、汚染水処理対策委員会の

陸側遮水壁タスクフォースの意見を踏まえながら進められており、福島第一原 発敷地内で約10m四方の凍土壁が構築され、実際の地盤における凍結性能の確 認等が行われている。当初は25年度中に完了予定であったが、期間が延長され、 26年7月に土中の間隙水を凍結させる冷凍機の運転を停止し、同年10月末現在で、 運転を停止した後の状況を確認するために自然解凍試験を実施中である。

また、凍土壁の実証事業である凍土方式遮水壁大規模整備実証事業は、汚染水処理対策事業費補助金により、上記実証試験の委託事業と並行して進められている。経済産業省が25年9月に凍土方式遮水壁大規模整備実証事業の補助事業者を公募したところ、応募は1件であり、当該応募者である東京電力及び鹿島建設株式会社(共同提案)が補助事業者に決定した。

同補助金の交付決定額319億余円の内訳は、図表3-77のとおりであり、補助事業に要する経費407億余円に対して、補助対象経費が319億余円で、東京電力における補助事業に要する経費88億余円は補助の対象外となっている。なお、東京電力は、同事業の実施に責任を負う幹事会社となっている。

図表3-77 凍土壁の構築に係る補助事業の概要

(単位:百万円)

補助事業者等	実施内容	補助事業 に要する 経費	補助対象 経費	補助金額
東京電力(幹事会社)	事業監理、工事監理	8,878	-	-
鹿島建設株式会社機器調達、設計、施工		31,907	31,907	31,907
i	40,786	31,907	31,907	

凍土壁は、26年6月に着工され、同年10月末現在で、規制委員会から着工が容認された地下に埋設物がない箇所及び山側部分の地下に埋設物がある箇所について、凍結管及び測温管の削孔並びに凍結管の建込みが進められている。そして、海側の地下に埋設物がある箇所について、規制委員会は、前記トレンチの止水状況をみた上で着工の可否を判断するとしている。

凍土壁は、凍結を開始した後、原子炉建屋地下等に滞留している高濃度汚染水の浄化を完了する目標の33年3月末まで維持管理を実施していく予定となっている。

(I) 汚染水を「漏らさない」ための対策

東京電力は、汚染水を「漏らさない」ための各種対策工事等に計1363億余円を要すると見込んでおり、全額東京電力の負担により実施することとなっている。

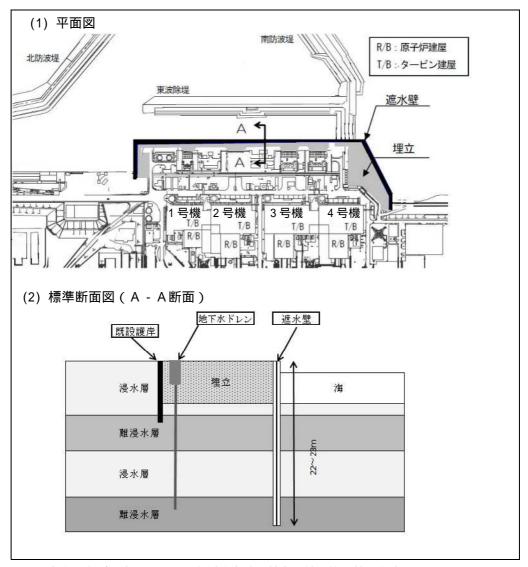
そして、汚染水を「漏らさない」ための主な対策には、「海側遮水壁の設置」 及び「タンクの増設」がある。なお、当該対策に係る多くの契約については、最 終契約金額が未決定となっている。

a 海側遮水壁の設置

東京電力は、鹿島建設株式会社、前田建設工業株式会社及び大成建設株式会社と契約し、福島第一原発の敷地から港湾内に流れ出ている地下水をせき止め、汚染水漏えい時における海洋汚染拡大リスクを低減させるために、図表3-78のとおり、1~4号機の既設護岸の前面に海側遮水壁の設置を進めている。また、これと併せて地下水管理を行うための設備の設置も進めている。

上記の海側遮水壁を設置すると、地下水が既設護岸と海側遮水壁の間に流入することになる。地下水管理は、海側遮水壁と既設護岸との間に地下水ドレンを設置し、地下水ドレン位置での地下水位を平均潮位以下にすることによって、 遮水壁の設置後に地下水が海洋へ漏れ出さないようにするために行うものである。

図表3-78 海側遮水壁の概要



(注)東京電力が公表している「海側遮水壁の基本設計」等を基に作成した。

東京電力は、26年9月末までに、海側遮水壁を構成する鋼管矢板の打設を98% 完了しており、既設護岸と海側遮水壁との間の地下水のくみ上げ開始後に海側 遮水壁の閉塞を行うこととしている。また、くみ上げた地下水については、関 係省庁、漁業関係者等の理解を得た後に、前記のサブドレンからくみ上げた地 下水とともに、放射性物質を除去した上で港湾内に排出する計画を立てており、 同年10月末現在で、漁業関係者等に対して当該計画の説明を行っている(前掲 (ウ) a (153ページ)参照)。

b タンクの増設等

東京電力は、原子炉建屋内の地下等にたまり続けている汚染水をくみ上げ、 前記の汚染水処理設備により放射性セシウムを除去するなどした後に、処理水 をタンクに貯蔵している。

東京電力は、タンクの増設及びフランジボルト締めタイプのタンクから溶接型タンクへの置換えなどを進め、タンクにおける貯蔵の状況等は、27年1月29日現在で、貯蔵容量767,600㎡に対して貯蔵量は599,659㎡、貯蔵量を貯蔵容量で除した貯蔵率は約78%となっている(図表3-79参照)。東京電力は、今後もタンクの増設等を進めて、26年度中に総貯蔵容量を約80万㎡にする計画としている。

図表3-79 タンクにおける貯蔵率の推移

ウ 福島第一原発の廃炉・汚染水対策に係る東京電力の負担等

(ア) 1~4号機の廃炉・汚染水対策に要する費用

1~4号機の廃炉・汚染水対策に要する費用については、国が財政措置を講じて支援するものを除き、東京電力が負担することになる。このうち、毎年度経常的に発生する費用には、修繕費、委託費、消耗品費、研究開発費等がある。また、東京電力は、原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用又は損失について、合理的に見積もることが可能と判断された時点で、貸借対照表の災害損失引当金に計上し、その引当額を災害特別損失として特別損失に計上するなどしている。

a 修繕費、委託費、消耗品費等に計上されている安定化維持費用

東京電力が負担する廃炉・汚染水対策費用のうち、毎年度経常的に発生する修繕費、委託費、消耗品費等に計上される費用(以下「安定化維持費用」という。)は、設備等の保守、消耗品の購入等に要する経費であり、電気料金の原価を算定する基礎となる営業費に算入することが認められている。その内訳は、図表3-80のとおりとなっており、支出額は、24年度293億余円、25年度249億余円、計543億余円となっている。なお、安定化維持費用は、23年12月の「ステップ2」の達成以降、経常的に発生する費用をまとめたものであることなどから、集計は24年度以降となっている。

図表3-80 安定化維持費用の内訳

(単位:百万円) 25年度 科目 項目 平成24年度 計 第二セシウム吸着装置交換用べ 修繕費 4,304 1,937 6,242 ッセル他消耗品 汚染水処理設備等点検保守 2,432 1,357 3,789 0 原子炉建屋カバー点検 43 43 原子炉注水設備修理 33 22 56 その他 2,106 2,556 4,663 8,920 5,875 14,795 委託費 環境改善関係委託 7,719 6,403 14,123 污染水処理設備等運転保守関係 1,132 1,497 2,630 委託 その他 3,601 6,999 10,600 計 12,453 14,900 27,354 消耗品費等 保護衣、防護具購入等 7,949 4,205 12,154 7,949 4,205 12,154 計 29,322 24.981 合計 54.304

また、東京電力は、新・総特において、25年度から34年度までの安定化維持費用を計4487億余円と見込んでいる。

b 研究開発費に計上されている費用

廃炉・汚染水対策を進める上で必要となる研究開発費は、23年度1億余円、2 4年度8億余円、25年度15億余円、計25億余円となっている。

そして、研究開発費の中には、技術研究組合国際廃炉研究開発機構(以下「IRID」という。)に支払った賦課金11億余円が含まれている。

IRIDは、25年8月1日に、技術研究組合法(昭和36年法律第81号)に基づ

き、将来の廃炉技術の基盤強化を視野に当面の緊急課題である福島第一原発の 廃炉に向けた技術の研究開発を行うために設立された技術研究組合であり、組 合員数は、図表3-81のとおり、東京電力を含めて18法人となっている。

図表3-81 IRIDの組合員

区分	法人数	法人名
電力会社等	12	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社
プラント・メ ーカー等	4	株式会社東芝、日立GEニュークリア・エナジー株式会 社、三菱重工業株式会社、株式会社アトックス
独立行政法人	2	JAEA、独立行政法人産業技術総合研究所
計	18	

そして、IRIDは、国が実施する1~4号機等の廃炉・汚染水対策に関する研究開発の委託事業、補助事業及び廃炉・汚染水対策事業において、受託者や補助事業者等になっている(IRIDの受託等の状況については、後掲工(イ)において記述している(167ページ参照)。)。

c 災害特別損失等

東京電力は、26年3月時点で、安定化維持費用及び研究開発費を除いた1~4号機の廃炉・汚染水対策に要する費用の総額を計9712億余円と見込んでいる。97 12億余円は、貸借対照表の災害損失引当金等に計上し、その引当額を災害特別損失として特別損失に計上するなどした額であり、対価を支払うなどした場合は、災害損失引当金等を取り崩すこととされている。

9712億余円の内訳は、 23年12月の「ステップ2」完了までに要した費用が1823億余円、 中長期ロードマップ対応費用が6031億余円及び 「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号。以下「解体引当金省令」という。)に基づき、核燃料物質による汚染の除去、原子力発電施設の解体、核燃料物質によって汚染された廃棄物の処理等に要する費用(以下「解体費用」という。)として原子力発電施設解体引当金(以下「解体引当金」という。)に積み立てられている1856億余円となっている(図表3-82参照)。

図表3-82 1~4号機の廃炉・汚染水対策に要する費用(安定化維 持費用及び研究開発費を除く。)の内訳

(単位:億円)

	項目	平成25年度決算 までに見込んだ 額
23年12	2月の「ステップ2」完了までに要した費用	1823
	冷却	245
	抑制	1253
	除染・モニタリング	16
	余震対策等	35
	環境改善	70
	共通・その他	201
中長期	月ロードマップ対応費用	6031
	プラントの安定状態維持・継続	1332
	発電所全体の放射線量低減・汚染拡大防止	437
	使用済燃料プールからの燃料取出し	1629
	燃料デブリ取出しなどその他の中長期的課題	2632
解体費	解体費用	
	計	9712

そして、22年度から25年度までに対価を支払うなどした額は、計3455億余円となっている(図表3-83参照)。

図表3-83 災害損失引当金等のうち対価を支払うなどした額 (単位:億円)

					、平位:18门
項目	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	計
23年12月の「ステップ2」完了まで に要した費用	12	1791	5	2	1812
冷却	-	206	32	6	245
抑制	-	1291	41	6	1242
除染・モニタリング	-	16	0		16
余震対策等	-	35	0	-	35
環境改善	-	77	6	0	70
共通・その他	12	163	22	2	201
中長期ロードマップ対応費用	-	204	735	702	1642
プラントの安定状態維持・継続	-	75	413	203	693
発電所全体の放射線量低減・汚染 拡大防止	-	60	6	111	178
使用済燃料プールからの燃料取出し	-	68	314	385	768
燃料デブリ取出しなどその他の中 長期的課題	-	-	-	2	2
解体費用	-	-	-	-	-
計	12	1995	741	705	3455

⁽注) 対価を支払うなどした額がマイナス()となっている主な理由は、前年度に契約金額が未決定のため概算額にて災害損失引当金を取り崩したものが、翌年度に概算額を下回って契約決定したことなどによる。

- (イ) 廃炉に係る会計制度の見直しと福島第一原発の廃炉・汚染水対策に要する費用の財務会計上の取扱い
 - a 廃炉に係る会計制度の見直しの状況

経済産業省は、廃炉に係る従来の会計制度が、廃炉に必要な財務的な基盤を確保する上で適切なものとなっているかを検証し、必要に応じて見直しを行うために、「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」を25年6月に設置した。同ワーキンググループは、同年9月に、原子力発電において、長期にわたる廃炉作業が着実に行われることが電気の供給を行うための大前提であり、発電と

廃炉は一体の事業と見ることができるとの考え方に立って会計処理等を見直すべきであるとの検証等の結果を示した。これを受けて、同省は、電気事業会計規則及び解体引当金省令を改正し、同年10月1日から施行した。

その後、同ワーキンググループは、26年11月から、廃炉に関する計画外の費用が発生する場合に、一括して費用計上するのではなく、その後、一定期間をかけて償却及び費用化を認める会計措置、そのために必要となる手当等について検討している。

(a) 原子力発電所設備の減価償却

電気事業会計規則の改正前は、原子力発電所の運転を終了した場合、原子力発電所設備の残存簿価を一括して費用計上することとなっていた。同規則の改正後は、廃止措置中も引き続き役割を果たす設備(以下「廃止措置資産」という。)と発電のみに使用する設備(以下「発電用資産」という。)に大別し、廃止措置資産については、運転終了後の法定廃止措置期間中も引き続き資産に計上し、毎年度、その減価償却を行うこととされた。

また、23年5月に既に廃止が決定された1~4号機についても、同規則の改正後は、新たに取得した廃炉に必要な設備等を廃止措置資産とすることができることとなった。

そして、電気料金への影響については、廃止措置資産の調達コストや減価 償却費は、電気料金の原価を算定する基礎となる事業報酬や営業費に算入す ることができ、廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループの報告書によれ ば、運転終了時の残存簿価が特別損失として処理され料金原価に算入されな いときと比較して、電気利用者の追加負担の要因になるとされている。

(b) 解体引当金

電力会社は、毎年度、解体費用を、解体引当金省令に基づき、解体引当金に積み立てることとされている。改正前の解体引当金省令によれば、解体引当金の積立ては、発電実績に応じて、生産高比例法により行うこととされていた。しかし、現在のように原子力発電所が長期に稼働を停止している場合、生産高比例法では解体引当金の積立てがほとんど進まないという問題があったため、改正後は、定額法により解体引当金を積み立てることとされた。

また、解体引当金の積立期間について、改正前は、原子力発電所の運転期

間である40年とされていたが、改正後は、当該運転期間40年に本格的な解体が開始するまでの安全貯蔵期間10年を加えた期間を原則的な積立期間とすることとされた。

そして、電気料金への影響については、廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループの報告書によれば、運転終了時に解体引当金が十分な額に達しておらず未引当相当額が特別損失として処理され料金原価に算入されなかったときと比較して、電気利用者の追加負担の要因になるとされている。

b 会計制度の見直しによる廃炉・汚染水対策に要する費用の財務会計上の取扱 いへの影響

東京電力は、1~4号機において、26年9月までに、新規に取得した汚染水タンクの水位を管理するための水位計等計92億余円を廃止措置資産としている。電気事業会計規則の改正前であれば、備忘価額1円を除いた額を一括して費用計上することなどとなっていたが、同規則の改正により、取得価額を資産に計上するとともに、その後毎年度減価償却費を計上していくこととなった(図表3-84参照)。

改正後 改正前

| 廃止措置資産 の取得価額 | 資産計上 (毎年度減価償却費) | 廃止措置資産 の取得価額 | 一括費用計上 (備忘価額1円を除く。)

図表3-84 1~4号機に係る電気事業会計規則の改正による影響

また、東京電力は、25年9月の内閣総理大臣からの要請を受けて、同年12月18日、取締役会において5、6号機の廃炉を決定し、25年度第3四半期決算において、5、6号機の廃炉に係る会計処理を次のとおり行っている。

(a) 5、6号機の残存簿価

5、6号機の25年度第3四半期末の簿価は1485億余円(減価償却前)となっていた。改正前の電気事業会計規則によれば、簿価1485億余円を一括して費用計上することとされていた。しかし、同規則の改正により、廃止措置資産については引き続き資産に計上して、発電用資産については一括して費用計上

することとなったことから、東京電力は、簿価1485億余円のうち1288億余円を廃止措置資産として引き続き資産に計上し、発電用資産196億余円を特別損失として費用計上している(図表3-85参照)。

図表3-85 5、6号機に係る電気事業会計規則の改正による影響

(注) 5、6号機の残存簿価(1485億余円)は減価償却前のものである。平成25年4月1日から12月31日までの廃止措置資産とされた1288億余円分に係る減価償却費は125億余円である。

(b) 解体引当金

5、6号機の25年度第3四半期末における解体引当金の未引当額は、5号機10 5億余円、6号機161億余円、計267億余円となっていた。改正前の解体引当金 省令によれば、未引当額267億余円を一括して費用計上することとされていた が、その改正により、廃止後の安全貯蔵期間にわたり定額法で解体引当金を 積み立てることとされたことから、東京電力は25年度第3四半期において、5 号機1億余円、6号機2億余円、計4億余円を費用計上している(図表3-86参 照)。

図表3-86 5、6号機に係る解体引当金省令の改正による影響

改正後	改正前			
・運転期間(原則40年) + 10年にわたり毎 期費用計上	・発生実績に応じて各期に費用計上し、運転 終了時点で未引当額を一括費用計上			
5号機 1億余円 費用計上 6号機 2億余円 4億余円	解体引当金の未引当額 5号機 105億余円 一括費用計上 6号機 161億余円 267億余円			

(c) 5、6号機の廃炉決定に伴う特別損益

25年度第3四半期の5、6号機の廃炉決定に伴う特別損失は、(a)の発電用資産として費用計上した196億余円に、核燃料の損失及び処理費用200億余円等を加算した計398億余円となっていた。一方、東京電力は、既に災害損失引当金として計上されていた5、6号機に係る復旧費用のうち、5、6号機の廃炉決定により発生が見込まれなくなった320億余円を、災害損失引当金戻入額として特別利益に計上している。

エ 廃炉・汚染水対策に対する国の支援等

(ア) 廃炉・汚染水対策に対する国の財政措置

国は、23年原発事故発生後、1~4号機の廃炉・汚染水対策のうち、成果として得られた知見及び技術が将来の原子力施設の廃止措置等にも広く役立つとされる研究開発に係る費用について、財政措置を講じてきている。

そして、上記の財政措置に加えて、25年9月の基本方針において、「技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要があるものについて、財政措置を進めていく」こととなったことから、国は、平成25年度一般会計予備費及び平成25年度一般会計補正予算において、凍土壁の構築及び高性能ALPSの設置に係る汚染水処理対策事業費469億余円の財政措置を講じた。また、同年12月の追加対策において、国が前面に立って、「港湾内の海水の浄化技術や土壌中の放射性物質除去技術などの技術的難易度が高いものについては、平成25年度補正予算を活用し、技術の検証等の取組を進めていく」などとなったことから、国は、平成25年度一般会計補正予算において廃炉・汚染水対策事業費214億余円の財政措置を講じた。

これらにより、国は、図表3-87のとおり、23年度以降、1~4号機の廃炉・汚染水対策に関する 研究開発、検証事業等(以下、これらを合わせて「研究開発等」という。)、 研究施設の整備等及び 実証事業に対して、計1892億余円の財政措置を講じている。

図表3-87 廃炉・汚染水対策に対する財政措置

(単位:百万円)

								· · ·	. П/Л/
X	分	会計名等	目	事業名等	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	計
研究開発等	委託費	一般会計補正予 算(23年度) 東日本大震災復 興特別会計(24 年度)	電力基盤高度 化等対策委託 費		984	1,500	•	1	2,484
		エネルギー対策 特別会計 (25年 度)	軽水炉等改良 技術確証試験 等委託費		1	1	4,500	1	4,500
	補助金	一般会計補正予 算(23年度) 東日本大震災復 興特別会計(24 年度)	電力基盤高度 化等対策事業 費補助金		995	500	-	-	1,495
		エネルギー対策 特別会計(25年 度)	原子力発電関 連技術開発費 等補助金		-	-	4,177	-	4,177
	基金	一般会計補正予 算(25年度、26 年度)	産業技術実用 化開発事業費 補助金	廃炉・汚染水 対策事業	1	1	21,494	19,850	41,344
研究の整		一般会計補正予 算(24年度)	独立行政法人 日本原子力研 究開発機構出 資金		1	85,000	-	1	85,000
		一般会計補正予 算(26年度)	産業技術実用 化開発事業費 補助金		1	1	1	663	663
実証	事業	一般会計予備費 (25年度)及び 補正予算(25年 度、26年度)	産業技術実用 化開発事業費 補助金		-	-	46,953	2,596	49,550
	計				1,979	87,000	77,124	23,111	189,215

⁽注) 本図表は、国が財政措置を講じた年度に基づいて整理したものである。これらの財政措置に 基づく事業の中には、予算の繰越しや基金の取崩しにより、翌年度以降に実施されるものがあ る。

(イ) 研究開発等への財政支援

1~4号機の廃炉作業を安全かつ安定的に行うに当たっては、前記のとおり、使用済燃料の取出し、燃料デブリの取出し、放射性廃棄物の処理や処分等の多くの技術課題が存在しており、当該技術課題に対処していくための研究開発等が必要とされている。

研究開発等を進めるに当たっては、国が主導的役割を果たすことが求められて おり、経済産業省は、「発電用原子炉等事故対応関連技術基盤整備委託費等によ る委託事業」、「発電用原子炉等事故対応関連技術開発費補助金等による補助事業」及び「廃炉・汚染水対策基金を活用した廃炉・汚染水対策事業」を実施している。

同省は、23年度から25年度までにおいて、委託事業と補助事業により研究開発等を実施していた。研究開発等の成果は、原則として、委託事業では委託者である国に帰属し、補助事業では補助事業者に帰属することとなっている。また、各事業における国の負担割合は、委託事業では全額国が負担するのに対して、補助事業では国の負担は2分の1となっている。そのため、委託事業と補助事業の使い分けに関して、同省は、燃料デブリ性状把握や廃棄物処理・処分等の国がデータや知見を取得すべき事業は委託事業として実施し、遠隔操作機器・装置の開発や実証等の成果が事業実施者の競争力強化等に資する事業は補助事業として実施することとしている。

そして、廃炉・汚染水対策基金が26年3月に造成され、26年度以降は、主として 廃炉・汚染水対策事業により研究開発等が進められていくことになっている。廃 炉・汚染水対策事業における国の負担割合は、各事業における補助率によって異 なり、全額負担のものと2分の1負担のものとがある。

a 委託事業による研究開発等

委託事業における各年度の事業数及び委託費は、図表3-88のとおり、23年度 2事業1億余円、24年度2事業6億余円、25年度11事業27億余円、26年度3事業16億 余円、計18事業53億余円となっている。

なお、25年度に実施された委託事業の中には、事業期間中にIRIDに引き継がれたものがあるが、当該事業は従前の受託者がIRIDの組合員として実質的に引き続き実施している。

図表3-88 委託事業一覧

(単位:千円) 年度 研究開発等 受託者名 委託費 平成 事故進展シナリオ把握に資する過酷事故事象 一般財団法人エネルギー総合工 110,486 23年度 解析コード開発(機構論的モデル型) 学研究所 株式会社東芝 事故進展シナリオ把握に資する過酷事故事象 2,086 解析コード開発(ユーザーチューニング活用 型) 計 2事業 112,573 24年度 □ 過酷事故解析コードを活用した炉内状況把握 一般財団法人エネルギー総合工 681,089 学研究所 株式会社東芝 日立GEニュークリア・エナジ -株式会社 株式会社三菱総合研究所 燃料デブリ取出し準備の機器・装置開発等に 12.481 係る技術カタログ拡充のための技術調査 計 2事業 693,570 25年度 円筒容器内水位測定のための遠隔基盤技術の 株式会社アトックス 136,500 遠隔技術基盤の高度化に向けた遊泳調査ロボ 日立GEニュークリア・エナジ 319.593 ットの技術開発 一株式会社 事故廃棄物処理・処分概念構築に係る技術検 JAEA() 775,569 討調査 過酷事故解析コードを活用した炉内状況把握 一般財団法人エネルギー総合工 735,769 学研究所 株式会社東芝() 日立GEニュークリア・エナジ 一株式会社() JAEA(燃料デブリ性状把握・処置技術の開発 339.140 JAEA() 使用済燃料プールから取り出した燃料集合体 株式会社東芝() 401,686 他の長期健全性評価 日立GEニュークリア・エナジ -株式会社() 使用済燃料プールから取り出した損傷燃料等 JAEA() 8,749 の処理方法の検討 汚染水対策の検討のための技術調査 IRID 26,190 燃料デブリ取り出し代替工法の検討のための IRID 19,930 技術調査 放射性物質の分析・研究に係る技術調査 JAEA 26,743 トリチウム水の取扱いに関する調査研究 一般財団法人エネルギー総合工 7,978 学研究所 計 11事業 2.797.852 高所への調査用機器が搬送可能な小型遠隔飛 国立大学法人千葉大学 26年度 215,978 翔体制御技術の開発 高所狭あい空間調査のための遠隔技術及び環 国立大学法人東北大学 205,714 境マップ作成の基盤技術開発 地下水の流入抑制のための凍土方式による遮 鹿島建設株式会社 1.278.270 水技術に関するフィージビリティ・スタディ 事業 1,699,962 合計 18事業 5,303,959

注(1) 受託者名欄において()を付した法人は、平成26年2月27日をもってIRIDに事業を引き 継いでいる。

注(2) 「委託費」は、平成23年度から25年度までは支出額であり、26年度は委託事業が終了していないものがあるため、当初契約金額である。

b 補助事業による研究開発等

補助事業における各年度の事業数及び補助金額は、図表3-89のとおり、24年度3事業9億余円、25年度3事業1億余円、26年度7事業36億余円、計13事業48億余円となっている。

補助事業における応募状況についてみたところ、複数の応募があったのは、 25年度の「圧力容器内部調査技術の開発」のみとなっており、残りの12事業で は応募者数が1者で、当該応募者が補助事業者となっていた。

補助事業者については、24、26両年度における「総合的線量低減計画の策定」の2事業は株式会社アトックス、残りの11事業は株式会社東芝、日立GEニュークリア・エナジー株式会社及び三菱重工業株式会社(共同提案)となっており、特定の者が継続して補助事業者となっていた。

図表3-89 補助事業一覧

(単位:千円) 年度 補助事業者名 補助金額 研究開発等 遠隔操作機器、装置の開発等 平成 株式会社東芝 818,360 24年度 日立GEニュークリア・エナジ 一株式会社 三菱重工業株式会社 燃料デブリ臨界管理技術の開発 65,037 株式会社東芝 日立GEニュークリア・エナジ 一株式会社 三菱重工業株式会社 総合的線量低減計画の策定 株式会社アトックス 62,023 計 3事業 945,421 25年度 格納容器内部調査技術の開発 株式会社東芝 120,639 日立GEニュークリア・エナジ 一株式会社 E菱重工業株式会社 圧力容器内部調査技術の開発 株式会社東芝() 34,543 日立GEニュークリア・エナジ -株式会社(三菱重工業株式会社(燃料デブリ収納・移送・保管技術の開発 株式会社東芝() 20.978 日立GEニュークリア・エナジ -株式会社() E菱重工業株式会社(計 3事業 176,162 株式会社東芝() 26年度 格納容器漏えい箇所特定・補修技術の開発 1,632,704 日立GEニュークリア・エナジ -株式会社() 三菱重工業株式会社(圧力容器 / 格納容器の健全性評価技術の開発 233,008 株式会社東芝() 日立GEニュークリア・エナジ -株式会社() 三菱重工業株式会社(燃料デブリ臨界管理技術の開発 株式会社東芝() 110,586 日立GEニュークリア・エナジ -株式会社() 三菱重工業株式会社() 格納容器内部調査技術の開発 610.728 株式会社東芝() 日立GEニュークリア・エナジ -株式会社() 三菱重工業株式会社(原子炉建屋内の遠隔除染技術の開発(原子炉 290.938 株式会社東芝() 日立G E ニュークリア・エナジ 建屋1階床面・壁面低所) -株式会社() 三菱重工業株式会社(原子炉建屋の遠隔除染技術の開発(原子炉建 株式会社東芝() 716.270 日立GEニュークリア・エナジ 屋1階天井・壁面高所及び原子炉建屋上部 階) -株式会社() E菱重工業株式会社 (株式会社アトックス 総合的線量低減計画の策定 85,000 計 7事業 3.679.237 合計 13事業 4,800,820

注(1) 補助事業者名欄において()を付した法人は、平成26年2月27日をもってIRIDに事業を引き継いでいる。なお、26年度の補助事業は、25年度に交付決定され、26年度に繰り越された事業である。

注(2) 「補助金額」は、平成24、25両年度は交付額であり、26年度は額の確定が終了していないものがあるため、交付決定金額である。

注(3) 補助率は全て2分の1である。

c 廃炉・汚染水対策事業による研究開発等

廃炉・汚染水対策事業は、図表3-90のとおり、経済産業省が廃炉・汚染水対策事業費補助金により補助事業者(以下「基金設置法人」という。)に廃炉・汚染水対策基金を造成させ、同基金から廃炉・汚染水対策に資する技術の開発等(以下「基金補助事業」という。)を行う事業者(以下「基金補助事業者」という。)に対して補助金(以下「基金補助金」という。)を交付するものである。そして、基金設置法人は、廃炉・汚染水対策事業実施要領(平成26年2月20140218財資第11号)等に基づき、基金補助事業者に対する基金補助金の交付等の業務を受託事業者(以下「事務局法人」という。)への委託により実施し、事務局法人による事業の実施に関して、基金補助事業の採択に当たって事務局法人から協議を受けたり、事務局法人に必要な報告を求めたり、一定の場合に経済産業大臣の指示を仰いで事務局法人に対して必要な改善を指導したりするなどの指導監督を行うこととなっている。

経済産業省

| 廃炉・汚染水対策事業費補助金
| 基金設置法人
| 廃炉・汚染水対策基金
| 基金補助金 補助率1/2又は定額 | 事務局法人
| 基金補助金交付業務

図表3-90 廃炉・汚染水対策事業の概要

経済産業省は、26年1月に廃炉・汚染水対策事業における基金設置法人及び事務局法人を公募した。なお、基金設置法人については、公募要領において、非営利型法人に該当する一般社団法人、一般財団法人その他の非営利法人に限定している。

(a) 基金設置法人

基金設置法人については1件の応募があり、審査の結果、「特定非営利活動法人地球と未来の環境基金」(Eco Future Fund。以下「EFF」という。)に決定された。EFFは、経済産業省から廃炉・汚染水対策事業費補助金214億余円の交付を受けて、26年3月20日に廃炉・汚染水対策基金を造成した。

会計検査院が、廃炉・汚染水対策基金の造成までの過程について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

基金設置法人の採択については、公募要領において、 基金の管理について、安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものであるか、

廃炉・汚染水対策事業の指導監督を適切に行えるか、 基金の管理・運用 及び廃炉・汚染水対策事業の指導監督を適切に行うために必要かつ適正な事 務・管理体制を整えられるかなどの項目を総合的に評価して行うこととなっ ている。

そして、公募要領の別添として公表された「審査基準及び採点表」において、基金設置法人としての的確性に関する審査基準の一つとして、「組織の本事業に関する専門知識・ノウハウ等(原子力分野に精通しているか。)」が掲げられ、この基準を満たさないものは不合格として、選定対象としない旨が記載されていた。

しかし、EFFは、基金の管理に関する事業の実績はあるものの、原子力 分野に関する事業の実績はなかった。さらに、原子力分野に関する専門的知 識を有する者は在籍していなかった。

基金設置法人は、前記のとおり、事務局法人による事業の実施に関して指導監督を行うこととなっている。そして、事務局法人に対する委託費や基金補助事業の事業費が適正であるかを確認する上でも、原子力分野に関する専門的知識を有する者を在籍させたり、当該有識者から助言を受けられる体制を整えたりしておく必要がある。

会計検査院としては、廃炉・汚染水対策事業が適切に実施される体制が確保されているかなどについて、引き続き検査していくこととする。

なお、廃炉・汚染水対策基金から支払われる基金設置法人の事務費は、26年2月から廃炉・汚染水対策事業が終了する予定の29年3月までで6932万余円と見込まれている。

(b) 事務局法人

事務局法人については2件の応募があり、審査の結果、株式会社三菱総合研究所に決定された。株式会社三菱総合研究所は、24年度に廃炉作業に関する研究開発の委託事業である「燃料デブリ取出し準備の機器・装置開発等に係る技術カタログ拡充のための技術調査」を実施した実績もあり、原子力分野に関する専門的知識を有する者が在籍しており、基金補助事業に関する公募、審査及び採択、交付決定、確定検査、支払手続等の業務を約30人(うち専任者13人)で実施している。なお、26年2月から27年3月までの基金設置法人の廃炉・汚染水対策基金から事務局法人に支払われる委託費は、委託契約により、8億余円を超えない範囲とされている。

基金補助事業の実施状況をみると、事務局法人である株式会社三菱総合研究所は26年2月から9月までの間に基金補助事業者の公募を9回行っており、また、基金補助事業の内容は「過酷事故解析コードを活用した炉内状況把握」等の研究開発、「海水浄化技術検証事業」等の検証事業、「トリチウム分離技術検証試験事業」等の検証試験事業及び「燃料デブリ取出しの代替工法に関する概念検討事業」等の検討事業となっている(図表3-91参照)。

基金補助事業計42事業では、第1次から第9次までの公募を経て、応募者延べ 182者の中から42者が採択された。このうち研究開発に関する事業は、第1次、第3次、第4次、第6次、第7次及び第9次公募の計17事業となっており、公募に対する応募者数は、第1次及び第3次の各1事業で2者あった以外は1者のみとなっていた。そして、17事業の基金補助事業者は全てIRID(共同提案の3事業を含む。)となっていた。これは、IRIDが1~4号機の廃炉に向けた研究開発を行うために、東京電力を含めた原子力発電所を保有する電力会社、原子力発電所のプラント・メーカー等が組織した技術研究組合であるため、他に競合相手が少ないことが原因であると考えられる。

したがって、上記のように基金補助事業者の選定において競争原理が働きに くい状況にあることを踏まえた上で、事務局法人においては、事業費が適正で あるかを十分に確認する必要がある。

図表3-91 基金補助事業の実施状況 (単位:千円) 採択 基金補助事業の内容 応探 基金補助事業者名 事業終了 補助率 基金補助金 分 募択 募 日 予定 の上限額 者 者 数 数 平成 過酷事故解析コードを活用 一般財団法人エネル 27.3.31 定額 1,000,000 第 1 究 1 26. した炉内状況把握 ギー総合工学研究所 開 次 3.31 IRID (共同提 発 案) 燃料デブリ性状把握・処置 1 IRID 27.3.31 定額 890,000 技術の開発 使用済燃料プールから取り IRID 27.3.31 定額 50.000 出した損傷燃料等の処理方 法の検討 使用済燃料プールから取り 1 I R I D 27.3.31 定額 600,000 出した燃料集合体他の長期 健全性評価 事故廃棄物処理・処分技術 2 1 IRID 27.3.31 定額 900,000 の開発 第 26. 海水浄化技術検証事業 45 5 三菱重工業株式会社 27.3.31 定額 400,000 証 2 6.17 IBC Advanced Techn 事 次 27.3.31 定額 400.000 業 ologies, Inc. 株式会社大林組、株 27.3.31 定額 400,000 式会社バイノス 株式会社アトック 27.3.31 定額 400,000 ス、AREVA NC 日揮株式会社 27.3.31 定額 400,000 土壌中放射性物質捕集技術 15 2 株式会社アトック 27.3.31 定額 400,000 検証事業 ス、AREVA NC、SITA Remediation 27.3.31 400,000 日揮株式会社 定額 汚染水貯蔵タンク除染技術 28 3 株式会社IHI 27.3.31 定額 400,000 400,000 検証事業 株式会社大林組 27.3.31 定額 株式会社神戸製鋼所 27.3.31 定額 400,000 無人ボーリング技術検証事 1 株式会社大林組 27.3.31 定額 400,000 第 26. 原子炉内燃料デブリ検知技 2 1 I R I D 27.3.31 1/2 研 290,000 究 6.3 術の開発 3 開 次 発 研 第 26. 燃料デブリ収納・移送・保 IRID 27.3.31 1/2 80,000 究 4 6.16 管技術の開発 次 開 発 検 第 26. トリチウム分離技術検証試 29 3 Kurion, Inc. 28.3.31 定額 1,000,000 8.19 験事業 証 5 GE Hitachi Nuclear 28.3.31 定額 1,000,000 試 次 Energy Canada In 験 c. 注(1) 事 Federal State Unit 28.3.31 定額 1,000,000 業 ary Enterprise "R adioactive Waste M anagement Enterpri

se "RosRAO"

(単位:千円)

						T			<u>単位:千円)</u>
区分	公募	採択日	基金補助事業の内容	応募者	採択者	基金補助事業者名	事業終了 予定	補助率	基金補助金 の上限額
研究	第	26.	 燃料デブリ・炉内構造物の 取出技術の開発	数 1	数 1	IRID	27.3.31	定額	600,000
開発	6 次	6.30	原子炉圧力容器内部調査技術の開発	1	1	IRID	27.3.31	1/2	110,000
			圧力容器 / 格納容器の健全 性評価技術の開発	1	1	IRID	28.3.31	1/2	700,000
研 究	第 7	26. 6.30	原子炉格納容器漏えい箇所 の補修・止水技術の開発	1	1	IRID	28.3.31	1/2	2,000,000
開発	次		原子炉格納容器漏えい箇所 の補修・止水技術の実規模 試験	1	1	IRID、JAEA (共同提案)	28.3.31	定額	3,700,000
検	第	26.	燃料デブリ取出しの代替工	18	4	株式会社IHI	27.3.31	定額	50,000
討	8		法に関する概念検討事業			株式会社AREVA AT	27.3.31	定額	50,000
事業	次					OX D&D SOLUTION S			
						Cavendish Nuclear Limited、株式会社 ビージーイー、清水 建設株式会社	27.3.31	定額	50,000
						公益財団法人原子力 バックエンド推進セ ンター、木村化工機 株式会社、一般財団 法人日本クリーン環 境推進機構	27.3.31	定額	50,000
			代替工法のための視覚・計 測技術の実現可能性検討事	15	4		27.3.31	定額	50,000
			業			Create Technologie s Limited、Oliver Crispin Robotics L imited	27.3.31	定額	50,000
						浜松ホトニクス株式 会社	27.3.31	定額	50,000
						株式会社フジクラ	27.3.31	定額	50,000
			代替工法のための燃料デブ	8	3	株式会社IHI	27.3.31	定額	50,000
			リ切削・集塵技術の実現可 能性検討事業			ONET TECHNOLOGI ES NUCLEAR DECO MMISSIONING OTND	27.3.31	定額	50,000
						大成建設株式会社	27.3.31	定額	50,000
研 究	9		燃料デブリ臨界管理技術の 開発	1	1	IRID	27.3.31	1/2	100,000
開発			原子炉建屋内の遠隔除染技 術の開発	1	1	IRID	28.3.31	1/2	1,000,000
			実デブリ性状分析	1	1	IRID、JAEA (共同提案)	27.3.31	定額	300,000
			サプレッションチェンバー 等に堆積した放射性物質の 非破壊検知技術の開発	1	1	IRID	27.3.31	1/2	20,000
注(4)	05 11:	原子炉格納容器内部調査技 術の開発 tachi Nuclear Energy Canad	1	1	IRID	28.3.31	1/2	1,500,000

注(1) GE Hitachi Nuclear Energy Canada Inc.は、採択後に補助金交付申請を辞退している。 注(2) 本図表は平成27年1月末現在のものである。

(ウ) 廃炉作業に関する研究施設の整備等

福島第一原発の原子炉建屋内等には放射線量が高い場所が存在し、人が容易に近づけない状況にあるため、廃炉作業を進めていくに当たっては、災害ロボット等の遠隔操作機器の活用が必要不可欠であるとされている。

また、福島第一原発の廃炉作業に伴って発生する放射性廃棄物の処理や処分に 関しては、放射性廃棄物の性状(放射性核種の種類や物理特性の評価等)の分析 や評価、放射性廃棄物保管中の安全性の評価、放射性廃棄物の廃棄体化のための 試験(放射性廃棄物を処分できる形態にするための実証試験)、処分の安全性を 評価する技術等が必要になるとされている。

そこで、経済産業省は、25年3月に 遠隔操作機器等を開発・実証するための施設及び 放射性物質の分析等を実施するための施設を整備するために、JAEA に850億円を出資した。

(I) 汚染水対策に関する実証事業

経済産業省は、前記のとおり、 凍土方式遮水壁大規模整備実証事業及び 高性能多核種除去設備整備実証事業に必要な経費について、汚染水処理対策事業費補助金を交付することとした。これらの事業の実施状況は、27年1月末において、図表3-92のとおりであり、補助率は定額で全額国の負担となっており、補助事業者には東京電力が含まれている。

図表3-92 1~4号機の汚染水対策に関する実証事業

(単位:千円)

実証事業	補助事業者	補助金額
凍土方式遮水壁大規模整備実証事業	東京電力	•
	鹿島建設株式会社	31,907,907
	計	31,907,907
高性能多核種除去設備整備実証事業	東京電力	2,000,000
	株式会社東芝	1,626,126
	日立 G E ニュークリア・エナジー 株式会社	11,419,653
	計	15,045,780
合計	2事業	46,953,687

(注) 「補助金額」は、額の確定が終了していないため、交付決定金額である。

会計検査院としては、廃炉・汚染水対策について、多額の補助金等が交付されて 実施されていることから、引き続き検査していくこととする。

(4) 東京電力の決算の状況

東京電力は、電気事業会計規則に基づき財務諸表を作成している。

23、24、25各年度の財務諸表のうち、貸借対照表の要旨及び損益計算書の要旨は図表3-93及び図表3-94のとおりである。

図表3-93 東京電力の貸借対照表の要旨

(単位:百万円)

四次000 米水电力少貝旧内需次少女日			(単位・日ガロ)
	平成23年度	24年度	25年度
(資産の部)	十八八十八	<u> 24 平 </u>	<u> 25 平 支</u>
固定資産	7 440 500	7 970 570	7 000 015
電気事業固定資産	7,440,562	7,379,570	7,220,015
附带事業固定資産	49,208	44,335	39,693
事業外固定資産	6,965	4,547	1,636
固定資産仮勘定	882,115	953,304	851,162
核燃料	845,754	807,639	785,606
投資その他の資産			
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,762,671	891,779	1,101,844
その他	2,032,638	2,018,486	1,979,652
流動資産			
現金及び預金	1,202,251	1,583,620	1,444,343
その他	927,095	936,488	945,889
資産合計	15,149,263	14,619,772	14,369,843
(負債の部)	10,110,200	11,010,111	11,000,010
固定負債			
社債	3,677,244	3,768,108	3,801,462
長期借入金	3,216,377	2,980,428	2,846,951
原子力損害賠償引当金			
	2,063,398	1,765,716	1,563,639
その他	3,318,758	3,180,453	2,951,014
流動負債	010 010		005.040
1年以内に期限到来の固定負債	919,919	1,114,117	937,842
短期借入金	440,250	9,500	8,450
その他	972,282	964,918	1,025,290
特別法上の引当金	13,552	4,780	5,180
負債合計	14,621,783	13,788,023	13,139,830
(純資産の部)			
株主資本			
資本金	900,975	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	243,631	743,621	743,616
利益剰余金	▲ 609,237	▲ 1,303,618	▲ 904,713
自己株式	▲ 7,569	▲ 7,565	▲ 7,589
評価•換算差額等	▲ 319	▲ 1,664	▲ 2,276
純資産合計	527,479	831,749	1,230,012
M	15,149,263	14,619,772	14,369,843
ス 良 久 U が 良 注 口 印	10,173,400	14,013,114	11,000,010

	平成23年度	<u>24年度</u>	25年度
 営業収益	5,107,778	5,769,462	6,449,896
営業費用	5,426,954	6,034,976	6,297,912
営業利益	▲ 319,176	▲ 265,513	151,984
営業外収益	76,572	49,052	40,149
営業外費用	165,755	161,212	148,900
当期経常利益	▲ 408,359	▲ 377,673	43,233
 特別法上の引当金引当 特別利益	2,383	▲ 8,771	399
原子力損害賠償支援機構資金交付金	2,426,271	696,808	1,665,765
その他	91,191	195,561	152,614
特別損失			
災害特別損失	297,499	40,231	26,749
原子力損害賠償費	2,524,930	1,161,970	1,395,643
その他	42,712	15,582	39,849
税引前当期純利益	▲ 758,423	▲ 694,316	398,970
法人税等(調整額含む)	0	64	65
当期純利益	▲ 758,423	▲ 694,380	398,905

ア 23、24両年度の決算

原子力損害の賠償のために機構から援助を受ける資金等に関して、貸借対照表及 び損益計算書への計上の状況をみると、23、24両年度中に行われた資金交付に係る 資金援助の申込額(23年度2兆4262億7100万円、24年度6968億0800万円)は、それぞ れの年度における損益計算書に、特別利益である原子力損害賠償支援機構資金交付 金として計上されるとともに、それぞれの年度末時点での交付申込額(23年度2兆4 262億7100万円、24年度3兆1230億7900万円)からそれぞれの年度末までの累計交付 額(23年度6636億円、24年度2兆2313億円)を除いたそれぞれの年度末時点で未収と なっている額(23年度1兆7626億7100万円、24年度8917億7900万円)が貸借対照表に 未収原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されている。

なお、23年度は特別損失に原子力損害賠償費として計上した額とほぼ見合いの額を特別利益の原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上していたが、24年度は資金援助の申込みが25年度にずれ込んだため、同交付金の計上額は原子力損害賠償費の計上額より4651億余円少なくなっている。

また、機構を引受先として発行した株式1兆円により、貸借対照表の資本金が500 0億円、資本剰余金の中の資本準備金が5000億円増加している。

イ 原子力損害賠償支援機構資金交付金の収益計上

会計検査院は、25年報告に、東京電力が原子力損害の賠償のために機構から援助を受ける資金等の貸借対照表及び損益計算書への計上の状況をみると、23年度決算において、機構の損益計算書に計上されている資金交付費1兆5803億2200万円と東京電力の損益計算書に計上されている原子力損害賠償支援機構資金交付金2兆4262億7100万円の間に8459億4900万円の開差があることなどを記述している(25年報告176~181ページ)。そして、25年報告の所見において、東京電力は、「原子力損害賠償支援機構資金交付金について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う」といった点にも留意して原子力損害の賠償その他の特別事業計画を履行していく必要があると記述している。これを受けて、東京電力は、25年10月31日の決算発表と同日に公表した「特別損益の計上に関するお知らせ」の別紙において、25年度第2四半期の特別利益について

益の計上に関するお知らせ」の別紙において、25年度第2四半期の特別利益について次のように説明するとともに、この後も四半期及び年度の決算発表と同日に同様の方法で同様の説明をしている。

申請にあたっては、資金援助の内容や額について、原子力損害賠償支援機構 と調整していることや、機構法の趣旨などを勘案すれば、申請を行った時点 で、原子力損害賠償支援機構資金交付金を受け取る起因が発生しており、実質 的に収益が実現していることから、申請日の属する期において原子力損害賠償 支援機構資金交付金として6,662億円を計上している。

ウ 25年度決算

原子力損害の賠償のために機構から援助を受ける資金等に関しては、23、24両年度と同様に、25年度中に行われた資金交付に係る資金援助の申込額1兆6657億6500万円が損益計算書に特別利益である原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されるとともに、25年度末時点での交付申込額4兆7888億4400万円から25年度末までの累計交付額3兆6870億円を除いた25年度末時点で未収となっている額1兆1018億4400万円が貸借対照表に未収原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されている。

収支の状況をみると、24年度に実施した料金改定や燃料費調整制度の影響で電気料収入単価が上昇したことなどにより営業収益が前年度比11.7%増の6兆4498億余円となったことや、原子力発電所の停止や為替レートの大幅な円安化の影響等により燃料費が過去最高水準となったものの、当初目標額を上回るコスト削減の実施により営業費用を4.3%増の6兆2979億余円にとどめることができたことなどから、432億余円の経常利益を計上している。

また、24年度に原子力損害賠償費に見合う額の資金交付の申込みをしていなかった分が25年度の原子力損害賠償支援機構資金交付金の計上額に含まれていることが大きな要因となって、特別損益は3561億余円の利益となり、当期純利益は3989億余円となっている。

そして、東京電力は、機構から上記の資金交付金の交付を受けるようになって以降、25年度決算で初めて当期純利益を計上し、機構は運営委員会の議決を経て特別負担金額を500億円と定め26年4月30日に主務大臣の認可を受けた。これを受けて、東京電力は、営業費用の原子力発電費の原子力損害賠償支援機構特別負担金に同額を計上している。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関し、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況、機構による資金援助業務の実施状況等、及び東京電力による特別事業計画の履行状況等について、国の支援等はどのように実施されているか、機構による東京電力への資金交付等はどのように実施されているか、東京電力による賠償は適正かつ迅速に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

検査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

国が原子力損害の賠償に関する支援等に係る財政上の負担等をした額は、計4兆900 2億余円となっている。このほか、国は、福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して計 1892億余円の財政措置を講じている(17、18ページ参照)。

ア 国による財政上の措置等の状況

(ア) 原賠法に基づく措置の状況

国は、東京電力に対して、福島第一原発に係る補償契約による補償金として12 00億円、福島第二原発に係る補償契約による補償金として689億2666万余円を支払 っている(19、20ページ参照)。

(イ) 国から機構に対する財政上の措置の状況

国は、機構に対して9兆円の国債を交付しており、機構の請求に応じて26年12月末までに計4兆5337億円を償還し、機構を通じて東京電力に対して同額を交付している。また、交付国債の償還のために借り入れるなどした借入金等は計4兆5822億余円となっていて、これに係る支払利息は、今後、償還期限が到来するものも含めて計106億2301万余円となっている。さらに、促進勘定の平成26年度予算において、機構法第68条の規定に基づく機構への資金交付に充てるために350億円が計上されている(20~25ページ参照)。

イ 国による財政上の措置以外の支援等の状況

(ア) 審査会及び A D R センターによる支援の状況

ADRセンターにおける23年9月から26年9月末までの和解の仲介の申立てに係る取扱実績は、申立件数13,206件、処理件数10,408件となっていて、26年9月末現

在で2,798件が未処理となっている。また、25年度末までの審査会及びADRセンターの運営等に係る経費の累計額は、44億7163万余円となっている(25~28ページ参照)。

(イ) 原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例

25年12月に、原子力損害賠償時効特例法が施行され、東日本大震災に係る損害 賠償請求に係る消滅時効について、損害等を知ってから10年間とするなどの民法 の特例規定等が定められ、これにより、被災者が損害賠償請求を行うことができ る期間が延長されている(29ページ参照)。

(ウ) 機構法附則の検討条項に係る進捗状況

機構法附則第6条第1項の規定によれば、政府は、機構法の施行後できるだけ早期(1年を目途)に、原賠法の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずることとされている。また、機構法附則第6条第2項の規定によれば、政府は、機構法の施行後早期(2年を目途)に、23年原発事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、機構法の施行状況について検討を加えて、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされている。さらに、機構法附則第6条第3項の規定によれば、政府は、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加えて、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずることとされている。

これらについて、25年閣議決定や機構法の改正等検討が一定程度進捗し、その結果に基づく措置が講じられている事項もあるが、政府において、国のエネルギー政策における原子力の位置付けなどの検討状況や現在進行中の賠償の実情等を踏まえながら必要な検討を加えていくこととしている事項もある。このように、機構法附則において求められている事項については、政府において、なお検討の途上にあり、その結果に基づく原賠法の改正等の抜本的な見直しなどの必要な措置を講ずるまでには至っていない事項もある(29~32ページ参照)。

(2) 機構による資金援助業務の実施状況等

ア 機構及び東京電力による特別事業計画の作成等の状況

機構は、機構法の規定に基づき、東京電力と共同して、これまで数次にわたり交

付国債による資金交付の前提となる特別事業計画を作成又は変更し、主務大臣である内閣総理大臣及び経済産業大臣に対して認定の申請を行い、両大臣の認定を受けている。そして、26年8月に変更の認定を受けた第2次新・総特においては、要賠償額の見通しが5兆4214億3900万円となったことを受けて、資金交付額は、補償契約に基づき支払われた1200億円を控除した5兆3014億3900万円となった。

また、機構は、25年度に、新・総特の作成に係る支援業務や、認定を受けた特別 事業計画の履行状況の確認等に係る業務を委託しており、18件で計2億6260万余円を 支出している(33~37ページ参照)。

イ 資金援助業務の実施状況

(ア) 東京電力が発行する株式の引受け等の状況

機構は、機構法に基づく東京電力に対する資金援助の一環として、24年7月に、東京電力が発行する株式を1兆円で引き受けている。そして、新・総特においては、株式の売却による出資金の回収について、ある程度具体的な見通しが示されている。また、25年閣議決定においては、株式の売却により生じた利益について、機構が保有する東京電力の株式を売却することにより得られる利益の国庫納付により除染費用相当分(約2.5兆円)の回収を図ること、売却益に余剰が生じた場合は中間貯蔵施設費用相当分(約1.1兆円)の回収に用いることなどが示されている。

機構が引き受けた東京電力の種類株式を全て普通株式に転換して売却等する場合、機構が全ての売却等までに得ることになる対価の額は平均売却価額に約33.3 億株を乗じて得られる額となる。そして、除染費用相当分(約2.5兆円)を株式の売却益で回収するには、平均売却価額が1,050円となることが必要となる(38~4 3ページ参照)。

(イ) 交付国債の償還請求及び賠償資金の交付の状況

機構は、東京電力からの要望に応じて交付国債の償還請求を行い、東京電力に対して原子力損害の賠償に充てるための資金として交付しており、26年12月末までの交付額は、計4兆5337億円となっている(43ページ参照)。

ウ 機構への負担金の納付及び機構からの国庫納付の状況

(ア) 機構への負担金の納付の状況

25年度分の一般負担金年度総額は1630億円であり、各原子力事業者は同額を26 年12月末までに納付している。 各電力会社(原子力事業者)の収支が改善されないなどの場合、一般負担金年度総額について、今後も同程度の金額を維持することができるかについて注視する必要がある。また、原子炉の熱出力等を勘案して設定されている負担金率が、原子炉等規制法で定める原則40年の運転期間経過等による廃炉決定がなされた場合にどのようになっていくのかなどについても注視する必要がある。

東京電力は、特別事業計画について主務大臣の認定を受けていることから特別 負担金を納付すべき原子力事業者に該当する。25年度分の特別負担金については、 東京電力の25年度決算に係る経常利益の見込みを踏まえて、機構は26年3月20日の 運営委員会で271億円と議決し、主務大臣はこれを認可した。その後、東京電力の 25年度決算に係る経常利益の大幅な上振れを受けて、26年4月21日に機構の運営委 員会はその額を500億円に変更する議決をし、主務大臣はこれを認可した。そして、 機構及び資源エネルギー庁は、それぞれのホームページにおいて、特別負担金に 係る認可の事実のみを公表している。しかし、特別負担金の多寡が国民負担に影 響を及ぼすものであることなどに鑑みると、機構は、東京電力に対する国の支援 の検討時における「国民負担の極小化を図ることを基本とする」という考え方を 踏まえつつ、特別負担金の額が東京電力に対して「経理的基礎を毀損しない範囲 でできるだけ高額の負担」を求めたものであることについて、各年度の額の算定 に係る具体的な考え方を、東京電力の財務諸表上の計数等、検討に際して考慮し た諸要素を適宜用いるなどして、国民に対して十分に説明する必要がある。また、 資源エネルギー庁は、機構が特別負担金の額を主務省令で定める基準に従って定 めたことについて国民に対して十分に説明していくよう、内閣府と共に機構を監 督していく必要がある(43~48ページ参照)。

(イ) 機構からの国庫納付の状況

機構は、東京電力に対して国からの交付国債を原資とした資金交付を行っているため、機構法第59条の規定に基づき、毎事業年度、損益計算において生じた利益の残余の額を国庫に納付しなければならないこととなっている。機構は、25年度の当期純利益の全額に相当する2097億8904万余円について、26年7月末と27年1月末に分けて国庫に納付している。

機構法第68条の規定に基づく機構への資金交付は、専ら機構の損益計算を通じた国庫への納付額を増加させる効果をもたらすことになり、この仕組みにより、

この資金交付がない場合と比較して、東京電力に特別負担金が課される期間が短縮され、また、その総額が減少することになる(48~50ページ参照)。

(ウ) 交付した資金の回収に係る試算

会計検査院において、国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後、どのように実質的に回収されるかなどについて、資金交付額が交付国債の額である9兆円になるとして、また、特別負担金の額を新・総特における仮置きの額である500億円とした場合又は経常利益(特別負担金控除前)の2分の1とした場合に分けて、一定の条件を仮定して機械的に試算した。その結果、特別負担金の額を500億円とした場合に9兆円を回収するのは、21年後の平成47年度から30年後の平成56年度となった。この場合、回収を終えるまでに国が負担することとなる支払利息は、約1032億円から約1264億円までとなり、追加的な資金投入等が必要になる試算結果となった。

また、特別負担金の額を経常利益(特別負担金控除前)の2分の1とした場合に 9兆円を回収するのは、18年後の平成44年度から25年後の平成51年度までとなった。 この場合、回収を終えるまでに国が負担することとなる支払利息は、約892億円か ら約1090億円までとなり、追加的な資金投入等が必要になる試算結果となった (51~58ページ参照)。

エ 機構の決算の状況

(ア) 23、24、25各年度の決算

国から機構に交付された国債5兆円に関して、各年度に決定された資金交付の額については、損益計算書の交付国債受贈益及び資金交付費に計上され、5兆円から各年度までに決定された資金交付の額を控除した残額については、貸借対照表の資金援助事業資産及び交付国債見返に両建てで計上されている。また、貸借対照表の未払金には、各年度までに決定された資金交付の額のうち当該年度までに東京電力に支払われた額を控除した額が計上されている。

また、24年度の貸借対照表から、同年度に機構が引き受けた東京電力の株式が原子力事業者株式として計上されている(59、60ページ参照)。

(イ) 23年度決算の運営委員会での議決について

機構が主務大臣に提出し承認を受けた23年度の財務諸表は運営委員会で議決された財務諸表を修正したものであり、修正した財務諸表については運営委員会の

議決を改めて経ていなかった。しかし、機構は、機構法で定める運営委員会の議 決を改めて経る必要があったと認められる(60、61ページ参照)。

(3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

ア 原子力損害の賠償の状況

(ア) 損害項目及び賠償基準

東京電力は、審査会の策定した中間指針等で示された損害項目について賠償基準を定めて、賠償金の支払を進めている。そして、25年12月の中間指針第四次追補で示された「新たな住居の確保のために要する費用」等についても、賠償基準の見直しを行うなどして、賠償金の支払を進めている(62、63ページ参照)。

(イ) 東京電力による賠償金の支払状況等

a 賠償金の支払に係る体制の状況

東京電力は、現在、福島原子力補償相談室が中心となって、被害者に対する 賠償対応業務を実施しており、震災時に50歳以上であったベテラン管理職も賠 償請求に係る相談業務等の対応に当たっている。また、賠償対応業務に係る費 用の増加については、作業量等の増加に起因するものであるが、引き続き、賠 償対応業務の見通し額と決算額とのかい離及びこれに伴う利益の圧縮が生ずる と見込まれる(64~67ページ参照)。

b 仮払補償金の精算等の状況

仮払補償金については、26年12月末現在で3,501人がその後の本賠償金の支払 請求を行うまでには至っておらず、これらの者に対する仮払補償金の支払額は 計20億余円となっており、未精算状態の早期の解消が望まれる(68ページ参 照)。

c 賠償金の支払等の状況

23年4月から26年12月までの東京電力の賠償金の支払額は、4兆5656億余円である。23年度から26年度までの4か年度の本賠償金1件当たりの平均支払額をみると、「個人」325万余円、「個人(自主的避難)」27万余円、「法人等」562万余円、「団体」1億9441万余円となっている。

ADRセンターの仲介による和解の成立に伴い賠償金の支払に至った件数の 総支払件数に占める割合は「個人」0.5%、「法人等」1.4%、同様に支払額の 割合は「個人」2.5%、「法人等」5.8%となっており、賠償金の支払は直接東 京電力に請求している案件が大半を占めている。

賠償金の月別の支払額等をみると、本賠償金の支払が開始された23年10月から26年12月までの平均支払月額は1137億余円となっており、支払累計額についてみると、25年3月に2兆円を超えた後、同年10月に3兆円、26年6月に4兆円を超えている(69~76ページ参照)。

d 支払対象別の賠償金の支払の状況

東京電力は、賠償金の請求受付から支払の合意に至るまでの進捗を賠償システムを利用するなどして管理している。「個人」に係る賠償金の支払について、4件、計109万余円の重複が見受けられたほか、「個人」及び「法人等」に係る賠償金について、請求受付から支払までに2年以上の期間を要した支払が見受けられた(76~89ページ参照)。

- イ 特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況
 - (ア) 経営の合理化のための諸方策の実施状況
 - a コスト削減の状況
 - (a) コスト削減の目標額と25年度の実績

新・総特においては、総特で掲げた26施策を更に進めること及び2施策を追加することでコスト削減を実現するとされており、25年度のコスト削減額についてみると、目標額7862億円に対して、東京電力が算定して公表している実績額は8188億円となっている。

25年度には4施策で実績額が目標額を下回っていた。会計検査院が、東京電力が算定して公表している25年度のコスト削減実績額について検査したとこる、コスト削減のための修繕工事等の繰延べが外的要因によると認められるものなど、算定及び公表について今後留意する必要のある事態が、3施策において見受けられた(90~95ページ参照)。

(b) 調達委員会及び生産性倍増委員会によるコスト削減

新・総特においては、24年11月に設置した調達委員会による審査を25年度 以降も引き続き実施することで、調達構造・慣行を抜本的に見直しコスト削 減を更に進めることとされている。調達委員会は25年度に20の調達分野を個 別に審査し、東京電力はその審査結果を調達活動に反映したことによるコス ト削減額を26年3月末時点で67億円と算定している。 そして、東京電力は、26年9月4日に生産性倍増委員会を設置した。生産性倍増委員会は、調達取引に限らず、緊急的な繰延べも含めたコスト削減を徹底する方策や、緊急的な繰延べの反動で後年度負担が増加することを抑制する方策について議論し、最終報告で「コスト総点検」のまとめと今後の方向性を示している(96、97ページ参照)。

(c) コスト削減を実現させるための競争的発注方法の実施状況

新・総特においては、資材調達における競争調達比率について、30%以上への拡大を総特の目標から1年前倒しして25年度に実現するとされている。そして、東京電力は、25年度における競争的発注方法による契約の実績が件数で43.1%、金額で31.8%であり、新・総特の目標を達成したとしている。

競争的発注方法による契約の比率が最も高い工務部門においては、架空送電工事及び地中送電ケーブル工事を発注しているが、これらの工事については、工事を受注した主要業者が談合を行っていたとして、25年12月に公正取引委員会が排除措置命令を行うなどしており、東京電力は被った損害に係る損害賠償請求を行うなどしている。また、会計検査院は、談合等の抑止及び談合等が発生した場合の損害の早期かつ確実な回復を目的として、契約書に違約金条項を導入する必要がある旨を指摘し、これに対して東京電力が改善の処置を執ったことを平成25年度決算検査報告に「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記した。このように、談合が行われているなどの場合には、見かけ上の競争的発注方法による契約の比率の高さが、必ずしも経済的な調達を意味しないこととなる(97~100ページ参照)。

b 設備投資計画の見直し

新・総特においては、25年度から34年度までの10年間で、総特に比べ更に1兆8900億円の設備投資を削減することとされ、この結果、25年度から34年度までの設備投資額は、総特における投資規模6兆5700億円から4兆6800億円に減少した。

東京電力は、25年度の投資削減目標額1313億円に対して削減実績額が目標額 を241億円上回る1554億円になったとしている。一方、設備投資削減額を原資と する投資の再配分については、柏崎刈羽原発における工事が繰延べとなったこ となどにより、当初の計画額を大幅に下回る結果となったとしている(100、101ページ参照)。

c 資産売却・グループ会社合理化等

(a) 資産売却

総特においては、資産売却について、25年度までに「不動産、有価証券及び子会社・関連会社7074億円の売却」を目標としており、実績額は8122億円となっていて、東京電力は目標を達成したとしている。

不動産の売却目標額の設定に当たり売却対象とされた物件で未売却となっているものは、25年度末現在で293件(簿価89億余円。総特時点における評価額507億余円)、26年9月末現在で280件(簿価87億余円(26年3月末)。総特時点における評価額490億余円)となっている。

東京電力は、25年報告において売却可能性について検討を行う必要があるとした変電所併設物件6件及び不使用資産とされた166件、計172件のうち16件について、26年9月までに売却を行っていた。それ以外の物件については、25年10月から26年3月までに、売却候補となる91件の物件を選定し、同年4月から、「市場性あり」とされた物件については、順次土地分筆等の条件整備を行い、競争入札に付することとしているが、変電所等の設備に隣接している物件が多く、整備に時間を要することが想定されるとしている。

有価証券の売却実績は目標額の99.6%となっており、目標額の設定に当たり売却対象とされたもののうち、25年度末現在で未売却となっている銘柄は103件(簿価83億余円)、26年9月末現在では97件(簿価79億余円(26年3月末))となっている。これらはほとんどが非上場株式であり、譲渡制限が付されているものが多いなど、今後の売却については困難が予想される。

東京電力は、総特において、子会社・関連会社の個別評価額の合計1301億円を売却目標としており、26年3月末までの売却実績額は1457億円となっていて目標を達成したとしている。

会計検査院が検査したところ、売却に当たり、東京電力が売却した子会社に一定期間継続して事務を委託することを約束していて、コスト削減に資するかどうか引き続き注視する必要のある事例が見受けられた(101~106ページ参照)。

(b) 子会社のコスト削減等の状況

総特においては、存続と判断した65社のうちの20社について、24年度から33年度までの10年間で合計2478億円のコスト削減を行うこととなっている。さらに、新・総特においては、25年度から34年度までの10年間で3517億円のコスト削減を行うこととなっている。

東京電力は、100%子会社のテプコインターナショナル社の利益剰余金が2 4年度に2億米ドルに及んでいたことなどから、25年度に1.7億米ドルの配当を 行わせることにより資金回収を行うこととして、総特及び新・総特における 収支計画上も同額を計画値として見込んでいた。しかし、その後方針を変更 して、資金回収を見送ることとした。これは、新・総特を策定する際の議論 (海外事業への戦略投資)を踏まえて、テプコインターナショナル社の内部 留保を海外発電事業等の新たな投資の原資として活用することも選択肢とし て検討することとしたことによるものである(106~108ページ参照)。

(c) 固定資産に計上されている核燃料

23年原発事故により1~4号機の核燃料に係る損失額は448億5516万余円であり、同額は損益計算書の災害特別損失に含めて計上されている。また、5、6 号機の廃炉の決定に伴い、25年度第3四半期決算では、5、6号機に係る核燃料の評価損失153億7009万余円が、損益計算書の福島第一5・6号機廃止損失に含めて計上されている。

東京電力において、23年原発事故の後、核燃料の保有量が増加しており、 さらに、新・総特においては福島第二原発の稼働を見込んでいないため、柏 崎刈羽原発が再稼働するまでは、東京電力の核燃料保有量は増加していくこ とになる(108~110ページ参照)。

d 希望退職による人員削減、組織フラット化等の人事改革

東京電力は、総特において、人員削減の目標を25年度までに連結で約7,400人、 単体で約3,600人としていたが、25年度末までの実績は連結で8,356人、単体で 3,906人となっており、目標を達成したとしている(110ページ参照)。

(a) 希望退職による人員削減

東京電力は、26年5月12日から同月23日まで希望退職者を募集したところ、 1,100人を超える応募者があり、全員が希望退職制度の適用対象となりほぼ全 員が同年6月に退職した。そして、これによる26年度の人件費削減額は85億円と見込まれるとしている(110、111ページ参照)。

(b) 組織フラット化

新・総特においては、社内カンパニー制及び管理会計の導入を踏まえて、26、27両年度に業務の集中化や見直しを行うことにより、約1,700人分の業務量削減効果を見込む「組織フラット化」を実施するとされている(111ページ参照)。

e HDカンパニー制導入に向けた社内カンパニーの戦略実施状況

(a) フュエル&パワー・カンパニー

フュエル&パワー・カンパニーは「火力発電」部門に該当している。柏崎 刈羽原発が稼働していない現状においては、火力発電所が東京電力の発電電 力量の95%以上を担っており、その発電原価の9割を占める燃料費を削減する ことが重要な経営課題となっている(112、113ページ参照)。

(b) パワーグリッド・カンパニー

パワーグリッド・カンパニーは、「送・配電」部門に該当し、送配電ネットワークという社会インフラサービスを提供することを主な役割としている。新・総特においてはスマートメーターを32年までに管内全ての顧客に設置するとされていた(約2700万台)。スマートメーターの設置に至るまでの一時的対策として東京電力が実施した新料金プランの設定等に伴うメーターの調達について会計検査院が検査したところ、需要想定が過大であったため、大量の過剰在庫が発生している事例が見受けられた(113~115ページ参照)。

(c) カスタマーサービス・カンパニー

カスタマーサービス・カンパニーは「小売」部門に該当する。電力自由化の流れを踏まえて事業領域を日本全国に拡大し、電力及びガスを組み合わせて販売するなど、エネルギー事業会社としての事業展開を計画しており、10年後に7700億円の売上拡大を目指すとしている。

しかし、ガス事業の収支は、これまでは赤字となる期が多く、直近の25年 度においては含み損解消のための料金値上げにより、21年度以来4期ぶりに黒字に転換となった(115、116ページ参照)。

(イ) 収支見通しの状況

- a 収支の状況
 - (a) 総特の収支見通しから新・総特の収支見通しへの見直し内容 特別負担金の仮置き額の設定が総特から新・総特で変更されている。これ は、設定を変更しなかった場合、25年度以降各年度の資金流出額が増加し、 25年度から33年度までの累計で7452億円の追加の資金流出が発生することに なることなどから行われたものと考えられる(116~121ページ参照)。
 - (b) 新・総特の収支見通しと25年度決算との比較

新・総特に添付されている収支見通しと東京電力の25年度決算を比較すると、経常利益は決算額が見通しを上回っているものの、原子力損害賠償費の追加的発生等により税引前当期純利益は決算額が見通しを下回っている(121、122ページ参照)。

- b 柏崎刈羽原発の状況と収支への影響
 - (a) 新規制基準に適合するための工事の進捗状況等

東京電力は、柏崎刈羽原発の再稼働のために、新規制基準に適合するよう 各種の安全対策を進めている。東京電力は、6、7号機について新規制基準に 対する適合審査を受けるために、25年9月に原子炉設置変更許可等を規制委員 会に申請し、それ以降、規制委員会の審査を受けている。そして、新・総特 の収支計画は6、7号機が26年7月から再稼働することを前提としていることか ら、東京電力は他の号機に先行して6、7号機について対策工事を実施してい るが、27年1月末現在で、いまだ工事の一部が完了しておらず、再稼働のため の規制委員会による審査は終わっていない(122~125ページ参照)。

(b) 再稼働の遅延による収支への影響

東京電力は、6、7号機が26年7月から再稼働することを前提として新・総特の収支見通しを作成している。しかし、6、7号機の再稼働は新・総特の収支の見通しのとおりとなっていない。25年度の原油価格及び為替レートを前提とした6、7号機がいずれも再稼働しなかった場合の営業費用への影響は、東京電力の想定を前提とすれば1年間で2880億円から4320億円程度になる(125ページ参照)。

(c) 柏崎刈羽原発の2、3、4各号機の稼働を織り込むか否かによる収支見通しの 違い

新・総特においては、柏崎刈羽原発の「2、3、4号機については、(中略) 再稼働の時期は未定とした。したがって、10年間の収支については、2、3、 4号機の再稼働を織り込まない場合と織り込む場合を試算している」とされて いる。そこで、両試算の結果を比較してみると、営業費用については27年度 から、営業収益については28年度から違いが生じている。

このような違いが生じているのは、「織り込む場合」の試算は27年度から順次再稼働していくことを、「織り込まない場合」の試算は28年度以降電気料金の水準に差が生ずることを前提にしていることによる(126ページ参照)。

c 財政状態及びキャッシュ・フローの状況と特別負担金

東京電力は、アクション・プランにおいて、社債市場への復帰を可能とする 財務体質とするために、自己資本比率を28年度末に16%程度とするなどの目標 を設定している。

新・総特においては、26年度以降の特別負担金を500億円と仮置きして収支見通しが作成されているが、28年度末に自己資本比率が16.0%になるように特別負担金を毎期700億円とすると、現金及び現金同等物の期末残高は最も少なくなる30年度で1755億円となる(127、128ページ参照)。

(ウ) 金融機関への協力要請等

a 23年原発事故から新・総合特別事業計画の認定までの資金調達の状況 東京電力が発行する社債及び政投銀からの借入金には、電気事業法等の規定 により、損害賠償債務等の他の債務に優先して弁済される一般担保が付されて いる。

23年原発事故発生時における東京電力の資金調達額は、民間金融機関からの借入金1兆6152億余円、政投銀からの借入金3612億余円、公募社債5兆0740億余円等となっていた。

23年原発事故に伴い、東京電力は、23年3月及び4月に金融機関から計1兆965 0億円の融資を受け、同年10月から11月までに、取引のある全ての金融機関に対して総合特別事業計画の認定までの間における借入金残高の維持等の与信維持等を要請し、協力を得た。

そして、東京電力は、24年5月の総合特別事業計画の認定を受け、取引のある全ての金融機関に対して、社債市場への復帰までの間における与信維持、新規融資の実行等を要請し、協力を得た。

東京電力は、この融資を受けるに当たり、金融機関との協議の結果、東京電力が信託受託者に金銭を信託することにより信託勘定を設定した上で、民間金融機関が信託受託者の信託勘定への融資を行い、次に信託受託者が当該融資を基にして東京電力に資金を供給する信託スキームを利用することとした。そして、長期資金については、私募債形式を採り、民間金融機関の融資に実質的に一般担保が付されることになり、短期資金については、私募債を引き受けずに委託者向けローンとして東京電力に貸し付ける形式を採るため、一般担保は付されないことになっている(129、130ページ参照)。

b 新・総合特別事業計画の認定後の資金調達の状況

東京電力は、新・総合特別事業計画において、取引のある全ての金融機関に対して、 引き続き借換えなどにより与信を維持すること、 一般担保による与信の総量が、23年原発事故発生時における範囲を超えないようにするとともに、毎年度継続的に減少していく運用とすること及び 債務の履行に特段の支障がないことを前提に今後新規に契約される融資について、できるだけ早期に私募債形式によらないこととするよう、機構と東京電力との間で真摯に協議し、特に、主要な民間金融機関においては、この目的の達成のために特段の配慮をすることについて、協力を要請した。

これらの要請に対する金融機関の対応状況として、 については、与信を維持し、 については、一般担保による与信の総量は23年原発事故発生時における範囲を超えておらず、要請後は減少してきており、 については、機構及び東京電力と協議した上で、26年4月以降、原則として、返済期限が到来した借入金の借換えの際に短期の委託者向けローンを選択することにより、私募債形式によらない融資を行っている(130~132ページ参照)。

c 財務制限条項の状況

民間金融機関が実質的に引き受けた私募債及び政投銀からの借入金の一部には、東京電力及び東京電力グループの損益、純資産等の項目の実績値が2四半期連続して新・総合特別事業計画における計画値を一定程度以上下回らないよう

にしなければならないといった財務制限条項が付されている。

26年9月末において、財務制限条項が付されているのは、私募債1兆2210億余円、借入金3217億余円、計1兆5428億余円となっているが、同月末までに判定値が2四半期連続して計画値を下回ったことはなく財務制限条項には抵触していない(132ページ参照)。

ウ 1~4号機の廃炉に向けた取組等

- (ア) 1~4号機の廃炉に向けた取組
 - a 廃炉に向けた中長期的な取組等

東京電力は、1~4号機を廃炉にするために、廃炉作業を進めていく必要がある。そして、廃炉作業に要する期間は、中長期ロードマップによれば、23年12月を起点として、30年から40年という長期にわたるとされている(132~135ページ参照)。

b 1~4号機の廃炉に向けた取組に係る関係機関の役割

廃炉に係る国の役割について、25年6月に決定された中長期ロードマップの改訂版に続き、同年9月に原子力災害対策本部で決定された基本方針で、政府は、 汚染水問題についても、「東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、 必要な対策を実行していく」こととした。

機構は、26年8月に業務に廃炉等支援業務等が追加され、廃炉等の適切かつ着実な実施の確保を図っていくこととなった。

規制委員会は、25年8月に東京電力から提出された実施計画を認可し、原子炉 等規制法に基づく検査を実施している。

東京電力は、26年4月に、国のガバナンスの下で廃炉・汚染水対策を完遂できるように、同対策に係る組織を社内分社化した「福島第一廃炉推進カンパニー」を設置した(135~139ページ参照)。

c 廃炉作業の進捗状況

1号機については、燃料取出しが中長期ロードマップにおいて29年度に開始する予定となっていることから、建屋カバーを解体し、内部のがれきを撤去した上で新たに燃料取出し建屋を設置していく計画となっている。

2号機については、原子炉建屋内が放射線量が非常に高い状況となっていて、 東京電力は、ロボット等を使用し、原子炉建屋内の放射線量等の状況を調査し ている。

3号機については、東京電力は、使用済燃料プールからの燃料取出しに向けて原子炉建屋上部のがれき撤去作業を進め、25年10月に完了した。そして、同月から燃料取出し用カバー及び燃料取扱設備設置のための線量低減対策を開始した。

4号機については、23年原発事故発生時、使用済燃料プールに、使用済燃料1,331体、新燃料204体、計1,535体が保管されていた。東京電力は、26年12月に、全ての燃料の共用プール等への移送作業を完了している(139~141ページ参照)。

(イ) 汚染水問題への対策等

a 汚染水問題に関する方針等

汚染水処理は、技術的難易度が高く、汚染水処理設備等を構成する装置等の中には、除染装置、蒸発濃縮装置、地下貯水槽及びフランジボルト締めタイプの中低濃度タンクのように、短期間で運転や使用を停止した装置等もあった。

また、政府は、25年9月に基本方針を決定し、汚染水問題の根本的な解決に向けて、 汚染源を「取り除く」、 汚染源に水を「近づけない」、 汚染水を「漏らさない」という三つの方針の下、既に実施しているものも含めて各種対策を講じていくこととした(141~146ページ参照)。

b 汚染源を「取り除く」ための対策

2号機及び3号機のトレンチ内に滞留している高濃度汚染水の海洋流出等のリスクを未然に防止するために、東京電力は、タービン建屋とトレンチの接続部を凍結によって止水し、トレンチ内の汚染水を移送して水抜きした上で内部を充塡する工法を計画し、実証試験により止水が成立することを確認した上で工事を実施したが、止水するまでには至らなかった。廃炉・汚染水対策は、実証試験を経て初めて実用化されていくものも多いことから、実証試験と実際の工事の結果が異なった場合にはその原因を十分に分析し、検討して、今後の実証試験での条件設定等に役立てていく必要がある。

また、汚染水の浄化について、東京電力は、既存ALPSにおいて25年3月にホット試験を開始し、その後、汚染水浄化を早期に完了させるために、増設ALPSや高性能ALPSを設置した(146~152ページ参照)。

c 汚染源に水を「近づけない」ための対策

東京電力は、26年5月に、地下水バイパスによる地下水のくみ上げに係る取組 を開始した。

また、凍土壁の構築については、経済産業省が汚染水処理対策事業費補助金により凍土方式遮水壁大規模整備実証事業として実施している。そして、凍結を開始した後、高濃度汚染水の浄化を完了する目標の33年3月末まで維持管理を実施していく予定となっている(153~155ページ参照)。

d 汚染水を「漏らさない」ための対策

東京電力は、海洋汚染拡大リスクを低減させるために、1~4号機の既設護岸の前面に海側遮水壁の設置と併せて地下水管理を行うための設備の設置も進めている。

また、汚染水等を貯蔵するタンクについて、東京電力は、タンクの増設等を 進めて、26年度中に総貯蔵容量を約80万㎡にする計画としている(156~158ペ ージ参照)。

- (ウ) 福島第一原発の廃炉・汚染水対策に係る東京電力の負担等
 - a 1~4号機の廃炉・汚染水対策に要する費用

安定化維持費用は、電気料金の原価を算定する基礎となる営業費に算入することが認められている。その支出額は、24年度293億余円、25年度249億余円、計543億余円となっている。

廃炉・汚染水対策を進める上で必要となる研究開発費は、23年度1億余円、2 4年度8億余円、25年度15億余円、計25億余円となっている。25年度の1~4号機 に関する研究開発費の中には、IRIDに支払った賦課金11億余円が含まれている。

また、東京電力は、26年3月時点で、安定化維持費用及び研究開発費を除いた 1~4号機の廃炉・汚染水対策に要する費用の総額を計9712億余円と見込んでい る。そして、22年度から25年度までに、対価を支払うなどした額は、計3455億 余円となっている(158~162ページ参照)。

b 廃炉に係る会計制度の見直しと福島第一原発の廃炉・汚染水対策に要する費 用の財務会計上の取扱い

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループは、25年9月に、発電と廃炉は一

体の事業と見ることができるとの考え方に立って会計処理等を見直すべきであるとの検証等の結果を示した。これを受けて、経済産業省は、電気事業会計規則及び解体引当金省令を改正し、同年10月1日から施行した。

東京電力は、25年12月18日に、取締役会において5、6号機の廃炉を決定している。25年度第3四半期決算における5、6号機の廃炉に係る会計処理について、改正前の電気事業会計規則によれば、その簿価1485億余円を一括して費用計上することとされていたが、改正により、東京電力は、簿価1485億余円のうち1288億余円を廃止措置資産として引き続き資産に計上し、発電用資産196億余円を特別損失として費用計上している。

また、解体引当金省令の改正により、廃止後の安全貯蔵期間にわたり定額法で解体引当金を積み立てることとされたことから、東京電力は25年度第3四半期において、計4億余円を費用計上している(162~166ページ参照)。

(I) 廃炉・汚染水対策に対する国の支援等

a 廃炉・汚染水対策に対する国の財政措置

国は、23年度以降、1~4号機の廃炉・汚染水対策に関する 研究開発等、 研究施設の整備等及び 実証事業に対して、計1892億余円の財政措置を講じて いる(166、167ページ参照)。

b 研究開発等への財政支援

経済産業省は、 発電用原子炉等事故対応関連技術基盤整備委託費等による 委託事業、 発電用原子炉等事故対応関連技術開発費補助金等による補助事業 及び 廃炉・汚染水対策基金を活用した廃炉・汚染水対策事業を実施している。

委託事業による研究開発等については、各年度の事業数及び委託費が23年度 2事業1億余円、24年度2事業6億余円、25年度11事業27億余円、26年度3事業16億 余円、計18事業53億余円となっている。

補助事業による研究開発等については、各年度の事業数及び補助金額が24年度3事業9億余円、25年度3事業1億余円、26年度7事業36億余円、計13事業48億余円となっている。

廃炉・汚染水対策事業による研究開発等については、EFFが、経済産業省から廃炉・汚染水対策事業費補助金214億余円の交付を受け、26年3月20日に廃炉・汚染水対策基金を造成した。事務局法人には株式会社三菱総合研究所が選

定され、基金補助事業計42事業が実施されており、このうち研究開発に関する 17事業の基金補助事業者は全てIRIDとなっていた。EFFは、事務局法人 による事業の実施に関して指導監督を行うこととなっており、原子力分野に関 する専門的な知識を有する者を在籍させたり、当該有識者から助言を受けられ る体制を整えたりしておく必要がある。また、基金補助事業者の選定において 競争原理が働きにくい状況にあることを踏まえた上で、事務局法人においては、事業費が適正であるかを十分に確認する必要がある(167~176ページ参照)。

c 廃炉作業に関する研究施設の整備等

経済産業省は、25年3月に、 遠隔操作機器等を開発・実証するための施設及び 放射性物資の分析等を実施するための施設を整備するために、JAEAに 850億円を出資した(177ページ参照)。

d 汚染水対策に関する実証事業

経済産業省は、 凍土方式遮水壁大規模整備実証事業及び 高性能多核種除去設備整備実証事業に必要な経費について汚染水処理対策事業費補助金を交付することとした。これらの事業の実施状況は、補助率が定額で全額国の負担となっており、補助事業者に東京電力が含まれている(177ページ参照)。

エ 東京電力の決算の状況

(ア) 23、24両年度の決算

23、24両年度中に行われた資金交付に係る資金援助の申込額は、それぞれの年度における損益計算書に、特別利益である原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されるとともに、それぞれの年度末時点での申込額からそれぞれの年度末までの累計交付額を除いたそれぞれの年度末時点で未収となっている額が貸借対照表に未収原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されている。

また、機構を引受先として発行した株式1兆円により、貸借対照表の資本金が5000億円、資本剰余金の中の資本準備金が5000億円増加している(179ページ参照)。

(イ) 原子力損害賠償支援機構資金交付金の収益計上

会計検査院は、25年報告の所見において、東京電力は、原子力損害賠償支援機構資金交付金の会計方針について十分な説明を行うといった点にも留意して原子力損害賠償その他の特別事業計画を履行していく必要があると記述している。

これを受けて、東京電力は、25年10月31日以降の決算発表等において、「資金援助の内容や額について、原子力損害賠償支援機構と調整していることや、機構法の趣旨などを勘案すれば、申請を行った時点で、原子力損害賠償支援機構資金交付金を受け取る起因が発生しており、実質的に収益が実現している」と説明している(180ページ参照)。

(ウ) 25年度決算

収支の状況をみると、営業収益が前年度比11.7%増の6兆4498億余円となったことや、営業費用を4.3%増にとどめることができたことなどから、432億余円の経常利益を計上している。また、特別損益が3561億余円の利益となり、当期純利益は3989億余円となっている。

そして、東京電力は、原子力損害賠償支援機構資金交付金の交付を受けるようになって以降、25年度決算で初めて当期純利益を計上し、機構が運営委員会の議決を経て主務大臣の認可を受けた特別負担金額500億円を営業費用の原子力発電費に計上している(180、181ページ参照)。

2 所見

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として、機構が東京電力に対して出資したり、原子力損害の賠償のための資金を交付したりすることなどにより、多額の財政資金を投じて実施されている。

25年閣議決定においては、原子力災害から一日も早く福島を再生させることは国の責務であるとして、福島の再生のために必要な全ての課題に対して、国民の理解と協力を得ながら取り組んでいく姿勢が明らかにされ、除染・中間貯蔵施設費用等に関する具体的な対応として、国と東京電力の役割分担が明確にされた。そして、25年閣議決定において明らかにされた国の方針や、東京電力を取り巻く事業環境の変化を踏まえて総特の内容を大幅に見直した新・総特が策定され、東京電力は、「責任と競争」の両立を基本に、賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、新たなエネルギーサービスの提供と企業価値の向上に取り組むことなどが示された。あわせて、機構法が改正され、機構に賠償支援業務に加えて廃炉等支援業務が追加された。

新・総特における要賠償額の見通しは5兆4214億余円(第2次新・総特)となり、賠償

の進捗や対象期間の延長に伴い引き続き賠償見積額の増加が見込まれるほか、25年閣議決定においては、除染費用、中間貯蔵施設費用がそれぞれ約2.5兆円、約1.1兆円と見込まれている。国から機構に対しては、原子力損害の賠償に必要な資金を東京電力に交付するために累計で9兆円の国債が交付されており、26年12月までに原子力損害を受けた者に支払われた賠償金の額は4兆5656億余円となっている。

東京電力は、電気料金改定等による収入の増加やコスト削減の実施による費用の抑制等により、25年度決算で機構から資金援助を受けるようになって以降初めて当期純利益を計上するなど財務状況について一定の改善がなされ、同年度分に係る特別負担金500億円を納付するに至った。一方、原子力発電所の停止に伴う燃料費の増大等の影響により、機構に一般負担金を納付する他の原子力事業者の中には複数年にわたり経常収支が赤字となっているものがあることや、運転期間が40年を超える原子炉の取扱いによっては、25年度分の一般負担金年度総額1630億円と同程度の金額を今後も維持することができるかについて注視する必要がある。

そして、このような状況の中で、25年閣議決定において、機構が保有する東京電力の株式を売却し、それにより生ずる利益の国庫納付により除染費用相当分等の回収を図るとされたことから、東京電力の株式をできる限り早期に、かつ、高い価格で売却することは、国民負担の極小化や、機構法の本来の仕組み、すなわち、原子力事業者から納付される一般負担金により機構に積立てを行い、原子力事故が発生した後の資金援助の財源にするという仕組みが早期に機能することに大きく貢献する。しかし、株式を高い価格で売却できるようにするために、財務状況の更なる改善、内部留保の蓄積、キャッシュ・フローの確保等により企業価値の向上に東京電力が取り組むことは当然としても、その取組は決して容易ではなく、また、実際の売却価格は様々な要素により決まるもので、高い価格での売却は確実なものではない。

したがって、上記のような点を踏まえた上で、今後、文部科学省は次の(1)アの点に、 経済産業省は次の(1)イの点にそれぞれ留意して原子力損害の賠償に関する支援等を実施 し、機構は次の(2)の点に留意して資金援助業務等を実施し、また、東京電力は次の(3) の点に留意して原子力損害の賠償その他の特別事業計画を履行していく必要がある。

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

ア 文部科学省において、

(ア) ADRセンターにおける和解の仲介の申立てに係る未処理件数が大幅に減少す

るには、なお時間を要すると考えられることから、処理の促進のために引き続き ADRセンターの体制整備等に努める。

(4) 原賠法の改正等の抜本的な見直しなどの必要な措置を講ずるまでには至っていないことから、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方について検討を加えるなど機構法附則において求められている事項を早期に達成できるよう努める。

イ 経済産業省において、

- (ア) 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の認可に当たっては、「国民負担の極小化を図ることを基本とする」という考え方を踏まえて、国が機構を通じて交付した資金の確実な回収と東京電力の企業価値の向上の双方に十分に配慮する。また、機構が特別負担金の額を主務省令で定める基準に従って定めたことについて国民に対して十分に説明していくよう、内閣府と共に機構を監督する。
- (イ) 廃炉・汚染水対策において、基金補助事業者の選定において競争原理が働きに くい状況にある場合には、事務局法人に事業費が適正であるかどうかを十分に確 認させるようにする。
- (2) 機構による資金援助業務の実施状況等 機構において、
 - ア 東京電力におけるコスト削減等の経営合理化や原子力損害の賠償の実施に関する モニタリングを引き続き的確に実施するなどして、引き続き、東京電力による特別 事業計画の確実な履行を支援する。
 - イ 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の検討に当たっては、「国民負担の極小化を図ることを基本とする」という考え方を踏まえて、国が機構を通じて交付した資金の確実な回収と東京電力の企業価値の向上の双方に十分に配慮する。また、特別負担金の額が東京電力に対して「経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額の負担」を求めたものであることについて、各年度の額の算定に係る具体的な考え方を、東京電力に係る財務諸表上の計数等、検討に際して考慮した諸要素を適宜用いるなどして、国民に対して十分に説明する。
- (3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等東京電力において、
 - アー本賠償未請求者に対する働きかけを継続して、未精算状態を早期に解消する。賠

償金の支払の重複が生ずることのないよう、引き続き、審査体制の強化に取り組む。 イ 経営の合理化に向けて、実質的な効果のあるコスト削減により一層取り組むとと もに、売却に至っていない資産の売却に引き続き取り組む。子会社の売却に当たっ ては、一定期間の業務委託を約定した売却が、実質的なコスト削減に資するかどう か確認する。

ウ 廃炉・汚染水対策において、実証試験と実際の工事の結果が異なった原因を明確 にし、今後の実証試験での条件設定等に活用する。

東京電力の企業価値の向上は、今後、28年度末に機構によって実施される「責任と競争に関する経営評価」によって検証されることとなっている。また、23年度以降多額の財政措置が講じられて実施されている廃炉・汚染水対策については、機構に廃炉等支援業務が追加されており、機構の指導の下で、適切な事業の実施と確実な成果が求められる。

会計検査院としては、26年度以降に実施された支援等について引き続き検査を実施して、検査の結果については、上記の28年度末に実施される「責任と競争に関する経営評価」による検証や廃炉・汚染水対策の実施状況等を踏まえた上で取りまとめが出来次第報告することとする。